

令和5年6月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

# 目 次

## (先議・委員間討議)

1、開催日時・場所 .....	1
2、出席者 .....	1
3、審査事件 .....	1
4、経過	
分科会（企画部・危機管理部・地域振興部）	
企画部長予算議案説明 .....	2
危機管理部長予算議案説明 .....	2
地域振興部長予算議案説明 .....	3
デジタル戦略課長補足説明 .....	3
消防保安室長補足説明 .....	4
次長兼交通政策課長補足説明 .....	5
予算議案に対する質疑 .....	5
予算議案に対する討論 .....	2 1
分科会（総務部）	
総務部長予算議案説明 .....	2 1
予算議案に対する質疑 .....	2 1
予算議案に対する討論 .....	2 1
委員会	
審査内容等に関する委員間討議（協議） .....	2 2

## (第1日目)

1、開催日時・場所 .....	2 3
2、出席者 .....	2 3
3、審査事件 .....	2 4
4、付託事件 .....	2 4
5、経過	
分科会（警察本部審査）	
警務部長報告議案説明 .....	2 5
報告議案に対する質疑 .....	2 6
報告議案に対する討論 .....	2 6
委員会（警察本部審査）	
警務部長総括説明 .....	2 6
議案に対する質疑 .....	2 9
議案に対する討論 .....	2 9
決議に基づく提出資料の説明 .....	2 9
陳情審査 .....	2 9
議案外所管事項に対する質問 .....	3 0
分科会（出納局・各種委員会事務局審査）	
会計管理者報告議案説明 .....	4 9
監査事務局長報告議案説明 .....	4 9
人事委員会事務局長報告議案説明 .....	4 9
労働委員会事務局長報告議案説明 .....	5 0

議会事務局長報告議案説明 .....	5 0
報告議案に対する質疑 .....	5 0
報告議案に対する討論 .....	5 0
委員会（出納局・各種委員会事務局審査）	
会計管理者所管事項説明 .....	5 0
監査事務局長所管事項説明 .....	5 1
人事委員会事務局長所管事項説明 .....	5 1
労働委員会事務局長所管事項説明 .....	5 2
決議に基づく提出資料の説明 .....	5 2
議案外所管事項に対する質問 .....	5 3

### （第2日目）

1、開催日時・場所 .....	5 9
2、出席者 .....	5 9
3、経過	
分科会	
企画部長報告議案説明 .....	5 9
報告議案に対する質疑 .....	6 0
報告議案に対する討論 .....	6 2
委員会	
企画部長所管事項説明 .....	6 2
決議に基づく提出資料の説明 .....	6 3
政策企画課長補足説明 .....	6 4
陳情審査 .....	6 5
議案外所管事項に対する質問 .....	6 5
請願審査 .....	7 8
請願に対する質疑 .....	7 9
請願に対する討論 .....	7 9
議案外所管事項に対する質問 .....	8 0

### （第3日目）

1、開催日時・場所 .....	9 9
2、出席者 .....	9 9
3、経過	
分科会	
地域振興部長予算議案及び報告議案説明 .....	9 9
市町村課長補足説明 .....	1 0 0
予算議案及び報告議案に対する質疑 .....	1 0 1
予算議案及び報告議案に対する討論 .....	1 0 1
委員会	
地域振興部長所管事項説明 .....	1 0 2
決議に基づく提出資料の説明 .....	1 0 5
地域づくり推進課長補足説明 .....	1 0 6
新幹線対策課長補足説明 .....	1 0 6
県庁舎跡地活用室長補足説明 .....	1 0 7
陳情審査 .....	1 0 8

議案外所管事項に対する質問 .....	108
---------------------	-----

#### (第4日目)

1、開催日時・場所 .....	145
2、出席者 .....	145
3、経過	
分科会(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部審査)	
秘書・広報戦略部報告議案説明 .....	146
総務部長報告議案説明 .....	146
危機管理部報告議案説明 .....	146
報告議案に対する質疑 .....	147
報告議案に対する討論 .....	149
委員会(秘書・広報戦略部、総務部、危機管理部審査)	
総務部長総括説明 .....	150
秘書・広報戦略部所管事項説明 .....	152
危機管理部長所管事項説明 .....	153
人事課長補足説明 .....	154
債権管理室長補足説明 .....	154
議案に対する質疑 .....	155
議案に対する討論 .....	156
決議に基づく提出資料の説明(秘書・広報戦略部) .....	156
決議に基づく提出資料の説明(総務部) .....	156
決議に基づく提出資料の説明(危機管理部) .....	157
陳情審査 .....	158
議案外所管事項に対する質問 .....	158
委員間討議 .....	197
・審査結果報告書 .....	198

#### (配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料(先議分)
- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

**6月9日**  
**(先議・委員間討議)**

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月9日

自 午後 1時29分  
至 午後 3時 9分  
於 委員会室 1

危機管理部長 今富 洋祐 君  
危機管理対策監 池田 聡 君  
消防保安室長 松尾 健自 君

地域振興部長 小川 雅純 君  
地域振興部次長兼  
交通政策課長 鳥居 祐輔 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 坂口 慎一 君  
副委員長(副会長) 中村 一三 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 小林 克敏 君  
" 外間 雅広 君  
" 山口 初實 君  
" 前田 哲也 君  
" 大場 博文 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 山村 健志 君  
" 大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

総務部長 大田 圭 君  
財政課長 苑田 弘継 君

企画部長 早稲田智仁 君  
企画部政策監  
(デジタル戦略担当) 三上 建治 君  
政策企画課長 内田 正樹 君  
デジタル戦略課長 井手 潤也 君

6、審査事件の件名

○総務分科会

第51号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）  
（関係分）

7、審査の経過次のとおり

午後 1時29分 開会

【坂口委員長】ただいまから、総務委員会及び  
予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、  
私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、大場委員、饗庭委員のご  
両人をお願いいたします。

本日の議題は、第51号議案「令和5年度長崎県  
一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分及  
び令和5年6月定例会における本委員会の審査  
内容等についてであります。

審査方法についてお諮りいたします。

本日、審査する議案は、国の経済対策などに  
伴うものであり、6月12日の予算決算委員会及  
び本会議において審査する必要があることから、  
付託議案に限って審査を行い、その後、令和5年  
6月定例会における本委員会の審査内容等につ

いての委員間討議を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

また、総務部長が文教厚生分科会に出席する必要があることから、企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を先に行い、終了後、総務部関係の審査を行うこととしたいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【坂口分科会長】それでは、分科会による審査を行います。

まず、企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は、67億3,998万8,000円の増、歳出予算は、15億8,216万8,000円の増となっております。

まず、歳入予算の内容についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を計上いたしております。

これは、関係部局で歳出予算を計上しております当交付金を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

なお、その内訳については、別紙の補足説明資料新型コロナウイルス感染症対応、地方創生臨時交付金充当事業一覧のとおりであります。

続いて、歳出予算の内容について、ご説明いたします。

若年層のマイナンバーカードの利活用・取得促進を図りつつ、子育て世帯の家計負担の軽減にもつなげるため、18歳以下の県民にデジタルポイントを付与する経費を計上いたしております。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】続いて、危機管理部長より予算議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の先議分の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算で、9億5,554万円の増となっており、L P ガス料金上昇の影響を受ける県内一般消費者の負担軽減を図るため、L P ガス販売事業者が行う使用料金の値引きを支援する経費を計上しております。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】続いて、地域振興部長より予算議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（先議分）2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳出予算は、企画費10億4,073万4,000円の増となっております。

これは、燃料費等の価格高騰による影響を受けている公共交通事業者及び貨物運送事業者への支援や、公共交通事業者のDXによる利便性向上や経営改善に係る環境整備への支援に要する経費でございます。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】次に、補足説明を求めます。

【井手デジタル戦略課長】第51号議案「令和5

年度長崎県一般会計補正予算（第2号）」のうちデジタル戦略課が所管する事業について、補足して説明いたします。

恐縮でございますが、企画部分科会補足説明（先議分）（デジタル戦略課）という資料をご覧ください。

今回、マイナンバーカードを活用したポイント付与事業を計上いたしております。

事業名は、U18マイナカード生活応援事業費で、予算額は15億8,216万8,000円を計上いたしております。

3、事業の目的ですが、まず第一に、マイナンバーカードを活用した行政サービスの提供に向けて、さらなるマイナンバーカードの利活用・取得促進を図ることとしております。

また、本事業においては、マイナンバーカードの取得率が低い年齢層に対して重点的に取り組むこととしており、併せて子育て世帯の消費下支えを図ってまいります。

4、事業内容等の部分でございますが、マイナンバーカードの利活用・取得促進を図るとともに、子育て世帯の消費下支えを行うため、マイナンバーカードを活用し、18歳以下の県民に対しまして、一人当たり1万円分のデジタルポイントを付与することとしております。

令和5年4月末現在のマイナンバーカード取得率は、県平均で71.2%であるのに対し、18歳以下の方の取得率は65.1%にとどまっていることから、本事業による取得促進により、これを県平均に近い70%まで引き上げてまいりたいと考えております。

その他の事業内容の詳細については、下部の表に記載のとおりでございます。

デジタル戦略課からの補足説明は以上でございます。



よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【松尾消防保安室長】 それでは、危機管理部の分科会補足説明資料をお開きください。

LPガス一般消費者料金高騰対策支援事業についてご説明いたします。

予算要求額は、タイトルの括弧内に記載しているとおり9億5,554万円としております。

まず、1の背景ですが、近年、各種燃料の料金値上げに伴い、一般家庭での家計への負担増が続いている中、(1)に記載しておりますとおり、ガスについては、一般消費者に対する国の直接的な支援は都市ガスに限られ、県内世帯の約半数を占めるLPガスについての支援は対象となっております。

(2)をご覧ください。

LPガスにつきましては、地域の実情に応じて、地方創生臨時交付金の活用により、地方公共団体において措置することが推奨されているところです。

このような状況にあることから、(3)に記載のとおり、県内約30万世帯で使用され、価格上昇の影響を受けている多くの一般消費者の料金負担軽減を図ることを目的として、実施する事業であります。

次に、2の事業概要ですが、価格上昇しているLPガスを使用している県内一般消費者に対し、その価格上昇分の一部について、LPガス販売事業者を通じて支援する事業でございます。

事業内容といたしましては、3に記載しているところですが、(1)支援の対象につきましては、県内のLPガス利用世帯としております。

(2)支援額ですが、1世帯当たり3,000円の定額としております。

3,000円につきましては、点線の中の四角圏

みに記載しているとおり、一般的な標準世帯における過去1年半の価格上昇額が753円となっており、これに国の都市ガス支援の補助率60%を乗じた額が500円 となります。この500円の4月から9月までの6か月分相当ということで3,000円としたところです。

今年度予算のため、4月からとしており、また9月までとしているのは、国の都市ガス支援の終期に合わせております。支援対象世帯が約30万世帯であることから、支援総額としては9億円となります。

なお、予算要求額から9億円を除いた残り5,500万円程度につきましては、販売事業者の事務処理手数料などの事務経費となっております。

次に(3)の支援方法でございますが、県内のLPガス販売事業者一般消費者のLPガス料金から3,000円を値引きしていただき、当該額をLPガス販売事業者に県から補助することとしております。

ご参考といたしまして、四角囲みの中に、一般利用世帯とLPガス販売事業者、県の関係、支援手続の流れを記載しております。

一番下の(4)をご覧ください。

スケジュールですが、まずLP販売事業者へ説明会を開催した後に、7月から8月に補助金の交付申請を受付け、10月から12月に料金の値引きを実施する予定としております。

なお、資料には記載しておりませんが、当該事業の財源として、臨時交付金7億5,658万3,000円、一般財源1億9,895万7,000円としております。

国からの臨時交付金だけで財源が不足する部分について、予算計上ベースでの調整として一般財源を充てており、最終的には各事業の執行

状況に応じて、財源調整を行っていくと聞いております。

消防保安室関係の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【鳥居次長兼交通政策課長】続きまして私から物価高克服に係る交通事業者、貨物運送事業者に対する支援対策についてご説明いたします。

資料をご覧ください。

県内の交通事業者及び貨物運送事業者は、地域住民の移動手段、生活物資の輸送など重要な役割を担っておりますが、燃料価格等の高止まりの状況が続いており、各事業者の経営は厳しい状況であります。

今後も引き続き事業を継続し、地域住民の移動手段、生活物資の輸送などの役割を果たしてもらうため、今回、3つの事業を補正予算として計上しております。

事業の概要でございますが、まず、上部左側に記載しております公共交通事業継続緊急支援費になります。

燃料価格等の高騰の影響を受けている公共交通事業者の事業継続のための支援として、各事業者の使用する車両数等に応じた支援金を交付することとし、予算額は5億6,076万円を計上しております。

次に、上部右側に記載しております貨物運送事業継続緊急支援費になります。

燃料価格高騰の影響を受けている、貨物自動車運送事業者等及び本土から離島へ生活物資を輸送する貨物航路事業者の事業継続のための支援として、各貨物運送事業者の使用する車両数、または船舶数に応じた支援金を交付することとし、予算額は3億6,707万4,000円を計上しております。

なお、交通貨物事業者に対する支援単価は、燃料価格高騰による年間影響額の2分の1を基本とし、再熱油サーチャージ等を控除した上で設定をしております。

最後に、下部に記載しております地域公共交通デジタル化等利便性向上事業費になります。

本事業は、県内の公共交通事業者が地域公共交通のデジタル化等により、利用者の利便性向上に資する設備を導入するために必要な経費について支援するもので、予算額は1億1,290万円でございます。

なお、本3事業につきましては、国の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を活用することとしております。

以上が、各事業の概要でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】それでは質疑をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、マイナンバーカードの生活応援事業についてお伺いしたいと思います。

目的としては、マイナンバーカードの取得促進ということですが、連日、報道があつてますように、マイナンバーに関しては様々な問題が出ていて、この制度を、まだ不備なんじゃないかということもたくさん出ておまして、その中で、県として、これを進めていく理由を教えてください。

【井手デジタル戦略課長】お答えします。

全国的にも報道をされておりましたとおり、マイナンバーに紐づけをされております公金受取口座ですとか健康保険証などについて、別の方の情報が登録されるというトラブルが発生して

いるということ把握しております。

いずれも、マイナンバーカードに情報を登録するですとか、そういった場面でのミスということがわかっておりまして、カードの個人認証機能に不具合があるものではないとされております。

今回、私どもマイナンバーカードの取得促進ということを第一の目的としまして、デジタルポイントを付与するという事業を企画したわけでございますけれども、デジタル社会の基盤としてマイナンバーカードの取得促進をしていきたいということで考えております。

ただ、今回の事業に際しましては、マイナンバーカードについて、新たにまた情報を付与するとかということではございませんで、カードを使って事業の対象者であるかどうかということ判断するのみでございますので、安心して、そこは利用していただけるものと考えております。

【饗庭委員】安心して利用いただけるということですけども、取得を促進するということでは、今持っている方にも取得をしていただきたいという意向があるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

【井手デジタル戦略課長】今回の事業につきましては、18歳以下の方を対象としておりますけれども、もちろん今カードを持っている方も対象にはなりますけれども、今から取得していただけてポイントを受け取っていただくということもできますので、そういった形で少しでも取得促進につながればと思っているところでございます。

【饗庭委員】その取得促進が、皆様の制度の不備によって不安を感じているところが多い中に、県としても、それを進めていくのにどんな理由

があるのかなと思ってお聞きしたところと、市や町ではマイナンバーカードの申し込みが多くなって忙しいという状況もあるかというふうに思います。

その中で、また、18歳以下に限ってはいますけれども、それを促進するよりも別の政策を立てた方がいいのではないかなというふうに思うんですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【井手デジタル戦略課長】確かに、昨今、マイナンバーカードのトラブルが続いておりまして、不安というところもあるかもしれませんが、このマイナンバーカードが広まることによって、受けることができる行政手続が簡素にできるですとか、オンライン化できるですとか、そういったメリットの方がやはり大きいものと考えております。

昨今のトラブル等については、今後正されていくことと思いますし、県としても、デジタル社会の進展を少しでも支えたいということで、こういった事業で進めていきたいと考えております。

【饗庭委員】一定理解したいと思えます。

その中で、年齢別の取得率で18歳以下が低かったというようなご説明だったかと思えますけれども、ほかの年齢層の取得率を教えてください。

【井手デジタル戦略課長】4月30日現在、県内の取得率ということで申し上げます。

ちょっと細切れになってしまっていて申し訳ないんですけども、まず5歳区分で申し上げますと、20歳から24歳から申し上げますと、20歳から24歳が81.7%、25歳から29歳が75.8%、30歳から34歳が68.6%、35歳から39歳が67.8%、40歳から44歳が68.2%、45歳から49歳が67.8%、

50歳から54歳が72.3%、55歳から59歳が73.3%、60歳から64歳が72.3%、65歳から69歳が71.8%、70歳から74歳が74.4%、75歳から79歳が91%、80歳から84歳が73.3%、85歳から89歳が64.1%、90歳以上の方で55.2%となっております。長くなってしまいました、以上でございます。

【饗庭委員】細かいところをありがとうございます。

その中で18歳以下が少ないということ、65.1%で、子育て世帯を支えるためにということですが、高年齢の方も85歳以上になると、かなり低いかと思えますけれども、ここを対象にしなかったのはどんな理由か教えてください。

【井手デジタル戦略課長】年齢別の取得率についてデータを元に、今回、18歳以下というところで施策を組んでおります。18歳以下の交付率が低いというところはございますし、もちろん今おっしゃったとおり、高年齢者のところでも一部取得率が低いというところも見られますけれども、本県のやはり重要施策として子育て世帯の支援がございましたので、どこに施策を打っていくかと考える中で、今回は子育て世帯の消費下支えを少しでも進めていきたいということも、併せて進めていければということで、このような事業の枠組みとしております。

【早稲田企画部長】今般の物価高騰対策の財源であります臨時交付金、電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援交付金でありますけれども、物価高騰対応により重点的・効果的に活用されるように、国が効果的と考えられる推奨事業メニューというものを示されておりまして、各自治体が、基本的に、その趣旨に沿って活用することが前提となっております。

国の推奨メニューにおきましては、生活者支

援として、低所得者や子育て世帯、消費下支えなどが示されておりまして、エネルギーや食料品価格等高騰の影響が大きい子育て世帯への支援が具体的に明記されております。

また、手法としましては、マイナポイント等の発行による支援策というものが示されております。

一方、高齢者を含めた幅広い世代に対する生活者支援につきましては、特に物価高騰の影響を受ける低所得者向けの支援が必要となることから、今回、国において、市町に対して低所得世帯支援枠として、一世帯当たり3万円分の財源が配分されておりまして、別途、各市町で支援策が講じられることとなっております。さらに商品券等の幅広い一般向けの消費喚起策についても、複数の市町において、実施、検討がなされております。

こうした中で、県としましては、国の推奨メニューにもありますマイナンバーカードの仕組みを活用しながら、特に若年層のカード取得率が低い現状を踏まえまして、マイナンバーカードの利活用と取得促進を図りつつ、子育て世帯の家計負担の軽減にもつながる施策として、今回、構築したものであります。

【饗庭委員】高齢者の方には市町村で対応するということかと思いますが、県として、子育て支援を知事の所信表明もありまして進めているところですが、高年齢者の皆さんから「高齢者の支援も」という声もいただくことが多いので、高齢者のことも県としても支援していただければと思います。

すみません、そのあたり細かいところで、申請期間が8月から12月というふうになっておりますけれども、この中で申請の方法としてはどのようにしていくのか教えてください。

【井手デジタル戦略課長】申請の方法といたしましては、マイナンバーカードを使いまして、この事業の対象者の方々から、それぞれ申請いただくような形で考えております。

申請した方のキャッシュレス決済の手法は、PayPayですとかau Payですとか、そういう方法を、サービスの種類を選んでいただきまして、そこに1万円分のデジタルポイントを付与するといったような形を想定しております。

【饗庭委員】マイナンバーカードを使って申請するということで、オンラインで申請ということではよろしいでしょうか。

【井手デジタル戦略課長】オンラインで申請するという方法を想定しております。

【饗庭委員】ぜひマイナンバーカードを所持しておられる18歳以下の方全員に行き渡るといいなと思って、その申請期間に申請を忘れたということがないようにしていただければと思います。

次に、公共交通事業継続緊急支援費のことでお尋ねします。

ご説明いただいたところですが、この乗合バス・貸切バス・地域鉄道・路面電車・タクシー・運転代行とありますが、それぞれにどれくらいの台数なのか。赤字のところということでご説明いただいたかと思うんですが、そのあたりも含めて台数を教えてください。

【鳥居次長兼交通政策課長】今般の公共交通事業継続緊急支援費でございますけれども、対象については資料にお示ししているとおりでございます。それぞれのモードで想定される支援対象台数でございますが、まず乗合バスが約1,415台、貸切バスが541台、鉄軌道が約110両、旅客船が35隻、航空機が2機、タクシーが約2,720台、運転代行が約280台と見込んでいます。

ところでございます。これが実際に申請が来るかどうかというのは、また、実際の申請の段階になってみないとわからないというところでございます。

【饗庭委員】今いただいた台数が、全体の何%になるか教えてください。

【鳥居次長兼交通政策課長】基本的に、バス等も、今、県内を赤字で運行しているところがほとんどでございます。一部、航路で、ジェットフォイルの航路などで赤字になっているところはございますけれども、基本的には先ほど申し上げた台数、隻数が、県内にあるもともとの全体の台数、隻数と大体同じになるとお考えいただければと思います。

【坂口分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】マイナンバーカードの今質問がありましたU18マイナカードの取得率の低い生活応援事業についてお尋ねをしたいと思います。

まず、マイナンバーカードの取得率の低い18歳以下の方々の取得促進を図るといったようなことが、一つの目的。さらに、もう一つの目的は、物価高騰の影響を受ける子育て世帯の消費下支えを図るといったことになってはいますが、率直に言って、この点の、18歳以下の子育て世帯の消費下支えを図るといふ、この辺のところ、私が理解できないところであります。

大体我々が子育て世帯と、こう言う時には、一般論としては20代、30代、この世帯を子育て世帯と通常言っているのではなかろうかと、このような受け止め方で今日までできているところでございますけれども、要するに18歳以下の方々がそういう子育てをしていると、そういうわけではなく、18歳以下の皆さんが1万円のポイントを付与されて、それをどのように子育て世帯の消費下支えにつなげていくのかと、この辺の

ところが少しわかりにくいわけでございます。

18歳以下の子育て世帯、この消費をやっぱり下支えすると、こういうことについての関連というかね、そんなものはどういうふうに受け止めているのか、お尋ねしたいと思います。

【井手デジタル戦略課長】お答えいたします。

18歳以下の方がいる世帯を、子育て世帯というふうに捉えているところでございます。

当該子育て世帯に対しまして、18歳以下の方でマイナンバーカードをお持ちである方お一人当たり1万円を付与するという事で、子育て世帯の家計を少しでも支援することができればと考えているところでございます。

【小林委員】今回のこの事業の目的は、今言うように、まず利活用を促進するというようなこととか、それから取得促進を図るということ、この2つの目的があるわけですね。

それで先ほどからも言っているように、子育て世帯の物価高騰によるところの影響、ここを下支えすると、こんなようなことで18歳以下と。これが、なかなか今の説明を聞いておりまして、よく理解ができないところでありまして、この辺のところは理解ができていくというところを指摘しておきたいと思っております。

目的が、取得率の向上を考えているわけですね、促進を。そうすると、先ほどもありましたけれども、全ての年代の取得率の向上を図るべきということを考えるわけですね。それをなぜに18歳以下というところに絞らなければならないのか、その絞った理由は何なのか、もう一度、この点をお尋ねしたいと思います。

【井手デジタル戦略課長】マイナンバーカードの年代別の取得率を見た時に、高齢者層などにおきましても、部分的に県平均を下回っているというところもございませうけれども、物価高の

中、消費の下支えというふうな観点から、県の重点施策でもあります子育て世帯の支援というものも考慮いたしまして、今回は65.1%というふうに低くなっております18歳以下を対象といたしまして、マイナンバーカード取得率の向上を図ることといたしました。

【小林委員】今、お答えをいただいておりますけれども、いまひとつ、その辺のところはどうしてもマイナンバーカード自体、私自身がよくわかってないので、その点のところはなかなかみ合わないところではないかと、このような受け止め方もしているわけですね。

ただ、一つ言えることは、今、18歳以下の方々の取得率が65.1%だと、このような形の中で、これが低いと。これを要するに今回の事業で18歳以下を対象とすることによって65.1%からどこまで伸ばすことを見込んでいるのかと。

また、マイナンバーカードの国全体の取得率が69.8%と、このように聞き及んでおりますけれども、今回の取組で長崎県全体をどのくらいの取得率にしようと考えているのか。

また、当然、順位があろうかと思っております。今、長崎県は22位みたいなことを聞いておりますけれども、これを今回の18歳以下の取組によってどこまで順位を上げようと考えているのか、取得率と順位、このことについてお尋ねをしたいと思います。

【井手デジタル戦略課長】18歳以下のマイナンバーカードの取得率が現在65.1%でありますので、まず、これを県平均に近づけるべく取得率70%というところを目指して取り組んでまいりたいと考えております。

また、18歳以下の方のところ70%という目標を達成した場合におきましては、県全体の取得率といたしましては72%というところまで

上がってまいります。現時点での各都道府県の取得率を前提とした場合におきまして、長崎県の取得率としましては現行22位でございますけれども、それが17位というところまで上昇するというふうに見込まれております。

【小林委員】 大体5%ぐらいを上げると、18歳以下の65.1%を70%ぐらいにしたいと。そうすることによって長崎県自体が全体で72%の取得率、このくらいになると。この順位が現時点で第22位であるけども、これが17位ぐらいまで伸びると、こういうようなことで十分目的を達成することが可能だというようなことで考えていただいていると、そういうふうに見込んでいただいているということ、これがよく理解ができました。

そこで、デジタルのこういうマイナンバーカードというのが非常に大きな話題を呼んでいる。これをもって物価高騰の、そういう景気対策の下支えをやっていこうと。今回、こういう取組が展開されておりますけども、これからこの18歳以下の皆さん方が、この取組に関心を持ち、私も私もというようなことで功を奏して、これがやっぱり何というか5%以上に伸びる可能性があった場合に、この1万円付与を期待している人が、それがもういっぱいでは実は打ち切られてしまったと、できなかったというような、そういう事態が発生する可能性があるし、また反対に、あなた方が見込んでいるような受けが、実はなかなか至らないで、要するに予算が余るといって、このポイントが余るといって、こういうような場合も考えられるわけです。

要するに、功を奏して、これがなんかこうやって受けられないという状況と、これがあまり評判がよくなって、何かしら余ると。足りない場合はどうするのか、余った場合はどうな

るのか、この辺についてお尋ねしたい。

【井手デジタル戦略課長】 委員お尋ねがありましたように、本事業によりカードの新規取得が大きく促進した場合、ポイントを希望しても予算の都合でポイントを付与できないという方が生じてくる可能性がございます。

そのような場合は、今回、財源としております臨時交付金の執行状況などを踏まえながら、追加の対応というのは検討してまいりたいと考えております。

また、目標に到達しない、達成しない場合についてでございますけれども、まず、目標に近づくように広報に力を入れていきたいと思っておりますけれども、それでもポイント付与の予算が余ってしまうという場合につきましては、例えば申請期間の延長も含めて、対応を検討していくことになるかと思っております。

【小林委員】 これが功を奏するためには、これまでマイナンバーカードの交付については市町が主体的にやっておったのではないかと思うんです。今回、市町があまりなんか主役として出てこない、県が主体的に、その主役になっているのではないかと、こう考えるわけですね。

それで、きちんと功を奏し、あなた方が見込んでいる目的を達成するためには市町の協力が絶対に不可欠であると。そういうような視点から考えてみた時に、何で今回は市町があまりそういう表に出ずに、むしろ主体が長崎県になってしまっていると、こういうようなところが、どういう理由でこうなっているのかと。

今後、市町のマイナンバーカードについての役割、これは今までと全く変わらないのか。これから県がもっと主体的になって、どっちかというと市町が後に下がってしまうのかと、こんなようなことも考えられるのではないかと思う

けども、この点についてはいかがでございますか。

【小川地域振興部長】マイナンバーカードの交付等々については、私ども地域振興部の市町村課の方で、市町村と十分連携、調整を図りながら進めさせていただいております。

そういう中で、これまでマイナンバーカードについて交付申請をしても、市町村の窓口の手続のところではなかなか交付まで行き渡っていないといういろいろなお声もある中で、県といったしましては、市町村と連携いたしまして、その交付事務ができるだけスムーズに進むようにということで、申請のサポートとか、交付のサポート等々をしてきております。

また、今年度につきましては、市町の方とマイナンバーカードの普及分科会というのも一緒に構成しておりますが、年度途中からにはなりますが、例えば、事業者への委託をしてハイエース等の車両で各地域を回りまして、そういう手続関係ができないかということの事務を進めるようにしておりますので、委員ご指摘のマイナンバーカードに係る市町の役割、これまでの役割というのは全く私ども変わりないと思っておりますし、県が、いかにそこをサポートしながら、マイナンバーカードの普及が進んでいくかという観点で私ども考えております。

今回、予算が上がっているのは、そういうものを有効に活用しながら、いかにデジタル社会の中で、いろんな支援ができるのかという施策も併せまして対応させていただいているというところでございますので、その点、ご理解いただければと思います。

【小林委員】長崎県と市町との関連、これは全てにおいて大事だと思うんです。やっぱりよりよき長崎県、また市町、こういうようなことを

考えていきますと、市町と県がいかにして、うまく力を合わせるかということが一番の課題であります。

人口減少というのは最たるものであって、なんか人口減少対策も、ただ県の問題であるというような形で、これが受け止められてしまって、大変申し訳ないが、市町のそこにおけるところの役割とかというのがあまりよく見えないわけです。

ですから長崎県としては、いかにして市町に、それなりの役割を担っていただきながら、県とタイアップしながらやっていくんだと、こういう姿勢を貫いていかなければいけないと。

今回のこの事業計画も、1万人ぐらいの18歳以下のそういう取得率をアップさせると、こういうようなことが目的なんだから、そういう点から考えても、1万人のアップを図るためにも18歳以下と、こうなってくれば、やっぱり市民、町民の方々に密着している、地域の市町の役割というものが非常に重要だと私は思います。

だから、しっかりタイアップしながら、一緒に目的に向かって頑張っていくんだと、こういうやり方を定着していただくように、これは強く要望しておきたいと思っております。

次に、LPガスについてお尋ねをしますが、このところもなかなか9億5,500万円、実際的に9億円、30万世帯については1世帯3,000円というようなことになっているわけですね。

これは大変失礼な言い方ですけども、いただかないよりは3,000円でももらった方がいいだろうと思うけれども、実際的にこのLPガスのこういう値上がりの期間というのは1年6か月ぐらいあるわけだね。その1年6か月ぐらいある中において、今回753円のところが60%ということで、これが500円になり、これを半年間という



ことで3,000円になると、こういうようなことが言われているわけだけでも、ここのところは都市ガスの方がもうちょっといいような、国の支援がもうちょっと金額的には多いような感じがするわけだけでも、もう少しあなた方が頑張ることができなかったのか、その辺についてはどのような受け止め方をしていますか。

【松尾消防保安室長】 LPガスの値上げについて、一年半ぐらいで753円値上げいたしました、その60%で500円というふうに算出しております。

一方で都市ガスについては、同じ1年ぐらいで1,400円程度、全国平均で値上がりしております、その60%というような支援になっておりますので、都市ガスとLPガス、値上げの幅が少し違いますので、率だけをそろえたというものであります。

確かに、値上げの期間としては1年半というものがございしますが、まずは今年度予算ということで4月から始めさせていただきまして、都市ガスの支援の終期であります9月までの6か月という形で、期間を区切らせていただいて、金額についても3,000円とさせていただいたところでございます。

【小林委員】 都市ガスについては1月から9月まで9か月という状況になるんだけど、令和4年度と令和5年度というような区切りをつけると、本当は9か月だけでも6か月になってしまうと、令和5年度はと。こういうような計算の中でやっているわけです。

ただ、資料をいただいて見ておりますと、結局は今回の補正予算の全体が91億円と、こうなっていますよね。それから物価高騰対策が71億8,000万円。そして、うち臨時交付金が67億円ということで12の項目が、事業名が並んでいるわ

けだよ。

この中で、結局はあなた方が所管をするところの長崎県LPガス、ここのところだけが実は交付金が足らずに、約2億円近く一般財源を持ち込んでいるわけですよ。

おたくのLPガスの事業にこの一般財源が使われているという、ここだけに一般財源が使われていると、ほかの事業でもよかったのではないかと、ここだけ使っているというところについては何か事情があるんですか。

【松尾消防保安室長】 LPガスの支援につきまして一般財源が1億9,800万円計上されております。これにつきましては、国からの臨時交付金全てを活用する方向で、今回、全体の補正予算を編成をされたということで、たまたまという言い方もおかしいですが、暫定的に消防保安室で所管しているLPガスの事業に一財を、財源の不足分を充てているということで、理由があってLPガスに充てているということはございません。言い方はあれですけど、便宜上、充てているという形になります。予算計上ベースの調整の形で充てております。

【坂口分科会長】 ほかに質疑はございませんか。

【大倉委員】 手短かにいきます。

18歳以下65.1%という県平均を下回っている取得率に関してなんですけれども、どうしてここまで低いのかという理由を伺いたいんですね。

というのも、先ほどお示しいただいた20歳から24歳は81.7%と非常に高いんです。恐らく15歳未満は保護者などが手続きしなければ、これ駄目なんですよ、そういった背景が多分あると思うんですね。その辺の分析はされていますか。

【井手デジタル戦略課長】 ご指摘のところにつきましては、私どもの印象といたしましては、

まさに委員おっしゃいましたとおり保護者の方で小さいお子様ですとかの手続はしないといけないということが想像されるわけなんですけれども、私どものデータとして何らかの調査に基づいてということは、申し訳ございません、持ち合わせておりません。

【大倉委員】やはりしっかりと取得率向上に向けて、今後この啓発活動というのも必要だと思うんです。その時に、単に18歳以下に付与しますよというだけじゃなくて、やっぱり0歳から14歳までの人たち向けへの啓発活動と15歳から18歳までの人たちに向けた啓発活動と、ちょっとそこは色を変えてやらないと意味がないものになると思いますので、しっかりとそのあたりも取り組んでいただきたいと思います。要望です。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【前田委員】マイナンバーカードの件ですけども、取得利用促進を図るという意味でいけば、今回の予算を可としますが、当然、マイナンバーカードの利用というのは、これからどんどん広範囲にわたってくるわけで、今、国会の方でも一部改正法案ということで改正されていますけども、今後、マイナンバーカードを取ることによって行政サービスがどういうふうになるかということについても少しご説明いただきたいと思います。

【井手デジタル戦略課長】マイナンバー法改正によってどのように変わってくるかというご質問だと思いますけれども、先般、6月2日にマイナンバー法の改正案が可決・成立いたしました。これによる主な改正のポイントといたしましては、まず、マイナンバーカードと健康保険証の一体化というのがございます。国の方から、2024年秋には現在の健康保険証が廃止される

という方針が示されております。

それから、ほかの点といたしまして、マイナンバーカードの利用範囲の拡大というものがございまして、これまでマイナンバーは、社会保障、税、災害対策といった分野に限定されていたわけなんですけど、国家資格に関する手続きとか、自動車に関わる手続きなどが加えられるということになっております。

また、公金受取口座に関する新たな仕組みの導入といたしまして、本人様が同意しないという意思を示されなければ、国の機関に届けている金融機関の口座が公金受取口座に登録されるということになってまいります。

いずれにしても、マイナンバーカードの活用のシーンが増えていくというような形になっていくのかなと思っております。

【前田委員】今、答弁があったように活用のシーンが増えていくということであれば、ほかの委員からも出ておりますけども、これから推進するに当たって、やっぱり年齢別ごとにどういうふうに上げていくのかということの研究も必要ですし、一義的に市町とどうやって役割分担していくかということも必要かなと思っておりますので、その点は鋭意努力してほしいと思っております。

それと、ちなみに聞きたいんですけども、私もあらゆる世代にもっと手厚くできないのかなと思っております。低所得世帯への支援というのは、1世帯当たりの予算の目安として3万円というのは、各市町で今回手当てしていくという説明を受けましたけども、これは県下21市町全てにおいて今回実施されるということではないのかということと、それって、予算の金額の総計とか世帯数はどれくらいあるんですか。

【早稲田企画部長】今回、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業

者に対しましてということで交付金というものを交付されまして、その中で低所得世帯支援枠、物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業ということで、1世帯当たり住民税非課税世帯3万円を基礎として算定ということになっておりますけれども、こちら、今どの市町が取組を進めているのかということと、予算措置がどのようになっているかということとは、企画部ではまだ把握しておりませんので、総務部とも話をしまして確認をしたいと思いません。

【前田委員】なぜこのような質問をするかというと、2月補正の時にお米を、ほかの部署ですけども、18歳以下に支給ということで15億円ほど予算を組んだ。今回、デジタルの方でも18歳以下ということで、これはデジタルの推進という、マイナンバーカードの推進ということもあるかもしれないけれども、下支えということを含めて15億円使ってますよね。

そう考えた時に、低所得者支援とは別枠でやっている、市町でやってますよと言いますけども、それがどれぐらいの世帯数なのかも把握できないし、どれぐらいの金額なのかもわからない。

そう考えた時に、県がこういう施策を実施する時に、これは大石知事のカラーとして否定はしません。ただ、県のこういった物価高対策に対する支援が、ややもすると一定の年齢層のところにはばかりに特化しているんじゃないかということを感じているわけです。

もっと言えば、2月の補正予算でお米の予算を組んだけども、あれ先議で組んだと思うんだけども、いまだに申請まで行き着いてないというか、お米が配布できてないという現状がある中で、一方では大村市のように、大村市民全て

においてお米を配布するというような物価高対策を打った時に、なんかまだ18歳以下だから全てこれがいいんですよということではなくて、あらゆる世帯に、どうやって今一番困っているところに支援ができるのか。限られた財源を薄く、広くでもいいんですけども、どうやっていくかということを考えなきゃいけないと思って、例えば自民党の方から通して言っているようなクリーニングの業界だって重油とかが高くなってやってますよとか、鍼灸・マッサージにも補助ないですよとかという話を含めて、全く、今回全部見渡してもゼロ回答なんですね。

そう考えた時に、この2月と今回の予算と含めて30億円近くを18歳以下の世代のところにはぼんと突っ込むというやり方が、今後、それが果たしてどうかなという部分が私にはあります。当然、それ、各省庁全体で考えることかもしれないけれども、企画部長としても、そこは意識して、やはり他の部署と調整していかなければいけないと私は思っているんですよ。

そうした時に、もっと市町の予算の計上状況も調べた上で立ち上げるとかということをしていかなきゃいけないと思っておりますけど、今後の研究課題でも結構なので、課題認識を問いたいと思います。

【早稲田企画部長】今回については、特に若年層向けの子育て支援ということで、マイナンバーカードを活用した支援策というものを講じてまいることによって検討してまいりました。委員ご指摘のとおり幅広い年齢層、もしくは事業者にどうスポットを当てていくのかといったことについては、県内の市町の施策、それから県のこれからの施策立案というものをうまく照らし合わせながら連携して効果が最大化できるような形で引き続き検討してまいりたいと考えておりま

す。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【山村委員】同じくマイナンバーカードの件で公募も含めたところでのお願いなんですけども、2,000ポイントを付与するというようになってくると思うので、普通ならスマホでということが一般的になると思うんですけども、やはり低所得者の方々というのは、いまだにスマホを持たれていないという世帯も実際あるのも事実です。

こういった方々に行き渡るような方策をきちんと考えていただきたいということと、小林委員が言われたように、そういったのは基本的に市町村の子育て支援の部署だったり、そういったところがきちと把握をしているという事実もありますので、そういった連携をきちんと取りながら、せっかく予算を組んだものが、全ての方、本当に困っている方に行き渡るような施策をお願いしたいと思いますので、いかがでしょうか。

【井手デジタル戦略課長】今ご意見をいただきましたけれども、デジタルポイントを付与という形で、基本的には事業を組んでおりますおっしゃるとおり全ての方がスマートフォンをお持ちではなく、18歳未満の方でスマートフォンをお持ちでないですとか、キャッシュレスの決済サービスをご利用になられてないという方につきましては、保護者の方、法定代理人となります親の方でデジタルポイントを取得していただくということは、法的に何ら問題ございません。そういった方法もあると思います。

ただ、それでも、やはり親御様を含めてもデジタルポイントをいただく術がないというようなことがあろうかと思っておりますので、委員おっしゃるように、そこは今回の予算を使いましてお

渡しできるような方策というのはしっかり考えてまいりたいと思っております。

市町とも、そこはしっかり広報ですとか、それから対象者となるのかどうかといったような審査の部分でも、連携が必要になってくるかもしれない。市町の皆様に対しても、いずれにしても新規取得の方というのは少し増えてくると思いますので、そういったところも含めまして、市町でも説明会を行ったりですとか、しっかり連携してまいりたいと思っております。

【大場委員】1点だけ、公共交通事業者に対する補助ですね。今回は物価高対策ということでありますけども、これは過去からもコロナ対策として同様の事業を行ってきております。

そういったことで教えていただきたいんですけど、コロナのこういった状況から今回交付するに当たって、その事業者数であるとか、台数の変化というのが起きてますでしょうか。今回、物価高で先ほど台数等々ありましたが、ここ2~3年間で、そういった事業者の変化ですね、そういったものはどのようになっていますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】お答えいたします。

これまでのコロナ関係、それから物価高対策の支援でどれくらい効果が出て救えているのかというところの関連かと思っておりますけれども、実際に我々の手元にあるデータとして、最初にコロナの支援を行ったのが令和2年6月、9月の補正で行いましたが、その時の申請の台数と、直近のコロナ関係と燃油高騰対策関係の支援を、令和4年10月補正で実施させていただいておりますが、この申請台数を比較した場合に、この2年ちょっとの間で、おおむね9割以上、95%から100%ぐらいの申請台数になっております。そこまで大きく台数は減らしていないという状況でございますので、多少の減少はあるものの、

一定程度は確保できているものではないかと認識しております。

【大場委員】そうであれば幸いだとは思いますが。そういった今の経済状況を考えた時にタクシーなんか、またバスなんかでも、台数は保有してても稼働してないというふうな状況をお聞きしますので、今回この対象については、あくまでも保有台数に対しての補助という考えでよろしいんですかね。

【鳥居次長兼交通政策課長】基本的に、運輸局等に申請されている台数になりますが、休車等をしている場合は動いてない、完全に営業外になっているものもあります。今回の支援に関しては、そもそも燃油高騰分への支援ということになりますので、過去行ってきたコロナの事業継続支援というのとはちょっと性格が変わってくるということで、基本的に今回は届出台数をベースにしつつも、休車等で完全に止まっているという場合は、そこは実態に合わせて除外したいと考えております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【小林委員】もう時間がないから少しはしょって話をしますけども、今の大場委員の公共交通事業者にいろいろ支援をされております。これは大体がもう言われているとおり、コロナでも相当数が支援をされているし、あるいは燃費の高騰についても支援をされているし、今回も同じような形の中で支援をされようとしているわけですね。それで、全体で今まで幾らぐらいのそういう支援をしてきたのかということが1点。

そして、それだけの支援を相当数していただいていると思うんだけども、これが果たしてどこまで目的に沿った、いわゆる効果が出てきているのか。あるいはどんな成果につながっているのかと、こんなようなことをやっぱり検証さ

れているんだろうかと。

これは大体が全てにおいて、例えばコロナ対策においても、長崎県は約3,800億円強のそれだけの全体的な支援をやってますよ。もちろんこれは国からもこういう交付金と、それから相当県費も入っているわけです。ですからそういう点からして、それだけの支援を、コロナ関係の中でも全業種いろんな形でやっぱり支援をやってきております。

果たして、国民、県民のそういう血税というのがどういう形の中で、この目的に沿った対策につながっているのかと、こんなようなことをにやっぱり検証していかなければいけないんじゃないかと、こんなことはよく言われていることであるし、私個人もそういう考え方を持つわけです。

したがって、今回、長崎県においてはどの程度の金額を公共交通事業者に配られているか。そして、それがどのように目的に沿った成果につながっているかと、この辺のところをお尋ねをしておきたいと思います。

【鳥居次長兼交通政策課長】まず、これまでの支援、コロナの対策、それから燃油高騰対策としてどの程度の規模の支援が行われてきたかというところでございますけれども、コロナがまん延し出してから、令和2年度の6月補正に始まりまして、その後、9月補正、2月補正、令和3年度も当初予算でも組んでおりますし、5月補正、1月補正、令和4年度も6月補正、9月補正、10月補正、2月補正、それから、今回の燃油高騰対策の支援ということで、累次にわたって支援をしてきております。

総額としてどれぐらいかということになりますと、約81億円となっております。

モード別で申し上げますと、バスについては

約27億円、鉄軌道については5億円、タクシーも5億円、航路については19億円、運転代行で0.2億円、航空路で17億円、トラックで6億円、貨物航路で約1億円というような形で、各モードに相当額の支援をしてきていると認識しております。

これがどれくらいの効果があったのかというところでございますが、先ほど大場委員のご質問にもございましたように、まず一つ、申請台数ベースで最初の支援の時と直近の昨年の10月の補正の時の申請台数という意味では、そこまで台数が落ちていない、多少減少はあるものの、そこまで落ちていないといったところは、一定程度下支えができていますと考えております。

例えば公共交通事業者で申し上げますと、コロナで輸送人員も大きく減っておりますし、それとともに営業収入はかなり減っていると。一方で、どうしても固定的経費が運行しなくてもかかってくるという業態でございますので、どうしても資金繰りが厳しくなってきたというところでございます。

それから、貨物運送事業者についても、軽油価格が高騰しておりますし、本当はその転嫁をできればいいんですけれども、業界構造的に荷主との関係で弱かったりするというところで転嫁も難しいという中で、やっぱり費用のみが大きくなるということで、資金繰りが同じように厳しい状況であったというところでございます。

具体的に、何件の倒産を防げたかといったところまでは、分析ができていないところでございますけれども、先ほど申し上げたように、申請ベースではある程度の事業の継続の支援ということはできたと考えておりますので、一定の効果が上げられているものと考えております。

定性的なものになりますけれども、各業界が

らも、このコロナの支援金、それから燃油価格高騰の支援金で県の方から支援をしているということに対して感謝の言葉をいただいたりもしておりますので、そういったところの声も拾いつつ、引き続き支援が必要な場面が生じれば、必要なものは検討していきたいと考えております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【外間委員】それぞれの委員の皆様方からご質問があったことについて、あえて、さらに追加ということではないんですけれども、1点、私が気づいたことについてお答えできることをぜひいただきたいなと思っています。

実は、私たちは今から2か月前に選挙戦を戦ってまして、その時に物価高騰対策による支援をどうしていくかということも一つの候補者の公言として、何とか皆様方に3万円、国から1兆円の予算がくるから物価高騰対策の支援金として付与できるんだというふうなことを訴えながら、結局、選挙が終わって、こうやって当選をして残った我々が、その公約に向けて、今日この1兆円の100分の1の補助額はそれぞれの所管で傾斜配分されて、ここで審議している内容が、今出ているような公共交通機関であるとか、こういったことを今審議して、一番大切なことはスピーディーに、どう市民にそれをお与えできるかということに、このマイナンバーカードの普及というのも大切な目的があって、少しでも早くこういったものが市民にピンポイントで届けられるために、こういったことをやっている私は理解しながら話を聞いておりました。出てきたいろんなメニューがどのような形で、どれだけの期間で市民に届くのかというふうな、一体いつ頃になると、それが実現できるものか、この見通しについて、お答えできることがあれ

ばぜひお答えしていただきたいと思ひます。

【井手デジタル戦略課長】今回、デジタル戦略課の方で計上いたしておりますU18マイナンバー生活応援事業費につきましては、事業の仕組みがいろいろございまして、これから業務委託等を進めていく必要がございますけれども、予算が通りますれば、すぐに準備に取りかかりたいと思っております。見込みといたしましては、早くて8月頃に、この事業を始めることができるんじゃないかなと思っております。そこから広報活動も力を入れまして、できるだけ早くポイント申請をいただければと思っております。

【鳥居次長兼交通政策課長】事業者の方に行き渡る時期ということですが、公共交通の支援に関しましては、昨年度も同じような支援スキームでやっておりますので、ある程度想定はしているところでございまして、申請期間、それから交付時期につきましては、今後、実施要綱を作成いたしまして、申請様式等の作成をしていくということ、それから各事業者への周知をしていくといった様々な準備は必要でございますけれども、この予算を議決いただいた後には、速やかに申請をしていただきまして、交付できるようにしていきたいと考えております。

昨年度のベースでいきますと、今のスケジュール案としては7月中には申請の受付を開始したいと考えております。その受付の後、書類審査等を行って、できる限り速やかに支援金を事業者の方に交付したいというところでございます。7月に始めまして2か月程度の受付期間を設けることといたしまして、遅くとも10月末頃までには対象となる申請事業者の皆様に行き渡るようにしたいと考えております。

【松尾消防保安室長】LPガスの支援につきましては、交付申請を7月から8月を予定しており

まして、実際の一般利用者、ガス利用世帯の値引きにつきましては10月以降を予定しております。

【坂口分科会長】ほかに質疑がございますか。

【山口委員】いろいろとお話があるところで、あまり時間もないのかと思ひますが、少し交通政策の方でお聞きします。

それぞれ船に、あるいはバスにいろいろな支援が計画されているんですが、単純に聞きます。算定根拠といひますかね、こういう額になる根拠といひますか、いわゆる要領といひますか、考え方といひますか、いま少し、この数字だけ見ると勝手な想像をこちらもするんですけれども、そのことについて教えていただけますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】お答えいたします。

大きな枠としましては、影響額の2分の1を支援するというのが基本スキームでございます。ではこの影響額というのはどういうふうに出したかというところでございますけれども、基本的には各事業者の方に聞き取りをしております。

例えば、バスで申し上げれば、大手の事業者の実際の燃油の令和元年から3年の平均単価と、直近の令和5年1月から3月の3か月間の平均を比べており、要は上がる前の平均的な価格と、直近の、今の最新の価格の差額をお聞きしまして、あとそれに年間の燃油の使用量というのがありますので、事業者の全体量をお聞きして、令和元年度の台数で、1台あたりどれくらい上がったかということを出しているというような形でございます。

バスであれば、先ほど申し上げましたように代表的な事業者、それからタクシーも大手のところというような形で、あるいは業界団体に確認をするというような形で、基本的にはお聞きをして算定しているというところでございます。

【山口委員】 それぞれの事業者さんの思いも、この中には入っている数字だということになるわけですね。

本当に単純質問で申し訳ないんですが、船の関係、航路の関係で20トン未満と20トン以上で区分をされて、金額もそこにびしっと当ててあるんですが、要するに90万円と860万円というのは約10倍の差があるわけなんです、20トンと25トンと、じゃ30トンはどうなるかということになるんですが、そういう運用する船そのものがないのかと言われたら、そうかなと納得はするんですが、そこはどうなんですか。あまりにも単純区分をし過ぎていないかなと思うんですが。

【鳥居次長兼交通政策課長】 基本的に幾つかの事業者から聞き取りまして、平均を取るという形でございまして、20トン以上の船と20トン未満のところでも大きく影響額の単価の開きというところがありますので、そこで平均を取っても全体ならしてしまうと本当に真ん中になってしまうということで、ある程度の区分をさせていただいていると。聞き取りをしつつ実態を見ながら、ここで大きく線が引けるだろうということで引かせていただいているというところでございます。

【山口委員】 それに20トン以上は2,000トンもおるといことですか。そういうことでしょうか。20トン以上の区分の中には200トンの船もあるし、2,000トンの船もおって、それを平均値とした時に約10倍の860万円になっていると。まさに、そういう数字なんですか。

【小川地域振興部長】 この航路に関してでございますが、海上運送法上の一つの区分といたしまして、この20トン未満と20トン以上という区分が一つございます。

今回、こういう制限をさせていただいているのは、いわゆる20トン未満というのは、ほぼ20トンに近い形の数字でございますが、20トン以上というのは、委員ご指摘のように、それこそ30トン、40トンの船がいるのではなくて、ほとんどが600トンとか800トンとか、そういうような形の船になってきていると。そういうところで、これだけの支援単価の差が出ているという状況でございますので、私どもとしても、そこを十分押さえた上で設定をさせていただいているというところでございます。

【山口委員】 そうでしょう。よくわかりました。

こういう支援を、3年間のコロナの関係で、それぞれの企業さんを含めて冷えているわけなんです、今からコロナが収まって日常に戻る、企業も日常に戻るという状況になると思うんですね。

今までの状況の中で、これだけの支援をした、支援をするということで、それぞれのお客さんといえますかね、事業者の満足度というのはどういうふうに捉えられていますか。

【鳥居次長兼交通政策課長】 今、我々の方で利用者からこういう影響があったとかというところを具体的にアンケートを取ってお聞きしているというところではございませんけれども、そもそも事業の目的がコロナの支援金にしても、今回の燃油高騰の支援金にしても、事業継続というところが大きな目的でございます。やはり公共交通に関しても、住民の生活の足を支えるものでございますし、貨物の、特に離島航路等については島民の生活物資を運搬する上で非常に重要です。

一度事業がなくなってしまうと、なかなか復活をするというのが難しいところでございます。先ほど何度か申し上げましたように、一定程度、



事業の継続というところが成果として現れているところがございますので、一人一人の住民の声というのは拾っておりませんが、そういった住民の足を守ること、維持をすること、あるいは物資の輸送の維持をすることにつながっているというところで、各県民の方にその効果が及んでいるものと考えているところがございます。

【山口委員】わかりました。今までのマイナスの部分が相当にそれぞれのところにダメージがきているわけですね。普通に、日常に戻る状況にはあるんですが、そのところはやっぱりきちっと目を向けておくと、県内の企業を一つでも潰さんように、交通のことだけ言ってますけども、大事な部分だと思いますので、よく目を向けて、本当に痛いところをちゃんと直してやるのが、これから大事になってくるんだと思いますので、後遺症を残さんように、ぜひ頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願いします。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【大倉委員】すみません、関連して公共交通のことなんですけれども、公共交通のデジタル化という部分なんですけど、これはいわゆるスマートバス停などのことだと思うんですけれども、いわゆるGPS機能がついたバスロケーションシステム、そのあたりの今の進捗状況とか伺っていいですか。

【鳥居次長兼交通政策課長】バスロケーションシステムにつきましては、委員ご指摘のとおり今回の支援対象でございます。環境整備の利用者利便向上の補助というのは、昨年度も補正の中で実施しておりまして、そういったものを活用して、県北の佐世保地区で西肥バスさんが、バスロケーションシステムの導入をされてお

ます。

県営バス等では、まだ導入はされておられませんので、今後、検討をしていくという状況かと思えます。まさに、今回の補助を活用しながら進めていただけるものと認識しております。

【大倉委員】バスロケーションシステムというのは、バス停にいながら、今バスがどこにいるのかというのが一目瞭然で、今後とても大切なシステムになってくると思います。2年後には長崎ピース文化祭も控えておりますので、全国から様々な方、障害者の方も含めていらっしゃいますので、ぜひ事業者にも働きかけを県の方からやっていただければと思います。よろしくお願いします。

【鳥居次長兼交通政策課長】饗庭委員からのご質問の中で今回の対象台数と県内の台数の差に関してでございますけれども、私、先ほど少し誤って答弁をしてしまいましたので、訂正させていただきます。

今回、対象は、長崎県内に本社または支社等を置く事業者になりまして、そこに置かれている台数になりますので、基本的には県内にある台数イコール今回の支援対象となる台数となりますけれども、1点、航路につきましては補助航路を除くというふうに資料にも書いておりますが、補助航路は、欠損補助を入れる形で燃油高騰分もそれだけ赤字が拡大するので、欠損補助の方で補助ができるので、その分を除くという形になりますので、船に関しては大体半分程度が補助航路ではないものになってくるので、そこが対象になってくるというふうにお考えいただければと思います。失礼しました。訂正いたします。

【坂口分科会長】饗庭委員、よろしいですか。

【饗庭委員】はい。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第51号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第51号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時59分 休憩

-----  
午後 3時 0分 再開  
-----

【坂口分科会長】分科会を再開いたします。

これをもちまして、企画部、危機管理部、地域振興部関係の審査を終了いたします。

引き続き、総務部関係の審査を行います。理事者入替えのため、しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 1分 休憩

-----  
午後 3時 4分 再開  
-----

【坂口分科会長】分科会を再開いたします。

これより、総務部関係の審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】総務部関係の議案についてご

説明申し上げます。

総務部の予算決算委員会分科会関係議案説明資料第51号議案分をお開き願いたいと存じます。

今回ご審議をお願いしておりますのは、第51号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第2号)」のうち関係部分でございます。

今回の補正予算は、国において決定されました「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」の交付に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算といたしまして、繰入金1億9,895万7,000円の増となっております。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】それでは質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第51号議案のうち関係部分については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第51号議案のうち関係部分は、原案

のとおり可決すべきものと決定されました。

審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 6分 休憩

-----  
午後 3時 6分 再開  
-----

【坂口分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

この後、委員間討議を行います。理事者退室のためしばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 7分 休憩

-----  
午後 3時 7分 再開  
-----

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

本日の委員会は、令和5年6月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

それでは審査方法についてお諮りいたします。

審査方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 7分 休憩

-----  
午後 3時 9分 再開  
-----

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されたので、理事者へ正式に通知することといたし

ます。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかにご意見がないようですので、これもちまして、本日の総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

-----  
午後 3時 9分 閉会  
-----

# 第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月22日

自 午前 9時58分  
至 午後 2時11分  
於 委員会室1

監察課長 林田 克盛 君  
厚生課長 浅海 洋 君  
留置管理課長 吹田 守孝 君  
生活安全部長 平井 隆史 君  
生活安全企画課長 竹田 英城 君  
人身安全・少年課長 松尾 文則 君  
生活環境課長 朝末 英一 君  
サイバー犯罪対策課長 堀 耕基 君  
地域部長 杉本 正彦 君  
地域課長 西尾 洋 君  
刑事部長 川口 利也 君  
刑事総務課長 尾塚 政一 君  
捜査第二課長 中道 宣信 君  
組織犯罪対策課長 下田 健一 君  
交通部長 多田 浩之 君  
交通企画課長 宮崎 秀樹 君  
交通指導課長 橋元 庄司 君  
交通規制課長 本田 浩之 君  
運転免許管理課長 林田 晋 君  
警備部長 池園 直隆 君  
首席参事官 車 康之 君  
公安課長 村山 隆信 君  
警備課長 細川 誠 君  
外事課長 古川 豊久 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 坂口 慎一 君  
副委員長(副会長) 中村 一三 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 小林 克敏 君  
" 外間 雅広 君  
" 山口 初實 君  
" 前田 哲也 君  
" 大場 博文 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 山村 健志 君  
" 大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

警務部長 橋本 真和 君  
首席監察官 田川 佳幸 君  
警務課長 山田 恭市 君  
総務課長 一瀬 永充 君  
広報相談課長 山本 耕平 君  
会計課長 曾我 将男 君  
装備施設課長 岡山 英紀 君

-----  
会計管理者 吉野ゆき子 君  
会計課長 椿谷 博文 君  
物品管理室長 元村真粧美 君  
-----  
監査事務局長 上田 彰二 君  
監査課長(参事監) 太田 勝也 君  
-----  
人事委員会事務局長 田中紀久美 君

職員課長 田邑 聡子 君

労働委員会事務局長(併任) 田中紀久美 君

調整審査課長 西平 能成 君

議会事務局長 黒崎 勇 君

次長兼総務課長 藤田 昌三 君

議事課長 川原 孝行 君

政務調査課長 濱口 孝 君

長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

第61号議案

権利の放棄について

第62号議案

権利の放棄について

報告第17号

長崎県税条例の一部を改正する条例

(2) 請 願

・長崎県へのIR区域認定申請の取り下げ要請を求める請願

(3) 陳 情

・要望書（松浦市）

・令和6年度県の施策等に関する重点要望事項（佐世保市）

・要望書（大村市）

・国政・県政に対する要望書（長崎県町村会）

・長崎奉行所西市役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書X

## 6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）

第52号議案

令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）（関係分）

報告第1号

令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）（関係分）

報告第9号

令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）

報告第12号

令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）

## 7、付託事件の件名

総務委員会

(1) 議 案

第53号議案

一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

第54号議案

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

第55号議案

## 8、審査の経過次のとおり

午前 9時58分 開会

【坂口委員長】ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第53号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」ほか5件、請願1件であります。そのほか、陳情5件の送付を受けております。

なお、予算議案及び予算に係る報告議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算及び報告議案の関係部分を総務分科会にお

いて審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算(第3号)」のうち関係部分ほか3件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局毎に、お手元にお配りしております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限り再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願いたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

審査に入ります前に理事者側から、人事異動後、これまでの委員会に出席がなかった新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることといたします。

【橋本警務部長】警察本部警務部長の橋本でございます。どうぞよろしくお願いたします。

本日、出席しております警察本部の幹部職員の中で、令和5年5月18日及び19日の総務委員会で、ご紹介しておりませんでした幹部職員をご紹介いたします。

（各幹部職員紹介）

以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

【坂口委員長】ありがとうございました。

なお、坂木捜査第一課長から、本委員会を欠席する旨の届出が出ておりますので、ご了承を

お願いたします。

それでは、これより審査に入ります。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

警務部長より、報告議案の説明を求めます。

【橋本警務部長】警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部の2ページ目をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例県議会予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただきました令和4年度予算の補正を3月31日付で専決処分させていただいたもので、その概要をご報告いたします。

補正予算額は、歳入予算5,817万3,000円の減、歳出予算5億1,754万7,000円の減であります。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、自動車保管場所証明申請手数料等1,636万4,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

次に、歳出予算の主なものについてご説明いたします。

一般管理費につきましては、庁費その他の一般経費7,413万5,000円の減であり、その他は記載のとおりであります。

次に、5ページ目をお開きください。

令和4年度長崎県一般会計歳出予算繰越明許費繰越計算書報告のうち、関係部分についてご

説明いたします。

繰越額の内訳は、交通指導取締費1,055万円  
であります。

これは、警察施設整備費補助金による交通信号機電源付加装置整備を計画しておりましたが、整備に必要となる資材の調達に時間を要するため、年度内に工事を完了することが困難となったことによるものであります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より、総括説明を求めます。

【橋本警務部長】警察本部関係の報告事項についてご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、条例議案3件であります。

横長の総務委員会資料、警察本部の3ページ目をお開きください。

それでは、条例議案についてご説明いたします。

第53号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分。

本条例は、警察職員が新型コロナウイルス感染症に係る所定の作業に従事したときに支給する特殊作業手当の特例を廃止するため、所要の改正をしようとするものであります。

次に、横長の総務委員会資料警察本部の4ページ目をお開きください。

第54号議案「長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例」。

本条例は、道路交通法の一部改正に伴い、道路交通法施行令に特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の標準額が新設されたことから、これに合わせた改正をしようとするものであります。

次に、横長の総務委員会資料警察本部の5ページ目をお開きください。

第55号議案「長崎県高齢者、障害等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」。

本条例は、道路交通法の一部改正に伴い、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則」に、遠隔操作型小型車及び特定小型原動機付自転車が新たに定義されたことから、これに合わせた改正をしようとするものであります。



続けて、議案外の報告事項についてご説明いたします。横長の総務委員会資料警察本部の6ページ目をお開きください。

これは、損害賠償事案1件及び公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件についてであります。

損害賠償事案は、職員寮車庫のシャッターが強風にあおられて損壊し、同車庫の脇に駐車していた車両に損害を与えたという事案でございます。84万2,118円を支払うため、5月16日付で専決処分をさせていただいたものであります。この賠償金は、全額県費から支払うこととなります。

また、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました2件の合計64万7,800円を支払うため、5月16日付で専決処分をさせていただいたものであり、これらの損害賠償金は全額保険から支払われることとなります。

公用車の交通事故を防止するため、各所属指定の安全運転指導員による異動後の不慣れな車両での運転や地理不案内を踏まえた訓練を実施するとともに、警察無線を活用した事故防止の注意喚起を行う「スポット一斉指令」等により、安全意識の向上を図るなどの事故防止対策に取り組むほか、全職員に対しまして、公用車による交通事故発生状況の情報配信、運転シミュレーション機器を活用した体験型教養など、運転者の資質向上や同乗者の安全意識向上のための取組を強化いたしまして、実効ある事故防止対策を推進しております。

引き続き、交通事故をはじめとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいります。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、二セ電話許

欺被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り及び被害防止対策状況について、交通事故の発生状況についてにつきましては、縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載のとおりであります。

続きまして、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組についてご説明いたします。

「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に掲げる警察本部関係の主な取組内容につきましては、現在、職員が手作業で実施しております会議等に係る報告書類の作成につきまして、AIを活用した会議録作成を支援していくシステムの導入に向けた試行運用及び予算要求を実施しております。

同システムの導入によりまして、迅速かつ効率的な記録文書の作成が可能となりますので、職員の大幅な業務負担の軽減が見込まれ、限られたマンパワーを県民の治安維持に直結する業務へシフトすることが可能となります。

今年度は、同システムの導入及び本格運用に向けた取組を準備するとともに、ICTツール等のさらなる導入に向けて検討を進めてまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、G7長崎保健大臣会合警備実施結果についてご報告いたします。

去る5月13日及び14日の2日間、長崎市において開催されたG7長崎保健大臣会合につきましては、無事警備を終了いたしました。

さきの一般質問において本部長も申し上げましたが、今回の警備を大きな事件や事故、交通上の混乱が生じることなく終了できたことにつきましては、県民の皆様のご理解とご協力があったのものと考えております。県民の皆様には深く感謝を申し上げますとともに、警備にご協力をいただきました関係機関、事業者の皆様には、改めて御礼申し上げます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大倉委員】第55号議案について質問をしたいんですけども、条例改正議案のことなんですけど、遠隔操作型小型車、これが歩行者なんかの扱いになるということなんですけど、これは飲食店であるとか、イベントなんかで使う小型用の配送ロボットと考えていいんでしょうか。具体的なサイズ感とか、あと速度とか、その辺のところ、概要を教えてくださいたいんですが。

【宮崎交通企画課長】遠隔操作型小型車についてお答えいたします。

遠隔操作型小型車とは、人や物を搬送するための原動機を用いた小型車でございます。遠隔操作によって運行させることができるものとなっております。

これについては、自動配送用ロボットということで、新たな配送サービスへの活用が期待されており、車体の大きさ・構造等が一定の基準に該当して、公安委員会への届出制度が規定されております。

先ほど委員からご指摘ございました車体の大

きさ、構造につきましては、車体の大きさが、長さ120センチ以下、幅が70センチ以下、高さが120センチ以下となっております。

車体の構造につきましては、時速6キロメートルを超える速度を出すことができないということです。シニアカーというふうに考えていただければいいと思います。

歩行者に危害を及ぼすおそれのある突起物がないこと、それと電動機を用いること、非常停止装置を備えているということが車体の構造となっております。

構造については、以上でございます。

【大倉委員】ありがとうございます。

この小型車ですけれども、実証実験なんかは、都会なんかでは結構行われてきたと思うんですけど、県内ではどういった実証実験があったのか、なかったのか、あるいは登録台数なんかがあれば、そのあたりも教えてもらいたいんですが。

【宮崎交通企画課長】本県におきましては、これまで運用に関する相談や届出はあっておりません。

全国においては、東京、千葉等の都市部を中心に実証実験が行われておりますが、先ほどもお話ししたように、本県については、今のところ届出はないという状況でございます。

【大倉委員】一応、歩行者の扱いということだと思っておりますが、これ違反とかあった場合は、罰則規定とかはどうなんでしょうか。

【橋元交通指導課長】遠隔操作型小型車で、実際に事故等の交通違反があった場合には、一義的には、遠隔操作を行う者が、道路交通法上の責任を負うこととなります。

【大倉委員】事故なんかにも注意しなければいけないと思うんですが、ただ、これ新たなウー

バーイーツ的な役割を果たす配送ロボットになると思っていますので、公道も走るとは思うんですけども、室内外問わず運用面には気をつけながら、ぜひこれは活用して欲しいと思いますので、事故など起きないように周知も含めて、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第53号議案のうち関係部分、第54号議案及び第55号議案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【橋本警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料についてご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、本年2月から本年5月までの実績は、資料に記載のとおり11件となっております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願ひます。番号は17番です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほか、質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【前田委員】1,000万円以上の契約の中で、運転免許関係業務及び更新時講習等業務委託2億1,600万円ということで、契約が一般社団法人長崎県交通安全協会と結ばれておりますけども、内容を見ると、これ1者しか手を挙げていないという状況ですが、そうなった時に、この契約金額の妥当性というものは、どういうふうな形で積算されているのか、ご答弁いただきたいと思ひます。

【曾我会計課長】休憩をお願いします。

【坂口委員長】暫時休憩いたします。

-----  
午前10時18分 休憩

-----  
午前10時20分 再開  
-----

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【曾我会計課長】本契約は、一般競争入札にお

いて行われておりますが、ご質問にありました積算につきまして、申し訳ございませんが、今、手元に資料がございませんので、後ほど回答したいと思います。

【坂口委員長】 よろしく願いいたします。

ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】 おはようございます。議案外で質問させていただきたいと思います。

最初に、この長崎県行財政運営プラン2025の進捗状況の中で、職員が働きやすい活力ある職場づくりというのが、やや遅れというふうになっております。

この中で、総務部、教育庁、警察本部と書いてあるんですけれども、この長時間労働の是正に向けた取組というところで、ほかのところは、目標と実績といった数字を挙げてあるんですけれども、この県警だけ挙げてないので、やはり目標と実績と数字を挙げて、長時間労働是正が必要ではないかと思いますが、どういうお考えでしょうか。

【山田警務課長】 委員がおっしゃられます長時間労働の是正に向けた取組の重要性につきましては、ご指摘のとおり、強く認識しているところでございます。

なぜ数値目標を設定していないのかという問いですけれども、警察は、事件・事故、また大規模災害等の予測しがたい事案への対処が、その業務の大部分を占めるものでございます。そういったことから一律に年度等の期間を区切って数値目標を設定することが難しいものと考えております。

そのため、数値目標ではなく、定性的な、柔軟な勤務制度の利用状況の検証・改善を目標としております。

【饗庭委員】 なかなか予測しがたい事案が多いからということではございますけれども、やはり長時間労働を是正するには数値が必要かと思うんですね。予測しがたい事案にしても、時間外勤務とした場合は何時間ということでお給料を出されるというふうに思うんですけれども、そういうところからも、やはり目標として80時間以内とか、45時間以内とか、そういうふうな目標が必要かと思いますが、今後、数字を挙げて是正していく考えがないかお伺いします。

【山田警務課長】 繰り返しになりますけれども、事件・事故の発生、大規模災害の予測しがたい事案がございます。一律に年度を区切りましての数値目標を設定することはなかなか難しいということをご理解いただければと思います。

【饗庭委員】 この長時間労働是正がなかなか進まないのかなというふうに思いますので、ぜひ検討いただければと思います。

長時間労働と上司によるパワハラが原因で、2020年の10月に佐世保署の男性の警察官が自殺されたという事案があったというふうに思います。私は、その2020年12月に一般質問もさせていただきました。

そして、6月5日にご家族の方が県に対して訴訟を求めている中で第1回の口頭弁論があって、私、傍聴に伺わせていただきました。その時の意見陳述では、非常に想像を超えるような内容がたくさんありました。

その中で、その男性の方は3月に交通課に着任され、自殺されるまでの約半年間、課長から繰り返し叱責され、署長の指示で勤務時間の過少申告が常態化していたということなんです。

ただ、時間を設定してないというところもあり、報告を少なめにするようにと言われてて、実際は200時間以上あったというふうに言われております。

その中で報告されたのが40時間ということなんですけれども、こういうふうにならないために改善をされているかと思いますが、どのように改善をして、今、過少申告というものがいいのかどうかお伺いします。

【山田警務課長】現在の長時間労働の防止方策について説明させていただきます。

警察としても、佐世保警察署における事案の発生を重く受け止めまして、これまでハラスメント対策、働き方改革を県警の最重要課題として取組を進めてまいりました。

これまでも定時退庁日の設定や休暇の取得勧奨などに取り組んでいましたが、更に業務の合理化・効率化はもとより、いわゆる柔軟な勤務形態の設定によって時間外勤務の縮減対策を実施しております。

これまで進めてきた施策ですけれども、令和4年度からは出退勤、また、休暇取得状況の把握を卓上のパソコンのシステムによってできる勤務管理システムを構築しました。これによりまして、その日ごとに、タイムリーに職員の出退勤が管理できるようになりまして、長時間勤務労働を抑制する手段の一つ設けたものでございます。

ほかには、具体的には働き方改革ですけれども、勤務時間抑制の対策としまして、自宅型テレワークとか、あるいは業務の合理化・効率化のための電子決裁、テレビ会議、あるいは当番制の導入、勤務時間の変更、分割制度、こういった取組を進めているところでございます。

【饗庭委員】そういう取組の中で、署によって、

なかなか違うみたいなお話もお聞きしているんですけれども、署の長時間労働の仕方とかもあり、そういうふうに聞いているんですが、今現在は過少申告はないものと理解していいのかお伺いします。

【山田警務課長】委員がおっしゃられる過少申告等につきましては、そういうものは当然ないということで対策を実施しておりますので、先ほど言いました勤務管理システムというその場で、タイムリーに見ることができるものでございます。

そういったものも含めて、過少申告等ないように指導、教養も実施しておりますし、対策も進めているところでございます。

【饗庭委員】ないものということですが、署によっては違うみたいなどころもあるんですけれども、各署への指導というのはどんな形でされておられますか。

【山田警務課長】これまでの取組によりまして、各種会合、研修会、また署に行きましての指導、教養等を実施しているところでございます。

【饗庭委員】ぜひ長時間労働にならないようにしていただければと思います。

そして、この時の課長と署長の処分の内容なんですけれども、懲戒処分と本部長注意というところで発表されてました。

私は、ハラスメント防止対策にずっと取り組んでおりまして、自殺という事実を考えると、この処分がどうなのかなというふうに考えるところではございますけれども、そして、この自殺をされたというところで公務災害というものも認められているかと思うんですね。

そうした場合に、この処分がどうだったのかというのを今考えると、どういうふうに捉えているのか教えてください。

【林田監察課長】処分についてでございますけれども、厳正に調査を行いまして、その結果、明らかになった事実関係に即して処分を行っております。

【饗庭委員】厳正に行ったということなんですが、私としてはやはり自殺という事実を捉えると、もっと重い処分が必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりを再度教えてください。

【林田監察課長】繰り返しになりますけれども、厳正に調査を行った上の処分でございますので、その辺が、そういう事実関係に即して処分したという回答に変わりはありません。

【饗庭委員】なかなか処分は難しいかというふうに思うんですね。

その処分の後に、この方が依願退職して、お二人とももう退職されているんですけれども、その中で、この間の口頭弁論でもありましたけれども、やはりご家族としては、すごくいろんな思いの中で今も過ごされているというふうに思うんですね。

なので、その処分を変えることは恐らくできないというところでは、退職金などを一部返納していただければなというようなお声もお聞きしているんですけれども、そのあたりはどのように考えられますか。

【林田監察課長】現在、委員のご質問については、既に訴訟が提起されておりまして、これにつきましては係争中ということで、詳細な回答は、ここではお控えさせていただきたいと思っております。

我々県警といたしましては、被告として必要な訴訟対応を行っていくこととなりますけれども、遺族の思い、あるいはお考えを県警として真摯に受止めて、先ほど警務課長からもありま

したが、ハラスメントのない職場環境づくりの取組を組織の最重要課題として取り組んできたところでありまして、引き続き、遺族に寄り添って誠実に対応することとともに、ハラスメントのない職場環境づくりに取り組んでいくことに変わりはありません。

【饗庭委員】訴訟中ということで答えられないということですので、理解したいと思えます。

そのパワハラを起こさないようにということですが、この後のパワハラ事案がどれくらいあるのか、2021年と2022年のパワハラ事案を教えてください。

【山田警務課長】2021年と2022年のパワハラ相談の件数ということで、ご回答いたします。

令和3年中、パワーハラスメントに分類される相談につきましては71件、令和4年中、パワーハラスメントに分類された同じ相談件数につきましては69件でございます。

なお、これらにつきましては、必要に応じまして被害者の意向等も踏まえまして、関係者への注意、指導、あるいは人事措置などを的確に実施しておりますし、この件数については、ハラスメントに至らないもの、また、同じ事案で別の当事者から来たものなどもございまして、相談数イコール発生数ではないということだけは付言いたしておきます。

【饗庭委員】相談数イコール発生件数ではないということなんですが、発生件数は何件か教えてください。

【山田警務課長】県警としましては、ハラスメント相談に寄せられる相談につきましては、その程度や対応が様々でございます。いわゆるハラスメントに濃淡があるということでございます。そこに白、黒の認定をつけるようになりますと、いわゆるグレーの部分、グレーゾーンの対応が

できないということになりますので、全てのハラスメントに至らないものを含めまして幅広くハラスメントに含めて対応している状況であり、認定という形での数値は取っておりません。

いずれにしましても、重大事案に至る前に未然に防止できればよいことであり、これからも、そうした取組を続けてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】重大事案にならないためにも、パワハラで相談があった時に、すぐ対応が必要かというふうに思うんですね。それでもパワハラと認めたのか、これはパワハラじゃないよとするのかは、やっぱりはっきりした方がいいのではないかと私は思うんですね。

パワハラ事案だったら、すぐ、もちろん対応していただかないといけないので、大体相談が寄せられるということは、パワハラがっているんじゃないかというふうにして対応されると思うんですけども、その件数自体は、やはり明確にした方がいいんじゃないかと思っておりますけれども、再度、お伺いします。

【山田警務課長】再度となりますけれども、これら相談に対しまして、白、黒といった明確な基準を設けてしまいますと、そしたら白については全く何も対応しないのか、あるいはその間にありますグレーゾーンでございますけれども、ここにも対応しないのかといったことになりかねません。

県警としましては、先ほど委員もおっしゃられたとおり、相談に来たからにはハラスメントがあるんだという認識のもと、全てに対して対応するために、こういった白、黒といった認定はしていないところでございます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

【饗庭委員】そうですね、全ての事案に対応し

ていただけるということで理解したいと思います。

ただ、件数が減っていったいない。パワハラ自体はもうゼロにさせていただきたいんですけども、そういうことも含めて、2020年の事件がとてもしばい事件でもありますし、それを含めて、最後、警務部長のお考えをお聞きします。

【橋本警務部長】委員からご指摘いただきましたとおり、県警といたしましても、これまで本件事案を重く受止めて対応してまいりました。

そうした中で、こうした相談窓口のシステムに関しましても、新たに導入をして、拡充しているところでございます。

ご指摘のとおり、まだまだ根絶には至っておりませんが、他方で、こうした相談が多数寄せられるようになりまして、職員が声を上げやすい組織になっているというふうにも認識をしておりますので、引き続き、こうした取組をしっかりと進めて、ハラスメントの絶無、それから超過勤務時間の縮減に努めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ長時間労働のない、そして働きやすい職場環境づくりをしていただき、ハラスメントは撲滅するということで取り組んでいただいて、この方のような本当に悲しい事件を二度と起こさないようにしていただいて、これからの皆さんの働く環境を本当に、誰もが働きやすくしていただければというふうに思います。

これで終わります。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【大倉委員】このハラスメントに関して改めて追加で質問したいんですけども、グレーゾーンという言葉、ハラスメントに濃淡があるとおっしゃいましたけど、僕には理解しづらくて、グレーゾーンって一体なんですか、具体的に教

えてください。

【山田警務課長】 グレーゾーンという表現が、もしかして悪かったかもしれませんが、要は、例えばの話なんですけれども、相談の中には匿名で来ておりまして、内容がなかなかわからないものというのが正直ございます。相談に来ている方に再度聞くことができれば内容がわかりますけれども、その中でもやはりわからないものがあります。ですが、そういったものを放置できるのかといった場合に放置はできません。

そういった場合にでも、所属に対して、こういう情報があるというのであれば、個人に対して指導等はできませんけれども、組織に対する指導はできますので、そういった部分を含めまして、グレーゾーンという表現が悪かったかもしれませんが、そういったものも含めて全て対応していくといった構えでいるところであります。

【大倉委員】 その表現云々はもう置いときまして、ただ、そういったものを、全部に対応するというのはとても大切なことだと思うんですけど、じゃ、さっきのことをもう一回言いますけど、グレーゾーンということに決めるのならば、誰が、これは認定していったグレーゾーンだということを決めるんですか。

【山田警務課長】 先ほども申し上げましたが、これを白、黒、あるいはグレーゾーンと認定することはしておりません。全てをハラスメントに類する行為と認め、全てに対処していくという構えであります。

【大倉委員】 そのグレーゾーンではなくて、全部を含めてという、今、言葉がありました。それはわかりました。

だったらいいんですが、これを先ほど濃淡が

あるという言葉に、えっと思って、だったら、身内が濃淡を決めるのは、それは自分勝手じゃないかと、それは身内の都合のいいようになるんじゃないかと思ったんですが、そうではないということですね。ご答弁、改めてすみません、そうじゃないということによろしいですか。

【山田警務課長】 そのとおりでございます。全てに対応してまいります。

【田川首席監察官】 ハラスメントの関係の処分の件数ということで、今までの説明でありますと、そこら辺がはっきりしませんでしたので、監察課の方で明らかにハラスメントということで処分をした件数についてご説明したいと思います。

昨年の令和4年中につきましては、先ほど警務課長が説明しました何十件かのハラスメント相談があったということでもありますけれども、そういった中で厳正に調査等いたしまして、監察課といたしましては、令和4年中は、ハラスメント事案で5件、5人を処分しております。

これにつきましてはの内訳は、パワハラ事案で、3人を監督上の措置としておりまして、セクハラ事案で、1人を懲戒処分、1人を監督上の措置となっておりまして、令和5年になりましては、こういったパワハラ事案についての処分というのはございません。

ただ、相談につきましては、ちょっとやかましく言われたとか、あるいは繰り返し何回も言われたとかというふうな、そこら辺が濃淡ということで表現はさせていただいてはいますが、そういった中において、指導できる、口頭指導ができる、上司による指導ができるというものについては、いけないよ、駄目ですよというふうな指導を行っているというところでございます。



【大倉委員】ありがとうございます。基本的にはハラスメントに濃淡はないと私は思っています。やっぱり感じた人がハラスメントなわけですから、そういった意味でも、全てにおいてしっかりと対応していただいて、身内びいきにならないようにご対応いただければと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【山村委員】議案外の資料の中で、人身安全関係の取組状況の中で児童虐待の件数が194件、前年と比較して106件増加しているという表現があります。非常に増えているなという印象がありまして、この増えた要因とか、見方によっては、報告しやすくなったとかいろいろあると思うんですけども、その辺どう捉えているか教えていただければと思います。

【松尾人身安全・少年課長】ご質問の内容は、児童虐待の通告児童数が増加している要因ということでお答えしたいと思います。

要因としまして考えられるのは、3つございます。

1つ目は、児童虐待に対する県民の社会的関心の高まりによる近隣住民等からの通報が増加傾向にあること。

2つ目は、面前DV、児童の面前で行われる配偶者暴力のことなんですけれども、これにつきましては、乳児でもかかわらず、児童の面前での暴力ということで心理的虐待と捉えて積極的に通告しております。

3つ目は、児童相談所等の関係機関への取扱照会というのをやっているんですが、それによって得られた情報を勘案して、幅広に通告を行っているということ、この3点が考えられます。

【山村委員】ありがとうございます。多分、県民の皆さんが通報しやすくなったというか、関

心が高くなったということが要因かなと思います。ある意味、増えることが悪いことじゃなくて、いち早く対応していただくということが一番大事なかなと思ってますので、今後ともよろしくお願いいたします。

次に、薬物の対策について、確かに、今、テレビとかで若い世代の薬物の方が蔓延してきているというところでもありますけども、文書の中で、「若い世代への蔓延も懸念されるところで」ということで、警察の方で書いていただいております。

この若い世代への対策というか、取組について教えていただければと思います。

【下田組織犯罪対策課長】県警におきましては、薬物乱用防止対策として、特に若年層を対象に、県、学校、その他関係機関、団体の皆様方と連携しまして、まず、小中高、大学を対象とした薬物乱用防止教室、関係機関と連携したキャンペーンの実施、ポスター・チラシを作成しての配布などの広報啓発活動を行っております。

【山村委員】ありがとうございます。薬物についても、若者のことが大変に大事になってくるかなというふうに思ってます。

関連してなんですけども、その下の少年非行の件数が、不良少年の補導の件数が548人で、前年度と比較して279人増えましたという、約倍増しているような状況になってます。

少年犯罪が増えることを未然に防いでいるというところにもなるんでしょうけども、この増えた要因とか何か考えられるのかというのを教えていただければと思います。

【松尾人身安全・少年課長】この増員の要因につきましては、前年度の令和4年1月から3月の269名ということから増えているということなんですけれども、これにつきましては令和4年1

月から3月までの期間に、新型コロナウイルス感染症に関係します「長崎県まん延防止等重点措置」の期間となります。なので、この期間に大きく減少したということでありますので、その令和3年1月から3月までが612人ということをつまみと、例年とあまり変わらない数値となります。

なお、年間で見ますと、令和4年中は減少傾向ということになっております。

【山村委員】ありがとうございました。多分そうかなと思いつつ、コロナが明けて、いろんな子どもたちが外に出て、非行少年の数が元に戻ったという言い方は多分おかしな話になると思うんですけども、そういった子たちが増えてくるというところでは、市民の皆さんと連携したものが大事になってくるかなと思います。ぜひよろしくをお願いします。

続きまして、サイバー犯罪の部分でご質問です。

先日、ニュースでありましたように長崎県立大学の皆さんと連携して、サイバー犯罪の取り組みをやっていくというニュースがありました。恐らくサイバー犯罪そのものにつまみましては、市民の皆さんとか、ネットをよく見ている方々がよく気づくことがあるかと思っております。

こういった市民からの通報というのが、仕組み上あるのかどうかというのを教えていただければと思います。

【堀サイバー犯罪対策課長】一般の方がネット上で違法有害情報を発見されて警察に届け出られた時の対応ということでお答えいたします。

一般市民の方がネット上の違法有害情報を発見された場合には、警察に通報されれば、事件化すべきものにつまみましては捜査を行いまして、

事件化できない違法有害情報などにつまみましては、削除要請などの措置を行っているところでございます。

【山村委員】ありがとうございます。そしたら、一般の方々も気づいたら警察に言うということをやっていけばいいということで確認をさせていただきます。

【堀サイバー犯罪対策課長】一般の方が、サイバー上の情報を提供していただければ、先ほど申し上げたような対応となりますが、インターネット上の違法情報の対応を、効果的かつ効率的に推進していくために、広くインターネット利用者から違法情報に関する情報提供を受け付ける事業を、警察庁がインターネット・ホットラインセンターに委託しているところでございます。

また、参考ではございますが、インターネット上の重要犯罪密接関連情報や自殺誘因情報等を収集して、インターネット・ホットラインセンターに通報する業務を警察庁がサイバーパトロールセンターに委託しているところでございます。

【山村委員】ありがとうございます。恐らくサイバーセキュリティとかサイバー犯罪の関係は、今後も非常に増えてくるだろうと思っておりますし、見えないところでの犯罪になってきますので、多分、広い目から情報を得るということをやっていたいただければと思います。

これは、一つの提案なんですけれども、障害者の方々とか、家にずっといらっしゃる方々が結構いらっしゃいますので、そういった方々をセキュリティの分野で採用するだとか、そういったところも今後考えていただければと思います。

最後にですけれども、議案外で事前に質問し

ていたんですけども、長野県であった猟銃を持った警察の方が亡くなられた残念な事件なんですけども、長崎県における猟銃とか空気銃の所持の許可制度について、きちっとやっていただいているかどうかというのを確認させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【朝末生活環境課長】委員の質問につきまして回答をさせていただきます。

まず、猟銃、空気銃の所持許可についてですけども、これにつきましては公安委員会の権限で行っております。

まず、猟銃、空気銃を所持しようとする者は初心者講習を受講しまして、考査に合格した場合には講習修了証明書を交付します。その後、射撃教習の申請を行いまして、射撃場において、実技試験であります射撃教習を受けることができます。これに合格した場合には教習修了証明書を受けて、初めて所持許可申請を行うことができます。

猟銃、空気銃の所持許可申請を受けた警察署は、申請者に関して欠格事項に該当しないかどうかという調査をしっかりと行いまして、欠格事項に該当しなかった場合は、猟銃、空気銃の所持許可を行います。

その後、猟銃、空気銃の所持許可を受けた者は、実際、猟銃、空気銃を取得した後14日以内に警察署で、その銃の確認を行うこととしております。

なお、この猟銃、空気銃の所持許可の有効期間は、許可後、3回目の誕生日が経過するまでとなっております。

【山村委員】この猟銃の分でいけば、3回目というか、3年間有効みたいな形だと思うんですけど、3年のたびに警察の調査が行われるという認識でよろしいでしょうか。

【朝末生活環境課長】委員ご指摘のとおりでございます。3回目の更新の都度、身辺調査、あるいは犯歴がないかどうかという各種調査を行っております。

【山村委員】もう一つ、お聞かせください。

その3年間の間に、ちょっと不審な人だなみたいな形で、周りからいろいろ指摘があったりしたような場合というのはどういった対応をされるかというのを教えてください。

【朝末生活環境課長】委員のご質問について回答したいと思います。

銃刀法の29条に申出制度というものがございます。申出制度といえますのは、同居人ですとか、近隣居住者、同僚で銃砲刀剣類を所持する者が、その言動、その他の事情から他人の生命・身体・財産を害し、または自殺をするおそれがあると思慮する時は、公安委員会に対して、その旨を申し出ることができる制度があります。

公安委員会が、この申し出を受けた場合については調査をしっかりと行いまして、欠格事項に該当する場合は、猟銃の所持許可の取り消し処分を行います。

そのほか、警察安全相談、巡回連絡、犯罪捜査等の各種警察活動におきまして、猟銃、空気銃所持者が他人の生命、身体、財産を害するおそれがあるという情報を入手した場合には、積極的に調査を行いまして、欠格事項に該当した場合は、所持許可の取消処分を行っているところでございます。

【山村委員】ありがとうございました。多分、今回の事件で、皆さん、銃に対する恐怖心というのを持たれたと思うので、ふだんの業務の中でもきちっとしていただいで、適切な許可申請を行っていただければと思います。

今日はありがとうございました。

【大場委員】銃に関連して1点だけ確認をさせていただきたいんですが、先日、自衛官候補生が訓練中に訓練の銃で上官を殺害してしまったという事案が発生しました。大きなニュースとなったと思いますが、業務として、警察官として拳銃の所持が認められている中で、県警として銃の管理体制、そういった指導訓練体制の状況、また、あの事件を受けて県警の方でどういった指導、もしくは取組に変化があったことがあればお知らせをいただきたいと思います。

【山田警務課長】県警における拳銃、まず、訓練につきましてお話しいたしますと、拳銃射撃訓練等については、国が定めました警察官等拳銃使用及び取扱い規範に基づきまして、これを遵守しまして、訓練を実施しております。

具体的には、拳銃の安全管理教育を受けました訓練立会責任者を置きまして、本部長が指定しました訓練指導者の指揮によりまして訓練を実施するなど、安全管理対策を実施しているところでございます。

また、所持につきましても、法の規定に基づきまして、適正に射撃又は使用できるように、日々、訓練等を実施しているところでございます。

【大場委員】確かに、ペーパー上を含めて管理規則にのっとって行うということであるんですが、先日の事件も、きちんと管理体制を、以前の事件に倣って体制も強化した上での訓練を行っていたにも関わらず、ああいうふうに痛ましい事故が、残念な事故が、事件が起きてしまったということで、その体制として、県警として、あの事件を受けて、今後どのような形で県警内部の指導、また、そういった形での徹底をしていこうと思っておられますか、警務部長、よろしければお答えください。

【橋本警務部長】委員ご指摘のとおり、拳銃の訓練・取扱いに関しましては、大変重要であると認識しております。

今回、発生いたしました自衛隊の事故に関しましては、まだ詳細が必ずしも明らかではございませんので、まだそれを受けているところではございませんけれども、引き続き、県警といたしましても、この件に関しましてしっかり関心を持ちまして、改善すべきところがありましたら必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【前田委員】当時、議会と関係者が連携する中で、令和元年に長崎県犯罪被害者等支援条例というのが制定されました。そのことによって各市町においても追いかける形で支援条例等が整備されてきて支援が進んでいると思います。これ、県民生活環境部とかぶっているの、答弁が難しかったら、わかる範囲で結構です。

その後、犯罪被害者等支援条例ができてからの成果という意味で、一つには、21市町の中での支援条例が策定できているのはどれくらい数があるのか、まずお尋ねしたいと思います。

【山本広報相談課長】県内の市町におきます犯罪被害者等支援条例の制定状況につきましてのお尋ねですが、委員ご指摘のとおり、令和元年7月に県犯罪被害者等支援条例が施行されており、令和3年10月までに県内21市町におきまして、犯罪被害者等支援条例が施行されております。

【前田委員】全ての市町で制定されたということで確認できたわけですが、県警の所管でいえば、結局、交通安全課の方と所管がかぶる中でやられていることというのは、公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターについて委託

費を出して運営してもらおうことになると思うんですけれども、この条例が制定した後の進捗状況として、まず、この支援センターの直近の実績ですね。

それと、私もつぶさに中身を見させてもらいましたけれども、何点か課題があると思ってるんですけれども、そういう課題認識があればお答えいただきたいと思います。

【山本広報相談課長】公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターの実績等についてのお尋ねでございますが、令和4年度におきます長崎犯罪被害者支援センター等における相談の件数につきましてご回答いたします。

まず、電話等、いわゆる電話やメールなどの相談件数につきましては、令和4年度中は581件となっております。また、面接によります相談につきましては50件となっております。

続きまして、同センターが抱える課題等につきましてですけれども、県警察からは、同センターに対しまして被害者支援事業であります相談事業、あるいは公判付添いなどの直接支援事業、あるいは広報に関する広報啓発事業につきまして業務委託をしております。

令和4年度の委託事業費につきましては、546万2,000円となっております。

【前田委員】ありがとうございました。実績の報告と業務の委託費のご答弁をいただきました。私自身が課題だと認識しているうちの一つについては、今言った委託費の561万円が全体の中でどれぐらいの比重を占めているかということ、非常に低いというか、全体3,000万円近くで運営されている中で、その多くの800万円近くは寄附金が充てられているんですね。その800万円のうちの500万円も、もともとの前身の団体からの会計残というんですか、そこから切り崩

してきていて毎年500万円ずつ拠出していると。その拠出も令和13年の中で、もう底をつくという話があるのが一つ。

それと、もう一つは、これはヒアリングした中で確認できたんですけれども、今、駅の前交通センタービルの中に事務所を構えてますけれども、そこは今無償でお借りしてるということも含めた時に、先ほどの実績を含めた時に、これからも充実して運営をしてほしいと思いますけれども、県警が業務委託を全般する中で、そういった財政の状況というものが非常に厳しいと、先がなかなか大変だよなということの関係者の間から指摘を受けてますので、まだまだ時間はあると思いはしますけれども、もう今から、そこら辺について課題認識を持って対応いただきたいと思いますが、そのあたりについてはいかがですか。

【山本広報相談課長】委員からお尋ねがございました年500万円の寄附につきまして回答いたします。

これにつきましては、警察互助会という団体より500万円の寄附がなされているものと承知しております。また、委員ご指摘のとおり、この寄附につきましては、令和13年度まで、長崎犯罪被害者センターが受け取るものと承知しております。

これに対しまして、県警察としましては、長崎犯罪被害者等早期援助団体として公安委員会より指定されているところでございます。そのため、毎年、事業計画書及び収支予算書などの提出を受けているところでございます。

現時点におきまして、同センターの財政状況が直ちに悪化するとの認識はございませんけれども、県警察としましては、同センターの財務状況ですとか、事業の運営につきまして、引き

続き注視してまいりますとともに、必要に応じ  
て取るべき措置を検討してまいります。

もう一点でございますけれども、同センター  
におきましては、支援活動の周知と財政基盤の  
確立に向けまして、清涼飲料メーカーの協力を  
得まして、寄附型の自動販売機を設置し、この  
増設を推進しているものと承知しております。

警察としまして、広く県民の皆様に対しま  
して、この設置に関するご理解とご協力をいた  
だいていただいております。

【前田委員】 ご答弁ありがとうございました。

最後に言った自動販売機の件も、広く県民に  
広げていただきたいと思っておりますし、そもそもの  
団体会員とか個人会員の増に向けてもできる  
ところでご支援をいただきたいということ。

併せて、今の事務局は、バスセンターがい  
ずれ建替え、近々ありますので、立ち退きとい  
うことになった時の場所をまた改めて探した時  
、そこに家賃が発生しますので、ぜひそういう  
ところに対しても目配りしていただければと思  
います。

せっかく総務委員会になったので、細かな質  
疑で恐縮ですけども、長崎運転免許センターが  
令和2年4月に開設して、今まで長崎県南地区で  
いけば大村まで行ってたものが、長崎のこの免  
許センターで免許の更新とかできるということ  
で利便性は増したと思うんですが、ただ、市民  
の多くの方からセンターの受付時間について、  
受付けている時間が非常に短いんじゃないか  
というご指摘が上がっております。

免許の更新については致し方ないとしても、  
記載事項、例えば住所とか氏名の変更とか自主  
返納に対しては、ホームページに載っている資  
料によると、月曜日から金曜日は午前10時半か  
ら11時15分の45分間、午後は14時から14時45

分、これは、その後15時30分までと改められ  
たみたいですが、それでも午後は1時間半なん  
ですね。注意書きとして金曜日に閉庁の時があ  
りますということで、これはほかの申請の交付  
も同じように金曜日に閉庁の時がある。それと  
日曜日に関しては、第2・第4日曜日の15時  
から16時、1時間の時間しかないんです。い  
ただいた開庁日のカレンダーを見ると、土曜  
日は丸っきり全部閉庁なんですね。

やっぱり市民の方の利便性を考えた時に、  
土曜日に閉庁しているというのも、正直言っ  
て、なぜなのかなという気持ちを持っています。  
市民の多くの方から、せっかく運転免許セン  
ターという形でやられていることは、一定進ん  
だんと理解はしますが、なぜ時間を区切った  
の受付しかできないのかというのは、さっき  
政策会のところで少し質問しましたが、も  
ともとの人件費等の積算に問題があるんじ  
ゃないのかなということも一つ考えては  
いるんですけども、どうしてこんな状  
況になっているのかということと、こ  
ういうクレームがきてないのかとい  
うこと、そして、きているとすれば、  
どう改善していくかということにつ  
いてお尋ねしたいと思います。

【林田運転免許管理課長】ただいま委員から  
ご指摘がございましたとおり、長崎運転  
免許センターは令和2年4月から開設  
をしております。

なお、記載事項変更等の受付時間が短い  
というふうなご指摘がございましたけど、  
確かに運転免許の更新と住所変更の申  
請など、受け付ける時間を分割して運  
用しているところでございまして、  
警察署の受付時間と比べますと若干短  
く設定しております。これは運転免許  
試験場でも同様の取扱いをしている  
ところでございます。

先ほど委員からもありましたけども、時間を

ちょっと延長したりとか、日曜日は実は以前はやってなかったんですけど、日曜日をするようにしたりとか、これまで少しずつ改善を図ってきたところではございます。

あと運転免許センターには多くの方が更新などに来られまして、率で言いますと大体7割強が更新の方、記載事項変更が2割くらいの方というふうなことでございます。

どうしても更新の方を流れ作業的に講習まで連れていくという作業がありまして、記載事項変更を途中で入れるということはなかなか難しいというふうなことで、こういうふうな設定をさせていただいているところでございます。

なお、土曜日についてどういうふうになっているのかというご質問がございました。土曜日には確かに手続をしております。運転免許の手続については、警察庁が運用します運転者管理システムというのを実際利用しております、これには運用時間が定められております。これが平日と日曜の日中のみというふうなことで、データのバックアップでございますとか、システムの改修の関係で、土曜日については、このシステムを使えないというふうなことがありまして、全国的に土曜日については手続をしていないということが現状でございます。

相談の件数が何件ぐらいあったかというふうなことでありましたけども、時間に関する相談とか、ご要望というのは、開所から今まで過去5回程度あっております。当然声が上がっていないというふうなところもあると思いますので、それ以上に思われている方もいらっしゃると思いますので、今後、できるだけ申請時間が長くできるかというふうなことについても検討を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】特殊詐欺事件のことではありますが、

暴力団が関与しているのではないかと疑われるような特殊詐欺事件が頻繁に発生をしているというか、なかなか全国的に歯止めがかからないと、こういうふうには実は考えております。

そこで、まず、相手が例えば訴えようと、ある程度証拠も固まると、こういう状況でありながらも、相手が暴力団ということになると、率直に言わせていただければ、やっぱり心理的な不安。何の心理的な不安かという、一般的に何か報復、仕返しがあるのではないかと、単純に、そう思うこと。それから、やはり訴訟費用、こういう2つの負担が、何といいますが、ハードルになっていると、こう言っても言い過ぎではないのではないかと思えます。

ところが、最近、新聞で見ましたけども、福岡で、福岡県警が、暴力団が関与していると思われるような、そういう特殊詐欺事件については公費をもってしっかり訴えていこうと、事件化して取り組んでいこうと、こんな動きになってます。

今言うように、福岡県警が、そういう訴訟の一部を公費負担にすると、こんな動きが今年度出てきているわけでありまして。こういう暴力団絡みの特殊詐欺事件の防止とか、あるいは取組のために公費を負担して、そこまでやろうとしている福岡県警の最近の取組、このことについて、長崎県警としてはご存じであるかどうか、まず、そこをお尋ねしたいと思います。

【下田組織犯罪対策課長】福岡の取組に関しては承知をしております。非常に先進的な取組でありますので、今、その内容について確認をし、長崎県でも活用できるかということについて、前向きに検討しているところでございます。

【小林委員】前向きに今検討している、前向き

にひとつ取り組んでいこうかと、こういうようなことを、やはり福岡県警の状況を見ながら考えていただいているということ。まさに、これは大事なことはないかと私は思っています。

今言うように、この心理的な不安、また、やっぱり訴訟費用というのもそんなに安くはないわけでありまして。もちろん全額ではないけれども、一部負担というけども、県警が、福岡県警がそこまで、公費を負担してまで取り組んでいこうと、こういうようなことについては泣き寝入りは絶対許さんと、こういう強い姿勢が福岡県警の中にあるのではないかと思います。

どこまで、ご存じがよくわからないんですけども、まず、そういう取組を始めてるということについては、長崎県警もよく承知をしていると。

内容について、例えば、どれくらいの負担をして取り組んでいこうとしているのかと。今、言うように泣き寝入りはさせないと、提訴しやすいような環境を整備すると。

当然、我々が考えてみると、県警側と、それから弁護士側と2つが1つになって、そして提訴がしやすいようなそういう環境整備を図っていくと、こういうことではないかと思えますけども、公費の負担は上限があるのかなのか、どれくらいまで負担しようとしているのかとか、そういうところも含めて、内容をご存じであるならばもう少し聞かせていただきたいと思えますが、いかがですか。

【下田組織犯罪対策課長】金額につきましては、まだ把握をしておりませんが、通常の被害届けという事件であれば、もともと訴訟のお金はかかりませんので、まず、刑事事件でありましては積極的な被害届けを警察が協力して事件を捜査していくと。その後、被疑者が暴力団であるというふうな確定ができた場合には、併せて民

事訴訟という形になっていくケースのパターンと理解しておりますので、そこにつきましては、その金額等よく確認をして、仕組みを把握していきたいと考えております。

【小林委員】非常に力強い、そういうご答弁をいただいておりますで大変期待したいと思えます。

私が読んだ内容で申し訳ないが、新聞紙上の記事では、福岡県警は全国で初めて、この取組を実はやっている。そういう訴訟費用については、上限は設けてないと。しかし、大体50万円ぐらいが大体一つの流れではないかと、こんなようなことを県警側がおっしゃっていることが記事になっているところがございます。

そういうような動きが始まっているということ。これは福岡県警だけ、そういう先進的な、何と言いますかね、本当に画期的な、そういう取組ではないかと思えますが、どういう環境整備ができれば長崎県で導入しようかと。

例えば、今年度は無理としても来年度ぐらい、そして、どれくらいの予算が要るものなのかとか、それが国からのお金か、それともやっぱり真水か、こういうようなところもあると思えますが、その辺についてご存じであるならば教えてもらいたいと思えます。

【下田組織犯罪対策課長】そのものずばりかどうかわかりませんが、既に使用者責任訴訟の前段階における弁護士における調査費用等が県の予算として組まれていると承知しております。

そのようなことで、その事件次第、ケース・バイ・ケースで、その金額がどのように必要かということで、その辺のところを勘案して、また関係機関と連携して対応していきたいと思っております。

【小林委員】長崎県は来年度からやるぞとか、



いつからやるぞとかというようなことは言えますか。やっぱり我々に期待を持たせていただきたいが、どうですか。

【下田組織犯罪対策課長】前向きに検討させていただきます。

【小林委員】政治家のような発言をされて、驚いておりますが、これは福岡県でやっているんだから、長崎県がやらない手はないんじゃないかと、こういうようなことになるかもしれません。ぜひあなたの時代にひとつやっていただきたいと、このことを特にお願いを申し上げたいと思います。

それから、もう一つ、カスタマーハラスメント、カスハラと、こう言っているんだけど、これはどなたのところが担当でいらっしゃるんですか、所管ですか。

カスタマーハラスメントについて、今、長崎県としてはどれくらいの状況にあるのかと。結構、このカスタマーハラスメントというのは、これも全国的に話題になっているし、非常に問題として学校教育の方でも、ご父兄のいろんな学校の先生方に対するところの、そういう面のハラスメントとか、いろいろあるわけです。

警察はないと思ったら、このカスタマーハラスメントは存在していると、こういうようなことでございますが、このところについては現況はどういう状況でございますか、教えてもらいたい。

【山田警務課長】警察におけるカスタマーハラスメントについてお問い合わせですけども、申し訳ありません。数につきましては、手持ちにございませんけれども、警察にお見えになります方につきましては、様々な方がやはりおりまして、カスタマーハラスメントがないのかと言われた場合には、それは否定できない、あるだ

ろうということは間違いございません。

その中にありまして、これも福岡県警での取組ですけども、先般、カスタマーハラスメントの取組を福岡県警は開始しております。

本県におきましても、カスタマーハラスメントというのは、いわゆる警察が適正な対応をしたにもかかわらず、それ以上の過剰なクレーム、あるいは暴言、威嚇、脅迫、誹謗中傷、こういったものがある場合に、やはり組織的に対応する必要がございます。

本県におきましても、通常から、そのような対応をしております。福岡県警においては、これをシステムチックに制度化したものでございますけども、この動きにつきましては、本県についても、現在、注視しているところであります。

【小林委員】 やっぱりあっているわけですね。この辺についても、これから、どこまでがハラスメントかというようなところの目安、また、福岡あたりでやっているところの指針、こういうところもきちんと長崎県警は県警なりに、ひとつ仕組みをつくっていただき、やっぱりいいものはいいし、よくないものはよくないと、こういうことを明確にしながら、皆さん方の通常の業務が要らんことで何か注力ができないと、立ち向かうことができないと、こういうことにならないように、この辺もひとつ明確にやっていただくことをお願いをしたいと思います。

次に、今日の内容でありますけども、例えば、令和5年1月から3月末までの県内の刑法犯認知件数につきましては912件で、前期同時期と比べて180件、24.6%増加していると、こういう内容が今日明らかになっております。

この1月から3月までの約2か月ぐらいのところ、いわゆる前年同期、昨年と比べて180件も

増えていると。ここはちょっと申し訳ないが、増え過ぎているのではないかと、こんな感じがいたすわけでありませう。

もちろん窃盗犯だとか、粗暴犯とか、大きなあれではないんだと思うんだけど、件数として挙げた時には180件、24.6%が前年度比増加していると。これが減っているということであるならば非常にありがたいが、こういう状況であります。

こういう状況は、県民の皆様方から信頼されている長崎県警としては、どうでしょうか、あまり評価されるようなことがないんじゃないかというようなことになりませうけども、どういう内容で、このような形になっているのか、その要因、その原因というのは一体何なのかということについて、お知らせができますか。

【尾塚刑事総務課長】委員の質問に対するご説明をいたします。

増加の要因につきましては、罪種別に増加しているものを説明いたしますと、粗暴犯が100件で昨年比36件増加、窃盗犯が511件で昨年比78件増加、知能犯が119件で17件増加、それからその他の刑法犯が164件で49件増加、合計180件の増加というふうな状況になっております。

【小林委員】どうしてそういうふうに見えるんですかということが一番知りたいところでございます。要するに我々が考えております、県民がやっぱり考えておりますところは、県警に対して強い信頼を持っているわけですね。

この間のG7の保健大臣会合においても、何一つ問題がなく、しかも、交通渋滞も、県民の皆様、市民の皆様方のご協力をいただきながらしっかりやっていただいたと、さすが長崎県警と、こういう評価をいただいているわけでございます。その点から考えていきますと、我々は、

長崎県警は強い長崎県警であってほしいと、いつもそう願っているわけでありませう。

ですから、これまで、例えばの話が、検挙率はどうですかとか、あるいはこういう刑法犯の認知件数とか、こういうものを見ながら、事件が起こるのも起きにくい、検挙も一番早いと、こんなようなことをもって、長崎県の県警の皆様方非常に力強く頑張ってくださいと、こんなようなことを我々の評価の一つにしておったんです。

そういう点からしてみても、今、全国のどのくらいの位置に、例えば刑法犯のいわゆる認知件数、あるいは検挙率、この辺は全国から見てみた時に、長崎県はかなり上位の方におったと思うんです。だからこういう件数が幾らか増えているかもしれないが、そういう上位の件数については、これまでと比べた時にどうなのかと、今はどのくらいの位置づけになっているのか、このことについて質問通告をしてないので申し訳ないが、おわかりになりますか。

【尾塚刑事総務課長】委員のご質問についてご説明をいたします。

長崎県の検挙件数につきましては、検挙率は、全国で令和4年は第8位、そして、管区警察局管内では第1位となっております。それから人口10万人当たりの犯罪認知件数の犯罪率の関係でご説明いたしますと、全国順位は第3位、そして、管区順位は第1位という形になっております。

【小林委員】いいですね、本当に。ご苦労さまでございますが、やっぱり管内では第1位と、こういうようなことで刑法犯の認知件数、それからまた検挙率。

要は、長崎県というのは、本当に暮らしやすい、住みやすい、また魚もうまい、食事もうま

いと。こういわれながら、長崎県というのはすごいと。こう我々は評価を受けておるわけです。

その中に、やっぱり安心して暮らしがしやすいと、長崎県というのは治安がやっぱりすばらしいんだと、こういうようなところの中から評価を受けている。これは皆さん方もよくご承知いただいているものと思いますが、多くの長崎県民、同時に長崎県というのが、ご案内のとおり、人呼んで栄える町、旅行者が長崎県にたくさんお見えになるわけでございます。

長崎県の治安が悪いということになってくると、どんなにいろんな食事がおいしくても、食材がすばらしくても、やっぱり治安がしっかりしてないと、人がやって来ないわけであります。長崎県というのは、やはり人呼んで栄える町なんです。それには、治安が何と言っても大事だと。そのためには、率直に言って皆様方に頑張ってくださいと、こういうことでございますので、ぜひともそういう気持ちの中で、今後とも、この順位、そして、要するに犯罪が起きにくい、犯罪が起きてもすぐ検挙すると、こういう強い県警であってほしいと、このことを強く要望をしておきたいと思っております。

最後になりますけれども、ご存じでございますかね、西海の島のちょっと遠いところに江島というところがあります。

実は、江島というところは今人口が100人いるかどうかというようなところで、15歳以上の漁業を中心とした就業者の方々が、実は100名を切っていると思っております。それくらい小さな町であることは言うまでもないと思っております。

ところが、ご承知の方もいらっしゃると思いますが、ここに国家プロジェクトであるところの洋上風力の事業が決定をして、これからやがて始まらんとしていると、かなりの事業展開に

なっていくんではないかと思っております。

そうしたときに、今、そうやって100名ぎりぎり、あるいは100名を切るかどうかと、こういうような状況でありますけれども、残念ながら、交番とかという治安のシンボルのそういうところがないわけであります。

今、そのことを地元の方から私に要請があつて、何としても、これからの展開を考える時に、そこにやはり治安のシンボルであるところの交番等々をぜひとも設置することができないか、設置していただきたいと。これから県警の方にも正式に要望が届くだろうと思うし、そういう点から考えてみても、皆さん方がしっかりその期待を込められているわけであります。

この交番等の設置については、今、地元からの要請があつておりますけれども、どういうところをクリアすれば、これができるのかどうか、この辺のところについて、まず教えてもらいたいと思っております。

【西尾地域課長】江島沖の洋上風力発電事業計画につきましては、国土交通省等のホームページで承知をしております。

交番駐在所の設置につきましては、地域住民のご意見を踏まえつつ、管轄する地域における人口の変化、世帯数、または事件や事故の発生状況などの治安情勢、そのほか交通環境や市街地の構造状況など、その時々複合的要素を総合的に考慮しまして、検討する必要があると思っております。

したがいまして、警察施設である交番・駐在所の新設に当たりましては、様々な視点から検討を行う必要があると考えております。

【小林委員】もう時間がありませんから最後にします。

今、ご答弁いただきましたね。何か、もうす

ぐできるかもしれないというような、非常に期待を持った次第であります。

いろいろと検討を当然していただかなければいけないと思いますが、今言うように国家プロジェクトの洋上風力の事業が、まさに始まらんとしている。

それは、今の姿と、何年後かわからないが、完成して事業が始まった時の風景というか、相当な様変わりだろうと思います。今つくってもらおうと、あなたの銅像はできないかもしれないが、それなりの、やっぱり皆さんの思い出が大きくなるのではないかと思います。

警務部長はじめ、皆様方、そういうところもよく考えてもらって、ひとつよろしくお願いして終わりたいと思います。ありがとうございます。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【大倉委員】ニセ電話詐欺、特殊詐欺に関してなんですけれども、その中でも架空料金請求詐欺について伺いたいんですが、毎年のように犯罪者集団は手を替え品を替え、様々な策を練ってくる中で、そして、それに対して警察の方もしっかりと対応して取り組んでいるとは思いますが、なかなか手口も年々巧妙化していると思います。

これに関して、最近、特に電子マネーでの被害が多いということなんですけれども、例えば、具体的に今年の特徴、最近の傾向、サポート詐欺なんていうものもありますが、どういった特徴があるのか教えてください。

【下田組織犯罪対策課長】委員ご指摘のとおり、一番の特徴は、特殊詐欺の10手口のうちの架空料金請求詐欺でございます。その中でも、サポート詐欺というのが年々増加をしているような状況でございます。

長崎県の特徴としましては、交付形態につきまして、振込型が令和5年3月末現在で5件、電子マネー型が20件ということで約86%、ほとんどが振込みと電子マネー型というふうな特徴で、65歳以上の高齢者が占める割合が69%であり、全国と同様、高齢者が被害に遭っているというのが現在の特徴でございます。

【大倉委員】電子マネー型ということで、やはりコンビニエンスストアなどの対策を強化していると思うんですけども、ニュースなんかでも取り上げられて、私も存じ上げているんですが、セブンイレブンなんかと連携していると思うんですが、そのほかのコンビニとの広がりであるとか、具体的にどういった中身でやっているのか教えてください。

【竹田生活安全企画課長】コンビニ等の対策についてということでのお尋ねでご答弁させていただきます。

セブンイレブンだけではなくて、大手のコンビニでありますところのローソン、もしくはヤマザキデイリーストア、またはファミリーマート、こういうところと色々な会議をもちまして、連携をさせていただいております。

その会議におきまして、コンビニ店舗において、どういう対策ができるかということを経営共有しております。

対策としましては、コンビニの従業員の方に、電子マネーをお買い求めになるお客さんについては注意喚起を请您とお願いするようなチェックシートを配布しております。また、電子マネーを購入された方が、もしかしたら被害に遭っているかもしれないということに気づくように、封筒に入れて広報してPleaseとお願いをしております。

この封筒とPleaseとありますが、もしかしたらニセ

電話詐欺ではないかとか、被害に遭ってませんかという前川清さんによる注意喚起を載せたもので、これにより広報するようお願いして、配布をしているという取組をやっている次第でございます。

【大倉委員】具体的に、従業員の方に注意喚起等々をして、そして、具体的対策を取っていらっしゃるということで非常に頼もしいと思います。

実際、成果、報告、そういったものは上がっているんですか、コンビニから。

【竹田生活安全企画課長】成果についてでございますが、未然防止件数ということで警察は把握しております。令和5年4月末現在で、79件の未然防止をしております。

この未然防止といいますのは、お買い求めになった方の被害が、その店舗でとどまるという状況でございます。前年同期比、令和4年の前年同期と比較して34件も増えております。コンビニに限って申しますと、今年4月末で32件、前年同期比としまして15件増加している状況でございます。

分母自体は増えているところではございますが、未然防止事案についても増えている状況でございます。

【大倉委員】ご高齢の方の安心にもつながると思うので、今後もぜひその取組を続けてください。

それから、ニセ電話詐欺に関してなんですけれども、有効な対策として、自動通話録音機の貸出しというものをやっていると思うんですが、これは聞くところによりますと、この貸し出したことによって、まだ1件も被害がないと聞いてます。これは非常にすばらしいことだと思うんですが、現状はどのような状況でしょうか。

【竹田生活安全企画課長】自動通話録音機のお尋ねでございますが、県内では945台を保有しております。この945台のうち714台を現在貸し出してあります。

貸し出してない分については、修理中、もしくは警察署に保有をして、すぐに貸し出せるような状況にしているということで、714台を現在貸し出している状況でございます。

また、委員のご指摘のように、この貸し出している世帯につきましては、全く被害がないということで承知しております。

【大倉委員】これ、今、714台貸し出し中で、全部で945台あるということで、県民の方々から、もっとこれ貸し出してほしいみたいな声はないんでしょうか。

【竹田生活安全企画課長】委員のご指摘のとおり、要望はございます。ただ、県警としましては、予算に限りがございますので、呼び水としまして945台を積極的に運用していきたいと考えております。

また、この理由としましては、ほかの基礎自治体である市町におきましても、同じような貸出し施策を取っているところがございますので、それと連携しつつやっているところがございます。

【大倉委員】基本的には、県民の方に購入していただくという方向性だと思うんですけども、貸出期間にも限度があると聞いてます、2年間だったと思うんですが、ご高齢の方のためにも、ぜひ貸し出せる方向で取組んでいただければと思っております。

続きまして、サイバー犯罪の取り締まり及び被害対策状況について伺います。

先ほど山村委員から質問もあつたんですが、ちょっとかぶるんですけども、大学生などに

委嘱した取組がニュースでも放送されましたサイバーテクニカルボランティアですが、そもそも県立大学とは連携協定を長崎県は結んでいたと思うんですが、今回のこの取組というのは、新たに、より学術的な部分から、今度は実践的な部分にシフトしていったというふうに捉えてよろしいでしょうか。

【堀サイバー犯罪対策課長】長崎県立大学とは、サイバーセキュリティに関する相互協力協定を結んでおりまして、今年度から県立大学の情報技術に関する知識を有する大学生をサイバーテクニカルボランティアに委嘱いたしまして、サイバーパトロールなどのサイバー空間の浄化活動に取り組んでもらっております。

このように、実践的なサイバー空間の安全・安心に今後取り組んでいただこうと考えています。

【大倉委員】より実践的という分では、一歩進んだと捉えたいと思っております。

これ、学生たちとの連携した取組、具体的に闇サイトなんかの発見など成果はあっているのでしょうか。

【堀サイバー犯罪対策課長】学生につきましては、5月23日に委嘱を行いまして、その際、闇バイトの教養を行ったほか、6月15日に長崎県立大学におきましてサイバーパトロールのやり方を指導したところ、学生のパトロールにより短時間で闇バイトの募集投稿27件を発見していただいております。

【大倉委員】県立大は、日本でもいち早くサイバーセキュリティ学部を取入れた大学だと思います。その専門性のある学生たちの今後の就職にも、これつながると思いますので、ぜひ長崎モデル的な形でこの取組を活かして、実績を重ねていって確立していただきたいと思います。

す。

【坂口委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ないようでしたら、先に前田委員から質問のありました答弁は可能でしょうか。

【曾我会計課長】現在、運転免許関係業務につきましては、道路交通法において、公安委員会が認める法人に委託できるとされております。

長崎県におきましては、現在、5者の法人を認定しており、その競争性を働かせるため、一般競争入札において行っております。

また、入札の結果、落札にならなかった過去もありまして、その際、仕様等を見直して入札をして落札になっているという現状もありまして、県警といたしましては、予定価格につきましては、適正に積算されているものと認識しております。

【坂口委員長】それでは、ほかに質疑がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時43分 休憩

-----  
午前 11時43分 再開  
-----

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

午後は、13時30分から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時43分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【坂口委員長】それでは委員会を再開いたします。

これより、出納局及び各種委員会事務局関係

の審査を行います。

【坂口分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

会計管理者より、報告議案の説明を求めます。

【吉野会計管理者】出納局関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただき、3月31日付で専決処分をさせていただきました報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

補正予算の主な内容ですが、歳入予算では、（目）証紙収入で2,601万7,000円を減額いたしておりますが、これは、手数料徴収のための証紙売払収入が、見込みを下回ったことによるものであります。

次に、歳出予算では、（目）会計管理費で2,606万6,000円を減額いたしておりますが、これは会計事務管理運営費の減によるものであります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、監査事務局長より、報告議案の説明を求めます。

【上田監査事務局長】監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料、3ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳出予算の主な内容は、歳出予算の（目）事務局費で72万4,000円を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものでございます。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、人事委員会事務局長より、報告議案の説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じく資料の4ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

歳入予算で、（目）雑入22万9,000円を減額いたしておりますが、これは、公平委員会事務受託に伴う収入見込み額の減等によるものであります。

歳出予算で、（目）委員会費31万2,000円を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

（目）事務局費224万8,000円を減額いたしておりますが、これは、事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、労働委員会事務局長よ

り、報告議案の説明を求めます。

【田中労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分であります。

歳出予算で、(目)委員会費66万6,000円を減額いたしておりますが、これは、委員会運営費の減によるものであります。

(目)事務局費58万9,000円を減額いたしておりますが、これは、職員給与費等の減によるものであります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、議会事務局長より、報告議案の説明を求めます。

【黒崎議会事務局長】議会事務局関係の議案についてご説明をいたします。

同じく資料6ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算(第16号)」のうち関係部分であります。

補正予算の内容ですが、歳出予算の(目)議会費で2,390万7,000円を減額いたしておりますが、これは、議員費用弁償等の減によるものであります。

また、(目)事務局費で504万3,000円を減額いたしておりますが、これは事務局運営費等の減によるものであります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を

終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案のとおり、承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案及び陳情がないことから、関係局長より所管事項についての説明を受けた後、議案外の所管事務に対する質問を行うことといたします。

会計管理者より、所管事項の説明を求めます。

【吉野会計管理者】出納局関係の所管事項についてご説明いたします。

総務委員会関係議案説明資料の2ページをお開きください。



（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

出納局関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

出納局におきましては、「会計事務の更なるシステム化」として、契約事務を支援するため、施行伺いや契約書、入札執行通知書等の出力を可能にするなど財務会計システムの改修を行いました。

引き続き、様式の改善・追加及び操作マニュアルの整備等に取り組み、会計事務に係る業務の標準化やデータ管理の効率化等を図ってまいります。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

【坂口委員長】次に、監査事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【上田監査事務局長】監査事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の3ページをお開きください。

（監査の実施について）

今年度の監査の実施に当たりましては、地方自治法等に基づき、年度初めの監査委員会議において、監査等の種類、対象、時期、実施体制等を定める「令和5年度監査計画」を策定しており、県の事務や事業について、合規性、正確性、経済性などの観点から検証に努め、監査の結果が事務や事業の改善につながるよう、十分留意して実施することとしております。

また、監査結果に対する是正・改善の取組状

況を継続的にフォローアップすることにより、監査の実効性を確保するとともに、監査結果等については、監査事務局のホームページに掲載するなど、県民にわかりやすく公表することとしております。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

【坂口委員長】次に、人事委員会事務局長より、所管事項の説明を求めます。

【田中人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

資料は、総務委員会関係議案説明資料及び（追加1）となります。

はじめに、総務委員会関係議案説明資料の「追加1」の2ページをご覧ください。

令和5年度県職員採用試験についてですが、今年度の大学卒業程度試験については、「行政B」、「教育事務B」、「農業B」、「土木B」、「建築B」の試験を実施し、6月19日に最終合格者を発表いたしました。

また、「行政A」をはじめ、16の大学卒業程度試験職種の1次試験と、民間企業等職務経験者が対象の「行政」「社会福祉」、「土木」、「農業」の選考試験の1次試験を6月18日に実施いたしました。それぞれ2次試験等の予定につきましては、記載のとおりであります。

また、警察官 類（男性・女性）Bの試験を実施し、6月19日に最終合格者を発表いたしました。その他の職員採用試験の実施予定につきましては、それぞれ記載のとおりであります。

次に、恐れ入りますが、もとの総務委員会関係議案説明資料の4ページをお開きください。ここで、1点訂正をお願いしたいと思います。

4ページの下から7行目に、「今年度は、『教育事務B』試験を新たに設けるとともに」と記載

しておりますが、正しくは、「今年度は、『教育事務B』試験を新たに設けるとともに」でございます。「と」の文字が抜けておりました。お詫びして訂正させていただきます。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）であります。同プランに掲げる人事委員会事務局関係の項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

人事委員会事務局では、多様で優秀な人材の確保に向けて、職員採用試験の見直しを実施しております。

令和4年度は、大学卒業程度試験の「農業B」、「警察官 類(男性・女性)B」試験を新設し、民間企業で広く利用されているSPI試験を導入いたしました。また、大学卒業程度試験の「土木B」の試験日程を、「農業B」と併せて2か月程度早めて実施いたしました。

さらに、応募者が減少し、採用予定数を確保できていない「農業」、「農業土木」、「土木」、「建築」の技術系職種について、追加試験を実施し、追加試験においてもSPI試験を導入いたしました。

今年度は、「教育事務B」試験を新たに設けるとともに、警察官採用試験においても、「警察官 類(男性・女性)B」の試験日程を約2か月早め、東京、大阪の試験会場を新たに追加して実施しております。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【坂口委員長】次に、労働委員会事務局より、

所管事項の説明を求めます。

【田中労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

同じ資料の5ページをお開きください。

（調整事件について）

これは、労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。今年度、現在までに取り扱いました調整事件は1件で、現在、調整中であります。

（審査事件について）

これは、不当労働行為に関する事件であります。今年度、現在までに取り扱いました審査事件は2件で、1件は命令書交付により終結し、1件は、現在、審査中であります。

（個別的労使紛争について）

これは、労働者個人と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。今年度、現在までに取り扱いましたあっせん事件は1件で、現在、調整中であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【坂口委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【椿谷会計課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局、各種委員会事務局の資料についてご説明申し上げます。

資料の2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年2月から5月までの実績は、記載のとおり1件となっております。

また、入札結果につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

以上でございます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【小林委員】 これは会計課長に聞くか、五島の何とか汽船以来の出会いだね。

これは、皆さん方もよう聞いとってくれ。彼が、もし答えん時は議会事務局長でも、誰でもいいから答えてもらいたいが。

「『長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～』に基づく取組について」と。ここに主語が、「『長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～』に基づく取組について」と。当然、出納局でも同じような、全部、頭はその出だしだけでも、言葉としては語呂がいいけども、これは何を言いたいのかね。

「『長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～』」、みんな頭にこれをつけているけど、何か北朝鮮みたいな、あたかも感じがするんだけども、これは何を言いたいのかお答えください。

【椿谷会計課長】 会計事務につきましては、予算執行となる業務の最適化であったり、既存の業務、財務会計システムを運営しておりますけれども、その分について職員の皆様が使いやすかったり、また効率よく使えたり、そういったことを視点にしましてデジタル的な改革といった

ところを掲げております。

具体的には、本県においては、予算執行に係るシステムとして、予算編成システムや財務会計システムがございますけども、こういった各種システムにつきまして、互いのデータが連携されていないという面もございますので、より効率的に使えるようなことを考えまして、現在、改修作業について取り組んでいるといったところでございます。

【小林委員】 全くわからん。挑戦する組織への変革とデジタル改革に基づく取組についてと、今のような答弁でいいのか。これは、どこに組織の変革とかデジタル改革、そういう基づくというような、そういう行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革、出納局長、何か言えますか。

【吉野会計管理者】 長崎県行財政運営プラン2025につきましては、県政を取り巻く環境が大きく変化していく中であっても、施策の質でありますとか、行政サービスの向上を図ることで、県民の皆様に具体的な成果を還元していくということを目的としております。

その中で3つの基本方針のもと、挑戦する県庁、持続可能な県庁、スマートな県庁など目指すべきものを決めておりまして、それを全庁的に取り組んでいるというところでございます。

先ほど会計課長も言いましたけれども、例えば出納局では、スマートな県庁ということで、デジタル化を進めているというところでございます。

【小林委員】 だから、こういう頭で並べるような、こういう標語をみんな同じように使って、話している内容は全く今までと変わらないわけだよ。正直に言って、挑戦する組織への変革とデジタル改革に基づく取組についてと、こうい

うような表現になって、今言うように行財政運営プラン2025と、こんなことを並べてるけども、何が、どう変わったのかと。

我々に、今回、こうやって所管事項についての説明をやっているけども、結局それが、この標語に対してどうなのかと言えば、今までと何にも変わらない。こんな受け止め方をしているということだ。これも、まだいろいろと聞かなければならないと思いますけども、取りあえず、そういう意見を、まず申し上げておきたいと思います。

さて、人事委員会事務局に質問をしたいんですが、いわゆる人材確保ということが、とても県庁の中では重要であり、大事だと思っているんです。やっぱり県庁がうまくいくか、いかないかということは、知事が誰であるかということも当然だが、職員の皆様方の優秀な人材を確保しなければいけないということは言うまでもないことです。

どこの組織についても、どこの事業についても、そこで働いてくださる、そこで働いてくれるそういう人たちが、やっぱりきちんと目的に向かって、まさに一糸乱れない、全員が力合わせて頑張っていく、こういう姿勢がなければならぬと思います。

そのために、県庁をよくするためには、指導者も大事ですけども、その指導を受けると同時に自分たちで県政をよくしていこうと、こういうような働きかけをやってくださる熱心な、優秀な人材、これをやっぱり確保し、また、それを育て、立派に県民とともにという気持ちに立っていただかなければいけないだろうと思います。

そういう意味から言って、人材確保ということについては、広く応募を求めるといったことが、とても大事になってくるんじゃないか

と思います。

長崎県の場合においては、これまで教養試験という方式をもって県庁の職員を求める試験をやってきたけども、今お話があったように令和3年度からSPI方式、SPIという試験をもって、その見直し、その変革を求めてやっていこうと。広く人材を集めて、いい人材をきちんと確保したいという思いが、この受験制度の方式が変わったというようなことで受け止めておるわけでございます。

そうしますと平成30年度、あるいは令和2年度、今まで教養試験をやっておった状況からSPI試験に変わって、令和3年度からどう何が変わったのかと。例えば、受験に応募されるかれこれが今までとどういうふうになったのか、まず、そこから聞いてみたいと思います。

この受験の制度を見直したことによって、何が、どう変わったのか、まず教えてください。

【田邑職員課長】大卒程度の応募者数は、長期的に減少傾向にあります。令和2年度は526人でありましたけれども、SPI試験を導入した令和3年度は829人に増加しました。しかし、令和4年度は753人、令和5年度は652人と減少している状況でございます。

【小林委員】令和3年度は829と言わなかやっただか。今どんな答弁したか、人数は幾つだったか。

【田邑職員課長】令和3年度は829人です。

【小林委員】私が見間違っておった。私は知事部局だけを見ておった。

それで、これは、我々の仲間が試験を受け、どういう状況になっているかということ調べていただいた。そうしますと、今言ったように状況が変わっておるわけだね。

今、令和3年度というのが、要するに切り替え

た時だね、見直しの時期だろう。その前の令和2年度というのが一步前の時だよ。その時が、今の話のように実は526名だったと。この526名が1年経って、そうやって制度を変えたら、これが今言うように829になったと、こんな状況の話なんですね。200名くらい違うのか、これで。

そういうように相当な変わり方をするわけだけど、このSPIと教養試験は、基本的に何がどう違うのか、この辺のところも教えてください。

【田邑職員課長】今までの試験につきましては、法律や経済などの専門的な分野の勉強が必要でしたけれども、SPI試験というものは、民間企業でも広く採用されている試験方法であり、民間企業の志望者にも、より一層受験しやすい試験内容となっております。

【小林委員】そういうことでSPIの効果が出たと、こういうような200名も数が違うということについては、なかなか見直しただけのことではあったんじゃないかと、こんな感じなんです。

だから、よっぽど今までの教養試験というんですか、こういうようなやり方と比べた時に、SPIというような今回の試験の制度をもっと早くできなかつたかなという感じがせんでもないわけだよ。しかし、こういうような結果が出ておるわけだから、これは見直しをして正解だったと、ここはよく判断をしていただいたと思います。

ただ、今、世の中の動向の中で、じゃ、その後において人がどうなっていくのかと。令和4年度、令和5年度というような形になっておるけれども、恐らく私がちょっと調査したところによると、そんなに増えてはないと思うよ。幾らかまた減ってきているんじゃないかと思うんです。

この減ってきているというところに、一つの制度の問題というよりも、やはり何というか、公務員とか、県庁とか、各市町とか、そういうところの公務員に対する評価、この辺が一体どうなのかというところ。

世の中が、こうやってスピーディーで、相当な激しい移り変わりをやって、もう3年後のことはわからんというような格好でもあるし、そういう中において新しいデジタルが出てきて、DXというようなものが出てきて、時代はことごとく変わっていくわけだよ。それに人間がついていけるかどうかという具合なことで、大変な様変わりをしているわけです。

これから民間の人材確保についても大変だけれども、ましてや、こうやって国もそう、あるいは県も、地方の公務員、国の公務員、みんなそれぞれ昔のようにいかないと。ここに昔は、たくさんの方が集まってきたけれども、今は時代が変わりつつあって、なかなかそうはいかないということだから、しっかり、やっぱり人が集まってくるような県庁のそういう在り方というものを実際に考えていかなければいけないと思うわけです。

そうしますと、今のこういう状況の中からつくづく考えると、例えばSPIに変えてみたとか、あるいは試験の日程を約2か月早めてみたとか。

この2か月早めることによって、これがまた応募にどんなプラスがあっているのかとか、また、試験会場を試験科目によって大阪とか東京とか、そういうところに追加をして試験をやった、これもやっぱり場所を変えるということによっても相当プラスになっているんじゃないかと、こんな感じがしておるけれども、まず第一番目に、2か月早めたことによってどういう成

果が出たのかと。

また、大阪とか、東京とか、そういうものを加えたことによってどのような変化が出たのか、この辺に答えることはできますか。

【田邑職員課長】まず、1点目の試験日程を2か月早めた点につきましては、就職活動を行う学生は、公務員、民間企業のいかに問わず、早期の内定を強く希望しております。

報道等によりますと、民間企業においても採用活動の早期化が加速しておりまして、6月の内定率は7割を超えている状況であります。

本県においても、この時期に合格を発表して、採用見込みを早く判明させることは、受験生にとって極めて重要なことであると考えております。

2点目の試験会場についてですが、今回、東京、大阪を会場として追加したのは、警察官 類Bの試験となります。その他の大卒程度の試験につきましては、長崎会場のほかに東京、大阪会場で実施を既にしております。

東京、大阪以外の試験会場につきましては、現時点ではまだ考えておりませんが、今後の受験者の状況等を見ながら検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】2か月早めたことによって、取り巻く環境をきちんとクリアすることができて受験者が結構増えたと、いい成果につながったというところ。

人が集まるようなシステムは、大いに前向きにやってもらいたいと思っているんだけど、これについては今後も2か月早めるとか、またもっと早めるのかどうか知らんが、やっぱりいい方法を考えてもらいたいと思いますが、この2か月というのは今回きりじゃなくして、これからはおやりなるのかどうかということですね。

それから、今、東京とか大阪の会場とか、先ほどからも言ってるような試験職種によって場所というものを東京、大阪なんかを考えているようだけでも、これからのことを考えれば全体的に、東京とか大阪とか、あるいは福岡とか、いろんなところを考えて、やはり人を求めているかなればいけない、そんな時代になっているんじゃないかと思うけども、この辺の場所の問題の今後の見通しは今から検討してみるということであるけれども、そのところは局長、何か考えているのか。

【田中人事委員会事務局長】ただいま試験日程を早めるという部分につきましてご意見をいただいたところでございますが、こちらにつきましては、今、一定の成果が出ているところでございますので、今後もB試験の日程につきましては継続を考えているところでございます。

また、試験会場につきましては、受験者の数などを検証しながら、今後、会場を別の場所へ設けるといったことが必要かどうかも含めまして検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】局長、いいことは大いにやってください。いい人材を見つけてこなければ、いい人材が県庁の中に入らん、それじゃ困る、県庁は潰れてしまう。

こういうようなことで、ただ標語ばかり並べるよりは、その標語を活かして、本当に県民の皆さん方の期待に応えられる県庁と、こうなっただけでいただくことを重ねてお願いをしておきたいと思えます。

この問題の最後に考えることは、どうしても理解ができないのは、辞退組が多いというんだよね。こんな県庁の難しい試験をクリアした人たちが、なんでか辞退している。こういう状態だけど、まず、辞退がどのくらいの人数になっ

ているのかお尋ねします。

【田邑職員課長】まず、令和4年度の大卒程度の試験では、知事部局においては、採用予定数が141名に対し156名が合格しております。採用者数は122名ですので、辞退者数が34名となっております。辞退率は21.8%でございます。

知事部局における過去3年間の辞退率は、令和4年度が先ほどの21.8%、令和3年度が31.2%、令和2年度が16.1%となっております。

【小林委員】辞退組のそういう人数になること、そういうパーセンテージになること、これは何でだろうと思うわけですね。

だから、何でだろうという前に、辞退組は、こうやって34名とか29名とかそれぞれ出た場合において、ここは空席になるのか、いわゆる合格の順位、例えば1番から10番まで、20番まで、30番までと、ずらっと点数によって並んでいるのかもしれない。そうすると、どこから辞退するのかと。少なくとも合格組から辞退をするわけだから。そうすると、その下に並んでいる人、次点者が繰り上げで合格というシステムになるのか、それとも違う方法があるのか、その点はどうですか。

【田邑職員課長】合格者を繰り上げるというような方法は取っておりません。過去の辞退者数の状況を勘案した上で、その数を見込んだ上で合格者を出しております。

【小林委員】だから、今、私が言うように県庁の厳しい、難しい試験を簡単に、簡単かどうか知らんがクリアされたと、合格。大手振って県庁マンになれるわけです。ところが、こういう厳しい、難しい試験を合格されたにもかかわらず、結局は、そこから辞退組が出てきていると。

それで、私が今言うように、辞退されたなら

ば、その順番待ちの人たちを上へ上げて合格になるのかと思っておったんだけど、どうもそうじゃないみたいだと。どうもそのところが、最初どのくらい辞退をするだろうと、こういうふうに見込んでおったので、だから、もう辞退されたら辞退されたままで次の人とか、次点の人たちが繰り上がるということはないんだということで、じゃ何名ぐらい辞退が見込めるのかというのは、何を使って見込んでいるのか、その辺のところがいまひとつよくわからないわけです。

だから、あえて言わせていただければ、こんな難しい県庁の試験をクリアした優秀な人材が、もう辞退するぐらいだったら最初から受けてくれるなど。つまり何を言いたいかというと、本気になって長崎県のために、県民の皆様方のために働きたいと思う、そういう人たちが受験されているかもしれない。そういう人たちが、辞退組のおかげで自分まで落ちてしまう。もし辞退組がいなかったら、ひょっとしたら合格しているかもしれないと。

最初から、何かこうやってにぎわせのために来ているのか、何のために来ているのかよくわからんけども、なるべく辞退組をやっぱり減らす、こういうようなところについてももうちょっと厳しいそれなりの仕組み、制度、約束事をつくってもらわないと、今言うところの一番大事な話、本気で長崎県のために働きたい、こういう人たちが、みすみすチャンスを逃してしまうのではないかと、こんなようなことが言えると思うから、その辺のところについてはきちんとした仕組みを、よく皆さん方で話し合っていていただきたいと思います。

いろいろ話したいけども、時間がありませんので、これで終わりますが、今言ったことを、

よく今後に活かしていただくことを重ねてお願いしておきたいと思います。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時 9分 休憩

-----  
午後 2時10分 再開  
-----

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

お疲れさまでした。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画部関係の審査を行います。

-----  
午後 2時11分 散会  
-----



## 第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年 6月23日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時 7分  
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	中村 一三 君
委 員	田中 愛国 君
”	小林 克敏 君
”	外間 雅弘 君
”	山口 初實 君
”	前田 哲也 君
”	大場 博文 君
”	饗庭 敦子 君
”	山村 健志 君
”	大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

企 画 部 長	早稲田智仁 君
企 画 部 政 策 監 (IR推進担当)	吉田 慎一 君
企 画 部 政 策 監 (デジタル戦略担当)	三上 建治 君
政 策 調 整 課 長	山下 公誉 君
政 策 企 画 課 長	内田 正樹 君
I R 推 進 課 長	小宮 健志 君
デ ジ タ ル 戦 略 課 長	井手 潤也 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前10時 0分 開議  
-----

【坂口委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

企画部長より報告議案の説明を求めます。

【早稲田企画部長】 企画部関係の議案について、ご説明いたします。予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

これは、さきの2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承をいただいておりますので、その概要をご説明いたします。

企画部所管の補正予算額は、歳入予算で18億5,702万3,000円の増、歳出予算で4,251万7,000円の減であります。

歳入予算の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金20億4,126万8,000円の増、地方創生推進交付金1億9,549万8,000円の減であります。

歳出予算の主な内容は、総務管理費では一般管理費の24万5,000円の減であります。

企画費では、特定複合観光施設導入推進事業費の3,127万円の減、政策調整事業費の500万円の減であります。

以上をもちまして企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

企業版ふるさと納税に係る寄附金ということで2,730万円増えています。これまでの令和2年度、令和3年度、令和4年度とすると、令和4年度が対前年比では56%ということです。最終的に補正予算で増えているところですが、減った要因を教えてください。

【山下政策調整課長】ご指摘のとおり、令和4年度の寄附額は4,244万5,000円でありまして、令和3年度の寄附額7,550万円から減少しております。

これは、令和3年度に1件の大口の寄附があり当該年度の寄附の合計額が膨らんだことによるものでございまして、その結果、令和4年度の寄附額が相対的に少なく見えておりますが、令和4年度の寄附額は、平成28年度の制度創設以来過去2番目に多く、寄附をいただいた企業数につきましても過去最高の50社となっている状況でございます。

【饗庭委員】大口の分が減っているということで理解したいと思えます。

今、50社ということだったですけれども、令和2年とか令和3年とか、何社かわかれば教えていただきたいのと、どんどん新しく増えていっているのか、同じ企業の方にずっと寄附をしていただいているのか、教えてください。

【山下政策調整課長】これまで寄附をいただきました企業数の実績でございます。まず、令和

2年度につきましては31社、令和3年度につきましては36社、令和4年度につきましては、先ほどご答弁申し上げましたように50社といった推移となっております。

それから、寄附をいただいた企業につきまして、新規が多いのか、それとも継続して寄附をいただいているところが多いのかというところでございますが、こちらは両方ございまして、私どもといたしましても、さらなる寄附額の増加を図るためには、これまで寄附をいただいた企業、いわばリピーターだと思っておりますが、そういったところに対してもしっかりとアプローチをして、継続して寄附をしていただけるように取り組んでいかなければならないと考えておりますし、また、新規に寄附をいただく企業についてもしっかりと開拓をしていかないといけないと考えておりますので、その両面で取組を進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひ、今後もPRを続けながら増やしていただきたいと思えます。

今の中でアプローチをしているということでしたけれども、具体的にどのようなことをしているのか、教えてください。

【山下政策調整課長】寄附額の増加に向けましては、企業の経営者の皆様と面談をして直接寄附のお願いをしているほか、それを補完する意味で、電話やダイレクトメールでも寄附のお願いをしているところでございます。

また、本県出身の経営者の皆様に寄附をお願いするとともに、そういった方々は色々な人脈をお持ちですので、本県の応援団として情報発信にご協力をいただく観点から、県人会等においても企業版ふるさと納税についてPRを行っております。

このほか、空港や駅、バスターミナル等に企

業版ふるさと納税のポスター等を掲出するといった広報活動にも取り組んでいるところでございます。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【大倉委員】関連しまして、大口の企業名とか金額などは発表できないでしょうか。

【山下政策調整課長】先ほどご答弁申し上げました令和3年度の大口の寄附をいただいた企業から、社名や寄附額の公表は控えてほしいというふうに言われておりますので、大変申し訳ございませんが、答弁は差し控えさせていただきます。

【大倉委員】それは仕方ないと思うんですけども、これは、法人税、法人事業税、法人住民税合わせて最大9割の控除で、企業にとっても非常にメリットが大きいと思います。ポスターなどを掲出する取組もされていると伺いました。見える化はとても大事だと思いますので、インターネットのホームページなども含めて、ぜひやっていただきたいと思います。そのあたりで、もし何か追加がありましたらお願いします。

【山下政策調整課長】ただいま委員からお話がありましたように、寄附をいただいた企業について、県としてしっかりとアピールをしていくことは、今後、企業版ふるさと納税による寄附を増やしていくために非常に重要なことだと考えております。

これまで本県では、例えば寄附をいただいた企業の中で社名を公表することにご了解をいただいた企業につきましては、例えばパンフレットや駅等に掲出するポスターに社名を掲載したり、あるいは企業版ふるさと納税のホームページにも各企業のリンクを設定したりといった活

動を行ってありまして、寄附をいただいた企業にしっかりと光が当たるような、アピールできるような取組を今後も進めてまいりたいと考えております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【前田委員】データ連携基盤市町負担金がマイナス135万2,000円となっているんですけど、確認として、そもそもデータ連携基盤ってどういうものかと、どうしてこの負担金の減が生じたのか、ご説明いただきたいと思います。

【井手デジタル戦略課長】データ連携基盤がどういったものかというご質問でございます。

国や県民間が持っている様々なデータをデータ連携基盤の上で公開をすることで、様々な方が、そのデータを活用してサービスにつなげることができることを目指して、基盤となる連携システムをつくっているものでございます。

本県におきましては、令和3年度に開発をしまして、令和4年度から本格運用をしております。本県と県内21市町、全ての市町と一緒に取り組んでいるところでございます。県と全市町で1対1で負担金を出し合って、その維持管理や開発を行っているところです。

今回の予算の減額につきましては、API連携といいまして、例えば民間の事業者が提供しておりますサービスの中で、データ連携基盤上のデータを活用することができるよう、APIカタログサイトで公開をしているんですけども、一定の作業が必要でございまして、外部委託をして作業をしております。その実績で135万2,000円の減が出ております。

【前田委員】データの連携基盤についてはそういうことだと理解をします。

ちょっと外部の方から耳にしているんですけ

れども、各市町から負担金を集めながら、基盤整備なのか、基盤かどうかわかりませんが、稼働していないものがあるというふうに聞いているんですが、それは実在する話ですか。

【井手デジタル戦略課長】

21市町からいただいています負担金を使いまして、1つのデータ連携基盤を運用しております。このデータ連携基盤につきましては稼働をしておりますので、いただいた負担金は維持管理に必要な負担金と認識しております。

【前田委員】このデータ連携基盤はそうでしょうけれども、それ以外で、市町から負担金を取りながら、情報システムの中で使えていないものがあるのかないのかは、お答えいただきたいと思えます。

【井手デジタル戦略課長】申し訳ございません。ちょっと認識はしておりません。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、報告第1号のうち関係部分は、原案

のとおり承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けたのち、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、企画部長より所管事項の説明を求めます。

【早稲田企画部長】企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

「新しい長崎県づくり」のビジョンの策定について。

我が国においては、グローバル化の拡大やデジタル化の加速、新型コロナウイルス感染症の影響等により、人々の意識や行動が変化しており、本県においても、まちのたたずまい、産業構造の変革が進み、その先を見据えるべき大事な時期を迎えております。

そのため県では、県民の皆様と新しい長崎県づくりを推進していくためのビジョンを策定しているところであり、このたび、県議会でのご議論や有識者による懇話会のご意見を踏まえ、骨子を取りまとめたところであります。

ビジョン骨子では、不確実性が増し、依然として厳しい社会・経済状況の中において、本県の大きな変化、変革のほか、課題先進県であるからこそそのチャンスや、自然、歴史、文化等の豊富な地域資源を活用しながら、県全体が先細りしていく雰囲気振り払い、県民の皆様が未来への期待感や本県への誇りを抱き、県内外に存在感を示す選ばれる長崎県づくりを目指してまいりたいと考えております。

また、県庁内はもとより、様々な立場の皆様

が思いを一つにして有機的に連携しながら取組を進めるための旗印として「未来大国」をコンセプトに掲げた上で、子どもや交流など、より重点的に注力してまいりたい主な分野について、概ね10年後のありたい姿をお示ししたいと考えております。

今後とも、県議会をはじめ県民の皆様のご意見をお伺いしながら、中・長期的な施策の方向性を含むビジョンの全体像について、長崎県総合計画の一部見直しと併せ、検討を深めてまいります。

特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について。

IR区域の整備については、去る4月14日、国において大阪の区域整備計画が認定される一方、本県の計画は継続して審査が行われており、県としましては、今後とも一日も早い区域認定の獲得に向けて、しっかりと審査に対応してまいります。

こうした中、5月31日に開催された九州地方知事会議及び九州地域戦略会議において、本県から継続審査の状況や今後の広域周遊観光の促進等について報告し、引き続きオール九州で推進していくこととされております。

また、6月7日には、MICEビジネスに対する理解促進を図るためのセミナーを開催し、地元経済界や観光関係の皆様にご参加をいただいたところであります。

県としましては、認定後、速やかに各種施策を進められるよう、交通インフラの整備をはじめ、MICE誘致支援組織の立ち上げなど、準備に万全を期してまいります。

デジタル化やDXの推進について。

長崎県版デジタル社会の実現を目指すに当たっては、行政のみでなく、デジタル関連分野の

第一線で活躍している民間人材の知見、ノウハウを活用することが重要であります。

このため、庁内各部局が取り組むデジタル関連施策の事業精度向上を図ることを目的に、デジタル化について先進的かつ専門的知見を有する民間人材を、デジタルコーディネーターとして配置しているところであり、今年度は昨年度に引き続き3名の方への委嘱を行ったところであります。また、新たにサービス産業へのDX導入、メタバース活用の2分野での公募も開始しており、専門的知見に基づく具体的な提案や技術導入へ向けた支援等を行っていただくこととしております。

今後も、デジタルコーディネーターをはじめ民間人材の知見等を積極的に活用し、本県におけるデジタル化やDXを推進してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、提出のあった政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料、及び政府施策に関する提案・要望の実施結果について、説明を求めます。

【山下政策調整課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして本委員会に提出しております企画部関係の資料について、ご説明をいたします。資料の2ページをお願いいたします。

1,000万円以上の契約案件につきましては、令和5年2月から5月までの実績は、記載のとおり3件となっております。

続きまして、政府施策に関する提案・要望の実施結果についてご説明いたします。資料の1

ページをお願いいたします。

去る6月6日、7日の両日に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、企画部関係の要望結果をご説明いたします。

企画部関係といたしましては、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進、地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実、長崎県版デジタル社会の実現（通信基盤・次世代空モビリティ）など、4項目について要望を実施したところでございます。

要望実績といたしましては、内閣府、総務省、経済産業省、国土交通省などに対しまして、知事、議長、副議長、企画部長により要望を行いました。

以上が企画部関係の要望結果でございますが、今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向けて、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、政策企画課長より補足説明を求めます。

【内田政策企画課長】私から、新しい長崎県づくりのビジョンの骨子等について、ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、補足説明資料をお願いいたします。

まず、1ページです。大きな1としまして、ビジョン策定の目的を記載しております。県では、県内外の多方面から選ばれる「新しい長崎県づくり」を県民の皆様と一緒に進めていくため、概ね10年後のありたい姿とその実現に向けた施策の方向性をお示しし、県民の皆様と共有を図るとともに、県外へも発信してまいりたいと考えております。

下段にビジョンと長崎県総合計画との関係を

記載しております。県の基本計画であります現在の総合計画につきましては、2025年度までの期間となっております。新型コロナウイルス感染症の影響など社会経済状況の変化等を踏まえまして、一部見直しをすることとしております。

ビジョンの実現に向けた具体的な施策のうち、この期間、2025年度までに実施する短期的な施策については、この見直しに反映させますとともに、中期的な施策については次期総合計画に盛り込んでまいりたいと考えております。

恐れ入ります、2ページをお願いいたします。

資料の左側に、ビジョンの構成イメージを記載しております。まず、全体を貫く基本的な考え方としてコンセプトを掲げて、併せてスローガン、あるいはキーワードにより、わかりやすく発信したいと考えております。

また、重点分野、重点分野と記載しておりますが、分野ごとに概ね10年後のありたい姿、ありたい姿の具体例、それから施策の方向性をセットでお示しする予定としておりまして、資料の右側にそのイメージを記載しておりますので、ご参照いただければと思います。

3ページをお願いします。

こちらはビジョンの骨子の説明となりますが、コンセプトを「未来大国」としてはどうかというふうに考えております。

下から4つ目の丸をご覧いただきたいと存じます。不確実性が増して厳しい社会経済状況の中、本県の大きな変化や課題先進県であるからこそそのチャンス、あるいは誇れる地域資源等を活用しながら、県全体が先細りしていく雰囲気振り払って、明るい未来を県民の皆様と一緒につくっていききたいというふうに考えております。

また、下から3つ目の丸ですが、そのために

は、これまでの縦割り主体だけではなくて、部局横断的な取組をより進めますとともに、様々な関係者が同じ方向に向かって連携を強化していくことが重要であるというふうに考えております。

4ページです。ビジョンの実現に向けて、より重点的に注力したい分野をお示ししております。県政の基軸に位置づけております子ども分野のほか、本県の特徴、あるいは優位性等を踏まえまして交流、こども、イノベーション、食、健康、合計5つの分野としてはどうかというふうに考えております。

併せて資料下段のオレンジの部分です。こうしたありたい姿を実現するために、デジタル技術の活用、戦略的な情報発信、ブランディング、人材確保・育成を、全体的に共通する視点・ツールとしてはどうかというふうに考えております。

5ページをお願いいたします。今後の予定、手順を記載しております。6月定例県議会でのご議論を踏まえつつ、今後、分野ごとのありたい姿と施策の方向性について検討を深めまして、9月定例県議会には全体像となる素案を、11月定例県議会には成案をお示ししたいと考えております。

6ページをお願いします。有識者による懇話会の状況について記載をしております。これまでに2月と5月の2回開催をいたしまして、3回目を8月に予定しております。なお、委員は14名で構成されておまして、お名前、役職等は記載のとおりでございます。

7ページは、冒頭に少し触れました総合計画の一部見直しについて、少し詳細に記載をしております。見直しの趣旨としては2つあります。ビジョンの実現に向けた施策の追加や充実・強

化を図るということ、もう一つは新型コロナウイルス感染症の影響など社会経済状況の変化に適切に対応することでございます。

また、2の基本的な考え方にありますように、必要に応じて施策、事業群、取組項目のほか、指標や目標値の追加、変更を検討してまいりたいと考えております。

3、今後の予定としましては、ビジョンと同様に9月定例県議会に計画の一部見直しの素案をお示しして、そのご議論、ご意見等を踏まえて内容を調整して、11月定例県議会に議案として提案したいと考えております。

以上で私からの補足説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は、17番、20番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保に関する資料について、ご質問はありませんか。

【小林委員】 1,000万円以上の契約状況で、IRについては2つありますね。令和5年4月3日に契約をされています、IR関係で4,675万円、4,658万5,000円、この2つの説明をまず求めます。

【小宮IR推進課長】 今回の契約につきましては、契約の相手方が、1件目が弁護士法人ペー



カー&マッケンジー法律事務所で、契約金額は記載のとおりでございます。業務委託の内容といたしましては、区域整備計画を国へ申請して以降、現在、継続して審査が行われているところでありまして、審査対応における各種法務アドバイザー支援をいただくということで業務委託をいたしております。

2件目につきましては、有限責任あずさ監査法人が契約の相手方でございます。業務委託の内容といたしましては、1件目と同様、審査対応における業務支援のほか、区域認定後に発生いたしますモニタリングの仕組みづくりについて支援をいただくという内容でございます。

【小林委員】今のIRの進展の状況を見て、果たしてこれだけの契約が、今この時期に必要なのかと。

区域認定が予定どおり首尾よくいっておけば、この契約は当然ということになります。しかしながら、今の状況を見た時に、1億円近い予算、これをこの時期に契約をして、果たして求める予定どおりの内容が仕事として進捗できるかどうかと、こういうことは当然考えざるを得ないと思います。

これ、半額ぐらいにしてもらったらどうか。あまり仕事はないだろう、今の状況だったら。契約は契約だから、こんな状態であってもしょうがないわけだけれども。

いずれにしても、この1億円近いお金は、結局一般財源から拠出しているのか、それとも、どこか天からお金が降ってきているのか、いかがですか。

【小宮IR推進課長】今回契約をいたしております2件で、委員ご指摘のとおり9,300万円、約1億円に上る契約でございます。今回は県の一般財源で支出を予定しております。

区域整備計画の認定後に、県とIR事業者で締結をいたします実施協定の中で、IR開業に向けて公共インフラ整備、道路、あるいは港湾等の整備で約147億円をIR事業者にご負担いただく予定としております。将来的にはこういった財源を充当しながら事務を進めていくこととなりますが、今年度の支出については一旦、一般財源を予定いたしております。

【小林委員】確かに今までの議論の中で、会場であるハウステンボスの道路整備とか、港湾の整備とか、そういうものが必要であるということはお互いに議論をしてきたところでございます。この147億円は、本来ならば公共工事の中でやらなければならないことではないかという意見もあったわけです。しかしながら、うまくいってIR事業者と話がついたということで、区域整備の認定ができましたら、要するに147億円を事業者から県に返していただくと、そういうことになっておったと思うんです。

ただ、その147億円は、果たして港湾が幾らかかるのか、道路が幾らかかるのか。今回の契約の9,300万円も147億円の中から払うということになっておりますが、もし仮に、こんなことを言ったらいかんかもしれんが、区域整備計画が認定されなかったと、仮に不認定となった時に、この147億円はどうなっていくんですか。また、この9,333万5,000円はどうなるのか、この点についてお知らせください。

【小宮IR推進課長】私どもは、区域認定を獲得するために、この間、審査の対応等、精いっぱい取り組んできたところであります。

仮定の話でありますけれども、万が一認定を得られなかったと考えますと、この147億円の事業者の負担金については、IR事業者と県との実施協定に基づくものでございますので、この

実施協定の締結には至らないということになり、147億円は県に収納されないので、今年度の契約の約1億円については一般財源での支出になるという状況でございます。

【小林委員】 確かに理が通っているご答弁で、よくわかります。

ただ、この契約は1回だけではないでしょう。今回はトータルで9,333万5,000円の契約だけれども、これまで5～6回くらい同じ契約をやってきたんじゃないかと思うんだよ。そうすると、これを仮に計算しやすく1億円とした時に、6回やったとすれば、一般財源から6億円くらい立て替えており、そして、不認定であるならばそれは水の泡のごとく消えてしまうと、県民の税金はどこにいったのかと、このような議論がまかり通るようになりますか。

【小宮IR推進課長】 平成30年に、実施方針の策定に伴いまして、まず、プロポーザルで入札を行っております。この際、KPMG FAS・あずさIR推進共同企業体の業務委託が決定しまして、それ以降、令和元年から、プロポーザルの結果を踏まえた随意契約を5回実施しております。

今、小林委員からご指摘がありました、これまでに要した経費は、令和元年度から令和4年度までの決算ベースでの事業費が約5億6,000万円でございます。これは、今回の1億円近い業務の委託を含んだ金額でございます。

この5億6,000万円のうち、平成3年に実施いたしました区域整備計画の作成に関するIR事業者の負担金として1億5,800万円を事業者から頂きまして県に収納しております。これを差し引いたところ、実質の県の負担額としましては4億円程度になると把握をいたしております。

【小林委員】 どんどん明るみに出てきますね、いろんな内容が。

そうすると、結局はこの4億円、あてにしておったものが未納になると。一般財源、県民の税金で立て替えて、区域認定が取れるものという前提に立ってですね。まあ、その時は我々も固く信じておった。間違いなくIRは絶対に認定されるものと、何というても九州はひとつ。

大阪は、申し訳ないが、いろいろと土壌の問題とか区域の土地の問題、いろんな課題が残っておった、こんな状況の中でできるわけではないと。それよりも、九州が一つになって、政治も経済も、また県民も市民もみんな推している長崎のIRが必ず認定されるものと、それだけ固く信じ、お互いの気持ちの中でここまで頑張ってきたんだから、このところについてはよくわかります。

だから、残念ながらもし仮に区域認定ができなければ、こういう問題についてもお金を返さなければならぬと、こういうことが明らかになってきているわけですね。

そうしますと、この道路、港湾とかについて、県のそれなりのお金、予算を使って実現し、そして完成後にIRの区域認定がオーケーになって、それなりの収益を上げてから147億円を県庁に入れていただくと、こういうやり方だから、147億円を当て込んで、本来ならばIR事業者にやっていただかなければならないところを、まだオープンしてないから、お金がないから県費で立て替えて、うまくいってから返してくださいよと、こういうものがほかにもあったのかどうか、そこはどうですか。

【小宮IR推進課長】 IR区域認定後に、開業を目指して各工事を進めまして、IR開業後にカジノの粗収益、GGRの15%にあたる約314億円

を、県に納入していただくこととしております。

それ以前、開業前までの4年ないし5年の間に必要となる公共事業が300億円超ございます。その約半分をIR事業者にご負担いただくということで、147億円をIR事業者から県に納めていただきますけれども、これは仮定の話で恐縮ですけれども、今年度中に認定を得られて実施協定を締結できれば、年度内もしくは令和6年度中には147億円を県に納めていただくという計画でございます。

このほかは、こういった事業者から納めていただくというものはございません。

【小林委員】大体わかりました。よくわかりましたが、事は重大ですね。どんなことがあっても認定をいただかなければ、これは大変なことになる。

部長、わかっておるかい。少し君も答えてみる、手を挙げて。認定をいただかなければ、本当に大変なことになる。IRについて県費を、一般財源をこれだけ出しているわけだよ。そういう入るべきお金が全然入ってこないと、147億円、半分だとしても大変な金額だよ。この辺のところについて、部長としてどう思っているか。

【早稲田企画部長】 IRに関する区域整備計画の認定に関しては、現在も審査が国の方で行われているところであります。

これまでに、区域整備計画の作成に当たりまして、ただいま課長からも申し上げましたけれども、様々な委託等も行いまして策定作業を行ってきたところであります。

また、認定後の計画としましても、IR事業の工程表ということで、開業を想定して、様々な公共事業の整備に関するものを見積もりまして、それに対して事業者の負担というものを求めてきたところであります。

現在、IR区域整備計画の認定に係る審査が行われております。県としましては引き続き、国の審査にしっかりと対応して、区域認定の獲得に努力を続けていくという姿勢は現在も変わっておりません。

【坂口委員長】 ほかに質問はありませんか。

【饗庭委員】 私も同じく、今のところで質問をさせていただきたいと思います。

IRに関しては、4月14日に継続審査になったと理解しております。その前に契約されているということですが、この契約は、わからなくてごめんなさい、随意契約になっているんですけれども、いつまでの契約でこの金額になっているのか、教えてください。

【小宮IR推進課長】 契約の終期は、3月22日までに成果品を納入するという契約でございます。

【饗庭委員】 3月22日までということは、令和6年の3月22日までと理解したらいいんですか。（発言する者あり）

じゃあ、まだ継続審査でわからない部分はたくさんあるかと思うんですけれども、この支援の内容で、アドバイザー支援の内容と、下のあずさ監査法人への普通の支援内容はどのように違うのか、教えてください。

【小宮IR推進課長】 法律事務所につきましては法的な、弁護士としての、審査対応に係る県の役割、またはリスク等の法務アドバイスを求める業務内容となっております。これは弁護士の1件目の方です。

2件目の方は、審査対応として様々、観光庁、国とのやり取りをしておりますので、その際の海外のIR事例や、国から求められている資料の作成等、そういったところの業務支援を行うものということで区別をいたしております。

【饗庭委員】国から求められている資料作成というのは、継続審査に係るものかと思うんですけども、具体的にはどのような内容で、それをいつまでに出すとか、継続審査をどこまで待っていただければいいのか、教えてください。

【小宮IR推進課長】審査の内容につきましては、大変申し訳ございませんが、国が公表している以上のことについて県から発表、説明するのは控えさせていただいているという従来の姿勢と現在も変わっておりませんので、答弁は控えさせていただきたいと思っております。

また、いつまでの期限かというお尋ねでございました。4月14日に国土交通大臣が、長崎については継続して審査を行うと、併せて期限を区切ることなくというコメントもございますので、いつまで継続審査があるかというところは、私ども県としても承知をしていないということですので、一応、今契約については、年度末を当初は予定として契約を締結したという状況でございます。

【饗庭委員】継続審査がいつまでかわからないという状況で、県としては、国からくるまでそれをずっと待っている状況なんですか。県として、いつまでというわけじゃないですけども、アプローチをしていく方法をとる予定なのか、教えてください。

【吉田企画部政策監】4月14日以降、これまでに6月6日、6月15日、既に2回の審査委員会が開催をされております。これは観光庁のホームページで公表されておりますので、その範囲でお答えいたしますけれども、その2回の中で何が行われたかという、これは長崎を対象としたものだとお考えいただいてもよろしいと思っておりますけれども、申請された区域整備計画の審査、それから今後の進め方についてということが公表

されております。

ですから、審査への対応として、海外の法務や海外金融に関する応答のためのアドバイザーを受けているとご理解を賜ればと思います。

【饗庭委員】では、6月6日と6月15日に審査を受けて、長崎として審査が少し進んでいるというふうに理解していいんでしょうか。

【吉田企画部政策監】そのように理解していただいても結構でございます。

【饗庭委員】では、進んでいるということで、長崎県も今後も進めていくという姿勢かと思うんですけども、どんなところで長崎が選ばれなかったかというのは、公表できないんでしょうか。

【吉田企画部政策監】選ばれなかったと言われるよりは、今も継続審査中でございますので、まさに今、審査に対応するために全力で取り組んでいるとご理解賜ればと思います。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】今、お二人の方から、IRのいろいろな質疑があったけれども、私も引き続き、IRに関してね。

待ってもいいんですよ。それは1年でも2年でも待っても、結果が大丈夫ならね。

これは現実、大阪に比べると遅れているから、どう質問していいかということで、さっきから考えていたんだけど、やり取りはやっているという話だからね。我々の感覚では、1度出したら、もう一切接触禁止みたいな空気があったからね。そういう感触で審査が進んでいるのかと思ったら、先ほどは、やり取りはやっているという話だから、何回もやっている、ある程度の感触はつかめると思うけども、やり取りしている当事者は、どなたがやり取りしているか知らんけどさ。そこら辺で、今すぐは返事ができ

ないだろうから。

観光庁の審査のやり方が、並行してやっていて、大阪だけがオーケーで、長崎が残されたのか。先ほど、6月6日、6月15日と2回もやっているとすると、大阪だけ先にやって、長崎は、その終わった後に始まったのかというような感触にもとれるけれども、そこら辺はどうなんですかね、皆さん方は、やり取りしている感触の中で。

並行してやったのか、大阪を先にやって長崎が後にという話だったのか、そこら辺から聞かせてください。（発言する者あり）それじゃあ、後にしましょう。

【坂口委員長】議案外でよろしいですかね。

ほかに政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、政府施策に関する提案・要望の実施結果について、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、質問はありませんか。

【田中委員】先ほど言ったとおりですけどもね、わかりますか。もう一回、やらなきゃいかんか。

【吉田企画部政策監】これまでに観光庁のホームページでは、審査委員会を6月15日開催分まで含めて29回開催されておりまして、4月14日までの分については、国土交通大臣から「長崎についても継続審査」という発言がございましたので、並行して進められてきたもののご理解を賜ればと思います。

【田中委員】そういうことになると、ちょっと

厳しい感じがする。点数がなかなかという解釈をせざるを得ないね。

向こうは、何点だったかな、観光庁が出している資料で、1,000点満点で657.9点、だからすっといったと。これでも物足りないという審査結果が附則されているという話を私は聞いているけれども、長崎県はこれになかなか感じないかなという感じが私はせざるを得ない。

もう一つ、長崎県でオーストリアに決めた時も、もちろん点数で、1,000点満点でやったのよ。奇しくも697点だったかな、オーストリアがね。長崎県でやった時の1,000点満点で697点、それで選ばれたんですよ、オーストリアがね。我々は、規模感とか、いろいろなもので大丈夫かなという話をしたんだ。規模感だけでいうと、3者の中で一番低い評価だからね。これ、私は、今はあまり覚えていないけど、一時期は結構覚えていた、内容まで。

そういうことからすると、やっぱり600いかなかったのかなと。だから、補足にいろいろな資料を持ってこいという話になっているのかなという気がするんですが、やり取りの感触をもう一回聞かせてください。

【吉田企画部政策監】現在、まさに審査中でございますので、今お答えできますのは観光庁で公表されているホームページの範囲内ということで、大変申し訳ないんですが、答弁は差し控えさせていただきます。

【田中委員】私は、あまり得意じゃないので、ホームページとかわからんので、あまり資料を持たなかったんだけど、この前、一般質問で私がしたように、地元の30件ぐらいの町内会で、観光庁のこの資料まで配ったというんだ。これ、県が配布したのかな、佐世保市が配布したのかな。家内が、公民館に月に1回の会合に行って、

この資料をもらってきた。だから私はびっくりして。

その点数、知っていたけどね、財界九州にちゃんと記事として載っていたからね。私は、点数の内訳の細かなところまで知っていた。

こういうのがわかっているなら、あなたたちが議員にも配ってくれれば、もっと親切なんだけどね。議員として私はわからなくて、地元の町内会から資料をもらって、この話をしているわけだ。これ、地元の町内会から持ってきたのよ。IR区域整備計画の審査の概要、国土交通省、観光庁、（発言する者あり）わかれば。わからないだろうと私は思うんだけどね。県は配っていないと言う。（発言する者あり）

それに、この内容によると、大阪の計画は具体性が出ているね。私はちょっと気にしたんだけど、出資の関係でいうと少数株主20%というのがあるわけです、日本の資本が20%で少数株主。これにしたって、大阪だとJR西日本、近鉄、京阪、南海、JTB、日通、大林組、大成建設、ダイワハウス、竹中工務店など20社で20%と。長崎の場合は、「少数株主、国内企業20%」と書いてあるだけだ。大きく言うと、大阪はMGMリゾートが40%、オリックスが40%となっているわけだ。長崎の場合はカジノオーストリアインターナショナルで80%。

だから、具体的などころの記載がちょっと、長崎の場合はわかりづらいね。規模感で言うと、投資規模にしたって大阪の3分の1という感じがする。

しかし、大阪は出資と借入が半々だから、これは出資の比率が高い方が安定性はあるよね。長崎は、約4割が出資で、6割が借入みたいな形になっている。来訪者数とか、年間売上とか、自治体への納入とか、大体3分の1かなというよ

うな感じ、観光庁が出している資料だけ見るとね。

ちょっと聞かせてください、そこら辺の見解を。

【吉田企画部政策監】ただいまの田中委員のご指摘の資料については、後ほど確認をさせていただければと思います。

内容は、4月14日観光庁のホームページに掲載されている資料と承知しております。

大阪の点数の内訳が付いておりますのは、認定になった場合に、その採点の内訳などを公表すると観光庁の方でなっておりますので、長崎県も、認定がされましたら、そういった点数に応じた資料が公表されると承知しております。

【田中委員】大阪の点数に我々がどうのこうの言うこともないんだ、具体的に大阪の内容を知らないからね。それでも、これを見ると、コンセプトというところではあまりいい点数じゃないし、カジノ施設のデザイン等もあまりよくない、6割いっていない。それから、観光への効果、地域との良好な関係構築のための取組も6割いっていない。カジノ事業の収益の活用はようやく、50に対して30だから6割かな。依存症対策だけが150点ということで、これは大きいので、これは長崎県は一生懸命やっているから、評価は高いと思う。それでも、ほかのところの規模感に準ずるような採点になるのかなと思うと、ちょっと厳しいなという見解を私は持っているんですよね。（発言する者あり）あればどうぞ。

【小宮IR推進課長】田中委員から先ほど、大阪と比較して、規模感や来訪者含めて3分の1程度というふうなご発言もございましたけれども、この評価というのが、あらかじめ定められた評価の基準にのっとって絶対評価で審査がさ

れますので、大阪と比較してどうかとか、そういった相対評価ではございませんので、一応、念のためご答弁させていただきます。

【田中委員】それはそうだろうけれども、基準というのがあるわけだからね。長崎県の出した案、大阪の出した案、その内容が各々、点数が低いような感じがするという話をしているわけ。別にこれは、そこを追求したって意味がないので終わりますけれどもね。

先ほどから、いつまで待つのかという話があるけれども、可能性があるなら、私は1年でも2年でも待ってでもやりたいと思っていますけどね、やってほしいと。

ただ、先ほどから言う、県費は相当つぎ込んでいる。いつも私は言うんだけど、皆さん方が幾らつぎ込んだかということ、人件費は入れないんだからね。

カジノに関して言うと、佐世保の朝長市長がスタート、言い始めたわけで、彼が16年市長をやって、もうやめたからね。だから、もう15年ぐらいの歴史があるのよ、長崎のIRの取組はね。正式に県がオーケーしたのは、もうちょっと後だけれどもね。

結構なつぎ込みをやっているわけだから、本当に万全の態勢でやってもらっているのかというのがちょっと、あなたたちは、いやいや、最大限やっていると言うから、それはそれこそ相対的なもので、絶対的なものではない。ただ、見ていて、どうも生ぬるいというかね。本当に長崎県の命運をかけてやっているのかなという感じがするので、これは答弁は要りませんが、ちょっと私は心配しています。

もう一つ、これは確認をしておきたいと思うんだけど、県と市と地元協議会で、基本合意書というのが令和3年7月16日に作られてい

るんですよね。締結されているんです、基本合意書。これは、令和3年7月16日だから、約2年前だ。ただし、甲乙丙の、甲の長崎県知事は中村法道さん、乙の佐世保市長は朝長則男さん、地元の佐世保市東部地区自治協議会連絡協議会横石会長、この3名でやられているわけね。毎年切り替えはせんでもいいけど、確認ぐらいしなければ。この当事者が代わっていて、今もそのままになっているのかどうか。ちゃんと改めて3者で集まって、もう一回されているのか、基本合意書、どうですか。

【吉田企画部政策監】佐世保市のIR周辺7地区の自治協議会を束ねた、東部地区の自治協議会との基本合意書でございますが、それは現在もちろん生きておりまして、今年度に入りましてからも、私も参加する形で、東部自治連との会合を持ったところでございます。

【田中委員】いや、それを言っているわけではない。やっぱり名前が出ているわけだから、知事も代わっている、市長も代わっているなら、改めて基本合意書を作り直すぐらいのこと、慎重にやらなきゃいかんのじゃないかな。

もう一つは、佐世保市東部地区自治協議会連絡協議会、私は、地元議員として恥ずかしいけれども、こんな組織があると知らなかった。

何かこう、地元の合意は取りつけました、取りつけましたとあなたたちが言うから、おれは、地元のああいう空気から見ると、そんな感じではないぞと思ったけど、あなたたちは、基本合意書を持っているから、取りつけたと言う根拠になっているんですかね。

【吉田企画部政策監】IRを推進するに当たりまして、地域の、とりわけIR周辺地域の住民の皆様のご合意が非常に大事でございますので、佐世保市も交えましてところで、長崎県と佐世保

市と、それから東部自治連との間で基本合意を交わして、それに基づいて現在も進めていると。問題が生じた時には、自治連の方からもご意見を賜りますし、また私どもも、何か進展があった時には、しっかりと地元にご報告させていただくと、そういった形で進めているところでございます。

【田中委員】それじゃあ、まだ知事とか市長の名前は変わっていないんだね、このまま。改定したという返事はないからね。2年たってね。

私が一番問題にしたいのは、東部地区自治協議会連絡協議会を地元の人には知らない。私は、90数パーセントの人は知らないと思うよ、こういう組織があるということ。

これは、どういう組織になっていて、どういう動きをしているんですか。年に1回くらい総会でもやって、ちゃんとしたことをやっているのかどうか。

というのはね、私の感覚では、町内会、公民館、支所の公民館関係で、針尾地区、江上、宮、三川内、それから広田、早岐、日宇だと思っているんだ、私は。しかし、その単体の会長でさえ代わっていていますよ。江上也代わったし、広田も代わった。そういう組織の長が代われれば、やっぱり改めて慎重な感じで話し合いをしなければ。

長が代わったのをご存知ですか。この組織の中の長を横石会長が全部の会長をやっているかどうかは私も知らないし、三川内が代わったかどうかは知らない。7地区の合同体として、その上の組織としてつくったんだろうけど、その組織が、地元の人々の認知度が低いということだ。各地区、針尾地区とか江上地区の自治連、これはちゃんと活動していますよ。どうですか。

【吉田企画部政策監】この自治協議会の連絡協

議会でございますが、佐世保市でそれぞれの地区の自治会長さんたちを束ねており、その代表者の方、今、田中委員がご指摘になった7地区の会長に集まってもらっておりますので、当然その交代があったことについても承知しておりますし、また、横石会長だけとやり取りをしているわけではございませんで、先般の私が参加した会合でも、それぞれの地区の会長が出てきておられます。

【田中委員】そういうことを言っているわけではなくて、この組織の認知度が、住民の人にはあまり知られていないと、連絡協議会の認知度が。単体はあるよ、それは。針尾地区の自治連、江上の自治連、宮自治連とある。それを束ねた形のそういう組織があって、事務所はどこにあるんですか。どなたか職員さんでもおられるんですか。各自治連にはありますよ、ちゃんと。連絡協議会という組織、私は初めて認識したので。わかりますか。

【吉田企画部政策監】それぞれの地区の住民の皆様への認知がどうかということの詳細までは把握しておりませんが、その会合に佐世保市の職員のそれぞれの地区の支所長さんにも参加していただいておりますので、そういったところを通じて、確認したいと思います。

【田中委員】どちらかというと、この協議会は任意団体的な要素があるんです。正式な組織としては、ちょっと認知度が足りない。さっき言ったように、事務所がどこにあるのか、横石会長が全部、電話から何から全てやっているのか。

もう一つ、私はいつかの委員会でちょっと聞いたんだけど、このメンバーの人たちには、1泊2日、2泊3日で、何か視察まで行ってもらっていると。これは、ちょっと地元で問題になりかけましたよ。そこまで会長たちはやっている



のに、何の話もないぞと。

だから、少し絵にかいた組織みたいな感じで、実体としては、あまり認知度はない組織だと。ましてや、会長たちが公費を使って視察に行ったとか何とか、そんなことは、あまり知らないよ、地元の方は。びっくりするぐらい。私が聞いてびっくりしたんだ、そんなことまでやっているのかと。何か防犯協が何かの視察に行ったとかという話だったけど。だから、もうちょっと慎重にやってもらわないと。

そして、この合意書も、知事、市長の名前が替わったら、やっぱり新しいものをつくらなければ。つくっていないでしょう。改定していないでしょう、そのまま。ちょっと、慎重というか、ルーズな感じがするんだけど、地元対策をする割にはね。ちょっと聞かせてください。

【吉田企画部政策監】まず、基本合意書につきましては、行政の継続性という観点から、結んだ当事者が代わったからどうということではなくて、長崎県として、あるいは佐世保市として、内容に責任をもって対応しておりますので、市長が代わった都度に改定するものとは、私としては認識しておりません。

それから視察につきましては、安全・安心ネットワーク協議会という組織を別途立ち上げておりまして、住民の皆様が、防犯、地域の安全・安心に注目度といいますか、関心が非常に高いものですから、住民の皆様と話し合ったうえで、その視察先として埼玉県の戸田市に、防犯等の安全・安心の対策が非常に先進的であるということで視察に行って、その成果につきましては、今後、IRが整備された時の周辺の安全・安心に役立てていきたいと考えているところでございます。

【小林委員】 IRの現況について若干、先ほど触れたところではございますけれども、どうしても残念ながら理解ができにくいところがございます。それは、あなた方に対して理解ができにくいということもありますが、国の審査の状況が、いま一つびしっとこないと、こんな感じもするわけでございます。その点について、少し聞かせていただきたいと思えます。

まず、冒頭にも申し上げたとおり、今、大阪だけが認定を受けたと、これについては正直言って不満です。なぜ不満かという、これも大事なところだけれども、人の命に係わるような、大阪IRの区域においては地盤沈下がありますよと、ここを別枠でね。認定をしておきながら、この点は大変な問題だからというようなことを別紙で付けているわけよ。認定をしながら、これを付けておるわけよ。しかも、地盤沈下だけじゃなくして液状化、さらに土壤汚染と。

いいですか、地盤沈下・液状化対策、土壤汚染、こういう大変な課題がきちんと整備されないままの状況で、今言ったように区域認定の別枠に、これらの問題については真剣に取り組みなさいと、こんなようなことを別紙で、審査委員会がつけ足しているんだよ。

こんな人の命に関わるような問題がまだ未解決のままに認定していること自体、私はどうしても理解ができないわけだよ。一番大事にしなければいけないところではないかと。

長崎県の「九州はひとつ」というところのIRはどうなのかと。これについては、日本経済新聞などにも明らかに書かれているので、あその新聞は、失礼だけれども、内容的に信頼ができるのではないかという前提に立って、この内容を申し上げると、長崎県の場合は、クレディスイスの経営不振に伴って、資金がなかなかう

まくいかないのではないかと、こういうところで継続審査になったのではなからうかと、こんなようなことが書かれておったと思うんです。

しかし、クレディスイスはその後、倒産したのかといえ、そうじゃなくして、UBSですか、ここがちゃんと引き取って、きちんと買収をして、長崎IRについても引き続き融資をしますよと、支援をいたしますよと、お金は出すというようなことがはっきり明確になっているわけです。

だから、そういう問題だけが今回の継続審査という理由であるならば、クレディスイスはもうUBSがきちんと引き取って、しかも今言うように長崎IRについてはちゃんと融資をしますよとはっきり言っているじゃないですか。本当にクレディスイスのことだけが問題であるならば、これはクリアしたのではないかと。

大阪はこんな大事な問題が積み残しにされたまま認定を受けて、うちのクレディスイスについてはちゃんとした、きちんとした方向性が見えている、何ら心配することはない。

しかも、いろいろ資金のことをおっしゃっているけれども、結局は、区域認定さえいただくことができれば、今、コミットメントレターを出されているところも一気に、ここは全部オープンになるのではないかと、思っています。だから、区域認定のこの「認定」の2文字を頂くことができれば、こういう資金の、今いろいろ悩んでいるところの問題は全部クリアできると。

だから、大阪と長崎県を比べた時に、こういう扱いをしてもいいのかと、この辺のことについては、一体どう思っているのか、県は。

【小宮IR推進課長】 大阪の認定につきましては、小林委員ご指摘のとおり、条件付きと観光庁のホームページに掲載されています。大阪の

IR候補地が「夢洲」という埋立地でございますので、地盤沈下対策等の条件が付されているということについては、私どもも確認をいたしております。今回、大阪の認定の結果が公表されましたが、他の候補地の内容について、私ども長崎県として、特にコメントする立場ではないというふうに認識をいたしております。

新聞報道等で、本県の資金調達には外資が中心であるということで、クレディスイスの経営破綻、それからUBSへの買収と、3月以降、状況が変化してまいりました。去る6月12日にクレディスイスのUBSへの買収が完了したという報道もあっていますので、資金調達のところはクリアできているものとは思いますが、どういった理由で審査が継続されているかという点につきましては、観光庁から公表されておりませんし、私どもも継続して審査に対応している状況でございますので、その詳細、内容については答弁を差し控えさせていただきたいと思っております。

【小林委員】 とにかく、もう少し問題点を共有せんといかん。我々議会も、これだけの予算の承認をしてきたんだよ。県民の皆様方に対して、我々も全く責任がないとは言えないわけだ。本当に議会の重みというものを我々県議会議員も真剣に考えないと、県民の皆さん方に申し訳ないと思うんだよ。

そういう点からしてみても、あなた方も一生懸命に頑張ってくれたんだらう、よくわかっている、しかし、なんでこうなったのかというのが今も見えない。先ほどからも言っているように、日本経済新聞が、これだけのことをちゃんと書いてくれているわけで、この問題は、今もお互い共有するように、クレディスイスの件は全部クリアしているのではないかと。こういう

点からいけば、あとは大阪、ああいう問題を起こしながら、まだ解決しないままにしながら、これが認定。長崎・九州IRは、まさによくわからないような状況の中で今、眠っているわけだよ。

これは去年の4月に、区域認定を求めて申請をするということで臨時議会が開かれたわけだ。その臨時議会において、総事業費4,383億円に対して、果たしてどれだけのお金が集まったのかが見えないと。見えないから、ここについてはもっと明らかにしないと、申請しても、それだけの資金調達ができていないということで、これがいわゆる不認定になったら大変だと、このところはどうかと言ったら、コミットメントレターで、何と私が質問した、幾ら集まっているのかと。5,000億円以上でありますと。誰が確認したのかと。知事が確認しました、副知事が確認しました、間違いありませんと、こういう状態の答弁だったと思う。よく覚えている。

この5,000億円について、様子が大体わかってきて、率直に言って我々の詰めが甘かったなと実は反省をしているわけだよ。当初の段階において5,000億円以上、コミットメントレターで集まっていると、このレターでいいんだという中において、我々が詰めなければいけなかったことは、その全体の金額の中に海外から幾ら集まっているのか、国内から幾ら集まっているのかと。国内のコミットメントレターの融資の金額は幾らになっていると、こういうところを海外と日本に分けて中身を全然聞かなかったわけだよ。これが、審査委員会では、いま一つ問題があるのではないかというようなことを聞いている。

80対20についても、その時はよくわからなかった。もうとにかく全体の4,383億円をクリアで

きる、5,000億円以上のコミットメントレターが届いていると、これだけで舞い上がってしまったのが現実だった。

しかし、この間の一般質問で田中委員が、国内からの20%は大丈夫なのかと。20%とは何やったかなと、こういうところから80対20の問題が出てきたわけだよ。

この80対20に分けた理由は一体何だったのか、議会で議論をしなかったけれども。

【小宮IR推進課長】4,383億円の総事業費に対しまして、約40%の1,753億円を出資と、残り2,630億円を融資ということで整理をいたしております。出資の1,753億円のうち約8割、80%が海外からの出資、20%については国内からの出資ということで、区域整備計画の本編にも記載をいたしております。

この1,753億円の内訳としては、国内初のIRという大型のプロジェクトの中で、総額を確保することが最も重要であると認識をいたしております。その一方で、一定程度の国内からの出資が望ましいということから、その目安として20%を念頭に置いた計画となっています。

この1,753億円を超えるレターを現在も取得しておりますので、最終的には国内の出資が20%程度になるように、IR事業者の方で出資者等と調整を図っていく計画となっています。

【小林委員】日本で初めて行われる最大のプロジェクトだよと、1,753億円の中で日本からの出資者が少ない状況はいかがなものかというところで、海外だけではなくして国内で20%という形で、海外80、国内20と、これが出資の1,753億円だね。それから銀行から借り入れる総額が2,630億円、こういうことになっておったわけだね。

その1,753億円の中の80対20というものは、

5,000億円以上のコミットメントレターにおいてはクリアしておったんですか。

【小宮IR推進課長】4月の臨時議会で議決をいただいて、それから国へ提出いたしました。国へ、このコミットメントレター等については添付資料として提出しておりますので、出資の1,753億円の海外80%、国内20%については確保できて、国へ申請しております。

【小林委員】今、いろんなことがわかってきて、我々は詰めが甘かったなと、私は詰めが甘かったのではないかと、こういうような反省をしているわけだよ。

なぜかという、コミットメントレターはいつまで有効期限があるのかどうか。これ、ちょっとはたと昨日、考えてみた。こういう紙きれ一枚のレター、正式に契約も交わしておらん。ただ一方的に会社の名前で幾ら融資をしますよと、こういうようなことが書かれてあるんだろうと思うんだよ。

しかも、そういう出資をするということは、企業でありますから、当然自分の企業を、このIRの事業の中で活かしていただきたいと、使ってもらいたい、活用してもらいたいということは、必ずこのレターの中に条件として書かれているのではないかと私は推測をするわけだよ。

だから、当然のことながら、同じ事業内容とか、同じ規模というような、いわゆる企業同士で競合するようなところも来ていると思うんです。片やA企業、小林企業、片や田中企業、仕事の内容は一緒と。ならば、どっちを生かして、どっちを削るか。あるいは、お互い50対50で100になるんだろうけれども、片や40、片や60というような調整の仕方もIR事業者がしなくちゃいかんとなっていくと、やっぱり削っていかんといかん。

5,000億円以上のコミットメントレターが集まったと言うけれども、削った後にこれが幾らになるのか。そういう意味において、国内の20%は果たして大丈夫なのかどうかと、この辺のところをしっかりと答えてもらいたいと思っているわけだ。

【小宮IR推進課長】コミットメントレターの有効期限についてのお尋ねがございました。以前、私どもが、国内のいわゆるメガバンクという大手の金融機関と意見交換をさせていただいた時には、概ね一般論として、そういったレターの有効については3か月程度、最長でも6か月程度というお話がございましたので、当初、4月末に区域整備計画を国へ提出して以降、認定の時期は令和4年秋ごろを想定しておりました。これは大阪も同様に令和4年秋で、議決に至らず申請されませんでした和歌山県においても、同様に令和4年の秋ぐらいを認定の時期と想定をしておりました。

今回、国へ添付いたしましたコミットメントレター等につきましては、その内容についてのご答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、このコミットメントレター等の効力が既に失われているのではないかとといったご懸念もございましたけれども、その内容については、国と確認をしている状況ではございませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思いません。

【小林委員】時間がないようだから、最後だけ。

今、3か月、6か月と、ここが一番重要な問題が出てきたわけだよ。コミットメントレターは、総事業費の4,383億円以上のものが集まった。1,753億円以上のものが、いわゆる出資として集まったと、国内も20%集まったと。

しかし、私が先ほど指摘したように、調整は

うまくいっているのかと、調整はうまくいったのかと。企業は、自分たちの会社のプラスになるように、そんな前提でそれだけの出資をするわけだよ。ただで出資する人はいないと思うんだよ。その調整はうまくいっているんですかと。

それによっては80対20、こういう状況がうまくいっているんですかということと同時に、果たして3か月、6か月という有効期限をもう超えてしまったのではないかと。ただでお金を出してもらおうというところだから、今。

失礼だけれども、ぼろぼろの状況の中で大阪が認定を受けて、きちんとしている長崎県が受けていない中で、果たして一体どのような状況かという時に、いろんな指摘を受けるような、そういう隙間はあけてもらいたくないわけだよ。

コミットメントレターは5,000億円を超えたと、しかし、競合する中の調整がうまくいっているのかと。それと同時に、この賞味期限の3か月、6か月という中において、認定が先延ばしになっている。

しかも、いつまでが期限かということも全くない、ただ無期限な継続審査、こんな失礼なことがあるかと私は実は個人的には思っているわけだよ。そういう点から考えてみても、一体これからどうなっていくのかと。

こうやってコミットメントレターの5,000億円が、ひょっとしたら2,000億円しかないかもしれん。あるいは、こんなに遅れてしまって先が見えないというならば、当然引き上げていくところが出てくるだろうと思うんです。引き上げたところがありませんか、どうですか。

【小宮IR推進課長】先ほどご指摘がありました、IR事業者と出資、融資のコミットメントレ

ターを提出いただいている企業、または金融機関との継続した協議は、昨今の燃油価格の高騰や人件費の高騰、資機材の高騰等もありますので、今は4,383億円という総事業費ではございませぬけれども、その後、5,000億円を超えると、様々指摘があります。そういった事態にも備えまして継続して協議は進めております。

また、提出いただいたコミットメントレターの企業、また金融機関で、撤退したところはないのかというところではございますが、今、IR事業者から報告をいただいている中では、そういった企業は確認できておりませぬ。

【坂口委員長】それでは、午前中の会議はこれにてとどめ、午後は1時30分から、「長崎県へのIR区域認定申請の取り下げ要請を求める請願」に関する審査から再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 1 1時33分 休憩

-----  
午後 1時30分 再開  
-----

【坂口委員長】それでは、委員会を再開いたします。

これより請願審査を行います。

第2号請願「長崎県へのIR区域認定申請の取り下げ要請を求める請願」を議題といたします。

堀江議員から説明をお願いいたします。

【堀江紹介議員】第2号請願「長崎県へのIR区域認定申請の取り下げ要請を求める請願」紹介議員の堀江ひとみです。

本請願は、ストップカジノ長崎県民ネットワークより提出されています。

長崎県議会議会運営委員会申合せ事項によれば、請願人の発言は委員会休憩中の扱いとなり議事録等に残らないことから、後ほど発言します請願人との重複がありましたら、お許しいた

だきたいと思います。

本請願は、知事に対し、IR区域認定申請を取り下げること、IR計画に関連する全ての予算の執行を停止することを求めています。

その理由については、請願書に記載のとおりですが、改めて請願人より趣旨説明を行いたいと要望があります。お取り計らいをよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】 この際お諮りいたします。

請願人から、趣旨説明を行いたい旨の申し出があつておりますが、これを許可することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、請願人の趣旨説明を許可いたします。

なお、請願人に申し上げますが、趣旨説明は5分以内で、簡明をお願いいたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 1時32分 休憩

-----  
午後 1時37分 再開  
-----

【坂口委員長】 それでは、委員会を再開いたします。

これより、請願に対する質疑を行います  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

【外間委員】 ただいま請願人からありました、「長崎県へのIR区域認定申請の取り下げ要請を求める請願」について、反対の立場で意見を申し述べたいと思います。

我が国におけるIR導入の意義は、世界中から

多くの観光客を集め、来訪客を国内各地へ送り出すことで、国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現することであり、アフターコロナにおける観光活性化を図る上でも大きな役割を果たすことが期待されております。

IRは、地域経済の活性化に大きく寄与するものであり、九州・長崎IRの区域整備計画では、総投資額は4,383億円、来訪者数は年間673万人、施設運営費における経済波及効果は年間3,328億円、区域内の雇用者数は約1万人など、高い経済効果が期待されております。

加えて、開業5年後には県への納付金として約391億円が見込まれており、県の財政基盤の強化にも寄与するものであります。

さらに、IRによる高い経済効果を九州全体に幅広く波及させることを目的に、九州の経済界や行政、議会が一体となった九州IR推進協議会が立ち上げられ、IR事業者からの多様な発注の受け皿づくりや、事業者間のマッチング、広域周遊観光の構築に向けた準備が進められてきたところであります。

また、九州地方知事会議、九州各県議会議長会議並びに九州商工会議所連合会においても、九州・長崎IRの区域認定を求める決議がこれまでも繰り返し行われるなど、オール九州での取組が推進されてきました。

加えて、IRを契機として九州各県が連携し、ギャンブル依存症をはじめ様々な依存症対策の強化を図るために九州地方依存症対策ネットワーク協議会が発足し、各県の担当部局や医療機関、相談機関が協力をし、効果的な依存症対策に係る情報共有のほか、eラーニングによる人材育成プログラムの作成、運用を行うなど、広域連携による依存症対策も進められているところであります。

なお、本県の計画については、国の審査委員会において、継続して審査を行うとの国土交通大臣の発言のとおり、去る6月6日及び15日にも審査委員会が開催され、現在も審査が行われておりますが、一日も早い区域認定を強く期待しております。

九州・長崎IRは、高い政策効果を背景として、九州の官民が一体となって、一丸となって推進するものであり、その実現は、本県のみならず九州地域全体の悲願であることから、請願には反対を表明するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 1時40分 休憩

午後 1時40分 再開

【坂口委員長】では、委員会を再開いたします。

第2号請願に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第2号請願「長崎県へのIR区域認定申請の取り下げ要請を求める請願」を採択することに賛成の委員の起立を願います。

（起立者なし）

【坂口委員長】起立なし。

よって、第2号請願は不採択とすべきものと決定されました。

以上で請願の審査を終了いたします。

請願人におかれましては、大変お疲れさまでした。本委員会を代表いたしまして、御礼を申し上げます。ありがとうございました。

請願人は、ご退出いただいて結構でございます。

しばらく休憩いたします。

午後 1時41分 休憩

午後 1時43分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

午前中に引き続き、審査を行います。

議案外所管事務一般について、ご質問はありますか。（発言する者あり）

【吉田企画部政策監】午前中に田中委員から示されました資料につきまして、佐世保市に確認をいたしましたので、ご報告申し上げます。これは、佐世保市から、観光庁ホームページを印刷して配布したと確認をいたしました。

なお、同様に佐世保市に確認をいたしましたところ、佐世保市東部地区自治協議会連絡協議会、いわゆる東部自治連、これ自体は昭和54年4月に発足されて、IRを含みます地域の諸課題について協議、検討をされていると、事務局につきましては早岐支所に設置しているということでございます。

以上、報告でございます。

【坂口委員長】では、質疑はございませんか。

【饗庭委員】では、議案外で何点か質問をさせていただきますと思います。最初に、新しい長崎県づくりのビジョンの策定について、前回の2月定例会にも質問させていただいたところですが、今回、「未来大国」というコンセプトを掲げておられますけれども、なかなかわかりづらいのかなというふうに思うんです。なぜこういう未来大国ということになったのか、教えてください。

【内田政策企画課長】新しい長崎県づくりのビジョンについてのお尋ねがございました。部長

説明でも申し上げましたとおり、不確実性が増して、依然として厳しい社会経済の中で、県民の皆様が感じている閉塞感や先細り感、あるいは不安といったものを少しでも払拭して、明るい未来への期待感、それから長崎県への誇りにつなげていただきたいという思いから、未来に向けて長崎県が誇れる県でありたいという意味で「未来大国」というものをコンセプトにしてはどうかというふうに考えております。

【饗庭委員】明るい未来ということですが、この中で長崎に特化している内容と云ったら、どのようなことが考えられますか。

【内田政策企画課長】ビジョンの中では、子ども以下5つの分野で、ありたい姿をお示しすることを考えていまして、例えば子どもでしたら今は県政の基軸となっておりますし、交流ということであれば、本県の観光、もしくは外国人を受け入れてきた地域性、特性としてあると思いますので、そういう長崎県が持っているポテンシャル等を加えて、5つのありたい姿を描いてはどうかというふうに考えております。

【饗庭委員】ぜひ、県民の皆さんにわかりやすく、長崎県に特化して何かできればというふうに思います。

そして、未来大国とは決まっておりますけれども、ほかにいろんな案が出たのであれば、紹介していただければと思います。

【内田政策企画課長】三役も含めてコンセプトを検討していく中で未来大国というのが出てまいりましたので、そこに幾つか案を持って行ったというよりは、話の中で未来大国というふうになりましたので、今の案として未来大国ということでお示しさせていただいています。

【饗庭委員】何かほかにもっといい案があったかなと思って、ちょっと聞いてみましたが、わ

かりました。

次に、長崎県行政運営プラン2025の中でお尋ねしたいと思います。ICTを活用した県民サービスの充実というところで、マイナンバー制度についてお伺いしたいと思うんです。

マイナンバーカードのトラブルは、毎日のように出ている状況ですけれども、県内では、間違っ

【井手デジタル戦略課長】今のご質問でございますが、全国的にトラブルの報道が連日あっておりますけれども、県内でどの程度のトラブルが実際にあっているかということにつきましては、申し訳ございません、デジタル戦略課では把握をしております。

【饗庭委員】把握できていないということですが、今後、マイナンバー制度を推進していく立場にあると理解していいんですね。その場合には、やはりそこを理解しながら各市町に勧めていくことが必要かと思いますが、いかがでしょうか。

【井手デジタル戦略課長】もちろんデジタル戦略課といたしましては、マイナンバーカードの利活用につきましては推進していく立場でございますので、こういったトラブルが実際に起こっているのかということにつきましては、地域振興部で一定把握しているところもあるかと思っておりますので、連携しながらしっかりと把握をして、今後の利活用推進におきましては、そういったところに留意しながら進めてまいる必要があるかと思っております。

【饗庭委員】ぜひ、横でつながって連携をしていただければと思います。

じゃあ、その中で今、マイナンバーカードを推進するに当たって、どのように進めようかと考



えておられるのか、お伺いします。

【井手デジタル戦略課長】マイナンバーカードの利活用推進、もしくは取得促進につきましては、先日、議会でも先議をいただき、マイナンバーカードを活用した生活支援の事業を議決いただきましたが、ああいった事業で使うとか、様々な給付事業につきまして手法としてマイナンバーカードの活用を優先的に考えると、そういったことを進めながら、実際にマイナンバーカードという基盤を活用した施策をまずは考えてみるといったところが、行政にはできることかなと思っております。あとは、市町と連携いたしまして、取得促進について普及をしていくということかなと思っております。

【饗庭委員】 どういう形で進めていくのかを、もうちょっと深く聞きたかったところですけども。

1点ここに書いてあるAIチャットボット、これで進めていくというふうにも受け取れるんですが、これでどのようにしてマイナンバーを持っていない方にPRしていくのか、教えてください。

【井手デジタル戦略課長】 今、委員がおっしゃったAIチャットボットにつきましては、総務部の方で今、庁内の業務効率化や県民からのお問い合わせ対応の効率化ということで検討されているというふうに伺っておりまして、そういったところも進めていくべき部分かなとは思いますが、総務文書課の部分でございまして、ご理解いただければと思います。

【早稲田企画部長】マイナンバーカードの交付に関する普及促進ということですけども、マイナンバーカードの交付率の向上を図るということで、市町と連携して、未取得者に対する申請の促進策を令和5年度に展開しようと考えて

おります。

こちらは市町村課の施策になります。事業の概要としましては、未取得者に対するきめ細かなアプローチが必要であろうということで、現場であります市町と連携いたしまして、出張の申請サポート、受付ということで、申請の受付に必要な機器などを備えた自動車によりまして県内各地を巡回して、県民に身近な施設、公民館や各種施設などで申請のサポート、受付を実施しようという計画がなされているところであります。

また、先ほど、マイナンバーカード絡みのいろいろなミスやトラブルの発生ということでご質問がございました。市町村課で調べた例で申し上げますと、コンビニ交付で別人の証明書等が発行された事例がございまして、コンビニ交付は市町村の独自事業として実施展開されております。

市町におきましては、そのサービスを実施しますベンダーと個別に契約をしておりますが、今回、誤発行を引き起こしたのは、あるベンダーだったんですけども、県内の実施市町では全て、そのベンダー以外と契約していると、問題は発生していないということが、先日の先議で議案審査を行っていただいた際の、調査時点の状況であります。

また、健康保険証の紐づけに関するミスについては、保険者側が、別人の情報を誤って登録するミスであるということです。県内の実態については、保険者それぞれでないと把握できないということになっております。

3点目の公金口座登録の紐づけについては、県内での調査時点では、同様の事例はないとお伺いしているところでございます。

【饗庭委員】県内ではトラブルないということ

でいいんですね。

じゃあ、県民の皆さんは、安心してこれからもマイナンバーカードを、必要な方は推進していくと理解していいんでしょうか。

【早稲田企画部長】先ほど答弁いたしましたコンビニ交付、それから健康保険証、公金口座登録の紐づけといった部分に関して、6月補正で先議いただいた部分について、調査時点ではなかったということでございます。

それから健康保険証については、保険者によるものということで、そこは把握できないということでありました。したがって、公金口座登録とコンビニ交付の部分では、その問題は発生していなかったということでございます。

また、今から国の方で全体的な調査が行われるとお聞きしておりますので、そのような状況もしっかりと見ながら、県内でも様々な問題が発生しないかということについて、市町村課、デジタル戦略課で連携して、また現場の市町ともよく連絡をとりながら対応したいと考えております。

【坂口委員長】ほかに質疑はございませんか。

【大倉委員】私からは、デジタル化やDXの推進について質問をさせていただきます。

これからの世の中、DXというのは非常に大切なものだと思っておりますし、県としても力強く推進していってほしいと思っております。

デジタルコーディネーターに関してですが、新たにサービス産業へのDX導入とメタバース活用の2分野での公募開始というのは、それぞれデジタルコーディネーターの方にどういった中身を担っていただくのかを教えてください。

【井手デジタル戦略課長】今年度、委員がおっしゃったとおり、サービス産業へのDX導入を推進するアドバイザーと、メタバース活用のアド

バイザーの2分野で募集をしております。

サービス産業へのDX導入推進のアドバイザーにつきましては、産業労働部で行っております県内サービス産業のDX推進について、事業を進めるうえでの技術的な助言や、事業者が抱える課題の解決ノウハウなどの共有といったところを担っていただくことになるということでございます。

また、メタバース活用のアドバイザーにつきましては、最近話題となっております仮想空間でコミュニケーションがとれるメタバースという技術につきまして、行政の中でどのように活用していけるのか、アイデア出しや技術的な助言などをいただきながら、ほかにも様々な民間メタバースサービスがございますので、そういったところの情報提供を担っていただければというふうに思っております。

【大倉委員】サービス産業へのDX導入の技術的な支援と、メタバースに関しては行政の中で活用するイメージと捉えたんですけれども、DX導入をサービス産業に特化してというのは、サービス産業でDXが進んでいないと、そういった背景があるんでしょうか。

【井手デジタル戦略課長】今回、サービス産業に着目をしたということでございます。県内産業の中でもサービス産業が非常にシェアと申しますか、割合が高いところもありまして、中小企業や観光産業といったところのDXを進めるという意味合いで、そこに着目をして産業労働部で活用を考えられたというふうに伺っております。

【大倉委員】DXって、なかなか進んでいない現状があると思うんですよ、全国的にも、そして県内でも。どの程度進んでいるか、そのあたりは把握されていますか。

【井手デジタル戦略課長】DXの進み具合というところにつきましては、比較が難しいところがあるかと思えます。国でまとめられるデジタル田園都市国家総合戦略を見ましても、やはりデジタル人材は都市部、大都市圏に集中するとか、地方へのデジタル人材の還流を目指すといったところもございますので、やはり地方部、もちろん本県も含めまして、そういったところではなかなか進んでいない現状がどうしてもあるものかというふうに思っております。

【三上企画部政策監】先ほどのサービス産業のDXについて、産業労働部の経営支援課で、今、事業を持っているところでございますが、サービス産業は労働集約的でございますので、コロナの対応でかなりの人を切ったところが多いございます。他方、その人が戻ってきているかという、戻ってきていないと。こういうサービス産業の人不足を直ちに解消する必要があると。

これは産業労働部だけで対処するものではありませんで、まさにホテル、観光業を持っている部、それから我々企画部としても、全庁を挙げてサービス産業を支援しているところでございます。

【大倉委員】DXは、デジタル化と一緒にしがちなんですけど、デジタル化とは違ってDXというのは、いわゆるソフトのデジタル化されたものをビジネスの分野でしっかりと企業間競争につなげていったりとか、生産性を上げていく部分で非常にこれから求められているものだと思うんです。ですから、そこはぜひ、県としても力強く進めていただきたいと思えます。

DXレポートというものを経済産業省が2回にわたってまとめています。それによると、2025年の壁というものがあって、2025年までにDXがしっかりと推進できない場合は、全国で

12兆円の経済損失とも言われているんです。これが2025年までにうまくいった場合は、2030年には、今度は130兆円のGDPの押し上げになるというふうに期待されているわけです。ですから、非常にこれは大切なものですので、ぜひ推進員の方々、コーディネーターの方々とともに力強く前に進めていってもらいたいと思っております。

そもそも県は、情報戦略アドバイザーという民間の方を令和2年から登用されていたと思います。その方とともにデジタル分野をサポートしていく、支援していくというようなイメージでよろしいのでしょうか。

【井手デジタル戦略課長】令和2年度から情報戦略アドバイザーを、デジタル戦略課で雇用しています。情報戦略アドバイザーにつきましては、庁内や市町における施策のデジタル化に向けた助言、職員の人材育成など、組織全体としてのデジタル化推進を行っているところでございます。

他方、今回のデジタルコーディネーターにつきましては、個別分野における専門性の高い具体的な内容につきまして、よりビジネスの現場に近い副業・兼業人材でありますデジタルコーディネーターに担っていただきたいと考えております。

いずれにしても連携すべき部分はあろうかと思っておりますので、必要な連携はしっかり取りながら進めていきたいと思っております。

【大倉委員】よろしく申し上げます。

じゃあ、ちょっと質問を変えます。先ほど、饗庭委員からも質問があったんですが、未来大関に関してです。

総合計画というものが、そもそも長崎県にはございます。5年間のものがこれまで3回にわた

ってあると思うんです。今回がその3回目。もともと中村知事の時代につくられたもので、残りがあと2年となっている中で、未来大国という新しい10年後のビジョンができます。

何かちょっとこう、わかりにくいという先ほどの饗庭委員の指摘もあったとおり、私もそう思っています、ビジョン倒れにならないのかなど、そこをちょっと危惧しているんです。何かシンプルに、県民にもっとわかりやすくということは考えていないのでしょうか。

【内田政策企画課長】お尋ねの件ですが、まず総合計画は、県政の指針や基本的な考え方を示すものでございまして、いわば総合行政である県の全分野を概ね網羅的に所管をしています。そのうえで、産業や環境であるとか、各分野の計画、事業立案の基本となる計画でございまして、総合計画に関しましては、今後も策定のうえ、推進をしていくと考えています。

一方、今回つくろうと思っていますビジョンは、計画という位置づけではなくて、先に概ね10年後のありたい姿と、その実現に向けた政策の大きな方向性をお示して、様々な立場の皆さん方がいらっしゃると思うんですが、その皆さん方が思いを一つにして有機的に連携していく、そのための旗印にしてはどうかと思っています。

特徴的なことで申し上げますと、このビジョンは、総合計画のような県政全般ということではなくて、例えば子どもや交流等のより重点的に注力していきたい分野に、いわば特化していきたいというふうに考えています。

もう一つ特徴的なことで申し上げますと、変化が激しい現状、状況等を踏まえて、より部局横断的な取組、それから様々な関係者との連携の強化、ここが総合計画とは違って、そこに重

点的に力を入れて存在感を示す長崎県をつくっていきたいと思っています。

一方、ビジョン実現に必要な施策は当然出てきますので、そのうち短期的な施策については総合計画の一部見直しにも反映をしていくということで作業をしていきたいというふうに考えております。

【大倉委員】総合計画は全体像で、今回の未来大国は、より重点的に注力したい分野ということですね。何となくわかりましたが。

未来大国を取り巻く5つ、子ども大国とか交流大国であるとかあるんですが、未来大国があって、さらに5つのものも全部「大国」なんです。大国、大国だらけで、逆に未来大国がかすんじゃうんじゃないかなど、そういう気持ちもするんです。印象で言うと、とっ散らかるといふかですね。そのあたりのネーミングはどうなんでしょうか。

【内田政策企画課長】もとの未来大国につけている大国というのは、県民の皆様方が誇りを持てるようなもの、場所というようなイメージ使っていました。

一方、子どもや交流等につけている大国は、その上で優れていると、長崎県がリードしているというような意味で使うことを考えておりました。

ただ、委員からもありましたけれども、実は5月17日の有識者の懇話会の中でも、ちょっとわかりにくいんじゃないかと、大国の中に大国があるのは、かえって誤解を生むんじゃないかというようなご意見もいただきましたので、例えば副題をつけるとか、交流や子どもの大国を別の言葉に置き換えるとか、そのあたりはわかりやすく工夫する必要があるのではなかろうかというふうに考えております。

【大倉委員】ビジョンを持つのは非常に素晴らしいことだと思っております。だけど、県民の皆さんにわかりやすく伝えるためには、キャッチコピーにはインパクトも大事ですけど、わかりやすさとかイメージがわきやすいものが求められると思いますので、この5つの部分の「大国」を小国にするのはちょっとあれなので、大国を外すとか、提案として私から言わせてください。

懇話会の話が出ましたけど、先月、私もそれを傍聴させてもらったんですが、委員の方々から非常に多角的な、専門的なご意見がありました。非常に、何というか多種多様な部分で論じていらっしやっただので、その中身を県民の方にも知ってほしいと私は思いました。例えば匿名でもいいので、ホームページ等々に掲載とか、そのあたりの予定はないんでしょうか。

【内田政策企画課長】実は、総務部が所管しています「長崎県の審議会」というページがありまして、そこには本県が持っている審議会がずらっと並んで、その中の一つとして本懇話会の名簿や資料、議事録なども公表はされています。ちょっと多岐にわたるものですから、ご指摘の点を踏まえて、例えば企画部に別途、ホームページで掲載公表できないか、検討していきたいと考えております。

【大倉委員】残り1回、8月に懇話会がございますので、ぜひ検討をよろしく願いいたします。

【坂口委員長】ほかに質疑はございませんか。

【山村委員】同じく新しい長崎県づくりのビジョンについてお願いしたいと思います。

すごくいいことだと思っておりますし、総合計画も時点、時点で見直さなきゃいけないだろうということはよくわかります。ただ、総合計画

を立てた時点から、かなり社会情勢は変わってきています。ウクライナの情勢でエネルギーが高騰したりとか、地球温暖化で気候変動が激しくなったりだとか、あとは少子化とか人材不足というのは日々日々表面化してきている中で、やはり策定に当たっては様々な指針とか、そういうところも取り込んでいていただきたいと思っています。

6月16日には骨太の方針が公表されて、ちょっと面白いなと思って見ていたのが、6月6日には水素基本戦略というのも国から出されています。そういった形で、将来像を全体的に見回した中で、いろんな指針とかが出ているので、そういったものをぜひ。もういろいろ審議をされていると思うんですけども、今からでも少し見ながら取り組んでいただけないかなと思ひまして、質問させていただきます。

【内田政策企画課長】ご指摘ありましたように、世界の動きとか、国がどういう方針を打ち出しているかもしっかり見極める必要があるかと思っています。

特に、今ご発言がありました水素についても、将来的な脱炭素化等を考えた時には、水素エネルギーに限らず洋上風力などクリーンエネルギーの活用は重要な観点であろうかと思ひます。

5つの重点分野の中では、イノベーションの中にその要素が入ってくるんじゃないかと考えられますので、今後のありたい姿の具体的な検討に際しましては、ご提案の内容を踏まえて議論していきたいと考えております。

【山村委員】私も若い世代と話をするとか、地球環境の問題って、中高生とか大学生とか、我々の世代よりもすごく真剣に考えているところがあって、クリーンエネルギーだとか、再生エネルギーだとか、水素だとか、環境にやさしい事

業がどう取り組まれていくんだと聞かれますので、そういったところでですね。

特に水素なんて、今からの分野になってきますので、それを県全体として取り組もうという姿勢があれば、企業であったりとか、学長であったりとか、フィールドで使いたい人たちが集まってくると思うので、県としてしっかり発信するのはすごく大事ななと思っています。明るい未来と言われてはいますが、わくわくするような社会づくりに貢献する未来大国を作り上げていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】ほかに質疑はございませんか。

【小林委員】今、議論が続いております新しい長崎県づくりのビジョンであります。ずっと聞いておまして、正直に言って非常にわかりにくいし、何をやるかについては全くもって理解ができにくいというのが率直な意見です。

なぜならば、今、我々は長崎県議会議員として、県民の皆様方の代表的な立場で県政を一緒に進めているところでございます。県民の皆様方の税金が、いかに正しく効果的に長崎県全体の発展に貢献しているかと、これを二元代表制という形の中できちんと、我々は我々なりの見識をもって、それなりに勉強もしながら、県民の期待に応えていかなければいけない、こういう役割を担っていると思うんです。

そういう視点の中で、我々の意識の中で、まず基本的には総合計画、長崎県をどうするかと、長崎県がどうあらなければならないかというようなことについて、それぞれ理事者の皆さん方が、相当長い時間をかけてやっていただき、これからの5年後、5年後と、要するに10年間、スパンを5年、5年に区切りながら県政の推進、県

民の皆さん方の期待に応えると、そういう視点で一生懸命やっているわけです。

私も県議会議員になって、総合計画のすばらしさというか、それぞれの部局で各部ごとに、何をいつまでにどれだけのことをしなければいけないということ、ただ口だけではなくして、きちんと数値目標を出しているんです。数値を達成しなければならない、この5年間です。

しかも3年ぐらいになりますと、今やっている総合計画はどこまでできているかと、きちんとチェックをするわけです。そして、できたもの、できなかったものという中で評価が分かれてくるわけです。

だから、この総合計画のやり方は、理事者側にとっては非常に厳しいかと、本当にこれは大変だと。この厳しい環境、しかも誰も予測しなかった新型コロナウイルス感染症というものが出来た中でも、やっぱり目標を達成しようと思って必死で頑張っている。

長崎県全体がどうあるべきかということについては、まず第一に、動かしがたい総合計画がきちんとある。これを我々は旗印に、目標にしながら、いろいろと県政を進めているところですよ。

その数値目標が達成できなかった時に、なぜ数値目標が達成できなかったのか、このやり方に何か無理があったのか、もっといろいろな角度から考えてやらなくちゃいかんかったのかとか、できなかったことについては総合的に見直しをやりながら、これは継続すべきか、継続すべきではないかとか、あるいは世の中が変わって、この設定はなかなか難しいのではないかと、いろんなことをそこで議論して、長崎県を前に進めるということをやっているわけです。

では、ちょっとお尋ねするけれども、今回の

ビジョンは、数値目標があるんですか。どんな事業をやるか、まだ決まっていないし。数値目標というのは、つくってビジョンを語ればいいというような曖昧なものではなくして、ビジョンをつくって長崎県がどれだけ進捗するかと、前に進むかということでないといかんわけだろう。

総合計画と今回のビジョンの違いの基本的なことは何ですか。

【内田政策企画課長】お尋ねは、ビジョンにおいて数値目標、いわゆるKPIを掲げるのかということかと思えます。

ビジョンにおいては、ありがたい姿をいわば言葉でお示しをするというようなことを考えておりますので、ビジョンそのものに数値目標を掲げることは現時点では考えておりません。

ただ、そのうち必要な施策、短期的なものであれば今の総合計画、それから中期的なものであれば次の総合計画の中に盛り込むことを考えておりますので、その中ではKPIを設定して、その進捗管理をやっていくことになるかと考えております。

【小林委員】ビジョンは数値目標はないと、結局ただ語るだけでいいのかと、ただ夢を語ればいいのかと。それが実現して、そのビジョンをもとに長崎県がよくなっていくことが狙いだらうと思うんです。そうすると、そのビジョンについて誰が責任を持つのかということもきちんとしておかなければ。片や総合計画は、それだけの数値目標をきちんと出しなさいと、こうすることによって長崎県が前に進んでいくんだと。

今回のビジョンは、要するにビジョンを語ると、語ればよかというだけのことで、そこをできたか、できないかについては、全くもって誰

も責任をとらないということになるのではないかと思うんだよ。

私は今、ちょっと考えておっただけけれども、総合計画は、これからの長崎県をどうするかと、どうやってこれから前に進めていくかという計画。もう一つは、ビジョンをつくる前に、大石知事が県民の皆様方に示したマニフェスト、これが一体どこまでできているのかどうかと、こういうような検証も全くできていない感じがする。このマニフェストが、まさに大石知事の基本的な県政に対する考え方、これをひとつきちんと検証して、ここのところで一体何が問題だったのかとか、何ができないのかとか、こういうところをきちんとやらないと、それを積み残して前に進むのはいかがなものかと。

これについてはどう考えますか。

【坂口委員長】 暫時休憩いたします。

-----  
午後 2時20分 休憩

-----  
午後 2時21分 再開  
-----

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

【早稲田企画部長】 県の総合計画、それからこのビジョン、マニフェストのお尋ねですけれども、マニフェストに掲げられた項目の中で、行政としてどのような施策で推進していくかということについては適宜、県側としても把握するような形で整理を行っていくところであります。

総合計画というものが、県政全般網羅的に現在あるわけですけれども、これが令和7年度までの対応となっております。その先の部分がまだ見えていませんので、ビジョンという今後重点的に取り組む5分野について案ということでお示しをして、そこから、ありがたい姿ということで県の施策としてどのように今後進めていくかというのを、10年後からバックキャスト的に

導くような形で施策を置いていこうと考えております。

その中で、委員ご指摘のマニフェストに掲げる施策と、このビジョン、それから総合計画の一部見直しの反映というものについても適宜、対応をどのようにするかということについては検討を行ってまいりたいと考えております。

【小林委員】このマニフェストは、やっぱり大事にしなければいかんと思うんですよ。ここのところをないがしろにして県政を進めるといふわけにいかんでしょう。私は残念ながら大石さんの応援をしなかったけど、そこを抜きにして、県民の皆さん方に約束して、500票差といえども当選されたわけだから、ここの県民の期待にきちんと応えて、結果を一つひとつ出していかなければいかんと。

今回の高校生の医療費の支援についても、このマニフェストを忠実にやりたいと、やり方がちょっと賛成できないところもあったけれども、マニフェストを一つの県政を推進する軸に置いてやっておられるわけよ。

これが今、大体どこまでいっているのかということが、企画部の審議の中において出てこないといけないわけよ。こういうことをきちんとチェックし、今回の新しいビジョンが必要かどうかと、きちんと前の川を渡ってやっていくのが我々の姿勢でなければいかんじゃないかと。これを、頭ごなしに上からおりてきた爆弾みたいな受けとめ方の中で、あなたがうろたえよってどうするのか。

こういうところについてはきちんとマニフェストを、総合計画が一つあって、これは数値目標をもってきちんとやっている。今回、大石知事がマニフェストを持ってこられた、出された。これをやっぱり行政の面と、行政以外で何

があるとか、このマニフェストで。きちんとそういうところについては、マニフェストの何ができて、何ができないのかということは、企画の方でちゃんと把握をしているんじゃないのか。こういうところについて一体どうなのかということもきちんと明らかにしないと、大石知事は誰から推されて県知事になられて、県のリーダーになって、トップになった。そのマニフェストと県の行政と、どういう形できちんと推進されたのかと、こういうところはちゃんとマニフェストの位置づけをもっと昇格させて、できるもの、できないものを明らかにしながら、できるものについては全力を挙げてやるとか、こんなようなところをもって次の行動に移りたいと。

私は、この新しいビジョンについて、一から百まで全部反対ということじゃないんだよ。まだその前にやることがあるんじゃないかと、こういうことを言っているわけよ。

じゃあ、一つ尋ねるけれども、今回のビジョンについては、全く予算は要らないのか。事業もやらないのか。ただビジョンを語ればいいというだけで終わるのか。10年先を見通せる人は今、誰がおるのか。この3年間の新型コロナウイルス感染症、誰が予測できたのか。こんな時代なんだぞ、今は。

10年間のビジョンをと言う前に、やるべきことがあるだろうと。総合計画はきちんとやっているから、大石知事のマニフェストは、どこまでできて、どこまでができないとか、今はどこまで進捗しているとか、マニフェストの検証をやらせてくれよ。そうせんと、県民の皆さん方に申し訳ないのではないのか、県政のあるべき姿ではないんじゃないのか、どうですか。

【早稲田企画部長】この新しい長崎県づくりのビジョンに関して、委員ご指摘のように、総合



計画で掲げる施策で短期的に令和7年度までに取り組むもの、このビジョンの中で中・長期的な施策、それから短期的に取り組むものについては総合計画の一部見直しと、整合を図りながら対応してまいりたいと考えております。

マニフェストについても企画部の方で適宜、把握できるものについて関係部局、それから市町、マニフェストの中で短期、中期、長期取り組むものについてはこの新しいビジョン、総合計画の今後の一部見直し、それから次回の総合計画、そういったものに反映させてまいりたいと考えております。

【小林委員】何度も言うようで恐縮だけれども、マニフェストの位置づけをもっと明確にしてもらいたい。やっぱり企画でやらなくちゃだめだ、この部で。この3年間にきちんと出してもらわないといかん、あなた方のこの審議の時に。そういうところの総合的な判断をしながら。

そして、知事が今、長崎県政が何か先細りしているかのようなと、この「先細り」という言葉を使っている。トップリーダーとして、自分の県政を先細りなんて、こう表現をすること、それが正直な言葉なのか、それとも時代認識が違うのかと、この辺の取り方は様々であろうけれども、自分は県政の責任者でありながら、あたかも責任者が先細りなんて自分のことを首を絞めて、リーダーとして果たして何をやっているのかと言われても仕方がないくらいの表現を使うことも実はわからんわけだけれども、先細りというのは一体何なのか。

【内田政策企画課長】一つは、人口減少等が相まって、明るい未来が見通せないという意味で使っております。

【小林委員】そういうこと。それはあなたが使っているのか、知事が使っているのか。あなた

は知事から聞いたのか。

【内田政策企画課長】三役等とも議論を重ねる中で、そういう言葉を使っています。

【小林委員】今回のビジョンについては、大体どのくらいの事業をやって、どれくらいの予算が必要になってくるのか。当然事業をやらなくちゃいかんわけだろう。ビジョンで語っておけばいいというような、そんな生易しいものではないと思っているんだ。

そのためには、事業の内容とともに、幾らぐらいの予算が必要になってくるかと、こういうところについては、しっかり事前に我々の前で明らかにしてもらいたいと思っている。これから回を重ね、議論を重ねることによって、この内容ももっと明らかになってくだろうと期待をしているけれども、本当に今やるべきか、やらざるべきかというようなところで。

次に企画部長、マニフェストの進捗状況を、この新しい長崎県づくりのビジョンという中に組み入れて、今の状況を説明していただくというようなことはしてもらった方がいいと思いますが、やってくれますか。

【山下政策調整課長】ただいま委員からご指摘がございましたマニフェストでございますが、適切に進捗状況を把握いたしまして、ご報告をさせていただきたいというふうに考えております。

【小林委員】ありがとうございます。そういうことはぜひやらせてもらって、我々県政に携わる者として、県知事の姿勢もね。マニフェストとして県民の前で明らかにされた、それをもって当選された。その内容をもって我々が今、県政推進を考えていると、こういうようなことは、まさに県民の皆さん方の期待に応えることだから、できること、できないことがあるだろうけれども、しっ

かりやっぴいかなかちいかにんといふことをいっているわけよ。まず、前の川をきちっと渡ってから、そういう話を進めていったらどうかというところなんだけれども、ここら辺のところがいまいち、ちょっとかみ合わないところですよ。

大体、この発想は誰が持ってきたのか。大石知事が、自分から提案された内容なのか、それとも違うのか、そこはどうですか。

【内田政策企画課長】新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、総合計画の一部見直しを進めていく中で、ビジョンの話が出てきたというふうに承知をしております。

【小林委員】そんな簡単なものではなからうと思うんだよ。これだけの、10年後どういうふうにやっていくかと、いろんなことをやるのに、どんな議論の中でこうなってきたのかということだ。

大石知事の提案なら提案でいいんですよ。誰が提案しようとも、それはいいわけよ。ただ、これが今の状況の中であたふたとやるようなものであるかどうかと。先ほども言ったように、10年後の先の見通しがわかる人がいますかと。新型コロナウイルス感染症は誰も想像できなかった、全く想定ができなかった、今の自然災害だって。どんな災害が起こるやもしれんというような状況の中で、誰も見通しが立たないと。前提が崩れた中において、10年後はこれをやるなんて、いろいろとビジョンを語ることはよるしいけれども、前提はなかなかつけにくいところで、先行き不透明な時代とか、先行き不確定な時代だと自らもおっしゃってあって、この時だけは先が見えるのかどうか、なかなかわからないところであります。

そういう点からしてみても、これは当然予算が

要ることなんでしょう。今、幾らと言うことができるかどうか知らんけれども、予算が伴い、事業が伴ってくるんでしょう、どうですか。

【内田政策企画課長】ビジョンの実現に向けては、総合計画ももちろんですけども、それに紐づく事業として、毎年度の予算編成を通じて事業化が必要になってきます。

【小林委員】私は、こここのところが一番大事だと思っているんだけど、事業が当然出てくると、事業をやるための予算の確保をしなければいけません。

今、総合計画で、予算の確保をしながら、その予算を使いながら事業の進捗を図り、数値目標を達成しようとしているわけでしょう。

実際、10年後のビジョンというのがどういう内容になるかわからんから、今こんなことを言えるか言えないかわからんけれども、一般的に言わせてもらおうと、10年後のビジョンについても、それなりの予算を確保しないといかんと思うんです。どこからそのお金を持ってくるんですかと、税金を上げるわけにはいかないだろう。

今回の高校生の医療費を助成する、そういうマニフェストの実現のために実際的に2~3億円の金がかかりよるわけだ。どうやってつくったかという、結局は、その予算がないものだから、シーリングを40%やったわけだよ。シーリングを40%やったところでどういう結果が出たかという、本来やらなければならんことができていると、そういうような形にならざるを得なかった。非常に現場は苦労されたと思うんです。

これからシーリングみたいなことをやりながら、このビジョンの予算を確保していく。別のところの本来やるべきことを吹っ飛ばして、新しいものに予算を変えていく。こんなようなことが、今回みたいなやり方がまかり通るとい

ことで果たしていいのかどうかと、ここはやっぱり考えんばいかんことじゃないのかと。

私は、今回のこのビジョンの提案についてはそれなりに前向きに検討するけれども、先ほどから言っているように、やっぱり前の川をきちんと渡り終える。総合計画の一部見直しという一部見直しとは何かと、何をどう変えようとするのかと。このビジョンは、総合計画の一部を見直しながら一緒にやっていくと。そんなようなことができるのかどうか、予算の確保はどこからどうやるのか、何をやるのかというようなところについてもきちんとした方針が決まっていなと。

だからこれからは、今日は一応こういうような考え方の中で、これからやっていきたいというところで、第1回目はそういうことでしょうか、まずは叩いて叩きまくって、こういう事業が本当に必要かどうかということに対して、もう少し広く我々の意見をきちんと固めてやっていかなければいかんじゃないかと思っているんです。

出生率。大石知事の最大の目玉は、出生率を2に上げるということ、これが大石知事の最高の願いだと思ふんです。

内田課長、今、出生率は幾らか知っているか。

【内田政策企画課長】令和3年度で1.6と承知しています。

【小林委員】当たらずとも遠からずだけど、1.57だよな。ここがピタッと当たったらすごいものだったけれども、今、1.57なんだ。1.57の状況の中で、ここをまず達成せんといかんよ。人口減少の中で、少子化対策は今、国はこうやっている。この辺に一番の力を入れて、まずここから先にやっていくというようなことが、私がマニフェストを大事にせんといかんと言って

いるゆえんなんです。

そういう意味で、これからはぼちぼち歩いて、いろいろと意見交換をしながらやっていく、そういうようなことでひとつやってもらいたい。絶対に出生率を2に確実に上げてもらうことを心から願っております。時間がないから、以上。

【坂口委員長】ほかにご質問はありませんか。

【田中委員】何しろいま一度、IRについて、ちょっとお願いをしておかなきゃいかん。（発言する者あり）次の議会は9月定例会ね、9月定例会には認定の報告ができれば、本当にありがたいんだけど。

本当にIRは、長崎県にとっても救世主だし、特に県北・佐世保にとっては、IRがなくなると夢も希望もないという感じなのよ。ここ15年ぐらいはずっとIRにかけていたんです。我々は10年ぐらい、4年ぐらい朝長市政が先行していた。

だから、どうやったら。最後の頑張りをしてほしい。県は最近、努力します、努力しますと言うから、努力してほしい、最後の努力をね。後悔しないように。

それで一つ、再認識というか、お互いの認識を新たにしておきたいと思ふんだけど、最初のころは地方創生という言葉が出てきていたんだ。IRに地方創生という言葉がね。これはやっぱりもう一回、長崎県案としても押しだろろうと思う。

それから、九州・長崎IRと、九州をつけた、つけたとずっとやってきたんだ。もちろんIRの中にも、ハウステンボスにお客を呼んで、九州内の観光の中心になるような企画があるわけだから。観光の企画も、あそこに来て、あそこから発信するような企画もあるわけだ。だから九州・長崎IR、これを何しろ売りに、もう一回、九州の代表という売りをやっぱり考えてほしいと思う。

それから、オープンの時期が、大阪より2年早いということで、我々も何しろ早い方がいい、早い方がいいという形をお願いしてきたんだ。大阪よりオープンが早かった、計画によって2年間はね。だから、そこら辺を頭に入れながら、何しろ最後のひと踏ん張りを長崎県もやって、絶対にIRを勝ち取ると。

もう一つ私がお願いしたいのは、九州内の国会議員がおられる。九州の雰囲気をつくるためには、やっぱり国会議員の協力も必要だと思うよ。それは知事、議長会だけじゃなくて、国会議員さんが各々、雰囲気をつくってくれる。九州の代表として、九州・長崎IRをぜひというような雰囲気をつくってもらうような機運の醸成を、ぜひお願いしたいなど。

多分、9月定例会ぐらいに、ある程度決着がつくような気がする、12月とか来年の3月までいなくてね。だから、本当にもう最後の最後の最後の努力をね。

努力していると、それは認めるけれども、形になってあらわれてこないから、ぜひこれはお願いをしておきたいと思います。終わります。

【小宮IR推進課長】 非常に力強いご支援をいただき、ありがとうございます。

地方創生につきましては、九州・長崎IRとして、観光先進国や地方創生というビジョンは継続して掲げておりますので、委員ご指摘のとおりでございます。

また、九州一丸となった取組につきましても、先ほどご答弁しましたとおり、知事会、戦略会議、議長会等オール九州での取組、特に福岡経済界が中心となりました九州IR推進協議会での様々なワーキンググループの活動等もございますので、九州一体となった推進ということも継続をいたしております。

また、開業時期の問題もご質問がございました。当初は、令和4年秋に区域認定をいただき、令和9年の秋には開業するという計画でございました。

現実としまして認定をいただけていない状況を踏まえると、令和9年の開業の時期については必然的に見直しをせざるを得ない状況かとも思いますけれども、大阪が2030年を予定していることでもありますので、区域認定をいただいた後にIR事業者、また経済界の皆様とも協議をしながら、実際に建設期間がどの程度要するのか、そういった状況も踏まえて改めて検討をしてみたいと考えております。

また最後に、九州選出の国会議員の皆様との情報共有や機運の盛り上げのご指摘もございました。区域認定をいただいた際には、田中委員ご指摘のような取組も積極的に進めながら、オール九州での機運醸成についても努めてまいりたいと考えております。

【坂口委員長】 ほかにございませんか。

【外間委員】 新しい長崎県づくりのビジョン、1ページから7ページまでのビジョンの内容について、質問ではないんですけども、意見を述べさせていただきます。

20年前に初当選いたしました私は佐世保市出身であり、その頃の長崎県の人口は152万人でありました。恐らく先輩方、小林委員が初当選された頃は160万人から170万人の間ぐらいにあったと思いますが、毎年1万人ずつ減少して、今130万人を切り、人口減少に歯止めがかからない状態がずっと続いていると。

そういった時に、このビジョンをもって、これからの新しい長崎づくりにどう取り組んでいくかというところに議員も関心があってですね。そのビジョンどおりに実践をしていけば、必ず

人口が増えてくる、あるいは経済が潤ってくる。たとえコロナがあっても、普遍的なものを準備してさえおけば一定、非常時があっても難局を乗り越えることができる、そのようなビジョンであればいいなと思いつつながら、このビジョンの内容を見ておりました。

そんな時に、実はある方のお話を聞いてびっくりしたんですけれども、大都会の41市町がある地域で、10年間人口が増え続けているところが実際あるわけです。多分に漏れず全てのまちが人口減少、しかし、そのまちだけが人口が増え続けていっている、そんなまちが実際にあるわけです。そのまちのビジョン、コンセプト、理念、方針、こういうものを見ますと、やっぱりわかりやすいものを持っておられるんです。

小林委員がおっしゃったように、「大国」という言葉も使うことによって、わかりにくいよと。

そこのまちは、そのまちの誇りを持ったりしているんですけど、結局、理念、方針については、「子どもにやさしいまち」だったんです。子どもにやさしいまちと、子どもに全精力を傾けて、全国から人が集まってくるようなまちになっていると考えていった時に、私は、大石知事が打ち出した「選ばれる長崎県」というのは、彼の言っているこれからのキーワードとして、新しい長崎に必要な言葉としては期待をしているわけですが、残念ながら、そういうビジョンが、知事の思いというものはこういったところに載っていないので、もしかしたら皆様方は、こういったことを学術を集めて操り的につくっておられるのではないかとというふうな懸念があるわけでありまして。

県民所得向上対策とか、今まで打ち出してきた旧知事の思いも含めながら総合計画が続いて

いるわけでありまして、いいものはしっかりとこの中に落とし込んでいながら、ビジョンの中に何かそういうものをしっかりと取り入れていくなれば、ごくシンプルで、主役は子どもで、そしてこの「大国」という言葉が、むしろ長崎とか、この普通のまちは21市町にも共通する長崎県の長崎ということでありまして。それと県のスタンスというものが少し。

私がなんで冒頭に佐世保市と言ったかということ、私にとって主役は佐世保地域であります。私は、その地域発展のために、このまちの応援団として、県議会議員として県や国とパイプをつないで、豊かなまちづくりに貢献をしていきたいということで20年近く関わってきているんです。

長崎県のスタンスというのは、長崎県が主役ではないと私は思うんです。21市町の応援団になるようなスタンス、そういうのがどうも見えない時がある。県と市が対向してしまったり、同じ計画が2つあったり、競争し合わなくていいようなところで余計な施設を2つ造ったりと。

本来の県の役割は、こういうビジョンの時にこそ、各地域の応援団のようなところをもって、市町と連携してそのまちのために尽くすというふうな、未来大国の実現に向けての長崎づくりというふうなものをビジョン化していただければいいのではないかなと思っております。

10年間人口が増え続けているまちは、子どもにやさしい。子どもが主役で、そこに住んでいる全ての人たちも、子どもにやさしい市民になっていっていると。これは10年間ででき上がっていることなので、単に無料化だけの政策ではなくて。

総務委員会でもずっとやってまいりましたとおり、警察の担当である安心・安全なまちとい

うのが絶対保障なんです。空き巣が入らないと。まちがきれいで、すきがないまちだから、空き巣、泥棒がない、火災もあまり起こらない。その地域の安心・安全も必ずセットになっていると。

ビジョンづくりに真剣に関わっていった時に、いつもいつも思うんですけれども、そういったことが少し足らずに、結局10年後に振り返って見た時に、また失敗したなと思うんです。今回も、この調子でいったら、10年後に今を振り返って、また失敗したなというふうになるのではないかと。そういう先輩方の心配も含めて、私は、そういったビジョンについてはもっとシンプルで、スタンスも主役をどこに置くかということ、5つの大国も大変結構でございますが、そのところにもう少しわかりやすく、もう少しやさしいキーワードをしっかりと入れながら、総合計画、あるいは事業、予算を立てる際に、もっと組みやすく結果が出るような、そういうビジョンであってほしいとお伝えをしておきたいと思います。回答は結構です。よろしく願います。

【早稲田企画部長】このビジョンの策定においては、県民の皆様が誇りを持って、国内のみならず世界に存在感を示す長崎県をつくっていきたいという思いを持ちまして、皆様と一緒に一つにして取組を進める旗印として「未来大国」というものをコンセプトに掲げたうえで、子どもや交流など5つを柱に立てて、ありたい姿を作成してはどうかと考えております。

重点分野ということで今、5つお示しをしておりますけれども、このありたい姿というものについて具体的に、ビジョンの構成として、項目として掲げることになりますので、そこにはわかりやすさや、今後の発展どうあるべきかと

いった要素を盛り込みながら、重点分野ごとにどのような施策を盛り込んでいくのか、施策の方向性をどのようにするのかということを考えていきたいと思います。

また、その施策の推進に当たりましては、県内の21の市町ともしっかりと情報共有を図りながら、思いを一つにできるような形で施策の方向性、調整を進めていきたいと思います。

この新しいビジョンについては、現在はコンセプトまでですけれども、スローガンやキーワード、それから重点分野におけるありたい姿の具体例や施策の方向性、そういったものをお示しすることになりますので、引き続き、委員ご指摘の点も十分に踏まえながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

【小林委員】IRを最後にきちんと押さえておきたいと思います。

今日の議論で一番大事なことは、コミットメントレターは本当にいつまで有効なのかと、これはいつまで使い物になるのかというような質疑をいたしました。銀行等の一般論として、3か月ないし6か月ぐらいではないかと。有効期限、賞味期限が3か月、6か月ぐらいしかないということになると、現在国に出している、約5,000億円を超えていると言っているコミットメントレターは、生きているのか、死んでいるのか、どうなっているのか、この辺のところはやっぱりとても大事な話ではなかったかと思しますので、ここの点はもう一度はつきり、確認の意味もこめて、これは一つ大きな大事な問題ですということを明らかにしておきたいと思えます。

それから2つ目は、県としては、長崎IRの開業を2027年という形で当初考えておられたと

思います。今の状況になってこうして遅れたら、2027年というのは大変無理な話になってくるのではないかと思います。

そうすると、大阪は、現時点で区域認定をいただきながら、開業を2030年にやろうと。そういう状況であるならば、2027年と言っておった長崎県、大阪の2030年の間の2029年ぐらいまでには、ぜひとも開業できるような形で区域認定をいただければ大変ありがたいと、こういうことです。

そして、その関係者に県の方から明らかに伝えなければならんことは、区域認定が遅れば遅れるほど、非常に大きな問題が出ると。全体の総事業費4,383億円から、人件費の高騰、資材の高騰、もうとにかく高騰、高騰だらけで、課長もはっきり言っておったけれども、これからの事業は、もう一回点検をし、そういう点からいけば5,000億円は軽く超えるんじゃないかと、そういうようなところについても点検が急がれると。したがって、遅れば遅れるほど、長崎IRは自滅するしかないわけよ。一体誰が責任を取るのかと、そういうようなことになってくる。

しかも、何がだめだから区域認定を下すことができないのかということが、いま一つはっきりしなくなった。

そういう点からしてみても、部長をはじめ皆様方には大変ご苦勞いただいているけれども、観光庁の委員の皆様方とか、そういう担当の方々に、何が問題で区域認定が下りないのかと。

何度も言っても恐縮だけれども、大阪は、あれだけの地盤沈下の問題等々がありながら、それを但し書きに新しい項目を付けてオーケーしている。長崎県には、そういう但し書きを付けなければならんようなものは現在ないではないですか。そういうところに、何かいじめられてい

るのか、何がどうなのかという原因がわからなくて、じり貧に向かっているような流れはちょっと困りますよと。我々議会からも徹底追及されていると、こんな状況は断じてあってはならないと、こういうことを、いま一つきちんと言ってもらわなくちゃいかんと思います。

そこで一つだけ聞いておくけれども、こういう状況になって、大石知事の顔が見えないんだよな、こんな非常事態の中において。何も私は大石知事を攻撃するばかりじゃないんだけれども、IRの事業を認定してもらうためには、何とんでも長崎県の知事、大石さんが、きちんと行動をとっていただかなければだめだと思うんだ。何か知らないけれども、その前からもそうだけれども、IRの区域認定にご本人が全然動かないではないかと。

大石知事は、IRの事業認定のために、また、継続審査になって、何回東京に上ったのか、関係者に会っているのか、そこをお尋ねしておきたいと思います。

【小宮IR推進課長】 まず、コミットメントレターの有効期限についてのお尋ねがございました。

一般論として3か月、最長でも6か月とご答弁を申し上げましたけれども、国へ添付いたしておりますコミットメントレター等につきましては、国の審査委員会での認定の可否の判断が行われるまでは有効であると認識をいたしております。

2点目に、開業の時期のお尋ねがございました。先ほど、田中委員からご質問がありましたけれども、2027年、令和9年の秋の開業と予定いたしておりましたけれども、区域認定をいただいた後に速やかに事業費の再積算を含めて、開業の時期についても、詳細の設計、検討を行

っていきたいと考えております。

それから、認定が遅れることによって様々ないろんな悪い影響が出てくるところもございます。資機材の高騰や燃油価格の高騰を踏まえて、大阪万博の様々な入札も、資機材の高騰等で不落というニュースも聞いておりますので、こういったことを私たちも念頭に置きながら、一日も早く認定をいただけるように、審査の対応を行ってまいりたいと考えております。

それから最後に、大石知事がIRの認定に関連して何回上京等を行っているかというところにつきましては、令和3年7月20日に、国、観光庁から接触ルールが示されておりまして、この内容を申し上げますと、「区域整備計画の申請者は、自らまたは第三者を用いて、本事業に関する情報収集及び審査等に影響を与えること等の目的をもって、審査委員会の委員及び事務局に接触を図ってはならない」と、こう規定をされております。

大石知事就任直後に、4月の臨時議会で議決をいただいて以降、すぐ国へ申請をした状況を踏まえると、このIRに関して大石知事は、上京し要望や様々な情報収集等は行っていないものと認識をいたしております。

【小林委員】大石知事の顔がなかなか見えないと、我々は東京で見張っているわけではないけれども、このIRについて大変だというような雰囲気、この県庁の中にもあまりないのではないかと、そんな感じがしてならないわけです。

このIRからもたらされる経済効果は、長崎県のこれからを担っていると。それは10年後のビジョンも大事だけど、現時点では一番身近な問題としてIRを、いかにして実現に向けていただけるかということが、当面の一番の課題だと思うんです。だから、ある意味で顔が引きつって

おらねばいかんぐらい、何か緊張感が走っておかなければいかんぐらいな状況だと私は思うんです。これだけの経済効果、長崎県のまさに一番求めているものは全部、このIRの中に入っている。

そういう点から考えていけば、今、どんなことで長崎県は区域認定をいただくことができないのかすら明確にわからんような状況の中において、どんどんどんどん延びてきている。しかも無期限でということになっているわけだ。こんなでたらめな状況の中で、顔が引きつって、毎日でも国に行つて。

接触ルールなんてことは、わかっているわけだよ。自民党本部に行つて幹事長に会う、菅元総理に会う。いろんな関係者、今回のIRをまさに裏で動かしている人がいっぱいいらっしゃるじゃないか。そんなところに1回も行かない。これから本気になって長崎県を盛り上げていくためには、まずIRを何としても勝ち取らなければいかん。この上において長崎県の将来を夢のあるものに、山積する課題を乗り越えていこうとしているわけです。

そういう意味からは、この際やっぱり大石知事が先頭を切つて、一番ご苦労いただかなければいけない。この問題にもっともっと真剣にやってもらわないと。

結局、クレジットイスがひっくり返つたから今回はだめでしたみたいな、そんな情けない、県民に対して申し訳ない、しかも県民の税金を幾ら使っていると思うかと、こんなようなことを考えていけば、これはもうどんなことがあつても、これを実現していただかなきゃいかん。

この辺のところを企画部長、あなたからも言っておきなさい。ということでお願いしたいと思います。以上。



【早稲田企画部長】 IR区域の整備計画に関する認定ですけれども、九州・長崎IRが目指す姿というものは、国際的なMICEビジネスの展開、あるいは観光客を集め国内各地に送り出すゲートウェイ機能の強化、また、持続可能な社会実現の貢献ということを掲げて取り組んでいるところであります。

その経済効果も非常に大きいものでありますので、現在、国において審査中ということで、県としましては、引き続き十分な審査が行われているものと認識しておりまして、一日も早い区域整備計画の認定に向けて、努力を引き続き重ねてまいりたいと考えております。（発言する者あり）

【坂口委員長】 それでは、ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 3時 6分 休憩

-----  
午後 3時 6分 再開  
-----

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、6月26日月曜日は午前10時から委員会を再開し、地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 3時 7分 散会  
-----

# 第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年 6月26日

自 午前 9時58分  
至 午後 2時57分  
於 委員会室 1

市町村課長 大塚 英樹 君  
土地対策室長 吉田 良則 君  
新幹線対策課長 川口 正剛 君  
県庁舎跡地活用室長 松島 勝久 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	坂口 慎一 君
副委員長(副会長)	中村 一三 君
委員	田中 愛国 君
〃	小林 克敏 君
〃	外間 雅広 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	大場 博文 君
〃	饗庭 敦子 君
〃	山村 健志 君
〃	大倉 聡 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

地域振興部長	小川 雅純 君
地域振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	渡辺 大祐 君
次長兼交通政策課長	鳥居 祐輔 君
地域振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	坂田 昌平 君
地域づくり推進課長	宮本浩次郎 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	坂本 敬作 君

6、審査の経過次のとおり

-----  
午前 9時58分 開議  
-----

【坂口委員長】 おはようございます。

委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案及び予算に係る報告議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案及び報告議案の説明を求めます。

【小川地域振興部長】 おはようございます。

地域振興部関係の議案について、ご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料2ページをお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分、報告第1号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）』」のうち関係部分であります。

はじめに、第52号議案「令和5年度長崎県一般会計補正予算（第3号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

補正予算は、歳入予算で、合計2億6,120万3,000円の増、歳出予算で、合計2億6,120万3,000円の増となっております。

これは、衆議院議員補欠選挙の執行並びにこ

これらの啓発に要する経費について、緊急に実施する必要があるため、ご審議をお願いするものであります。

次に、報告第1号「知事専決事項報告『令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）』」のうち関係部分についてご説明いたします。

これは、先の2月定例会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております。令和4年度予算の補正を、令和5年3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分について、その概要をご説明いたします。

歳入予算は、合計で4億6,365万4,000円の減、歳出予算は、合計で11億3,226万7,000円の減となっております。

歳入予算の主な内容についてご説明いたします。

国庫支出金の主なものは、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金3億8,693万円の減であります。

歳出予算の主な内容についてご説明いたします。

総務管理費の主なものは、跡地活用検討経費2,124万9,000円の減であります。

企画費の主なものは、国境離島創業・事業拡大等支援事業費3億930万3,000円の減、生活航路改善対策事業費3億221万1,000円の減、国境離島航路運賃軽減事業1億702万1,000円の減であります。

市町村振興費の主なものは、長崎縣市町財政資金貸付費2,002万9,000円の減であります。

選挙費の主なものは、参議院議員通常選挙市町村交付金6,783万1,000円の減であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、市町村課長より補足説明を求めます。

【大塚市町村課長】おはようございます。

私から、衆議院議員補欠選挙費について、補足説明をさせていただきます。

分科会補足説明資料、差し替えの資料をご覧願います。

こちらの資料の2番のところでございますが、今回予算計上しております衆議院議員補欠選挙につきましては、衆議院小選挙区长崎県第4区選出の北村誠吾議員のご逝去に伴い、補欠選挙を執行するものでございます。

なお、令和4年に行われた衆議院小選挙区の区割りの改定は、次回総選挙の執行までは適用されず、それ以前に行われる補欠選挙は改定前の区割りにより執行されることとなります。

恐れ入りますが、添付した選挙区割変更地図の資料をご覧願います。

こちらの資料の1ページ目の左側が区割り改定前、現行の区割り図でございますが、この緑色の部分が改定前の4区であり、この選挙区で選挙を執行することとなります。

なお、右側の図が区割り改定後のものであり、今後、総選挙が執行される場合、この新区割りにて選挙が執行されることとなります。

恐れ入ります、分科会補足説明資料、差し替えの資料にお戻り願います。

選挙の期日につきましては、国会議員の補欠選挙の日程は公職選挙法により定められており、告示日が令和5年10月10日（火曜日）、選挙期日が令和5年10月22日（日曜日）の日程で執行される予定となっております。

予算額につきましては、3番のところをご覧

ください。総額2億6,120万3,000円を計上しており、内訳として、投票用紙、公営物資、選挙公報等の作成費、選挙公営費などの県分事務費として9,737万2,000円、市町選管における投票所、開票所経費などの市町村交付金として1億5,353万1,000円、選挙の周知啓発に係る臨時啓発費として800万円、職員の時間外勤務に係る職員給与費として230万円を計上いたしております。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【田中委員】今お聞きした選挙の関係ですけれども、補欠選挙になるのか、総選挙になるのかの条件。解散がいつになると一緒になるんだとかいうのは大体想定できないのかというのが1つ。解散が何日までにあれば一緒になる可能性とか、それが1つと、もう一つは、これは私の感覚だけでも、無投票になる可能性が高いと思っているんだけれども、無投票の時には、どのくらいの経費節減ができるのか、その2点を聞かせてもらいます。

【大塚市町村課長】お答えします。

解散がどのタイミングでというところなんですけれども、既に補欠選挙が告示をされていたとしても、衆議院が解散された場合は、もうその時点で補欠選挙の執行が中止されることになります。ですから、極端な話、補欠選挙が執行されるまでの間に解散をされれば、もうその時点で補欠選挙の執行が中止されるということになります。

2点目でございます。無投票の時の経費でござ

いますが、選挙の準備がどこまで進んでいたかということが変わってくると思いますけれども、ポスター掲示場であったり、投票用紙、あと市町の方で用意いたします各種の物資それから会場とかの手配もございますので、具体的に幾らぐらいというのは今の時点で申し上げられません、実際に停止されるのがいつになるのか、その時まで、どれだけ準備が進んでいたかによって変わってくるかと思っております。

【田中委員】あえて一言言っておきたいんですけども、補欠選挙なら4区なんだよね。総選挙になると新3区だから。私は今まで一番犠牲者だった。私、自宅は4区なんです。事務所の配置は3区なんだ。それと、期日前投票が、同じ佐世保市内のこの線で期日前投票ができないんだ。針尾島の人が早岐に買物なんかに行って、早岐でやろうとしたってできない。その弊害は本当に私の選挙にも影響したぐらいで、今度改めてちゃんとなるので、やっぱり市内を分断するというのはあまりよくない。素人の人では、境界がどこなのかもわからないわけだ。支所管内で分けたんだけれどもね。早岐支所管内とか三川内、宮ですね。あえて大変だったということだけ言って、終わりたいと思います。

【坂口分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案及び予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第52号議案のうち関係部分、報告第1号のうち関係部分については、原案のとおり可決・承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案及び予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ可決・承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査及び議案外の所管事務一般について質問を行います。

まず、地域振興部長より所管事項の説明を求めます。

【小川地域振興部長】地域振興部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元の総務委員会関係議案説明資料をお開き願います。

（UIターンの促進等について）

UIターンの促進については、市町と連携しながら地域の魅力発信や、丁寧な相談対応などに努めてきております。こうした中、令和4年度の移住者数は、県総合計画及び第2期総合戦略に掲げる目標の2,400人には及ばなかったものの、過去最高となる1,876人となり、令和3年度の1,740人から136人の増加となっております。

今年度においては、UIターンの更なる促進のため、UIターン別のターゲットに応じた情報発信を充実させるほか、市町と連携して移住相談会や移住関連情報の発信などを集中的に行う「UIターン促進キャンペーン」を秋ごろに実施することとしております。

また、関係人口の創出や拡大を図るため、去る3月24日に、ワーケーションの促進や多様な交流の促進等を内容とした連携協定を、本県と三菱地所株式会社、一般社団法人大丸有環境共生型まちづくり推進協会との3者により、締結したところであります。

今後、都市部人材の離島におけるワーケーション等について、3者で協働しながら企画・実施するなど、関係人口創出につながる様々な取組を進めてまいります。

（国境離島地域の振興について）

国境離島地域の振興については、平成29年の有人国境離島法の施行以来、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化、輸送費用の負担軽減、滞在型観光の促進等に関係市町と一体となって積極的に取り組んでまいりました。

特に、人口減少対策として重要な雇用機会拡充事業については、これまでの6年間で約1,400人の新たな雇用の場が創出され、今年度においても、各市町による第1回目の事業採択において、109人の雇用が見込まれております。

一方で、島内事業者による事業活用が一定進んだことから、経済団体や本県出身者の会との連携の強化に加え、県外でのイベント開催など島外事業者への積極的なアプローチを展開するとともに、ビジネスコンテストの開催等を通じてしまの魅力を発信し、島外からの人材確保の強化を図ってまいります。

今後とも、国の関連施策を最大限に活用しながら、新たなチャレンジができるしまづくりを目指して、関係市町と一体となって国境離島地域の更なる活性化に向けた施策を推進してまいります。

（長崎県離島振興計画について）

本年4月1日の改正離島振興法の施行に伴い、これまで県議会や離島市町をはじめ、広く県民の皆様からいただいたご意見を踏まえ、新たな「長崎県離島振興計画」を策定いたしました。

計画期間は令和5年4月から令和15年3月末の10年間で、「ながさき しまの創生 ～しまの人口減少に歯どめをかける～」を基本理念とし、しまの地域資源を最大限に活かした産業活性化と交流人口拡大など、3つの基本的な方向性に沿って各施策に取り組んでまいります。

計画においては、生活環境・産業基盤の整備、離島の医療・介護・教育のさらなる充実や離島航路・航空路をはじめとする総合的な交通体系の整備などの施策に加え、デジタル基盤の整備や再生可能エネルギーの導入、ジェットfoilを含む船舶の更新等に対する支援、小規模離島に対する支援の充実など、改正離島振興法に新たに明記された施策についても盛り込んでおります。

本県の離島地域が、自然的制約に由来する不利条件を克服し、持続可能な地域社会を維持できるように、引き続き関係市町など一体となって、離島地域のさらなる振興に力を注いでまいります。

（長崎空港の運用時間延長・24時間化に向けた取組について）

長崎空港の運用時間延長に向けては、これまで継続的に国と協議を重ねてきた結果、昨年3月に航空管制業務の一部リモート運用が開始され、航空需要に応じた弾力的な運用が可能となったところであります。

県としましては、今年度、運用時間外における臨時便等の実証運航の実現に向け、現在、航空会社や関係機関と調整を進めております。

また、去る5月23日には、令和元年以来3

年半ぶりとなる長崎空港24時間化推進委員会を開催し、県内経済団体や航空会社などの関係者出席のもと、この間の県の取組や24時間化に向けた課題等について、意見交換を行ったところであります。

今後は、臨時便等の実証運航を定期便の運航に繋げ、段階的な運用時間の延長を図りながら、長崎空港の24時間化が実現するように、引き続き、官民が連携して取り組んでまいります。

（離島航空路線の維持・確保について）

本土と離島を結ぶ航空路線については、運航するオリエンタルエアブリッジにおいて、39人乗りの現行機材から、48人乗りのATRへ、機材の更新が進められております。

このうち、ATRの1号機は、本年7月1日から、長崎空港と離島を結ぶ一部路線に定期便として就航を開始する予定となっております。

なお、今年度購入予定の2号機については、到着後、速やかに乗員訓練を行い、令和7年度からは、ATR2機体制での運航を目指しております。

ATRは、現行機材よりも座席数が2割増加し、機体の性能向上による更なる安定運航も期待されることから、住民の利便性向上や交流人口の拡大に寄与するものであり、県としましては、引き続き、関係市町と連携しながら、路線の維持・確保に努めてまいります。

（九州新幹線西九州ルートについて）

西九州新幹線（長崎～武雄温泉間）については、開業後半年間の利用者数が119万4,000人に上り、5月の大型連休期間においても8万4,000人と、いずれもコロナ禍以前の2018年度の在来線特急とほぼ同水準で推移しており、JR九州においては、「九州新幹線鹿児島ルートと比較しても好調である」と評価されております。

また、5月31日には、関西方面から200名を超える中学校の修学旅行について、開業後初となる臨時列車でお迎えをしたところであり、徐々にコロナ禍以前の日常を取り戻しつつある中、西九州新幹線の利用が県内に賑わいをもたらしているものと感じております。

本年秋には、新しい長崎駅ビルも開業が予定されており、今後の賑わいもさらに期待が高まるところでありますが、県としましては、こうした開業効果を持続させ、さらに県内各地へ波及させていくことが重要であると考えております。

そのため、市町や関係事業者としっかりと連携し、新幹線と二次交通の利用を組み合わせた旅行商品や県内周遊のためのフリー切符の造成を支援するなど、利用促進と周遊対策に取り組んでまいります。

一方、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方については、現在、国土交通省と佐賀県との幅広い協議や、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」などでの議論がなされております。

去る6月7日には、令和6年度政府施策に関する提案・要望として、政府・与党に対して、整備方式が決定していない新鳥栖～武雄温泉間の整備の早期実現などについて要望したところであります。

県といたしましては、幅広い協議や政府・与党の議論を注視しながら、関係者と様々な議論を積み重ねるなど、引き続き、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎跡地の活用については、県庁舎跡地整備基本構想に基づき、オープンスペース等を暫定供用し、利用状況などを検証のうえ、その後

の整備内容を検討することとしており、昨年10月末から、旧県庁正面玄関前などの供用を開始し、基本構想の具体化と賑わいづくりに取り組んでいるところであります。

供用開始後は、職員が現地に常駐し、来場者に対して基本構想や跡地の歴史などの説明を行うとともに、整備する広場、情報発信、交流支援の各機能を具体化するためのアンケート調査をはじめ、ワークショップの開催やプレーヤーが行う催しの支援などによる検証作業を行いました。

令和4年度における主な検証結果としては、天候に左右されない屋内空間の必要性のほか、県内各地への周遊やまちなかへの回遊を促す情報発信の在り方などを確認できたところであります。

また、3月からは、本館跡地の整地工事を進めており、8月には敷地全体をオープンスペースとして暫定供用を行う予定としております。工事完了後には、利活用の幅も大きく広がることから、関係皆様方との連携をより一層深め、更なる利活用を促進し、賑わいの創出や基本構想の具体化に向けた検討を進めてまいります。

（「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について）

「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に掲げる地域振興部関係の具体的項目に関して、その主な取組内容をご説明いたします。

「市町との連携・補完・支援」については、「県・市町連携会議」において、「Uターン促進キャンペーン」に関し、県・市町両方の広報ツールの積極的な活用等について意見交換を行いました。



また、「人口減少社会に適応した行政サービスの提供のあり方研究会」を実施し将来の行政サービスの安定的な提供に向けた研究を行いました。

さらに、県及び市町職員の双方の人材育成の観点から、幅広い分野において市町との相互人事交流を実施いたしました。

今後も、行財政運営プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】では、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出しております地域振興部関係の資料について、ご説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

2月から5月までの1,000万円以上の契約状況の一覧になります。

内容は、記載のとおり、令和5年度長崎県しまの産品ステップアップ推進業務委託などの5件となっております。

3ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況であります、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、2月から5月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、全日本海員組合などからの要望となっており、3ページから9ページ

目までにお示ししているとおりでございます。

次に、10ページから、附属機関等会議結果報告でございます。2月から5月までの実績は、長崎県国土利用計画審議会など、計2件ございまして、その議事概要につきましては、11ページから12ページにお示しをしております。

次に、決議、意見書に対する処理状況につきましては、別資料になりますけれども、離島・半島地域振興特別委員会分など、3件について報告しております。

以上で、この資料の説明につきましては終わらせていただきます。

次に、去る6月上旬に実施しました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、地域振興部関係の要望結果をご説明いたします。

地域振興部関係におきましては、九州新幹線西九州ルートの整備促進、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持、離島振興対策の充実、離島と本土間を結ぶジェットフォイルの更新などの項目について、要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、自由民主党、公明党、内閣府、総務省、国土交通省に対し、知事、議長（副議長）、地域振興部長、地域振興部政策監により要望を行いました。

このうち、九州新幹線西九州ルートの整備促進については、本県としては、全線をフル規格で整備することが必要であり、整備方式に係る関係者間の協議を進展させ、早期に整備を実現するよう国土交通省に対して強く要望を行いました。

また、有人国境離島地域の保全及び地域社会の維持については、国境離島交付金について、引き続き、必要な予算の確保や対象事業の拡充を図るよう、谷内閣府特命担当大臣に対して強く要望を行いました。

離島振興対策の充実については、新たな離島振興法に盛り込まれた項目について、施策の早期具現化や、さらなる充実・強化を図るよう自由民主党及び公明党並びに国土交通省に対して、強く要望を行いました。

このほか、地域振興部独自の要望活動として、国土交通省の幹部職員等 21 名に対し、九州新幹線西九州ルートを整備促進、離島と本土間を結ぶジェットフォイルの更新、長崎空港の国際線新ターミナルビル建設及び 24 時間化の 3 項目の最重点項目について、部長、地域振興部次長より要望を行っております。

以上が地域振興部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【坂口委員長】次に、補足説明を求めます。

【宮本地域づくり推進課長】補足説明の方に移ります。

お手元の「移住者数の推移（H28 年度～R4 年度）」という資料をご覧ください。

棒グラフで、平成 28 年度を左側、令和 4 年度を右側で、だんだん背が高くなってきているというところで、令和 4 年度は 1,876 人、内訳としましては、1,094 人が U ターン、I ターンが 782 人となっております。この数字は、県と市町の相談窓口を通して移住した人の人数となっております。

続きまして、2 ページをご覧ください。

では、その 1,876 人がどういう年代なのかということで、円グラフが 3 つありますけれども、一番左の合計のもので見ますと、10 代以下が、これはいわゆる移住された方のお子様になる感じでございますけれども、429 人、20 代が 397 人。青い部分である 40 代以下が 81.6%と、近

年、大体このような動きでございます。若い世代が多いのかなというふうには思っております。

真ん中のグラフ、右側のグラフは、それぞれ U ターンで見た場合、I ターンで見た場合を抜き出しておりますけれども、大体 40 代以下が 81%で、同じような傾向になっております。

3 ページでございます。

ここに円グラフが 3 つありますけれども、長崎県に来る前にどの県に住んでいたかというものでございまして、一番左で、福岡が 479 人で 25.5%、次が東京、神奈川といったことで、これも真ん中と右側の円グラフは、それぞれ U と I で見た時にどうなのかというところでございます。いずれも福岡県が一番多いというような内容になっております。

4 ページをご覧ください。

市町ごとの内訳になっておりまして、3 か年を比較しております。ご覧のとおりですけれども、長崎市でありますと、去年の 418 人に対しまして 487 人で 69 人増加、佐世保市ですと、239 人から 199 人で 40 人減っているというところ、凸凹、増減がありまして、全体としては 1,876 人で 136 人増えているといったようなところでございます。

下の方に、目標と実績ということで、一番右の方で、部長説明にもありましたけれども、令和 4 年度、2,400 人に対しては、1,876 人と目標には届いておりませんが、過去最高となっていると、こういった状況でございます。

私の方からは以上でございます。

【川口新幹線対策課長】私からは、新幹線開業効果を継続・波及させる各種施策の展開について、ご説明いたします。

今年度は開業 1 周年を迎えますことから、開業効果を県内全体に波及させるため、新幹線と

二次交通を活用した周遊促進対策や、子ども向けの新幹線利用体験、広報プロモーションなどを実施することとしております。主な取組内容と現在の進捗状況についてご説明いたしますと、まず県内を周遊する旅行商品の造成支援でございますが、これは県の観光連盟を通じて旅行会社に今、造成を働きかけているところでございます。そして、進捗でございますが、個人向けの旅行商品は、7月の催行を目指して準備を進めているところでございます。そして、団体向けの旅行商品につきましては、一定募集期間を要するというところでございますので、9月以降の催行に向けて準備を進めているところでございます。

次に、県内周遊のためのフリー切符の造成支援でございますが、JR九州それから松浦鉄道、島原鉄道に対して、県の観光振興課と連携して働きかけを行っているところでございます。こちらのフリー切符の造成については、下半期以降の販売を予定しておりまして、新幹線対策課といたしましては、それに対する広告支援を実施することとしております。

次に、開業1周年を記念しました子ども向け乗車会の開催でございますが、これは現在、JR九州と具体的な日程について調整をしております。当初、開業日を想定していたのですが、開業日はいろいろなイベントが重複するというところもございまして、現在は、9月、10月の週末のいずれかで調整をしようということで、予算といたしましても、3往復分予定をしておりますので、これをうまい形で配分して、県内各地の子ども、それとご家族に向けて利用いただけるような準備を進めているところでございます。

次に、県内小中学校の修学旅行における新幹線利用への支援ということで、これは具体的に

は、運賃と特急料金があるのですが、特急料金の部分を県の方で支援するというスキームを構えまして、今、申込みを受けているところでございます。現状の受付状況でございますが、26校から申込みがございまして、利用者数といたしましては、約840人の申込みを受けているところでございます。引き続き申込みを受け、多くの方が利用できるように広報周知をしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、広報プロモーションでございます。こちらは西九州新幹線長崎県広報大使を活用した広報プロモーションを実施ということで、今、委託事業者の選定手続を進めているところでございます。プロモーションといたしましては、やはり1周年を記念して、重要なターゲットでございます福岡を中心にした広告展開というのを検討しておりまして、内容につきましては、業者からの企画提案をもって実施したいと考えておりますが、駅であるとか、福岡県内のテレビ、マスメディアを活用したプロモーションというのを想定しているところでございます。

私からの説明は以上になります。

【松島県庁舎跡地活用室長】私の方から、県庁舎跡地の活用について、ご説明いたします。

県庁舎の跡地活用につきましては、県議会の皆様、県民、市民の皆様のご意見を伺いながら、昨年7月に、県庁舎跡地整備基本構想として取りまとめを行いました。現在、その基本構想に沿って、旧県庁正面玄関前と第二別館跡地を暫定供用という形で開放し、基本構想に掲げる広場などの機能の検証作業を実施しているところでございます。

昨年10月末から先月末までの来場者数につきましては、1、暫定供用開始後の取組状況等

(1)に記載のとおり、約9,000名となっております。

現在、旧県庁正面玄関前のスペースにつきましては、職員が常駐しており、敷地の安全管理ですとか、来場者アンケート、プレーヤーとの意見交換などを実施しております。

また、県における主な取組といたしましては、ワークショップの開催ですとか、情報発信、プレーヤーとのネットワーク構築のほか、プレーヤーが県庁舎跡地でイベントを開催する際の備品の貸出しなどを行って、活動支援を実施しております。

また、プレーヤーと連携し、跡地活用の参考となるテーマを設定したトークイベントの開催のほか、ながさき若者会議や大学生による新歓イベントを跡地で開催し、今後の跡地活用の参考といたしております。

県庁舎跡地の一般貸出し日数につきましては、昨年10月末から先月末までに、ハタあげやキャンプイベントなどで70日間の利用がっております。

次に、2ページ目をご覧ください。

調査検証の状況についてですが、昨年度からの暫定供用を通しまして、広場や情報発信、交流支援機能に関する検証を進めており、その結果といたしまして、天候に左右されない屋内空間の必要性ですとか、芝生や椅子などによる滞留効果などを確認しております。引き続き、検証を進めてまいります。

最後に、3、暫定整備工事の状況をご覧ください。

現在、旧第一別館を含みます旧県庁舎本館跡の整地工事を進めているところでございます。先週になりまして、県庁坂に沿って建てられておりました仮囲いも撤去されまして、県庁坂が

ら出島が見渡せるような状況にもなっております。この工事が完成後、8月には、本庁舎跡も含めて、全体をオープンスペースとして暫定供用を予定しております。

私からの説明は以上です。

【坂口委員長】以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象番号は、17、19、20、21となっております。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。

議案外について、幾つか質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、新幹線の二次交通利用なんですけれども、今後また進めていくということですが、ございましたけれども、開業の時も、二次交通利

用を進めていくというお話だったかと思うんです。開業後の二次交通の利用状況を教えてください。

【川口新幹線対策課長】開業後の二次交通の利用状況というご質問でございます。開業後に、県として支援した項目がございまして、これはJR九州と、先ほど申し上げた松浦鉄道、島原鉄道が3者合同でフリー切符、「長崎スローラインきっぷ」を販売されております。これは自主的に造成されたものではございますが、県の働きかけでできたということで、県として、一定広告支援をしております。

これらの実績なんですけれども、開業後、今年3月末までの販売期間ということでございまして、この期間の販売実績が409枚になっております。

それ以外の二次交通もございまして、それに関しましては、各事業者の方で自主的にやられているということで、大変申し訳ございませんが、その全てについては把握していないという状況でございます。

【饗庭委員】この二次交通をすることにより、長崎県に、より観光客に来ていただきたいということだったかと思うんです。その時に、今の把握されている409枚、ほかのところは把握されていないということなんですけれども、この効果が、最初に新幹線開業に向けてした時より、思った以上に伸びていないんじゃないかというふうに感じるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【川口新幹線対策課長】効果についてのご質問でございます。おっしゃられるとおり、409枚という実績に関しては、私どもも、まだまだ伸ばせる余地があるというふうに認識しております。

この件につきましては、事業者であるJR九州とも協議をしております。前回のフリー切符については、松浦鉄道、島原鉄道全て乗り放題、そして期間も3日間ということで、より広く、長く周遊できるような商品設定をされていたんですけれども、実際のご利用状況を見てまいりますと、2日間とか、土日の方の利用が多いということで、そのあたりを今年度は工夫して販売されると伺っておりますので、そうしたことを含めて、また今後、利用を増やしていきたいと考えております。

【饗庭委員】ぜひこの二次交通も含めて利用を促進していただきたいと思っております。

もう一点、新幹線で、新鳥栖～武雄温泉間の整備早期実現で要望したということでございまして、その間にも、今後、佐賀県との対話も進めていきますという状況だったかと思うのですが、今後の予定がわかれば教えてください。

【川口新幹線対策課長】佐賀県との今後の対話に関するご質問でございます。現在、佐賀県は、国と幅広い協議を継続している状況でございます。これが直近で申し上げますと、今年2月に第7回の幅広い協議が行われておりまして、その中では、3つのルート、佐賀県が示してほしいと言われました空港ルートあるいは駅のルート、それから北側を通るルートについての検証が行われておりまして、その検証結果を国土交通省の方からご説明されて、それを受けて、また佐賀県の方から、そうしたルートの細かい話ではなく、大きな視点で、中長期的なメリットを指し示してほしいというような協議がなされている現状でございます。

これに対しまして、長崎県としての動きでございますが、大石知事が機会を捉えて山口知事との対話を重ねているという状況でございます。

例えば、昨年で申し上げますと、共通 IC カードの利用が佐世保の方まで拡大されるのですが、その時の記者会見の時であるとか、あるいは、先般行われました九州地方知事会議におきましてもお会いしたので、そうした機会を捉えて協議を重ねているところです。私ども事務方といたしましても、佐賀県の地域交流部とは定期的に会う機会がございますので、そうした際に、意見交換という形で協議を重ねているという状況でございます。

【饗庭委員】なかなか具体的に佐賀県との協議は決まっていないという状況かというふうに理解しましたが、この佐賀県との協議がいつも進んでいないなというふうに感じるんです。そうした時に、長崎県として、大石知事が何か対策を取っていかないといけないのではないかとと思うんですけれども、佐賀県知事との対話ができるような何か対策を考えて進めていった方がいいと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

【川口新幹線対策課長】山口知事との向き合い方というご質問です。現在、大石知事におかれましても、西九州全体の発展のために、両県で取り組めることをしっかり進めていこうということが基本的な考えです。

例えば、先ほど申し上げた IC カードにしてもそうですし、佐賀・長崎デスティネーションキャンペーンというのも昨年度、やらせていただきましたけれども、両県でメリットがあるようなことについては連携して取り組んでいく、そうした中で、両県の間関係を構築していきたいということで、いわゆるメリットが享受できるような環境づくりというのをまず構築していくのが大事ではないかという認識の下、知事含め、関係部局、私どもも佐賀県に対して、対話であったり、関係者を通じた働きかけというのを行

っているところでございます。

【饗庭委員】やはり全線フル規格というのが県民の皆さんの願いでもあると思いますので、ぜひ積極的に、早めに進めていただければというふうに思います。

次に、長崎空港の 24 時間化に向けた取組について、お伺いしたいと思います。

ご説明の中に、24 時間化に向けた課題等で意見交換を行ったということですが、どのような課題があるのか、教えてください。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】長崎空港の 24 時間化に関する先日の委員会での議論のご質問かと思えます。先日の委員会では、コロナがあったことにより、令和元年以来の開催となったところでございまして、会の中では、主に現状の報告をさせていただいたところでございます。

現状の報告といたしましては、今年度の取組、これまでの初日の出フライトですとか、対馬への時間外での運用、臨時便の飛行ですとか、あるいは今年度の予算を活用した臨時便やチャーター便の誘致に向けた取組といったことを報告させていただいたところでございます。

委員会の中では、全体としては、まず 24 時間化に向けて、このリモート化を活かしてこの取組を進めていくと。そういった中で、今年の予算でありますけれども、まず臨時便から始めてみるということで、実績をつくっていくことは非常に大事だろうというようなご意見をいただいているところでございます。

一方で、需要をつくるといったところで、まず長崎に来ていただく需要も大事ですし、逆に、長崎から出ていく需要も大事だということで、そういった需要をいかにつくっていくかというご意見もあったところでございます。

また、国際線に関して、今、運航されていない状況でございますけれども、国内線の、東京あるいはその他の地域から入ってこられる方もインバウンドとして捉えて、そういった方をどういうふうに拡大していくかということに的を絞って、国際線にこだわらず、国内線の需要もインバウンドとして捉えて、需要を広げていこうというような考え方をしたらどうかといった意見があったところでございまして、引き続き、そういった課題も踏まえ、まずはこういった県の取組を進めて、24時間化に結びつけていこうということが大枠の議論だったというふうに認識をしております。

【饗庭委員】その中で、何が課題になっているのかということをお伺いしたいところと、需要が本当にどれくらいあるのかなど。24時間化に向けて、今、長崎県で、結構航空路線も減っていたりしている状況かと思うんですけれども、その中で、どんなところに需要があって、どこを伸ばそうとして24時間化を目指しているのか、教えてください。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】こういった課題があって、そこをどういうふうに解決して伸ばしていこうかというところでございますが、すみません、先ほど答弁漏れがありまして、需要の面に加え、二次交通の課題もしっかりと解決していく必要があるだろうという意見もあったところでございます。

まず、需要が実際どれくらいあるかということに関しては、これは本当にやってみないと分からないというところがあります。鶏か卵かの議論になってしまう部分はありますけれども、現時点で、経済界の方からも、例えば長崎空港を夜遅い時間に出発する、あるいは朝早く出発するというような形で東京での滞在時間を

増やすといったような需要は、ビジネスあるいは観光においても非常にあるだろうという期待をされているところでございまして、これを実際飛ばしてみても、どれくらい実際乗っていただけるかは、まだやってみないと分からないところがございまして、まさに今回の臨時便等を使って、その課題も含めて検証していきたいというふうに考えております。

それから、二次交通の課題につきましても、当然、遅い到着便、あるいは朝早く出発するような便に関して、空港にアクセスする手段がないと進みませんので、バス事業者、鉄道事業者あるいはタクシー事業者といった様々な交通事業者が考えられますけれども、そういったところにも協力を求めて、しっかりと空港に到着されたお客様、あるいは空港から出発されるお客様のアクセスというのを併せて対応していきたいというふうに考えているところでございます。

【饗庭委員】一定理解したいと思います。

次に、UIターンの促進について、お伺いしたいと思います。

UIターンの方が増えているということは非常に評価できるというところでございます。

その中で、目標値が2,400人で、実績が1,876人というところで、この目標値が達成しなかった要因はどのように考えるのか、お伺いします。

【宮本地域づくり推進課長】UIターンの中で武器になるものが、我々がつくっているホームページ、あるいは市町がつくっている情報のページ、それと我々と市町が連携して、様々な移住相談会等の取組をやっております。そういった中で、伸びてはきているんですけれども届かなかったところは、いわゆるホームページの滞在時間とか、そういうふうなものが、ぱっと見られて、ぱっと離れているというようなデータ

もあるものですから、もう少し見やすくしたり、そういったところをさらに改修していったり、また市町との連携を強化することで、どうにか目標にたどり着ければというところでございます。

【饗庭委員】 その中で、先ほど、福岡が一番多いので、今後も福岡に向けてPRをしていくというようなお話だったですけれども、こちらにUIターンで来られていない県にも、もっとPRが必要ではないかと思いますが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】 確かにメリハリをつけて全国にPRしていくことが必要かと思っております。基本的に、例えば、先ほど言いました私どものながさき移住ナビという基礎になるホームページについては、ホームページですので、当たり前ですけれども、誰でも見られるというところでございます。それをある時期に、ウェブ広告といいまして、より見せるようなウェブ広告というのを取り組んでいるんですけれども、それについて、例えば福岡地域により届くようにとか、それ以外の県にも、この実績を見ながら、全体には届くようにしていきたいと、メリハリをつけながら、地域ごとにもやっていきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】 ぜひ進めていきながら、すみません、令和5年度の目標値は何になっているのか、教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】 2,700人でございます。

【饗庭委員】 前回達していない中で、2,700人という目標に向けて、どうして2,700人にしたのかということと、どのように、より促進していくのか、教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】 目標の設定につきましては、これが総合計画及び第2期まち・ひ

と・しごと創生総合戦略の目標になりますので、今年度2,700人、来年度3,000人、そして再来年度、最終年度でございますけれども、3,200人というところを目標にしております。その3,200人という数字は、長崎県のいわゆる自然減、社会減がある中で、これまで概ね社会減の方が大体マイナス6,000人という数字がございまして、その半分をどうにか移住の施策で、市町とさらなる連携を図ってやっていこうというところで目標にしたのが3,200人、それを一気にはいかないのでということで、だんだん上げていくような目標になっているところでございます。

いずれにしましても、それに向けましては、やはり市町との連携、あるいは市町の方が一定体制を充実してきている、この5年ぐらいでだんだん例えば長崎市、佐世保市の体制が、そういったところで上がってきているところもございまして、体制のところがいま一步と思われるようなところには、私どもの方で、体制を充実させたところは移住者数が伸びてきていますというのを市町に示しながら目標達成を目指してまいりたいと思っております。

【坂口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【大倉委員】 おはようございます。

私の方からは、UIターン促進に関して、まずご質問をします。

この移住実績の表なんですけれども、移住者数に関して、前年度と比べて増えている市町もちろんあるんですけれども、その一方で、減っている市町も結構あるんです。率だけで見ますと、例えば減っているところで、時津町と佐世保市が結構顕著なんです。これはどうしてなんだろうかと、単純に私はまずこれが不思議に思いました。



よく見ると、佐世保は令和3年度は令和2年度と比べて増えているんです。でも、令和4年度に減少に転じました。時津町は年々減少していつているんです。

増加しているところとか、ほぼ横ばいの市町は、これはすばらしいことだと思います。PRもうまくいつているんだと思うんですけれども、せっかく増えたのに、減ったという佐世保、あるいは時津のようなずっと減り続けている町、こういったところは、やっぱり何か理由があると考えて対策を打つべきだと思うんですけれども、そのあたりのご見解を教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】1つ目、時津につきましてでございます。委員ご指摘のとおり、確かに2年前16人、10人、6人というふうにもともとの数ももう一つのところはございますが、確かに減ってきております。時津に聞き取りしたところ、今回10人が6人に減ってマイナス4人減ったというところに関しましては、世帯持ちが来る場合、夫婦が子ども連れで来る場合というようなところがあるんですけれども、1世帯当たりの人数が減ったのかなというところが時津の分析でございました。

時津に関しては、今後の取組として、時津だけではなくて、長崎市、長与、1市2町の取組ということで移住にも力を入れているようなところがありまして、そういったところに、今までもちょっとやっているんですけれども、さらに力を入れていきたいというようなところがございました。あと、首都圏での広告ももう少し打っていければなというようなところで、増加を目指したいというところでもございました。

佐世保についてでございますが、佐世保の方がマイナス40人というふうに大きな減になっておりまして、佐世保の分析としましては、佐

世保市移住支援金とか、周知がなぜうまくいかなかったかはよくわからないということなんですけれども、そういったところが令和3年度と比較して伸び悩んでいるというようなところでもございます。その周知について、どういうところだったかなということが明確には佐世保としても押さえ切れていないということでもございましたけれども、補助金等の周知に力を入れていきたいというのと、その周知の時に、県と市町で連携してやっていった方が効果が増すというようなところはありますので、私も、また秋頃に、佐世保市だけではないんですけれども、県内市町と、UIターン促進キャンペーンということで、いろんなイベントとかを集中的にやって、県は県で、それを全体広報するし、市町は市町でそれぞれ広報するというようなところが一つまた大きな取組といたしますか、広報、周知にはつながっていくものですから、佐世保の方もそういったもので対応していきたいというところでもございます。

【大倉委員】周知の在り方は、ぜひ検討を加えていていただきたいと思います。

人口規模でいけば、五島は非常にいい数字だと思うんです。逆に、そういう人口規模でいくと、長崎市はまだまだと言えると思うんです。いいところでいくと、島原、諫早、雲仙、年々大きく増え続けているこういった自治体もある。ですから、こういった頑張っている自治体から聞き取りをするなど、ぜひ、いい事例をどんどん長崎県として吸収し、それこそ周知、少なくなっている自治体に情報提供してもらいたいと思っているわけでもございます。

例えば、移住した後の暮らしに関してのご家族の方にアンケートとか、そういった取組は行っているのでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】移住した後に關しましては、例えば、移住した方に、半年経過したぐらいで移住者アンケートというものを取っております。

【大倉委員】ぜひ、暮らしが今、満足かどうかというのをしっかりアンケートを取っていただいて、結局は、移住者の方が定住してもらって初めて意味があると思いますので、そこはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

移住者数の推移の棒グラフに關しても追加で質問したいのですが、この棒グラフは、移住者の方がきちんと長崎県に住み続けているという、そういう意味合いの数字で右肩上がりと考えていいのでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】そこは違まして、この数字は、例えば令和4年度の1,876人というのは、令和4年度によその県から長崎県内に移住しましたという数字でございまして、例えば4月1日に移住してきた方がいるとすれば、令和4年度末までの最大1年間住んでいるということになります。

【大倉委員】ということは、せっかく移住してきたのに、また他県に行っちゃったという、そういった方もいらっしゃるかと考えていいのですか。何かそういった調査はされていますか。

【宮本地域づくり推進課長】理論的には、例えば、さっき私が申し上げました、4月1日に移住したけれども、半年で移動したということであれば、これは1,876人に入っております。

今、委員ご質問の定住率といいますか、これはなかなか個人情報等々の問題がございまして、全部を把握するというのは非常に難しいところではあったんですけども、我々として、3年度前に移住した人たちがどれくらい住んでいるかというところで、アンケートを取ることに個

人情報的な問題がない人たちに、先般、アンケート調査を行いました。3年前に移住してきた人です。結果としては、70世帯、156人からの回答ではございましたが、92.3%ということで、3年間いらっしゃるのは92%ぐらいかなという数字は持っているところでございます。

【大倉委員】3年間で92%の方はいていただいていると。それは高いか低いかわかりませんが、個人情報の壁は当然あるのはわかるのですが、やっぱり移住者の方にしっかり継続的に調査をするということは、結局、移住者の方は、長崎県というのは私たちの声をちゃんと聞いてくれているんだなという、そういう意識につながると私は思いますので、ぜひ細かい聞き取りができる範囲でやっていただきたいと思います。やっぱり移住者の方からのSNSの口コミなんかは相当の拡散力がありますので、そこはよろしく願います。

あと、円グラフのUターンのところで、移住者の前住所、福岡県が1位という話がありましたけれども、これは福岡が1位というのは、やっぱり福岡に何か取組として力を入れているという理解でいいのでしょうか。

【宮本地域づくり推進課長】2つあるかと思えます。1つは、長崎県からだと、福岡に転出している人数が一番多いものですから、Uターンで考えた時に、本県から福岡へ流出している人数が多いというところで、もともとそういう母数があるということ、それと確かに福岡に關しては、先ほど饗庭委員にも申し上げました、プロモーションとかの、メリハリをつける中で、博多駅とか、あるいは港、そういったところにはプラスアルファで力を入れている、そういったところが相まって、福岡が多いのかなというふうに思っております。

【大倉委員】ターゲットを決めてやるというのは非常に大事なことだと思いますし、しかも、これは結果が出ているという数字だと思いますので、引き続き、そこは取組をお願いしたいと思います。

それから、離島振興計画について、これは私の思いなんですけど、長崎市の高島は、私も取材等々で非常にお世話になったし、300人ほどしかいない、とても小さな、いいしまなんです。ただ、本当に産業が少なくて、今、とまと一択しかないというような現状です。ちょっと寂しさがあるんです。そのしまには以前、寄り合い所があったんですけども、長崎市が運営していたのですが、その寄り合い所も撤去されてしまうというところで、どんどん憩いの場もなくなっていくと、そんな状況です。

島民の方がおっしゃっていた言葉で印象的だったのが、長崎市は、このしまを取り残しているんじゃないかと、私たちは取り残されたしまなんだというような言葉をおっしゃっていて、こんな悲しい言葉はないなと私は思いました。

そういう中でも、さっきの移住の話じゃないですけども、福島県から移住してきたアーティストの方が非常に頑張っていて、レインボーミュージックというんですけれども、いろいろ自主的に企画をやって、取組をやっていきます。夏の海岸沿いでサンゴのイベント、コンサートとか、自主的にやっています。これもそのメンバーから聞いた話なんですけれども、学校が廃校になっている、そのプールを活用して、今後、そこをスケボーパークにしたいんだ、みたいな夢を語ってくれました

高島というのは、寂しいんですけども、ポテンシャルは高いところなんです。高島を取り残されたしまにはいけないと思うので、長

崎市にもハッパをかけていただいて、ぜひ離島振興、取り組んでいただきたいと思います。お願ひしますが、何か県からのご意見ありましたら、お願いいたします。

【坂本地域づくり推進課企画監】長崎市の高島地区の振興に関する件でございます。今回、離島振興法が改正をいただきまして、令和5年4月から改正離島振興法が施行されているところでございます。今回の改正離島振興法につきましては、本県からも強く要望してきた施策を数多く盛り込んでいただきまして、小規模離島の振興等も含めて盛り込んでいただいたところでございます。

その改正離島振興法に基づく県の新たな離島振興計画を令和5年度から令和14年度までの10か年を計画期間として策定したところでございます。

この中で、各地域別の計画につきましても策定をしております。長崎市高島地域の振興につきましては、これも各離島市町、一部離島の市町も含めて、高島地域であれば、長崎市と連携をしまして、高島地域振興計画というものを策定しております。

その中でも、高島地域の振興につきましては、基本理念として、海や軍艦島等の近代化産業遺産群をはじめとする資源を活用した観光レクリエーションの振興、航路の維持・確保及び高齢者が安心して暮らせる体制整備を図ることにより、交流人口、定住人口の増加に努めることとしております。

その中でも、今、海のイベントのお話もございましたけれども、具体的に、海水浴場や磯釣り公園など、アウトドアを楽しむ施設を活用して、イベントや海をテーマとしたスポーツレクリエーションを開催し、交流人口の拡大を図る

でありますとか、たかしまフルーティトマトなど、地域の特産品について、品質の安定化を通じたブランド力の向上や安定経営と島内雇用の確保に努めるといった施策を記載しているところでございます。

いずれにしましても、小規模離島につきましては、文字どおりコミュニティの規模が小さいことから、移住者の方を含めた地域活性化に取り組まれる住民の方、あるいはそのプレーヤーの方お一人お一人の存在が相対的に大きくなると考えておりました、丁寧な対応が求められるものと認識しております。地元市町の取組や方向性を踏まえて、しっかりと連携、支援をしてまいりたいと考えております。

【大倉委員】本土と高島を結ぶ船も今後、新調されるという話も聞いております。そのあたりも島民の方にとっては非常にいいことだと思います。

それで、先ほどのスケボーパークの話に戻りますが、要は、何でそこがすばらしいかと言っていたかということ、スケボーの世界的に有名な方が実は視察に来たそうなんです。何でいいかということ、軍艦島が見えるということがやっぱりすばらしいと。そこが高島の強みでもあるわけです。世界遺産が目前にある。ですから、世界から人が集う要素は十分にあるしまなんです。ぜひ、高島振興を本気で取り組んでいただきたいというふうに、今後ともお願いいたします。

それから、県庁舎の跡地活用について、ご質問いたします。

暫定供用を開始して、続いていたことは私は知っていたんですけども、これはニュースなんかでわかったこと、あるいは番組なんかをご覧になった方はわかっていると思うのですが、

あの場所だけ見ても、暫定供用が行われているというのはちょっとわかりにくいんですよね。どうしても工事していましたから、白い壁で囲われていたと。そういう中で、県民の方は、どこまでこの暫定供用を知っていたのか、私はちょっと疑問に感じているんです。

その周知の仕方が果たしてよかったのかどうか。来場者数は8,647人というこの数字は、利用者のサンプリング数としては、果たして多いのか、少ないのか、適切なのかどうなのかよくわかりませんが、もっと多くの方に来場していただけるような周知の在り方があったのではないかと、ちょっと疑問に感じているのですが、そのご見解をよろしくお願いします。

【松島県庁舎跡地活用室長】県庁舎の暫定供用につきましては、昨年10月末の開始に合わせまして、県政番組ですとか、プレスリリース、公式ツイッター、そういったところで周知を進めていたところです。

来場者数の約9,000人について、多いか少ないかという評価なんですけれども、ここにつきましては、もっと増やす余地がなかったのかというところはあるかと思います。なので、私どもといたしましては、今、整地作業を進めておりまして、この整地作業が一定終わりますと、使い勝手が上がりますので、そういった機会も利用しながら、県の広報媒体ですとか、メディア、そういったところも使いながら、さらなる周知を図ってまいりたいと思っております。

【大倉委員】そういう中で、中身としては充実したものになったと信じております。

ただ、職員の方が現地ずっと一日中いたというのは、これは私は大変だったと想像するんですけども、そういった職員の方々の配置というのは負担にはなりませんでしたが、大丈夫

でしたか。

【松島県庁舎跡地活用室長】確かに日中、テントの下にいるといった中で、全くきつくないかと言われますと、そうではないんですけども、やはりいらっしゃった方に県庁舎跡地の歴史を伝えるだとか、ご意見を伺うというのは、私どもの業務として必要なことだと思っておりますので、そこにつきましては職員の健康状況を当然把握しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

【大倉委員】県民の声を聞くため、本当にご苦労さまでございました。そこはねぎらわせてください。

今後なんですけれども、敷地全体の供用開始は8月頃からということなんですけど、これまでの暫定供用の時と比べて、何か利用者の方にとっての利便性なんかは違いはありますか。

【松島県庁舎跡地活用室長】今回の整備に合わせて、今まで県庁舎跡地は電源とかがなかったんですけども、電源、それと水道、下水についてはございませんが、そういったイベントをするに当たって、より使い勝手のいいような形で暫定供用を進めてまいりたいというふうに思っております。

【大倉委員】電気、水道が通るということは、昼夜問わず、夜なんかもできるのかなという部分で、一日を通して利用しやすくなればいいのかと思います。今後の周知の在り方、PRの仕方は、さらに工夫しながら取り組んでいただきたいと思います。

それから、関連して、旧第三別館なんですけれども、これは今、議論はどのあたりまで進んでいるか教えてください。

【松島県庁舎跡地活用室長】旧第三別館に関するお尋ねでございます。旧第三別館を含みます

県庁舎跡地の整備につきましては、昨年7月の跡地整備基本構想という形で取りまとめを行っております。

お尋ねの旧第三別館は、大正12年に建てられました鉄筋コンクリート、それとレンガを合わせた造りになっておりまして、もともと警察署として建てられた建物でございます。現在、耐震性に問題がありまして、外壁等の劣化もかなり進んでいる状況でございます。そのため、基本構想の中では、利活用のニーズですとか、耐震改修を行う場合の課題、費用、さらには県庁舎跡地の機能配置を総合的に勘案して方向性を決定することとしておりまして、現在、そういった判断材料を集めているところでございます。

【大倉委員】利活用というのはまだ決まっていない中で、今後、建物をどう維持管理していくのか、そういった費用面というのもまだ全く決まっていないということでしょうか。トイレもエレベーターもないところで利活用するとなると、相当な費用がかかると思うんですけども、そのあたりだけ教えてください。

【松島県庁舎跡地活用室長】実際どういった形での利用になるかにもよるかと思うんですけども、先ほど委員からお話のありましたとおり、旧第三別館につきましては、トイレ、それとエレベーター、そういったものもございませんので、ここを活用するには、それなりの費用がかかるのではないかとというふうに考えております。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】まず、空港の24時間化に向けての取組についての質問をいたしたいと思います。

新聞等でも報道されておりましたが、空港の24時間化に向けてのいわゆる具体的な取組が、3年半ぶりに推進委員会が開かれ、その中で、

いろいろと出ております。非常に重要なことだと思いますので、お尋ねをいたしたいと思っております。

まず、私が考えておりますことは、地元でもありますので、大村市にこういう世界初の海上空港が1975年、これは昭和50年です、5月1日に開港をいたしたわけでありまして。

世界初の海上空港でありながら、率直に言って、一ローカル空港に終わってしまって今日に至っていると、こういうようなことについては、非常に大きな不満を持っております。こんな立派な空港、世界初の海上空港と、こういう状況の中から、滑走路が3,000メートル、幅が60メートル。福岡空港は滑走路は2,800メートルしかないんじゃないか。そこよりも長いわけだ。そういうところでありながら、しかも、非常に就航率が高い、あるいは騒音が少ないとか、パイロットの皆さん方にはとても運航しやすいということで、人気が一番高いと、こんなようなことが言われて、これだけの強みを持っている長崎空港を、一ローカル空港で終わって、厳格に言えば48年間、約50年間このままの状況で過ごしているということ、非常に長崎県自体の損失でもあるし、また全体的に見ても、やっぱり大きな損失だと思っております。

これを活かすためには、24時間空港化というのがずっと言われてきて、それなりの取組をやってきたところでありましたが、なかなか現実には厳しかった。しかしながら、最近において、リモート化という新しい取組を考えていただいて、それが現実には、昨年の3月からリモート化が具体的にっていると、こういうことなんです。

そういうところから見た時に、今回、こういう取組の中において、どういう内容がこれから

展開していくのかと、非常に期待をいたしておりますけれども、新聞等の報道によりますと、例えば、運用時間外の早朝便あるいは深夜便、こういうものを実は臨時便として運航させ、そしてリモート化によって段階的に利用時間を延ばしていくと、こういうようなやり方をもって24時間化に近づけていこうと、こういう取組をやっているということ、またこれをこれからやろうとしているということ、私は大変有意義なことじゃないかと思っております。

そこで、今、推進委員会でいろいろ具体的に出しておりますけれども、この24時間化に向けて、早朝便あるいは深夜便を羽田空港線でこれを結ぶ、これを運航させるとか、こういうようなことがありますけれども、もう少し具体的な内容、今の取組の進捗状況、まずこういうことについてお尋ねをしたいと思っております。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】長崎空港の24時間化に向けた現在の進捗状況でございます。先ほど饗庭委員のご質問の中でも少し答弁をいたしましたけれども、今年度の予算として、今の時間外での臨時便の運航というものを進めるための予算を確保しております。

実証運航ということになるんですけれども、まずは臨時便ということで、現在既に定期便が就航している路線を対象に、その定期便について、その時間外、7時から10時の外側の時間を使うような便を臨時便という形で設定できないかという形で航空事業者さんの方と今、調整をさせていただいているところでございます。

これもまだ調整中の段階ではございますけれども、路線については、一番利用者が多く想定される、需要も見込まれる羽田線が、まずやってみるべき路線になるだろうということで、航空会社それから関係機関、実際便を飛ばすとな

りますと、エアラインにまず飛ばしていただかなければいけないということもございまして、リモート化にはなったものの、実際管制の面で国の方にも対応していただく必要があるということで、こういった調整をまさに進めている最中でございまして、まだ調整中ではございましてけれども、まず羽田線を想定して進めていきたいという状況でございます。

【小林委員】その辺までは大体新聞等でよく報道されているわけです。もうちょっと具体的に聞きたいというのは、例えば、運用時間外、7時から22時までのこれ以外の時間帯で、要するに、早朝便とか深夜便、そして長崎から羽田の方に飛ばす、あるいは羽田から長崎空港の方に飛ばすと、こういうような形で段階的にリモート化をしながら24時間に近づけていこうと、こういうことなんですね。

では、ちょっと尋ねるけれども、まだこれは構想の段階ではあろうが、具体的なことがどこまで決まっているかわからんけれども、本当はもうちょっと具体的なことが聞きたいわけです。例えば、何時台を考えているのかと。早朝便の長崎から羽田まで、大体何時ぐらいで考えているのか。あるいはまた反対に、羽田から長崎空港の深夜便、これは何時ぐらいを考えているのかと。それを誘致するための引き受けてくれる航空会社、JALなのか、ANAなのか、またそれ以外のところなのか、そういうようなところとどこまで話が詰まっているのか、そういうようなところについて、誘致の見通しとか、時間帯、もう少しそういうところでもし話ができるようであれば、決まっているような状況があれば、教えてもらいたいと思います。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】今の調整状況でございますけれども、まだ調整中とい

うことでございますので、具体的な時間とか、あるいはこの会社というところを今の段階でなかなか申し上げるのは難しいところでございますけれども、あくまで県の想定として申し上げますと、今、運用時間が朝の7時から夜の10時までというところでございます。幾ら時間外といったところで飛ばしても、本当の真夜中ですと、なかなか需要も考えられないというところでございますので、まずは7時よりも少し前の時間帯、6時半とか、45分とか、30分ぐらい前の時間帯で長崎から東京に行くような便が設定できないかというようなところ、あるいは夜が10時までの運用になっておりますので、それよりももう少し遅い時間10時を少し過ぎるような時間、10時半ぐらいまでの時間帯のイメージで長崎に羽田から到着するような便といったところがもし設定できれば、夜、東京を出ていただいて、長崎に到着して、翌朝から、すぐ長崎の滞在を楽しめるというようなことも想定できますし、あるいは長崎を7時より前に出るような便が設定できれば、東京での滞在時間というのも増えていくと思いますので、そういった運用時間の枠の少し外側の時間帯でできればいいなというところを考えているところでございます。

【小林委員】今、話を聞いただけでも、基本的にわくわくするような話なんですよ。結局、24時間空港化に向けての行動だけれども、これはやっぱり経済的な背景とか、こういう空港を活用したところの最大の経済基盤だと、こう言っているところの内容が、今回のこのような取組の中で、長崎の空港から早くから羽田の方に向かう、また最終的に羽田から長崎空港に来ると、そういう点を考えただけでも、相当な経済的なプラス面が出てくると思うんです。

これは構想に終わらないで、ぜひひとつやっ  
ていただきたいと、ぜひ実現いただきたいと思  
うわけだけれども、例えば6時台、あるいは10  
時台だとか、具体的な話が出てきているけれど  
も、これはいつ頃実行に移ると、これが現実に  
24時間空港化に向けての第一歩だけれども、こ  
のリモート化を段階的に引き上げていくと、こ  
れは本当に素晴らしいことだと思うんです。管  
制業務をリモート化しながら、管制官の皆さん  
方が大村に来ずに、要するに、福岡空港からリ  
モートしていくと、こういうような非常にあり  
がたいやり方、これは大体いつ頃こういうよう  
な管制をして、これが実行に移るのかと。ただ  
絵に描いた餅は困るわけだから、いつ頃を考  
えての行動を起こしているのか、ここはどう  
ですか。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】管制の  
リモート化の時間外での運用に関して、いつ頃  
の想定なのかというところがございますけれど  
も、現時点で、定期便が飛んでいるわけではな  
いというところで、具体的に県の方で、いつ頃  
までにということを持ち合わせてはございま  
せんけれども、管制がリモート化をしていると  
いうことで、先ほど委員おっしゃられたように、  
人員を増やすことなく、福岡の方から管制をし  
ていただけるということ、それは時間外であっ  
ても、実際に長崎空港に管制官が来ていただ  
いて管制をするというよりも簡単に運用時間外  
での運用ができるということになりますので、そ  
こをまさに今回の臨時便の設定で実績をつくっ  
ていきたいと。今回、臨時便がもしうまくいけ  
ば、そういった管制官の調整というのは福岡か  
らできますので、リモート化により時間外での  
対応というのはしやすくなっているところでご  
ざいますので、実績づくりをして、定期便につ

なげていければ、今の7時から22時の外側の  
時間帯で福岡からリモートで管制をしていただ  
けるような常時的な体制が出来上がるというこ  
ろでございますけれども、現時点で、具体的に  
いつまでにということところは持ち合わせていな  
いという状況でございます。

【小林委員】だから、非常にいい構想だとい  
うことを我々は腹いっぱい言っているわけだ。な  
かなかそこから先の話が、そこから言葉が濁っ  
てくるわけだ。そうやって全然言わない。この  
くらいは実は新聞に載せたり、早朝便とか深夜  
便を枠外で飛ばすんだよと。そして、24時間  
に段階的につなげていくんだよと。このリモ  
ート化を実現させているわけだから、そういう  
点からいけば、もう少し我々に期待を持たせる  
ような話にしないと、ただ今の段階では構想、  
構想と言いながら、さっき言っているように、  
航空会社は見つかったのかと、どんな機材で  
飛ばすのかとか、そしてそれを具体的に時間  
帯と同時に、いつ頃これが就航するかと、こ  
れが実現できるかと、こんな話をしないで、  
何か入り口のそんな話ばかり。部長、あな  
たが詳しいから話してください。

【小川地域振興部長】長崎空港の運用時間  
の延長に向けた臨時便等の運航、また今後の  
運用時間の延長、24時間化に向けた取組とい  
うことでございますが、先ほど次長の方から  
も答弁させていただいたように、今年度、ま  
ずは運用時間外での臨時便の運航をぜひや  
りたいということで、航空会社は別といたし  
ましても、私も東京の方に出向きまして、各  
航空会社の担当部長ともお会いして、具体  
的な話について、進めさせていただいてお  
ります。

そういう中で、できれば、早ければ今年の夏  
場以降には、実際にそういう臨時便が運航でき



るようという事で今、調整を進めさせていただきます。具体的には、例えば先ほどもお話ありましたように、長崎～羽田線でまいりますと、朝の7時より以前、例えば6時半とか6時45分、そういう時間帯に長崎から出発することができないか、また羽田からは、今は、多分7時20分前後が最終便になってこようかと思っておりますが、それを例えば8時半以降とか、8時半前後とか、そういう形での運航ができないかというのを私どもの方から航空会社の方に提案させていただいているところでございます。ただし、当然航空会社は機材の回しとか、人の回しというのもございますので、そういうものについて、いつであれば、どの時間帯であればできるのかというのを今、調整をさせていただいているということでございますので、それが決まり次第、県議会議員の皆様にもご報告をさせていただいて、また多くの県民の皆様にご利用いただけるのが一番でございますので、そういう周知についてもぜひ図ってまいりたいと思っております。

それと併せまして、今後、1年2年こういう実証運航という形で実際の臨時便とか、もしくはチャーター便と申しまして、今就航していない飛行場とのチャーター便を運航することによって、航空ネットワークを拡充していくと。それと、今年度からの取組でございますが、県産品の販路拡大という形で、当然、航空路線については、旅客需要も必要ですが、そこに貨物需要が加わることで、さらに航空路線の安定化が図れると思っておりますので、そういうものも併せながら、実証的な取組を進めて、数年後には、ぜひ運用時間を延ばしていただけるようなことで、今、国土交通省の方とも協議を進めておりますので、そのあたりの状況が明確になり

ましたら、またさらに一步進んだことがご報告できようかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【小林委員】次長、このくらい言えばいいじゃないか。このくらい言ってもらうと、本当に議会、委員会の権威がちゃんと保たれる。あんなふうに言われると、これは一体議会とは何かと、こういう格好になってしまう。だから、最近はしゃべらん人が多いけれども、きちっと答弁をせんばいかん。

そこで、今、部長が言ってくれました。夏場ぐらい、夏場が大体そういうようなことで実現する可能性があるかもしれないと、こういうことで夏場ということでありませぬ。だから要は、これはさっきからも言っているように、経済的な背景が相当ウエートがあると思います。24時間というのをリモート化して段階的に引き上げていく、この考え方は本当にありがたい。上等。一番頭が痛かったCIQあたりを年中こっちに連れてくるという、その取組がなかなか関係者からは大変だったんだけど、これをリモート化して、福岡の空港からそれをちゃんとやっている、そういう管制業務をリモート化すると、ここは本当に高い評価をしなければいけない。

そして、それを宝の持ち腐れにしないで、朝7時から10時、ここの時間外から、最初は40分なのか、1時間内なのかよくわからんけれども、こういうようなところで時間帯を進めて、そこから東京の羽田線、羽田線というのは、ある意味では需要が、利用客が一番多い羽田～長崎、この路線を大事にするというようなところから今考えていただいていると思えます。

ぜひ、そのような形の中で、今、特に福岡の空港が、この間からも話題になっているように、

時間外だと、門限がもう過ぎたと、だからということで福岡空港で降ろせないと、また引き返した、こういうようなこともあったような状況の中で、大変な動きになっているわけですよ。だから、24時間空港、これは北九州空港が非常に大きなプラスになって、先ほど部長から言われた貨物のそのところに大きなプラスが出てきているというようなことでございますから、北九州市よりも、長崎のこの空港が本当は先んじてやらなければならなかったのではないかと、こういうふうに考えておりますけれども、後ればせながら、こういう方向づけが若干でも出てきたというところで、大変ありがとうございます。

それで、最後ですが、さっき言われたように、これから本当に長崎空港を活かすためには、まだ未就航地というか、全然飛行機が通っていないところの例えば北海道とか、東北あるいは四国、そういうところに飛行機は長崎空港から飛んでない。これを飛ばしてもらうというような取組については、これもただ話だけじゃなくして、具体的にできる可能性があるのかどうか。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】力強い答弁ができず大変申し訳ございません。

先ほど部長からもありましたように、チャーター便に関しても、臨時便に加えてしっかりと、これは時間外というところだけでなく、日中の時間帯も、羽田以外へもしっかりと路線、ネットワークを張り巡らせていくということは非常に重要だというふうに思っておりますので、ぜひこちらのチャーター便についても、しっかりと進めていきたいというふうに思っております。

それに向けて、今年度の予算としても確保しておりまして、先ほど委員がおっしゃいました

ように、今、国内線に関しては、長崎から成田空港が一番北側になっております。そういう意味で、成田空港よりも北側のエリア、まさに委員おっしゃっていただいたように、東北地方ですとか、あるいは北海道といったところの便が今ない状況でございますので、こういったところを双方向でチャーター便を飛ばす、あるいはこれも委員におっしゃっていただきましたけれども、四国地方についても、今、長崎と便がないという状況でございますので、そういったところ、いずれは定期便といったところが目指すところかもしれませんが、まずはチャーター便という形で、これも需要がどれくらいあるのかを見極めていくということも含めて、今年度確保しました予算を有効に活用しながら、航空事業者とも調整を進めて、実現できるようにしたいというふうに考えております。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【田中委員】新幹線についてお聞きしておきたいと思います。

我々県北、佐世保は、武雄から先を期待して、新幹線に期待してずっと来たわけです。あんなルートになったから、仕方なく武雄から先、博多までどうやって時間短縮するかと。これが今の時点では、どうしようもない。

今聞いていると、国土交通省と佐賀県のやり取りに期待していると。それから、与党整備新幹線のプロジェクト検討委員会の森山委員長に期待していると。そしてあとは、早期要望、全線フル規格ということで、年に一回、知事が要望に行くと。大きな報告は大体3つだった。毎年これを繰り返すんですか。去年も大体そんなものだった。だから、長崎県が中心になって頑張れることはなくなったんだと、もう佐賀県次第なんだというような感じに聞こえてくるので

残念だけれどもね。

この前、私は、当時の高田知事との話なんかを残っているものを見ると、長崎県が地元案を決めなければ上に行かないんだというような当時の話です。長崎県が決めなきゃだめなんだと。たまたま長崎～武雄間は決まったけれどもね。

そうすると、今の姿勢みたいに、佐賀県と国とのやり取りなんかを聞いていても、佐賀県が決めて、国にお願いするならまだしも、国がどうしてくれるんだ、どうしてくれるんだ、ばかりという、極端に言うと、そんな感じがする。フリーゲージが駄目になった責任をどうするんだという感じでね。

だから、もう若干新たな視点というか、考えなければ、このままずっと行ってしまうような気がする。令和5年から令和7年の3年間で、まだ新幹線予算は残っているからね。鉄道・運輸機構整備も福岡に残っていると思うけれども、令和7年以降になると、私は、縮小すると思うよ。建設はないわけだから。いろいろな修理というか、そういうものが残ってはいると思うけれどもね。だから、この3年間、令和5年、令和6年、令和7年で方針だけでも決めなければ、私は、先に進まないと思う。そのためには、固定観念にとらわれずに、もう少し長崎県もね。私は一般質問で言ったけれども。

佐賀県が山側、海側、最初の案とかいうのはあるけれども、最初の案にしたって、佐賀駅を通るだけで、並行在来線じゃないのよ。ほとんどね。佐賀駅を通るだけで、今の線路を使ってなんていう話じゃない。だから、佐賀駅までは行ったとしても、佐賀駅～鳥栖というのは、必ずしもこれに固執する必要がないと思う。佐賀駅には固執するかもわからないけれどもね。だから、佐賀駅から山側、海側ぐらいだって考え

られるわけだ。そうすると、佐賀駅までをどうするかということ、いろいろやり方もあるので、これは今は乗換え方式になっているけれども、やろうと思えば、在来線に線路を一本プラスすれば、乗換えなしにでも行けるのだから。それは山形新幹線だって、秋田新幹線だって、そういう形になる。幅を広げれば。線路をもう一本増やす。そうすると、新幹線で乗換えなしで行けるんだ。だから、いろいろな検討をしてもらわないと、何か佐賀県次第だというようなことで、議論が進まないような気がするんだけど、これは今後のためもあるので、見解だけ聞かせてください。

【川口新幹線対策課長】佐賀と国土交通省で今、幅広い協議をなされているのですが、その中で、委員がご指摘されているのは、新たな見解とか、そういったことを考えるべきではないかということだと理解しております。

その点につきまして、まず幅広い協議をする前に、この経緯といたしまして、フリーゲージトレインを当初導入する予定だったのが、様々な要因がございまして、長崎～武雄温泉間ではフリーゲージトレインを断念するという事実がございまして。

それを受けて、佐賀、長崎両県で会談をいたしまして、そして両県で一致した点がございまして。それは、フリーゲージトレインの導入断念が原因であり、国の責任において今後しっかり協議を進めていただきたいこと、そして国において具体的な整備の方向性を示してほしいということ、断念した時点、平成31年でございますが、佐賀、長崎両県知事で共通した認識でございます。

これらを受けまして、国において協議を進められ、与党PTにおいても今後の在り方につい

て協議された結果、こうした国と佐賀県との幅広い協議において、国から佐賀県に対して様々な提案をなされているというような背景がございます。

したがって、現状については、国が提案をする立場で、今、真摯に協議をなされている状況で、長崎県におきましても、これを踏まえて、しっかり協議の状況を注視しながら、関係者と、どのようなやり方ができるのか対話を重ねている状況でございます。

そうした中で、新たな提案に関してでございますが、今の協議の状況を見ますと、まだ3つのルートについても、いろいろなご意見があるということで、具体的な話に入っていないと認識しております。こういう状況の中におきましては、本県は、まだ状況を注視していく必要があると考えております。ただし、見守るだけではなくて、JR九州であるとか、ほかの関係者、これは佐賀県も含めてでございますが、それぞれの立場の意見というのを聞きながら、西九州地域全体を含めて、県としてどうしたことができるのか検討を重ねてまいりたいと考えております。

【田中委員】長崎県の課長としては立派な見解だね。国から来た次長、あなたもフリーゲージ原因論で、全て国の責任だということで同調できますか。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】フリーゲージトレインの断念の経緯につきましては、先ほど新幹線対策課長が申しあげましたように、国の方で実際進められるということで、長崎県、佐賀県ともに、フリーゲージトレインを進めるということになったわけですが、結果、断念をするということになりまして、それに関しては国の方でも、斉藤国土交通大臣からも、

そこについては責任を感じているといったような答弁が昨年の国会でもなされているというところでございます。

そうした意味で、やはりフリーゲージトレインの導入断念の経緯というところを踏まえれば、国の方でしっかりとそういった経緯を踏まえて対応していただきたいというところが、これは長崎県も佐賀県も共通の認識でございますので、まずは今の状況としては、先ほど申しあげたように、佐賀県内の区間の問題でございますので、一義的には、まず佐賀県と国の間で、こういった整備方式があるのかを含め、幅広く協議をしたいということで、幅広い協議が設定されているわけでございますので、まずはその状況を見守るというのが今の状況かというふうに認識しております。

【田中委員】次長もそういう認識に立つということならば、私は、ありがたいなと思う。フリーゲージ原因論で国に対して物が言えるという話でね。

ただ、それを言って、それじゃ、何ができるかということ、できるのは、財源負担をもう少しどうにか国がする。50%しか出さないのを70%出すことだけでも結構なものだ。それだけでも大きな。ただし、北陸新幹線も、若干、敦賀以降は玉虫色だった。米原にフリーゲージで結ぶというのは大体想定された案だった。敦賀～米原間をフリーゲージで。それを今、向こうは敦賀から京都を通して大阪までという話が進んでいるでしょう。それに長崎県も乗りたいという話なんだから。長崎県も、ある程度、新線に乗って一緒になって財源確保しようという流れになっているわけだから。しかし、向こうはフリーゲージにそんなにこだわっていないという空気も私は聞いている。フリーゲージも、最初の案

はスーパー特急だったんだから。途中でフリーゲージ的なものも開発しよう。それに乗っかろうということになった。私は若干、国の100%責任じゃなくて、長崎県も乗った、国もそれを利用したと、半分半分ぐらいの責任でフリーゲージは捉えているんだけどね。長崎は、それだけ佐賀県と協調して、次長もそれだけはっきり国に対して物申すという答弁なら、私は、本当にこれはありがたい話だ。ぜひ国土交通省に帰って、鉄道局長あたりに、フリーゲージが責任だから、もうちょっと国が責任を持ってやるべきじゃないかということ、あなたが進退かけてぐらい、ぜひやってもらえればありがたい。終わります。

【坂口委員長】 それでは、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は、1時30分から委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午前 11時54分 休憩

-----  
午後 1時29分 再開  
-----

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

午前中に引き続き審査を行います。

ほかに、質問はありませんか。

【山村委員】 質問をさせていただきます。

まず、移住の件で、参考資料で移住実績を配っていただいています、大倉委員は、市町別で、悪かった、あまり進んでなかったところという話があったのですが、私の方は、よかったところ、うまくいっていると思われるようなところの、どういった要因でうまくいっているのかとかを県の方で把握していれば、まず教えていただきたいというふうに思いまして、お願いいたします。

【宮本地域づくり推進課長】 それでは、私の方

から幾つか把握している分を申し上げたいと思います。

まず、長崎市が人数的には一番多いんですけども、長崎市に聞きますと、長崎市は令和元年度から、子育て世帯ウエルカム補助金ということで、これは市の単独事業で、令和元年度からですので昨年度でもう4年目でございますが、そういったものがだんだん周知効果が効いてきているというようなところの分析をしております。また、テレワーク関係の移住者も、コロナ禍があって、少し落ち着いてきたところがあって、テレワークの方も増えているのではないかなというのが長崎市でございます。

それから、諫早市でございますけれども、対前年度30人増えているのですが、令和4年度に、移住定住推進課という課を新設して、きめ細かな対応とか、そういったところで力を入れているところが結果として現れてきたというようなところでございます。

そして、次は壱岐が多いですけども、壱岐市は、都市部における移住相談イベント、我々と一緒にやっている分もあるし、恐らく、単独でやられている分もあるのかなと思います。それから、空き家バンクを少し充実させることによって、移住者が増えている感じがあるといったようなところでございます。

主な3つについては、以上でございます。

【山村委員】 ありがとうございます。

うまくいっている事例というのは、多分ほかの自治体でも参考になるものがたくさんあると思いますので、県として、上手にほかの市町に対して情報発信とか、取組強化というのを進めていっていただければと思います。

続きまして、年代別のUターン、Iターンのグラフですけども、40代以下が約8割ぐらい

来ていただいているということであれば、まだまだ働き盛りの世代の方々がたくさん移住してきていただいているという中で、どういった仕事に就かれて来ているのかというのが把握できていれば、教えていただきたいと思います。

【宮本地域づくり推進課長】こちらの方につきましては、午前中もちょっと議論がありました移住者アンケートの方で、こっちに來られて、どういった仕事に就かれていますかというところでお尋ねしている分がございまして、一番多いのは医療・福祉関係が15%で、その次は、官公庁とか団体が12%、そしてサービス業10%というような感じになっておりまして、それ以外が5%、3%とか、それなりに散らばっているような印象を受けているところでございます。

【山村委員】40代以下ということで、本当に働き手になっていただける方が移住していただくということは、今、産業界の中でもかなり労働者不足というのが叫ばれてきていますので、特に子育て世代も含めてなんですけど、どういった会社に移住して就職できるのかというのがもしかしたらキーポイントになってくるのかなと個人的には思っています。先ほどの見解でいくと、医療関係15%とかあるんですが、産業界、工業界とか、生産の現場にもやはりきちっとした人材が行き渡るようなやり方、アプローチというか、そういったところも大事じゃないかと思うんですけども、今、移住相談会とか、移住の取組の中で、仕事の面、そういったところをどういう取組をされているかというのがあれば、教えていただければと思います。

【宮本地域づくり推進課長】一つは、県、市町合同でやる大きな移住相談会というものもございます。それは例えば福岡、東京でやったりと、年に1回ずつぐらいなんですけれども、そうい

った時に市町と一緒にいきますと同時に、県内企業の求人関係であったり、市町のブースがあると同時に、県庁の農林のブース、水産のブース、あるいは希望者がいけば福祉のブース、そういったような形でやっているのが1点と、もう一つは、大きなものじゃなくて、もともと何月何日で福岡で、あるいは大阪で、名古屋で、一般的な移住相談とは違まして、転職に特化したような相談会もやっております。そういったものは少人数になるんですけども、こちら側も行く人数も少ないですし、事前に、どういう仕事に関心ありますかというのを一定聞いた上で、現地で相談する、そういったようなところで県内の産業界とのマッチングなどを図っているところでございます。

【山村委員】ありがとうございます。

移住イコール独立というわけじゃなくて、やっぱり仕事があって来るところがあるでしょうし、産業界としては、県外の方にも来てほしいというところがあると思いますので、そこは庁内でも連携をしていただいて、移住の中で取り組んでいただきたいという部分が1つあります。

それと、たまたま昨日、私、東京と鳥取から新入社員として諫早に来ていただいた方々とお話をした際に言われたのは、何でこの企業を選んだのか、長崎にわざわざ就職をすると決めたのかという最終的な決め手は、その企業のホームページだったそうなんです。というのが、やはり安心して働ける職場かどうかと、すごく大事なポイントになっているみたいで、遠くから来ていただける方々というのは、その企業がどういう会社かというのはわからない状態で仕事を決めて来るといっていただければ、午前中もお話がありましたけれども、移住場所のホームペ

ージというのはすごく大事かもしれないんですけども、そこに関連して、どういう仕事があるとか、その企業そのもののホームページの充実というのも移住にとってはすごく大事なポイントになってくるかなというふうに思いましたので、今後どうされるかというのは見解は特に求めませんけれども、ご提案として、お話をさせていただきたいと思います。

続きまして、県庁跡地のお話をさせていただきたいと思います。

参考資料の方で配っていただきました入場者数、8,647人になっていると思うんですけども、概ねのどういった年齢層が来ているかというのがわかれば、教えていただきたいと思えます。

【松島県庁舎跡地活用室長】県庁舎を訪れていただきました方にアンケートを実施しております、その中から見えてくる属性からいたしますと、まず市内の方が75%ほどいらっちゃって、あとは市外も含め県外の方で、年齢層で言いますと、50代、60代、70代がそれぞれ2割程度ということで、50代以上がほぼほぼというか、そういった状況でございます。

アンケートをしている中で、広場に関することですか、跡地に求める情報、そういった内容も含めてお伺いしているのですが、例えば、広場に求める空間とか設備、どういったものですかという問いに対しては、日常的な憩いの場とか、くつろげるようなテーブルとか椅子の配置があった方がいい、そういったご意見をいただいているところでございます。

【山村委員】恐らく、今、場所が工事中みたいな感じになっていたというところもあるでしょうし、なかなか入っていいかどうか知らないというところもあったと思うんですけども、ア

ンケート結果だけで判断してほしくないなというのが一つありまして、正直、あれだけの町なかに、かなり広い空間が創出されますので、子どもさんたちの遊び場だとか、中高生の集まる場所というところで考えていけば、すごく有効な場所になってくるはずなんですよね。そういった意味でいきますと、現状トイレもないような状況の中で、来た人に一生懸命アンケートを取っていただいているんですけども、そこにまだ来れない世代層というのがたくさんいると思っています。私もいろんなところで講演とか、いろんなところの話をさせていただく時に、やっぱり欲しいものというのは、きれいなトイレとか、おしめが交換できる場所だったり、授乳できる場所が欲しいという声がたくさんあります。こういった場所が実はなくて行けないという状況の世帯層がかなりいらっしゃるということです。今後いろんな検討を進める上でお願いしたいのは、来た人に対するアンケートということも大事なんでしょうけれども、それ以外で、その場所に何を期待するかという、来ていない方への取組というのをぜひお願いしたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

【松島県庁舎跡地活用室長】今おっしゃられた内容につきましては、基本構想の中でも、今回、3つの主な機能の中に、広場という機能がございまして、そちらの目的としては、県民、市民の方に日常的な憩いの場を提供すること、それとイベント等にぎわいの場をつくることということで広場の整備を予定しています。

そういった中で、一番最初に「憩いの場」をつくるに当たって、先ほど委員がおっしゃられたような、きれいなトイレですか、おしめを交換できるスペース、そういったものというのは今の時代に当たり前に必要な要件だと思いま

すので、おっしゃるように、アンケート以外にも、いろんな方のご意見を踏まえながら、よりよい施設になるように整備に努めてまいりたいと考えております。

【山村委員】ぜひよろしくをお願いします。子育て中のお母さん方が、おむつ交換とか、授乳室、あとは集まれる場所、カフェだとか、しゃべる場所、本当にそういうものが今、町なかにないというので悩んでいる方もいらっしゃいます。せっかく県庁跡になりますので、リピーターだとか、子どもたちが、ここ、よかったねと思えるような場所に変えていってほしいと思っていますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、新幹線の関係でお願いをしたいのですが、まず1周年の記念乗車の件なんですけど、多分、新幹線に記念乗車させるには周年イベントというのはすごく大事じゃないかというふうに思っていますが、もう9月23日ですが、その辺に1周年が迫っているのですが、そこに対するアクションというか、イベントというのはどういうふうに考えているのかを教えてください。

【川口新幹線対策課長】1周年記念イベントについてのお尋ねでございます。県といたしましては、1周年を記念して、長崎駅周辺で県内21市町に集まっていただき、観光物産をPRするようなイベントを企画しております。

併せまして、先ほどの補足資料にもございますけれども、1周年を記念した子ども向けの乗車会というのを9月23日前後で行おうとしております。

また、県内外の方々に1周年を周知する必要があると考えておりますので、プロモーションにつきましても、福岡を中心としたプロモーションを展開したいと考えております。

【山村委員】1周年の記念行事というのが、開業の時は、恐らく、諫早とか、大村、各地で記念行事をやっていただけたと思いますし、諫早でいけば、駅前の商店街の皆さんは、独自で何かしようかということで今、取組をされているところもあって、官民の連携とか、民間がやろうとしている情報もぜひ取り込んでいただいて、1周年イベント、どんなものがあるよというのをチラシを県として作っていくとか、そういうものでもいいので、やはり県内全体が何か1周年でお祝いをしているというか、活性化しようとしているという姿を見せていただければと思いますが、いかがでしょうか。

【川口新幹線対策課長】委員がご指摘の民間の動きというのは、まだまだ私も捉えていない部分がございますので、そうしたことにつきまして、各市町でありますとか、あるいはJR様とも情報を共有しながら、発信につきまして、私どもが持っているウェブサイト、あるいはJR九州が持っているウェブサイト、様々な媒体を使って、広く広報してまいりたいと考えております。

【山村委員】新幹線の件でもう一点ですが、フル規格に向けた取組について、ご質問させていただきます。

佐賀県の方から3ルート案が提示されたり、国土交通省から3ルート案の比較とかが出てきていると思います。そういった中で、コストでいけば現行案が一番安いというのは、それは最初から出ているから当たり前の話なんですけど、佐賀県の方が言われている、広い意味で検討してほしいというのは、経済効果であったり、開業の時期、長崎県としては、多分、開業が遅れば遅れるほど損失が大きいということになってくるんじゃないのかなというふうに思っ



います。建設コストが多少前後しようが、総体的に出来上がる時期が変わるだけでも損失とか便益というのは全く変わってくるものですから、そういった中でも、積極的に長崎県としても、西九州全体としてどうあるべきかというところを踏まえて、いろんな連携を佐賀県とやっていくべきじゃないかと思っています。そうしないとなかなか進まないというのが1つと、もう一つ、国土交通省がこの前、発表した中でいけば、鉄道局だけじゃなくて、省庁全体で取り組んでいきますよという話がありました。これは私もともと国土交通省出身なので、中身をどうということかなと推測しますと、鉄道局というのは、できるところに路線を引くというのが彼らの仕事です。なので、無理なところには路線は引きません。一番適切な場所に引く。道路局とか河川局というのは、必要なところに引きますので、例えば有明海の潟土の地域でも、有明海沿岸道路を造らなければいけなかったら造っていきますし、技術的に難しいところでもやっていかなければいけないという職種の人たちです。そういったところが省庁全体で取り組みましょうと言った中では、そこが一つキーワードになってくるのかなという思いもありますので、ぜひそういったところを踏まえて、佐賀県との連携も考えながら、国と佐賀県の動向を見守るだけじゃなくて、長崎県としても、佐賀県の意向を踏まえて、どう動くかというのをぜひ考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【川口新幹線対策課長】佐賀県との向き合い方と、併せまして、技術的なお話だと認識しております。

まず、技術的な面に関しましては、やはりこれは委員おっしゃるとおり、国土交通省全体で検討なさっているというところでございますの

で、そこについてはしっかり注視してまいりまして、こういった検討をなさっているか等については、私どもも十分理解をして、今後の進め方については考えていきたいと思っております。

その上で、佐賀県との今後の進め方でございますが、これまでも佐賀県の方では、様々な課題があるということで、ルートであるとか、地方負担、それから在来線、課題として申し上げられてはいるのですが、実際にどの程度、何を具体的に課題になさっているのか等については、まだまだ意見交換が不足している部分があると思っておりますので、まずは佐賀県がこういったことを今、問題視されているのかについて、しっかり協議をさせていただくのと併せまして、先ほど答弁をさせていただきましたが、西九州地域全体で取り組めるようなメリットが何かということも一緒に協議をしながら、前を向いて進めていけるように今後も取り組んでまいりたいと考えております。

【山口委員】質問させていただきます。

この委員会には離島出身の委員さんがいらっしやらないので、国境離島の関係のいろんな施策について少しだけお尋ねしますが、ここに記載されていますように、それぞれ長崎県としての最大の課題は、皆さん、誰でも十分わかっている人口減少ですね。これをいかに、どう食い止めていくかというのが我々であり、県の大きな指針であり、方針であろうと思っています。

そういう中で、その一端の離島についても、人口減少、どうしても厳しい状況にあると思っておりますけれども、この議案書の中に書いてある雇用創出の関係で、6年間で1,400人増やしましたよということです。これは非常に喜ばしい状況です。

ちなみに、この6年間の1,400人のいわゆる

増えた地域、企業等々を教えていただければと思っています。そのことによって、次の手も打てるんじゃないかと思しますので、よろしくお願ひします。

【坂本地域づくり推進課企画監】国境離島における雇用機会拡充事業の実績についてのお尋ねでございます。平成29年度から、いわゆる国境離島交付金を活用して雇用機会拡充事業を始めたところでございます。平成29年から令和4年度までの6年間で、約1,400人の新たな雇用の場を創出したということでご報告しているとおりでございます。

この内訳につきましては、市町別に申し上げますと、対馬市が262名、壱岐市が310名、五島市580名、新上五島町180名、小値賀町41名、佐世保市20名、西海市1名、合わせて1,394名となりまして、約1,400人というご報告をしているところでございます。

【山口委員】市町別にはわかりました。

それぞれの企業含めて、いろんな業種に就かれていますと思うんです。その特徴的なものを教えていただけますか。

【坂本地域づくり推進課企画監】業種別でございます。業種別に申し上げますと、令和4年度で申し上げますと、宿泊、飲食、生活関連など、観光と深い分野での申請が多かった傾向にございます。これは市町別ではございませんけれども、宿泊業、飲食サービス業で28事業者でございます。生活関連サービス業は、娯楽業で25事業者、農林業11業者、製造業10業者、その他サービス8業者などと、少し分散したような状況になっております。

【山口委員】状況としてはわかりませんが、後で結構ですから、最初の市町別と今の部分を一覧表にさせていただきませんかでしょうか。

それから、もう一点お尋ねしますが、今年度の事業採択を109人と見込んでいるということで記載がされていますが、同じように、市町含めて、どういう業種、業態のところ今回、人を入れようとしているのか、そのところについてご説明いただきたいと思ひます。

【坂本地域づくり推進課企画監】令和5年度の採択に係る業種等のお尋ねでございます。令和5年度の第1回の採択が4月に行われておひまして、その中では、すみません、ちょっと概略でございますが、令和4年度の実績に比べて、もう少し幅広の事業者、もう少し幅広い業種から申請があつておひまして、業種別に申し上げますと、宿泊業、飲食サービス業が17業者、生活関連サービス業、娯楽事業が11業者、卸小売業が8業者、その他サービス8業者、農林業7業者、製造業が5業者といった形で、先ほど令和4年度の実績について申し上げましたけれども、それよりも少し少ない件数で、情報通信業4業者とか、より幅広い事業者から申請があつているというような状況でございます。

【山口委員】今おっしゃっていただいているのは、いわゆる国境離島、基本的には離島の市町の関係ですね。そういうことで、今年度も100人を超える方が入っていただけるという見込み、もくろみであるわけですね。

それは入ってくる方なんですけど、最大の課題は、やっぱり転出が多いということで人口減少につながっているわけですね。そういう意味で、まず移住者の推移については、それぞれ平成28年から令和4年度まで、きちっとした数値をいただいているのですが、これはプラスですね。いわゆるマイナスが多いゆえに、長崎県の人口減少対策というのは極めて難しい状況にあるわけなんですけど、数値だけで結構ですから、平成

28年から令和4年度までの転出者数、移住者との兼ね合いで、減少数でも構いません、それも差引きすればわかりますので。わかる数字を教えてください。

【宮本地域づくり推進課長】私の方で、まず移住者の数字については、今回の資料で出させております。県全体でどうかとなりますと、今手元に、これは年度じゃなくて暦年の統計になりますけれども、一番新しいものが令和4年なんですけれども、令和4年で、県外から入ってくる人全体、転入が県計で2万7,213人、そして県外に出ていった人が3万276人です。合計、これを引き算しますと、マイナス3,063人というのが令和4年、暦年で見た時の社会減となっております。その中身は、今、詳細にわからなくて恐縮なんですけれども、全体としては、そういうことでございます。その1年前を今持っておりますので、ただ差引きの数字は、令和3年はマイナス6,000人台でございました。

午前中に申し上げましたように、大体マイナス6,000人というのが長崎県の大体の近年の社会減の数字でございまして、その約半分を移住者のプラス3,200人で減少させることを目指そうといったところで今やっているところでございます。

【山口委員】数値だけ聞いても、きちっと覚えられませんので、後でこれも紙でください。

いずれにしても、我が長崎県は年間、人口減少が1万人を超える状況で今、推移していると。ここをどう止めるかというのが行政の課題であると思っています。そういう面では、我々も一定の協力といいますか、知恵を出していかなければいけない部分がそこにあるというふうに思っていますので、後で結構ですから頂きたいと思っております。

そういう状況の中で、離島をいかに住みやすくするか、離島との行き来をうまくやるかということで、議案書の中にも一部触れていますが、ORCが20年ぶりに新型機を導入するというところで、席数も9席増やすということで、48席の飛行機が7月から飛ぶようになるということになっております。そういうことで、これは1機分について記載されているのですが、2機導入予定というふうに言われています。そういうことで、2機目の導入というのはどういう状況に今あるのかをお聞きしたいと思います。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】ORCのATRの導入のスケジュールに関してのお尋ねでございます。

まず、ATRの1号機は、昨年12月にフランスの方から到着をいたしまして、今、7月1日から定期便への就航を目指して、ORCにおいてパイロット等の訓練を重ねているというところで、7月1日から本県の長崎空港と離島を結ぶ路線に投入される予定となっております。

2号機ですけれども、こちらは7月の初旬に長崎県の方に到着する予定となっております。到着したら、すぐ使えるというわけではございませんで、これも同じように、2号機にも乗せられる乗員の訓練というのを進めていく必要がございます。令和6年度1年かけて少しずつ稼働を増やして行って、令和7年度から、完全な2機体制のフルでの運用というような形になっていく予定でございます。

【山口委員】新聞報道だけのあれでいくと、今後、2機目の導入を予定しているというのは、そうしますと令和7年度という理解でいいのですか。そのところをもう少しわかりやすく教えてください。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】先ほど

申しあげました令和7年度からというのは、2機を完全にフル稼働させるのが令和7年度からということになります。機材の到着自体は7月の初旬を予定しておりますけれども、今年度、機材到着後、訓練を重ねて、令和6年度から実際に2機目も飛ばし始めます。ただ、いきなりフル稼働、フルで飛べるわけではなくて、そこは既存の機材も使いながら、乗員を少しずつ訓練して、稼働できる時間を増やしていくという形で、それを令和6年度中1年かけて行うということになりまして、フルの2機体制になるのが令和7年度からということになりますので、令和7年度になって初めて2機になるわけではなくて、令和6年度から徐々に増えていくというふうにご理解いただければと思います。

【小川地域振興部長】若干補足をさせていただきますが、オリエンタルエアブリッジの離島航空路線に投入するATRの機材と申しますのは、令和3年度、令和4年度に議会の方にもご説明をさせていただいているのですが、令和4年度、令和5年度に1機ずつ、合計2機を購入します。その購入した後に、飛行機の到着後に、乗員の訓練等をいたしまして、先ほど次長の方からご説明があったように、今年の7月から1機目を、令和7年度からは2機目を入れまして、全体を2機体制で運航していくということで、そういう予算のスキームだったり、もしくは訓練に係る離島市町と連携をしたスキームなどについてもご説明させていただきながら、私どもはこれまで取り組んできたというところでございます。

【山口委員】ありがとうございました。

いずれにしても、離島を元気にする、離島との交流を円滑にしていくということによって、離島の人口減少も一定止まっていくというふう

に判断しますので、ぜひ離島の皆さんに利便性、快適性を感じてもらって、定住化もどんどん進めていけるように、そこには一定、先ほどの話があってあります働く場所をきちっと提供してやるということが大事になってくると思いますので、その辺をよろしく願いしていきたいと思います。

長崎市も諫早市も、それほど人口が増えているわけではございませんので、どの地域も頑張らないかんのですが、特に、底支えをするためには離島地域の皆さんに頑張っていたりいただかなければいけないと。そのためには、離島の快適さということを県としてもしっかりサポートしていただいて、我々もサポートしていくということにしていきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【外間委員】新幹線について、質問させていただきます。

午前中の質問で、去年の9月に武雄温泉～長崎間のフル規格の新幹線が開通をいたし、延べ120万人の利用客があったということで、期待どおりの効果が出ていると。やっぱり新幹線を通してよかったと、さらには今後は、武雄温泉から一定新鳥栖に向けてのフル規格に向けた、これから道半ばのこの計画を何としてでも長崎県の悲願としてつないでいくことが大切なことであるということでの午前中の質問の中に、佐賀県民と長崎県民の唯一の共通は、フリーゲージトレインの断念による応分の国の責任をどう表現してくれるかということで、与党PTとJR、国土交通省との今後の話の進め方によっては、しっかりとその負担軽減策を打ち出していただきたい旨、先ほどの答弁でも、大臣からも、責任の一端を感じているということで、一定その辺の期待が膨らむようなご答弁をいただいたと

ころであります。その前に、気になることとして2つほどあるんですけれども、1つは、今回の120万人に上るお客様が、どの地域から、どれだけ入ってきているかということで、やはりこれはフル規格を想定する場合に、例えば関西圏からの多くの入り込み客を終点長崎まで引っ張っていくということの効果が私たちの狙いであり、期待であるわけでありまして、この120万人のお客様の、特に関西を中心として、どれくらいの利用客があったのか、もし数値をつかんでおられたら、お示しをしていただければと思います。

【川口新幹線対策課長】120万人のお客様の内訳でございますが、残念ながら、今の段階で、どこから来られているかというのはJR九州から明らかにされてはおりません。

これに関しましては、旅客地域流動調査という統計がございます。翌年度以降に、各県間でどれくらい移動したかということが明らかになります。その中におきまして、例えば、委員ご指摘の関西圏から長崎にどれだけの人の行き来があったというのは統計上明らかになってまいりますので、今すぐはお答えはできかねるのですが、いずれ統計が出たら、発表させていただきたいと考えております。

【外間委員】ありがとうございました。じゃ、その統計の結果を聞いた上で、フル規格の必要性がさらに数字で見えてくるかと思っておりますので、気になることの1点については、一定了としたいと存じます。

もう一点気になることとして、これはタイムスケジュールであります。最終的にフル規格が、佐賀県の3ルートに落ち着くところが見えてきて、アセスも含めて建設、着工、完成まで、大体どのくらいの期間で見えてくるのか。これ

は北陸ルートと併せ持って、乗り遅れては大変なことでありますので、北陸ルートの進捗がやっぱり気になるところでありまして、2点目の気になるところは、現在における北陸ルートの建設の着工状況、進捗をわかる範囲でお聞かせください。

【川口新幹線対策課長】北陸新幹線の整備状況について、お答えいたします。北陸新幹線につきましては、今、敦賀までの開業に向けての工事が進められておりまして、来年春頃、令和6年3月ぐらいの開業で今、準備を進められているところでございます。

問題となりますのは、それ以降の話でございます。敦賀から新大阪間について、今どのような状況になっているかご報告申し上げます。まず環境アセスが想定よりも遅れているということで、なかなか前に進んでいないということが国土交通省から発表されております。

具体的には、環境アセスの中で、京都ですとか新大阪については、地下の駅を整備新幹線の中で初めて造るということで、それに関しては、さらなる検討が必要だということと、あと地下水の保全についても、もう少し検討しなければいけないということで、環境アセスについては大幅に遅れているという報告を伺っております。

一方で、それを前倒しする動きもございまして、事前には行ってこなかった、これまでは認可後でないと行われてこなかった調査というのが前倒しで認可前にも行われているという状況もありまして、しっかりその状況は見極めていかなければいけないと考えております。

【外間委員】ありがとうございました。

ということは、アセスも含めて、国が打ち出した5整備新幹線の計画というものは、まだまだ期間的には時間がかかるということであれば、

当初、西九州新幹線長崎ルートにつきましては、乗り遅れてはならないということで、北陸に合わせてこの事業を一体となって進めてもらうべく、今の状況でいけば、敦賀～京都間が遅れているということであれば、まだまだその間に、しっかりと佐賀県民に寄り添ってこのルート案を固めていくことによって、決して乗り遅れないフル規格の計画を進めることは可能であるというふうに判断してよろしいのでしょうか。

【川口新幹線対策課長】現状でございますが、乗り遅れるか、乗り遅れないかというのは、まさに佐賀と国の協議の状況いかんによるものと思っております。比較になって恐縮ではございますが、佐賀と国の協議の中においては、アセスといった議論まで至っていないという状況でございます。先ほどご答弁申し上げましたように、北陸新幹線は、遅れていると言いながらもアセスは進んでいる。こうした状況を比較すると、当然遅れているというのは否めません。そして、どこまで追いつけるのかということも、まさに今後の協議の状況と北陸の状況いかんによりますので、いずれにしましても、県といたしましては、早期のフル規格の整備を最大の目標と掲げておりますので、しっかりとそこに遅れることがないよう、国土交通省に対して、どういったことができるかということと一緒に話し合っていきながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】今の外間委員のご質問、ご意見、とても重要であります。私もかねてから、そういう考え方下において、実は全く外間委員と意見を同じにしているところでございます。

とにかく財源をどこから持ってくるかということが一番の課題でありますから、北陸新幹線

と西九州ルート、ここを一緒に並べて予算の獲得をすると、これがずっと一つの大きな方針であります。この方針が崩れてしまうと、これはどんなこんな言うても、なかなか新幹線、完成に向かう、あるいはフル規格に向かう、そういうところが全くもってできないのではないかと、残念ながら、こういうようなことになってしまうわけです。

確かに今お話があったように、敦賀から新大阪までの間が、要するに、少しいろいろとアセスが遅れていると。遅れていると言うけれども、先ほど新幹線対策課長がいみじくもおっしゃった。遅れている、遅れていないとか言うよりも、とにかくアセスを今やっているんだよと、それから整備方式も決まっているんですよと。ところが、残念ながら我々の西九州ルートは、整備方式も決まっていない、それからアセスも決まっていない。こんな状況の中で、北陸新幹線と肩を並べて財源を確保することが本当に可能なのかと。現実を言えば、率直に言って、大変厳しいのではないかと、こう感じます。

国土交通省と幅広い意見の交換をやっていただいておりますが、令和2年から、もう7回やっているんだよね。全くもって、いつまで、どこまでで結論を出さなければいけないという、これはIRと一緒にだけれども、全く期限がつかない状況の中で、手探りでやっている。ああ言えばこう言う、こう言えばああ言う、こういうようなことがずっと続いて、全くもって今の問題は、本当に我々がしっかりしておかないと、北陸新幹線と肩を並べて本当にアセス、それからルート、いろんな3つの要件をきちんとクリアしなければいけないと。これがいつも今、国から来ている次長さんに、大丈夫ですか、大丈夫ですかと言うけれども、さっきはフリー

ゲージでしっかりおっしゃっておったけれども、この辺になってくると、ちょっと迫力が足りないみたいな、なかなか厳しい環境であるということをはっきり言えないものだから、若干その辺のところになっていきよるわけです。

私は、北陸新幹線の状況と西九州ルート、これに乗り遅れて財源が確保できなかつたら、もうしばらくは新幹線のフル規格の夢は遠のいてしまうんじゃないかと、こういうような受け止め方をいたしております。その辺のところについては、しっかり北陸新幹線と肩を並べていただけるような今後の取組については一体どのようになっているのか、この辺のところも少し意見を聞いておきたいと思います。

【川口新幹線対策課長】今の検討状況というところでございます。先ほどからご答弁申し上げておりますとおり、佐賀と国との協議の中におきましては、アセスといったところの議論には至っておりません。現状を申し上げますと、こういったルートがあるのか、そしてそのルートに関して、どういう中長期的なメリットがあるのかを示してくれということが佐賀県から示されておりまして、それに対して、国土交通省が省全体で検討しているというところでございます。

今申し上げましたように、省全体でどういったご検討がなされているかということが今後の大きな流れになってくようかと思えます。それによって、今後示されるメリットというのが、私どもも含めまして、西九州地域全体のメリットになるようなものが示されれば、また佐賀県といたしましても、将来に向けた佐賀県としての考え方というのが示されてくると思えますし、そこに向けて、こういったルートになるのかということのも、より具体的に話が進んでいくん

だろうと期待をしているところでございます。

そして、先ほどから申されております、乗り遅れないようにということにつきましては、いわゆる財源問題をどうするか、財源スキームをどうするかということと認識しております。財源スキームをどうするかにつきましては、実は、国土交通省からはっきりと、こういう段階まで進めば財源スキームを始めます、といったことは明らかになさっておりません。ですから、アセスに関しましても、アセスが完了するのか、どの段階まで進めば財源問題、財源スキームを検討するのかというのははっきり示されておりませんので、今後の進め方によろうかと思えますけれども、佐賀の方の新鳥栖～武雄温泉間についての協議が一定前進すれば、そこは財源問題についても議論できる余地があるのではないかと考えておりますので、そういった点につきましても、改めて国土交通省に考えをお聞きしながら、また併せまして、西九州地域全体のメリットというのを佐賀県が求められておりますので、そのあたりについても、佐賀県あるいは関係者と協議を重ねて、少しでも議論が前進するように努力してまいりたいと考えております。

【小林委員】新幹線対策課長は、この4月にそのポストに就いたんですね。えらいしっかりした発言をするじゃないか。全くもって、しっかりとした答弁をいただいているわけです。

我々がまさに考えているところの、整備方式も決まっていない、ルートも決まっていない、アセスもできてないと。じゃ、この3つの中で、今何を一番急がんといかんのかと、こういうふうなことをあえて尋ねれば、アセスを先にやってくれと。それからルート、そして財源とか、そういう問題が出てくるわけです。だから、とにかくアセスを急ぐために、どうしなければな

らないのかと。そういうところから、これから本当に詰めをしっかりとやっていかなければいけないと。さっきも言いましたように、北陸新幹線と肩を並べるためには、本当にアクセス、ルート、それから整備方式、こういうところをきちんとやって、いつまでにこれを決定しなければ、本当に北陸新幹線と肩を並べることができないのかと、この辺のところはまだ明らかにされていないわけです。いつまでもいつまでも西九州ルートを北陸新幹線が待ってくれるというような、そういう担保はないんじゃないかと思うんです。

だから、その辺のところ、本当に外間委員からご指摘のあったことは我々県議会も真剣に受け止めて、中央陳情をこれからもずっと繰り返すとともに、幅広い協議の中の国土交通省と佐賀県のいろいろ話合い、協議を本当に現実のものにしていただきたいと思うんです。

私はちょっと余計なことを言うかもしれないが、国土交通省は本当に我慢していただいていると思いますよ。昔のやり方だったら、自民党本部とか、あるいは国土交通省が、もう佐賀県の予算がとか、佐賀県のいろんな陳情、要望はなかなか聞き入れられないとか、こんなようなことを明らかにしながら、どちらかと言うと国策なんだから、そういうものに協力をしてもらいたいと、こういうようなことをにおわせてあったんだけど、最近、今回のこの問題は、なかなかそういうわけにはいかないというようなことの中で、本当に国土交通省は我慢している。長崎県も、長崎県としての行動をしっかりとやっていかないと、佐賀県の手玉に乗ってしまうと、こういうようなことになっては絶対ならないということを強調しておきたいと思います。

それでは質問させてもらいますけれども、今、

長崎県の西九州ルートの新幹線は、開業半年後に、先ほどからもお話があったように、約120万人の乗客、これが確保されてきて、やっぱりこの数字から見ましても、JR九州が熊本～博多間の新幹線のこの間の乗客、コロナ前の乗客と比べてみた時に、8割方しか博多～熊本がないところを、長崎県は、よくぞ120万人ぐらいまで乗客を乗せてくれていると。本当に西九州ルートはすばらしいと、こういう評価をしていただいていることは間違いのない事実であります。

そうしますと、非常に好調であるということであるけれども、一番大事なことは、新幹線のいわゆる開業効果、これが一番大事であると思うんですけれども、今、あれから8か月たちました。8か月たった状況の中で、乗客数が現在のどのくらいになっているのかと、この辺のところがいま一つはっきりしないというようなところでございますので、現在、JR九州は明らかになされているのですか。8か月たっていると。どのくらいの乗客数になって、開業効果が現れているのか、お尋ねをしたいと思います。

【川口新幹線対策課長】今の利用状況というご質問でございます。JR九州に確認しましたところ、8か月の利用実績、8か月というのは、5月22日までの利用実績でございますが、利用者数が161万6,000人ということで、一日当たりの利用者数にしますと、約6,700人のご利用となっております。

【小林委員】こういうような数字を聞いておりますと、半年で119万4,000人、そしてこの8か月で今言われた161万6,000人と、こういう状況になっているということは、確実に乗客を確保できているわけですね。ここは大したものだと思うわけです。

それで、我々は開業効果を当然求めますけれ



ども、その開業効果の中でも、一番求めて期待しているのがやっぱり経済効果と、こういうことではないかと思うわけです。そうすると、今現実に、県内のまちづくりについて、いろいろ地区ごとに取り組んでいただいておりますけれども、どのような開業効果が今生じているのか、その開業効果について調べる、あるいはわかるような何か手だてがあって、答弁ができますか。

【川口新幹線対策課長】沿線各市における開業効果というお尋ねだと認識しております。

まず、まちづくりの状況ということでご質問がありましたので、市町への聞き取りも含めてご答弁しますと、長崎市におきましては、令和5年の秋に、見えますように、新駅ビルがオープンし、翌令和6年の初旬には、ホテルマリオットがオープンするという状況だと伺っております。

諫早市におかれましては、駅をリニューアルされております。そして、駅に併設されておりますマンションでございますが、これも早々に完売をされたということと、併せまして、聞き取りによりますと、駅周辺でも民間事業者によるマンションの開発が盛んであると伺っております。

大村市におかれましては、新しい駅、新大村駅を新設されまして、その駅の前で、市の再開発事業により商業施設とマンションを今、建設中ではございまして、令和6年にオープンすると伺っているところでございます。

それ以外に、開業効果といたしまして、私も、新幹線に関する効果としては、やはり交流人口の拡大というのが一番の目標だというふうに認識しております。その一つの指標といたしまして、公益財団法人九州経済調査会が毎月、宿泊稼働指数とおでかけ指数というものを公表

されております。宿泊稼働指数といいますのは、旅館、ホテルの稼働状況、一番いい時を100とした場合に、どれくらい稼働しているかというものを示すもの、それからおでかけ指数といいますのは、20キロ以上の中距離以上の移動をされる方で、通勤通学ではない方をおでかけと定義されて、そういうおでかけがどれくらい動いているかというのを指し示すものでございます。これが毎月発表されている最新の情報でいきますと、令和5年5月になりますが、宿泊稼働指数が本県は74.7ということで、これが全国3位の実績、それからおでかけ指数でございますが、85.3ということで、全国13位ということで、かなり上位にあるというところでございます。これを分析するに当たりましては、実は新幹線だけではなくて、ほかの公共交通機関あるいはマイカーを利用された方というのもこの指数の中に含まれてはいるのですが、それでもやはり新幹線の開業効果が一定あってのこの結果ではないかと考えているところでございます。

【小林委員】大体こういう調査がこうやって明らかになってくるということ、それぞれの沿線地、長崎市、諫早市、大村市、こういうところの取組、そしてどのくらいの利用客となって、いわゆるおでかけをどういうところに行っているかと、ずっと広げていく。そういうことの中で、いわゆる開業効果、経済効果を測っていただくというようなこと、こんな取組、非常にありがたいと思っております。

ただ、私は、小川部長にもお話をしたこともあるし、またほかの方にもお願いをしておりますけれども、JR九州が、先ほど、8か月で161万人ぐらいというようなことを明らかにされていると。そうすると、161万人の乗客がいれば、長崎市でどのくらい、諫早、大村市でどのくら

いと、こういうことをなぜ明らかにしていただくことができないのかと。やっぱりこれを何だかんだ言うても、総事業費は6,200億円ですよ。その6,200億円の事業費、ここからどのくらいの経済効果が生まれているかと。これは県民みんな、当然関心事ですよ。6,200億円、それだけの投資をして、これがどのような形で開業効果、それから経済効果につながっているかと。大村ではどう、それから諫早ではどう、長崎ではどうと、こういうようなところの沿線市でも、いわゆる新幹線駅があるところ、こういうところのいわゆる効果を明らかにすることによって、新幹線というのはこんなにすごい効果があるのかと。できれば、経済効果がどのくらいありますよと、経済的な波及効果がこれくらいありますよと、こういうところまで具体的に数字を出してもらおうと、やっぱり県民の皆様方の関心度がもっともっと変わってくると思うんです。そうすると、やっぱりフル規格にすれば、もっと大きな効果を生むのではなかろうかと、こういうふうな関心を持っていただくということ、これが大きな、我々は一番大事なことだと思うんですよ。

ですから、現時点において、乗客数は8か月間の数字が出てきたけれども、各地区ごとのそれぞれのいわゆる効果がどうなのかということ、JR九州は調査でいろいろやってもらっているんだろうけれども、それがなかなか明らかにされない。そうならば、これは長崎県独自なりで、そういう効果をきちんと調査にかけるといふような形で明らかにすることも、率直に言って、その結果が、フル規格は必要なんだと、やっぱり新幹線はすごいと、こういうような形につながっていけば最高だと思うんだけど、部長、長崎県でそういう調査などは考えている

のか、川口新幹線対策課長が一生懸命頑張っておられますけれども、こういうところは一体どうなのか、ぜひお願いしたいと思います。

【小川地域振興部長】ご指摘いただきましたように、私ども、全線フル規格が必要だということで、これまでも政府・与党にもお願いしてきておりますので、まずはそのためには、今の開業いたしました西九州新幹線の開業効果というものについて、さらに拡大をしていくということも当然必要だと思いますし、それがその先のフル規格につながっていくものだと考えております。

そういう中で、今お問合せありました開業効果につきまして、私の方からも先日、JR九州本社の方に出向きまして、ぜひ何らかの形で数字として、長崎県調査というよりは、長崎県とJR九州で調整をした形で県民の皆さんにきちっとお伝えできるようなものが見せられないかというお願いはさせていただいております。そういう中で、どういう形の見せ方というのができるのかということもございしますが、委員ご指摘のように、開業効果というものについて、やはり私どもとして、一定対外的な説明は必要になってまいりますので、JR九州との協力も必要です。それ以外の調査会社への委託等も含めて、基本的には、開業1年の状況について、ご報告ができるような調査を、今後進めていきたいと思っております。ご報告としては、1年過ぎたところの開業効果がこういうような形で一定示すことができます、というようなものとなり、期間的には年度末にご報告できればと考えております。

【小林委員】今、部長から明確なご答弁をいただきました。

それを受けて今考えたことは、もう調査する

ということ、今年度末ぐらいまでにその結果を明らかにすることができるかもしれないと、こうおっしゃっているわけです。ということは、裏を返せば、そのコンサルに頼むところの予算あたりは、もうちゃんと確保していただいているんじゃないかと。JR九州と長崎県が合同で一体となって、幾らぐらいかかるかわからんけれども、そのコンサル会社に調査を依頼すると。それをもって多くの長崎県民、また同時に、佐賀県の方も知っていただかなければいかんじゃないかと思うんだけど、新幹線の醍醐味はこうだと、佐賀県も、新幹線によって、どれだけのメリットができるのかと。新幹線ができると、何かマイナス要因ばかりが大きいみたいなことを長崎県の総務部長をやっておった今の佐賀県の知事、総務部長の時はこんなことはあまり言ってなかったと思うんだけど、なぜか最近はこのことについては後ろ向いたことばかり言っている。本当に同じ人だろうかと思うぐらいありますけれども、それは横に置いておいて、この調査は絶対やってもらわなければいけない。川口新幹線対策課長、予算を取っているようで、あなたがひとつ、いつやりますか、答弁してください。

【川口新幹線対策課長】調査の時期でございますが、やはり開業1年間というのが非常にわかりやすい期間かと思っております。ですので、まず9月23日が1周年でございますので、そこを起点として調査を行い、また県内外の皆様にはわかりやすいような形で効果をお示しできるような調査にしたいと思っておりますので、今後、調査会社と検討を進めてまいりたいと考えております。

【小川地域振興部長】補足してご説明させていただきます。

先ほど私の方から、そういうコンサル会社、調査会社等に委託をして、一定の開業効果についてはお示しできるようにしたいとお話しさせていただいたのは、あくまで県単独としての調査でございます。JR九州には、何らかの形で数字についての協力を要請させていただいているところでございますので、できるだけ私たちとしても、県民皆さんにわかりやすいような出し方について配慮をしながら進めてまいりたいと思っております。

【坂口委員長】ほかに、質問はありませんか。

【大倉委員】午前中に引き続き、県庁舎跡地の活用について、もう少し伺いたいので質問します。

旧第3別館に関してなんですけれども、午前中は、どのあたりまで議論が進んでいますかということをお伺いして、今は、材料集めの段階であると。耐震性にも課題があるということもよくわかっております。改修費用も相当かかりそうだとするところまで答弁いただいたんですけども、その改修費用も、どういった中身で改修するかによって費用が変わってくると思っております。

例えば、今のあの建物内にはトイレもありません、エレベーターもありません。じゃ、トイレをつけるのか、つけないのか、エレベーターをつけるのか、つけないのか、どの程度まで補強材を使うのか、そういったところによって費用は変わってくると思いますので、その改修工事の規模によって費用は変わってくると思います。そのあたりの、例えば建物を残す方向で考えた場合なんです、その場合、どれぐらいの規模で、改修工事はどれぐらい予算がかかるのかと、そのあたりは想定されているのでしょうか。

【松島県庁舎跡地活用室長】 第3別館の改修費用のお尋ねなんですけれども、そこにつきましては委員がおっしゃるように、もし利用という形になった時にどれほどの費用がかかるというのは、内容によってかなり違ってくるものだというふうに思っております、今この段階で、金額というのはお示しは難しいと思っております。

【大倉委員】 市民団体の方からの保存の申入れ等もあっていると思うんです。ですから、長崎市民にとっては親しみのある建物だとは思いますが。県の熱量としてはどうなのでしょう。これも検討段階なんだろうけれども、今後、利活用していくのか、いかないのか、その辺の熱量を教えてください。

【松島県庁舎跡地活用室長】 第3別館につきましては、私も実際県庁舎跡地での常駐でいろんな方とお話をするんですけども、この部分の利活用については、いろんな方がいらっしゃいます。本当に残してほしいという方、それとそうじゃない方、振幅があって、いろんなご意見があると。そういった中で、当然利活用する上でも、お金の面ですとか、耐震化の面というのは逃げられない部分でございますので、そこら辺も加味しながら、皆さんの意見を聞きながら、ここではっきり申し上げられなくすみません、そういったご意見も踏まえながら、県庁舎の跡地全体の配置、そういったところも見ながら最終的に判断をしていければと考えております。

【大倉委員】 町の皆さんの声、特に文化関係の方々の声なんかもあるのも存じておりますし、賛否両論あるのもわかっております。ただ、第3別館というのは被爆遺構でもあります。3キロのところにあった建物です。どうしても長崎

市内はそういったものがどんどん壊されていくというようなイメージを持っていらっしゃる市民の方は少ないんです。そういった中で、様々な観点から、あらゆる観点からこれはぜひ検証していただきたい。もちろん、耐震化によっての維持管理費のことも含めて、いろいろな面で、様々な人が納得できるような回答に結びつけていてもらいたいんですけれども、例えば、壊すのか、あるいは維持していくのかの方向性というのは、いつぐらいをめどにというのは、その辺の時期というのは決めていらっしゃいますか。

【松島県庁舎跡地活用室長】 第3別館の利活用に対する決断の時期というお尋ねだったと思うんですけども、すみません、ここの部分についても、今現在、はっきりいつまでにというところにつきましては、ちょっとお答えができない状況でございます。そういった時期になりましたら、当然ながら、県議会の皆様方にもお諮りをしたいと考えております。

【大倉委員】 どの程度の改修費用なら、県民の皆さんが納得できるのかとか、そういった部分も含めて様々な議論が必要だと思います。例えば、外観は残っていても、内観は耐震材だらけになって、果たしてそれでいいのかどうか、それで情緒はあるのかどうかとかも含めて、様々な幅広い議論でもって、幅広い方々が納得できるような結論に結びつけていただきたいと思います。

それから、新幹線開業効果の継続波及についての展開、二次交通で、この質問は違う部局の案件かもしれないんですけども、二次交通、本県の観光にとっては、持続的に波及効果を続けると、観光客の皆さんを持続的に長崎に交流人口を増やしていったという部分でも重要だと

認識しております。

そういう中で、去年の8月から、MaaSの取組を県内で始めていると思うんですけども、様々な公共交通事業者との連携、その部分のブラッシュアップ等は今のようになっているのか、そのあたりをもしもご答弁できましたらお願いしたいのですが。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】去年のMaaSの検討状況についてのお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、MaaSに関しては企画部の方で主に担当しているところでございますけれども、交通の所管ということで、私の方から答弁させていただければと思います。

委員ご指摘の県内のMaaSの動きにつきましては、企画部の方を中心として、令和2年度に、県が主導して協議会を立ち上げておりまして、MaaSを導入しようということで動き出しております。

その後、実は民間の動きが早く、令和4年度に、今度は民間主導でMaaS実行委員会というのが立ち上げられました。こうした動きがある中、令和4年度から、ストローカルというものも導入をされております。これは長崎市内ですとか、あるいは佐世保地区、それから五島地区のバスの一日乗車券ですとか、あるいは観光施設のチケットの販売とかも含むということで、MaaSというのは、モビリティ・アズ・ア・サービスということで、移動手段の検索、予約、決済、それから情報発信といったところまで一連のサービスとして提供されて、利用者が利用できるというようなものでございますけれども、そこには観光も含んで今、長崎県内では運用がされているというところでございます。

あとそれに加えて、九州全体の動きといたしまして、九州地方知事会それから経済界が参加

をします九州地域戦略会議というものがございますけれども、そちらの方でも、九州MaaSというものを導入しようということで戦略会議の方で決定をいたしまして、来年度の夏から導入をしようということで話が進んでいるところでございます。

一方で、システムを管理運用していく上で、採算性の問題等もあるということで、そこをどういうふうに費用負担していくのかというところは、官民共同で継続的にやっていかなければいけないといった課題も指摘されているところでございますが、九州全体でも、そういった動きが進んでいるところでございます。

加えて、県内の民間によるMaaS実行委員会の動きでございますけれども、my route というものがありまして、トヨタ自動車を中心に、西鉄さんとか、JR九州さんが福岡とか北九州エリアを中心に、そういったMaaSも展開をしているというところでございまして、こちらでは、長崎県内でもJRの切符について、QRコードの切符が買えるようなシステムも入っているところでございます。

こういった形で、いろんな事業者が今、取組を進めていただいているところでございまして、どんなプラットフォームにしても、多くの事業者が参画をしていただくということが利用者の使い勝手の面でも非常に重要になってくるかというふうに思いますので、県としても、MaaSも含めて、そういったデジタル化の動きというのはしっかりと注視をしていかなければいけないと考えております。また、その関連になりますけれども、もう少しMaaSを広げて、デジタル化という意味では、スマートバス停ですとか、バスロケーションシステムもでございます。こちらに関しては、導入を促進しようということで、

今回の議会でも先議でご審議をいただいて、1億1,000万円ほど交通事業者のデジタル化の促進の補助金をご承認いただいたというところでございますので、こういったものも活用しながら、そして MaaS も併せながら、デジタル化、システム化を進めて、利用者の利便性の向上を図り、新幹線の二次交通としての役割も果たしていけるような取組につなげていきたいと考えております。

【大倉委員】 ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

観光客の皆さんがストレスなく長崎で楽しんでいただくという部分では、二次交通というのは非常に重要だと思うんです。そういう意味で、MaaS、そして my route というアプリの話も今、ご答弁いただきましたけれども、そういったところをしっかりと、わかりやすく使っていただいて、また来たいと思ってもらえるということは本当に大事だと思っています。

バスロケーションシステムの話もちょっと今いただきましたけれども、そういったいわゆる公共交通機関の遅延なんかも含めて、リアルタイムでわかるようなシステムというのは今どこら辺まで進んでいるのでしょうか。

【鳥居地域振興部次長兼交通政策課長】 バスロケーションシステムの導入状況でございますけれども、県内の状況を申し上げますと、昨年、西肥バスがバスロケーションシステムを導入して、佐世保地区では今、バスロケ、アプリを使って、自分の乗りたいバスが今どこを走っているかというような位置情報をつかむことができます。

一方で、長崎市内のエリア、長崎市周辺のエリアでは、県営バスも長崎バスもまだ導入はしていないという状況でございます。まさに今、

導入できるかどうかという検討を進めていただいているという状況でございますので、先ほど申し上げました補助等も活用しながら、各事業者にも、そういったバスロケあるいはスマートバス停の導入というのを進めていっていただきたいと県としても考えているところでございます。

【大倉委員】 ありがとうございます。

なかなか技術的にも予算的にもまだまだ難しい部分はあるのかもしれませんが、MaaS に参画している公共交通事業者の方とか、あと市町と連携して、ぜひ前向きに、さらにこれからも進めていっていただきたいと思います。やっぱりストレスがない旅というものがリピーターを生むということにつながると思いますので、よろしく願いいたします。

【小林委員】 最後に1つお尋ねをします。実は、この6月15日、佐賀県の県議会で山口知事が、これまでとちょっと角度が違う、そういう答弁をいたしているわけです。その中が各地で報道されておりますけれども、実は、こういう内容です。暫定開業した西九州新幹線の未整備区間に言及し、この区間の鉄道環境は悪くないと強調、フル規格の整備については、この鉄道環境を壊すリスクを大きく上回るメリットがあるかどうか、全く新たな発想で県の発展や九州の将来展望にどうつながるかなど、大きな視点で幅広く、骨太に議論していくと、率直に言って、今までこういう話を聞いたことがない、何をお考えなんだろうというような本当にそういう内容が多かったのですが、今回は、かなり思い切った内容が出てきております。

これについては、小川部長、長崎県側としては、どのような受け止め方をしているかと。いわゆる前向きな前進と見るのか、相変わらずのやり方なのか、ここについての受け止め方の見

解をお答えいただければと思います。

【小川地域振興部長】 お答えいたします。

委員ご指摘の6月15日の佐賀県知事の発言については、私も報道等によって目にしております。私どもとして今感じているのは、一つは、そういう形で骨太に議論するというものについては、私どもとしても、今後さらにいろんな意見交換を積み重ねていくというところの1点になろうかと思いますが、もう一方では、佐賀駅を中心とした区間のいわゆる今の鉄道環境がいいと。それを壊すおそれがあるというのは、基本的には、特急等がかなり通っておって、仮に新幹線のフル規格になった場合については、基本的には並行在来線ということで、その特急あたりが全部なくなってしまうということの懸念もお示しのことだと思っておりますので、そういうものの主張においては今までと、在来線問題というところについてはあまり変わっていないのかなと思っております。

しかしながら、今回のこういうご発言をいただいたというところでございますので、私も、4月以降、佐賀の担当部長のところにも出向きまして意見交換もさせていただいておりますし、あとJR九州の担当部長、常務等ともお話をさせていただいております。また、先ほど来、いろんなお話がっております国土交通省の鉄道局にも4月以降、複数回出かけまして情報交換を行っておりますので、委員ご指摘のように、いわゆるアンテナを高くしながら、いろんな情報共有を国とも図りながら、そこのタイミングで乗り遅れることがないように、また効果的な対応ができるように、私としても精いっぱい、また知事の方ともご相談しながら取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 今、小川部長は、早速佐賀県の方

に行って担当部長と意見の交換をしましたと。国土交通省にも行ってきましたと。本当にさっさと行動を取っていただいて、大変ありがたいと思う。また、行動を取っていただくに足るだけのこういうこれまでとは違ういわゆるスタンスで山口知事が発言をされていると、こういう受け止め方をしているわけです。

要は、なかなかこれは手厳しい内容ですよ。今の状況は、フル規格をやるよりも、環境は非常によろしいんだと、佐賀県は今のままでいいんだと。しかし、これを壊すと、こう書いているから、フル規格を導入することによって、この環境整備を壊してしまうと。果たしてフル規格は、それを上回るプラスがあるのかどうかと、こういうようなところを見ながらと、こう言っているわけですよ。

だから、先ほどから言っているように、佐賀県が、反対だとか、あるいは後ろめいた発言をこれまでされてきた。新幹線は佐賀県にとって本当にマイナスかとか、我々は当然のことながら、関西あるいは大消費地からフル規格をもって、佐賀県も長崎県も、西九州全体の将来、やっぱりよくなってもらいたい。そのために、きちんとしたいいわゆる反対なら反対に足るだけのその根拠とか、やるに足るだけの根拠とか、こういうところを具体的に明らかにしながら、今やがて1年になろうとしているこの新幹線、これだけの成果出ているわけですよ。やっぱり新幹線は捨てたもんじゃないわけです。こんなに目的地までたくさんの人を運び、短時間で連れていくことができる時間短縮効果は最高ではありませんか。こういうことを考えていけば、もうちょっと佐賀県には、こういう具体的な話を、本当にプラスかマイナスかと。フル規格をやった時に、佐賀県にとって、どれだけのプラ

スが生じるのか、あるいははたまたやっぱりここで書いてあるような環境整備を壊してしまうというようなことが本当なのか、この辺のところを JR 九州とも話をしていただき、国土交通省とも話をしていただき、やっぱりプラスが多いんだと、こういうところを山口知事に、また佐賀県の県民の皆様方にわかっていただけるような対策を取るべきではないかと、こんな感じがいたしますので、ぜひご検討いただいて、こういう発言が出た機会に、大いに前向きになっていただくようにひとつお願いをしたいと思います。

【坂口委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について、整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 2時56分 休憩

-----  
午後 2時56分 再開  
-----

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

-----  
午後 2時57分 散会  
-----



# 第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和5年6月27日

自 午前10時 0分  
至 午後 3時27分  
於 委員会室 1

県民センター長 栗原 恵 君  
人事課長 永峯 裕一 君  
新行政推進室長 徳永 真一 君  
職員厚生課長 浦田 浩次 君  
財政課長 苑田 弘継 君  
財政課企画監 鴨川 司 君  
管財課長 山道 繁 君  
管財課企画監 森 祐子 君  
税務課長 山口 俊也 君  
税務課企画監 田端 健二 君  
債権管理室長 太田 昌徳 君  
スマート県庁推進課長 吉村 邦裕 君  
スマート県庁推進課企画監 永川 慎吾 君  
総務事務センター長 小林 陽子 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 坂口 慎一 君  
副委員長（副会長） 中村 一三 君  
委 員 田中 愛国 君  
" 小林 克敏 君  
" 外間 雅弘 君  
" 山口 初實 君  
" 前田 哲也 君  
" 大場 博文 君  
" 饗庭 敦子 君  
" 山村 健志 君  
" 大倉 聡 君

危機管理部長 今富 洋祐 君  
危機管理対策監 池田 聡 君  
防災企画課長 飛永 琢也 君  
基地対策・国民保護課長 庄司 貴繁 君  
消防保安室長 松尾 健自 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

瀬川 光之 君

5、県側出席者の氏名

秘書・広報戦略部長 大瀬良 潤 君  
秘書・広報戦略部次長 中原 康博 君  
秘書課長 黒島 航 君  
ながさきPR戦略課長 小川 昭博 君  
広報課長 松浦 浩二 君

総務部長 大田 圭 君  
総務文書課長（参事監） 鳥谷 寿彦 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【坂口委員長】 皆さん、おはようございます。

それでは、委員会を再開いたします。

これより、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、今回、新たに参加している新任幹部職員の紹介がありますので、これを受けることといたします。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 おはようございます。

秘書・広報戦略部長の大瀬良でございます。

よろしくお願いたします。

それでは、今回新たに出席しております秘書・広報戦略部の幹部職員をご紹介します。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしくお願いたします。

【坂口委員長】 ありがとうございます。

それでは、これより審査に入ります。

【坂口分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算に係る報告議案を議題といたします。

秘書・広報戦略部長より、報告議案の説明を求めます。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 秘書・広報戦略部関係の議案について、ご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

報告第1号「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分について、これらは、年間執行額が確定したことなどに伴うものであります。

歳出予算は、2,456万7,000円の減となっております。

歳出予算の補正の主な内容は、県公式ウェブサイトの運営・保守管理等に要する経費の減、新型コロナウイルス感染症対策に係る情報発信に要する経費の減であります。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】 次に、総務部長より、報告議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の総務部をお開きいただければと存じます。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分、報告第9号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」、報告第12号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」でございます。

先の2月定例会の予算決算委員会におきまして、専決処分により措置することについてあらかじめご了承いただいております、令和4年度予算の補正につきまして、令和5年3月31日付けをもって専決処分させていただきましたので、その概要をご説明申し上げます。

まず、報告第1号「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分についてでございますが、これらは年間執行額が確定したことなどに伴うものでございます。

歳入予算は38億8,104万3,000円の減、歳出予算は103億6,597万1,000円の増となっております。

この歳出予算の補正の主なものといたしましては、県債管理基金積立金等の増、県税の過誤納還付金・還付加算金の減でございます。

次に、報告第9号「令和4年度長崎県庁用管理特別会計補正予算（第2号）」についてでございますが、庁舎管理、自動車管理、文書管理に要する経費の年間執行額画定に伴いまして、歳入・歳出予算ともに1,707万7,000円の減となって

おります。

この主な内容といたしましては、文書集中收受発送費の減でございます。

最後に報告第12号「令和4年度長崎県公債管理特別会計補正予算（第2号）」についてでございますが、歳入予算・歳出予算ともに2,000円の減となっております。この補正予算は、基金積立金の減によるものでございます。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】次に、危機管理部長より報告議案の説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、報告第1号 知事専決事項報告「令和4年度長崎県一般会計補正予算（第16号）」のうち関係部分であります。

これは、先の2月定例会県議会の予算決算委員会において、専決処分により措置することについて、あらかじめご了承いただいております。令和4年度予算の補正を3月31日付けで専決処分させていただいたもので、関係部分についてその概要をご報告いたします。

歳入予算は、合計で231万3,000円の減、歳出予算は8,764万8,000円の減を計上いたしております。

これらは、歳入における国庫支出金、及び歳出における年間の執行額が確定したことに伴い、所要の調整を行ったものであります。

この補正予算の主な内容は、原子力災害対策

整備事業費5,335万8,000円の減及び防災ヘリコプター運航費1,971万2,000円の減であります。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【坂口分科会長】以上で説明が終わりましたので、これより予算に係る報告議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【饗庭委員】おはようございます。質問させていただきたいと思います。

総務部の議案の中で、県税の過誤納還付金が減になっていきますけれども、この内容を教えてください。

【山口税務課長】県税の過誤納還付金の主なものは法人関係税（法人県民税、法人事業税）の過誤納還付金でございます。

法人は、中間で一回、予定申告という形で前年度の半分の額を納めていただき、法人の決算で確定申告をしていただくということで、その時に差が出たら還付するというような制度になっております。

今回、想定より法人の還付金が少なかったことから減額をしているということでございます。

【饗庭委員】その中で、法人が何件あるのかというのわかるんですか。もう法人全体でそのように途中ですから、還付金がこれぐらいというふうになるのか、教えてください。

【山口税務課長】手元に還付金の件数というのは持っておりません。合計が、今上がっている額ということでございます。

【饗庭委員】できれば、後ほど資料をいただけ

ればと思います。

もう一点、電算管理運営費の県の事務の電子化推進等に要する経費が減になっているんですけども、電子化を推進している状況でこれだけの減が出たのはどんな理由か教えてください。

【吉村スマート県庁推進課長】電算管理運営費の減についてのお尋ねでございます。

9,112万3,000円の減を計上させていただいておりますけれども、その中で大きなものとして情報基盤整備費が6,200万円減になっております。情報基盤整備費といいますのは、県庁のネットワークやパソコンの整備といったハードウェア関係が主になりますけれども、その中でさらに大きなものとしましては、Office365というオフィスソフト、これのライセンスの入札減がかなり大きくありまして、約1,700万円でございます。

そのほかにメールシステムの移行構築費、これも契約実績に伴う、いわゆる入札執行に伴う減でございますけれども、1,400万円とか、ほとんどがそういった入札執行減によるものの積み上げになっております。

【坂口分科会長】ほかにございませんか。

【前田委員】インターネット広報促進事業費が600万円近く減になっていますけれども、これはどうして減になっているのかということです。そもそもの予算額の設定というのはどうやってしているんですか。

【松浦広報課長】インターネット広報促進事業費についてのお尋ねでございます。

予算額につきましては、長崎県公式ウェブサイトのシステム及びサーバーの保守管理等について、業者の方から見積もりをいただきまして、それを基に積算をさせていただいているところ

でございます。

【前田委員】これは県の方で積算できるというものじゃなくて、多分業者側の方から見積もりを出してもらい、それを精査しながら予算立てしていると思うんですね。そうした時に、どうしてその600万円が、見積もりどおりやっているのに減になっているのかを説明してくださいという質問です。

【松浦広報課長】大変失礼いたしました。今回の減額補正につきましては、システムの不具合やサイバー攻撃等、突発的な事案への対応に要する経費を確保しておりましたが、そうした事案が発生しなかったため、300万円程度減額をさせていただいております。

併せまして備品購入費でございますが、耐用年数を迎えるサーバーが2台ほどございましたけれども、サーバーが問題なく稼働していること、併せてバックアップサーバーを用意しており、万が一の場合にもウェブサイトの運営に支障が出ないと見込まれること等の理由から、更新時期を1年延長して予算を減額させていただいたものでございます。

【坂口分科会長】ほかにございませんか。

【山口委員】危機管理部にお尋ねします。

防災ヘリコプターの関係ですが、今回は1,971万2,000円の減額ということになっていますが、それぞれ防災ヘリコプターの役割というのは住民の皆さん方の安心・安全、それをスピーディーに解決することにあるんだろうと思っています。定期的に出動をすること、あるいは緊急、突発的な出動というのがあると思っておりますけれども、全体的に年間の出動回数を含めて要点を教えてくださいませんか。

【飛永防災企画課長】まず、専決予算における減についてでございますが、今回1,900万円は

どの減となっております。こちらにつきましては、例年、定期的に行われます防災ヘリコプターの定期点検・整備というのがございます。令和4年度につきましては、この点検の際に交換を予定いたしておりましたメインローターシャフト、回転の軸になる部分でございますが、こちらがウクライナ等々、国際情勢の影響によりまして入手が昨年度できなかったことから、翌年度に先送りとなってございます。こうした関係での減でございます。

それから、防災ヘリコプターの出勤回数でございますが、昨年度、令和4年度につきましては合計で223件でございます。そのうち、緊急の運航につきましては、救急で42件、救助で14件、それから火災出勤で1件、合計57件となっております。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【田中委員】県債管理基金積立金というのが115億円ありますね。115億円の積立てを知事専決でやった、これはいいけれども、わかるけれども、大体県債管理積立金のトータルは現在でどれくらいになっているのか。

もう一つは、少し内容を知りたいんだけど、3月末で県債残がどのくらいあって、毎年の返済額、令和5年度の返済額はどのくらいと計画はちゃんとできていますからね、そのうち金利分がどのくらいあるのかというところまで知りたいんです。

【苑田財政課長】まず、お尋ねにございました財源調整のための3基金の残額の状況でございますけれども、令和4年度末でトータル433億円となっております。

続きまして、県債残高の状況でございますが、令和4年度末で1兆2,359億円でございます。

毎年度の返済の公債費でございますが、大体900億円程度なのでございますが、先ほどちょっとお話がありました元金と利子については確認いたしますので、後ほど改めて回答させていただきます。申し訳ございません。

【田中委員】後でもらえばいいです。

【坂口分科会長】ほかに質疑はございませんか。

【苑田財政課長】公債費の状況でございますけれども、大体900億円と申し上げましたけれども、全体で元金が919億円、利子で55億円といった状況でございます。申し訳ございません。

【田中委員】計算すればわかるんだけど、利子で55億円というと、1日当たりにするとのくらいになるのかな。

【苑田財政課長】約1,500万円になります。

【田中委員】終わります。

【山口税務課長】過誤納還付金の還付の件数は、法人県民税の課税件数が3万6,238件に対しまして還付件数が2,024件、法人事業税の課税件数1万8,921件に対しまして還付件数が2,145件という状況でございます。

【坂口分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算に係る報告議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

報告第1号のうち関係部分、報告第9号、報告第12号については、原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算に係る報告議案は、原案のとおり、それぞれ承認すべきものと決定されました。

【坂口委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明申し上げます。

総務部の「総務委員会関係議案説明資料」を開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第53号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第61号議案、第62号議案「権利の放棄について」、報告第17号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」でございます。

はじめに、条例議案についてご説明申し上げます。

第53号議案「一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、「人事院規則」の改正によりまして、国において、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例が廃止されたこと及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が改正されたことを踏まえ、所要の改正をするものであります。なお、この議案に関しましては、後ほど人事課長から補足説明をさせていただきたいと存じます。

次に、事件議案についてご説明申し上げます。

第61号議案「権利の放棄について」

この議案は、林業改善資金貸付金におきまして、債務者が死亡し、連帯保証人2名のうち1名

が唯一の相続人となりましたが、破産免責し、また充当可能な財産もなく、もう一人の連帯保証人の消滅時効援用によりまして、債権の回収が不能であることから、権利を放棄しようとするものでございます。

第62号議案「権利の放棄について」

この議案は、比田勝港（舟志地区）野積場の使用に伴う不当利得返還金につきまして、債務者である法人が解散し、将来再開の見込みがなく、その無限責任社員が破産免責をし、また充当可能な財産もないため、債権回収が不能であることから、権利を放棄しようとするものでございます。なお、これらの議案に関しましても、後ほど、債権管理室長から補足説明を申し上げたいと存じます。

次に、報告議案についてご説明いたします。

報告第17号 知事専決事項報告「長崎県税条例の一部を改正する条例」

この条例は、令和5年度税制改正による地方税法の改正に伴いまして、自動車税種別割のグリーン化特例の延長・見直しなど令和5年4月1日から施行すべきものにつきまして、本県税条例の所要の改正をしたものでございます。

次に、議案外の報告事項についてご説明申し上げます。

権利の放棄についてでございますが、1件50万円以下である県営住宅使用料2件の権利の放棄につきまして、地方自治法第180条の規定に基づく軽易な事項として専決処分させていただいたものでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明申し上げます。

今回、ご報告いたしますのは、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組について、県南振興局庁舎の整備について、職員の不祥事に

ついてでございます。

まず、「長崎県行財政運営プラン2025」に基づく取組についてでございますが、令和3年3月に策定いたしました「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に掲げます総務部関係の項目に関しまして、その主な取組内容をご説明いたします。

本プランは、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル改革と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を3本柱といたしまして、35の個別項目を掲げておりまして、令和5年4月現在の進捗状況といたしましては、5年間の取組実績で達成状況を判断する項目も多数あることから、現時点で目標を達成した項目はございませんが、目標の達成に向けまして様々な取組を推進しております。

主な取組の実績といたしましては、夏の働き方改革におきまして、管理職自ら、業務改善につながる具体的な取組内容を明言し、所属内での業務改善等の機運醸成と具体的な取組を推進する「管理職による働き方改革宣言」を実施しますとともに、組織内のコミュニケーションの活性化を図るため、チャットやWeb会議、ファイルの共同編集が可能なツールである「Teams」を活用した情報共有や会議の開催等の推進によりまして、業務の効率化、省力化に取り組んでおります。

加えまして、職員の業務や組織への貢献に対する意欲や満足度を把握し、各種施策の改善につなげることを目的として、エンゲージメント調査を実施したところございまして、今後は調査で得られた結果につきまして職員研修などの機会を通して理解を深めるとともに、多様で柔軟な働き方の取組強化についても検討を進めてまいります。

また、行政手続のオンライン化に向けて、その前提となります押印の見直しを令和3年度末までに完了したところでございますが、令和4年度におきましては、キャッシュレス決済にも対応した新しい電子申請システムを導入いたしまして、目標を上回る60の所属でオンラインによる手続が可能となるなど、県民の利便性向上や申請データ処理などの効率化に繋がったところでございます。

さらに、戦略的にデジタル人材育成を推進するための方針の策定に着手いたしまして、先月、「長崎県デジタル人材育成方針」として取りまとめたところでございます。今後はこの方針に基づいた人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

このほか、業務の効率化の推進といたしまして、プログラミングなしで職員自ら業務システムを構築できますノーコード開発ツールの試験的導入ですとか、予算編成及び財務会計システム等の再構築に合わせまして、執行管理や決算業務等の処理手順の見直し等にも着手したところでございます。

今後、本プランの実現に向けて取り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、県南振興局庁舎の整備についてでございますが、県南振興局庁舎の整備につきましては、基本設計を終えまして、現在、実施設計を進めているところでございます。

基本設計では、令和3年12月に策定いたしました「県南振興局庁舎整備基本計画」に掲げた基本方針の実現を目指し、導入すべき機能の具現化に向けた検討を進めてまいりました。

来年1月までに実施設計を完了する予定とし



ておりまして、その後発注手続を行い、工事に着手する予定としております。

最後に、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をお開きいただければと存じます。

職員の不祥事についてでございますが、去る令和5年6月13日に、土木部の職員が、長崎市平和公園におきまして、供えられた千羽鶴にライターで点火して焼損させたとして、器物損壊の現行犯で逮捕されるという事案が発生いたしました。

職員がこのような不祥事件を起こしたこと、また、その内容が多くの方の平和への祈りが込められた千羽鶴に火を付けるという行為であったことにつきまして、大変重く受け止めておりまして、深くお詫び申し上げます。

今後、経過等を確認のうえ、厳正に対処するとともに、職員の綱紀の保持に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、秘書・広報戦略部長より、所管事項の説明を求めます。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】秘書・広報戦略部関係議案外の所管事項について、ご説明いたします。

秘書・広報戦略部の「総務委員会関係議案説明資料」をお開きください。

私から2点ご説明したいと思います。

まず、1点目、戦略的な情報発信及びブランディングの推進について。

県においては、国内外の多方面の皆様から、「長崎だったら、新しいものが生まれる」という期待を広く、強く持っていただける「選ばれ

る長崎県」の実現を図っていくこととしております。

そのため、分野横断的視点やマーケティングの視点を踏まえた戦略的な情報発信の展開や本県の多様な分野における魅力が総体的なイメージ向上につながる本県のブランディングに取り組んでまいります。

さらに、本年6月1日付で民間から人材を派遣していただき、秘書・広報戦略部次長として採用しており、今後は、民間の知見等も活用しながら、これらの取組の実効性向上や加速化を図ってまいります。

次に、「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に基づく取組について。

「長崎県行財政運営プラン2025～挑戦する組織への変革とデジタル改革～」に掲げる秘書・広報戦略部関係の項目に関して、その取組内容をご説明いたします。

秘書・広報戦略部におきましては、全世帯広報誌やテレビ等の各媒体の特性を活かしながら、県政情報のわかりやすい発信に取り組んでおります。

令和4年度の実績につきましては、全世帯広報誌のアンケートにおいて、「わかりやすい」と答えた人の割合が96.4%、長崎県における広報の認知度等アンケートでは、県事業の内容が「伝わっている」と答えた人の割合が50%となり、それぞれの指標において目標値を達成できました。

令和5年度におきましては、「選ばれる長崎県」の実現に向け、分野横断的視点やマーケティングの考え方も活用しながら、戦略的な県政情報の発信に努めてまいります。

今後、行財政運営プランの実現に向けて取

り組み、積極的に県政の改革に努めてまいりますので、引き続き委員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、秘書・広報戦略部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】次に、危機管理部長より所管事項の説明を求めます。

【今富危機管理部長】危機管理部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、令和5年度長崎県総合防災訓練の実施について、令和5年度長崎県防災会議の開催について、令和5年度長崎県消防団大会について、長崎県国民保護計画の変更についてでございます。

お配りしております「総務委員会関係議案説明資料」の2ページをお開きください。

まず、令和5年度長崎県総合防災訓練の実施についてですが、去る5月28日、対馬市峰町の峰港用地において、風水害や地震・津波災害等を想定した令和5年度長崎県総合防災訓練を実施いたしました。

この訓練は、防災体制のさらなる強化を図るとともに、県民皆様の防災意識の高揚を目指して毎年実施しており、本年は、自衛隊、長崎県警察、対馬市消防、海上保安部などが参加いたしました。

具体的な内容としましては、倒壊家屋や埋没車両からの救出訓練など、実際の災害対応を想定した実践的な訓練となるよう努めるとともに、航空自衛隊ヘリと対馬市消防による孤立地区からの救急搬送など、地域の特性を踏まえた訓練を行いました。

今回の訓練により、それぞれの防災関係機関

における対処能力の向上や連携の強化、地域住民の防災意識の高揚などが図られたものと考えており、今後とも、様々な訓練や機会を通じて、防災体制の強化に取り組んでまいります。

次に、令和5年度長崎県防災会議の開催についてですが、去る6月5日、令和5年度長崎県防災会議を開催し、長崎県地域防災計画の修正についてご審議いただき、盛土による災害防止に向けた対応や原子力災害対策における避難先拡大などの修正を行いました。

また、近年の気象や防災気象情報などについての講演と令和4年の台風14号による停電の復旧の取り組みについての報告が行われ、災害の危険性が高まる時期を迎えるにあたり、各機関が防災体制の強化について思いを新たにしているところであります。

今後とも、地域の安全安心確保のため、各関係機関と連携を密にしながら、地域防災計画の推進に取り組んでまいります。

次に、別途お配りしております「総務委員会関係議案説明資料(追加1)」の2ページをお開きください。

令和5年度長崎県消防団大会についてですが、去る6月10日、雲仙市において第76回長崎県消防団大会が開催されました。

この大会は、消防団員の士気の高揚と消防防災意識の一層の啓発を図るため、県内の消防団員等約630名の参加のもと、消防功労者や消防団協力事業所に対する表彰や郷土を災害から守っていく大会宣言、消防職団員による活動報告が行われました。

今後とも、消防団活動の充実強化を図り、地域における防災力の向上に取り組んでまいります。

最後に、当初お配りしております「総務委員

会関係議案説明資料」の3ページをお開きください。

長崎県国民保護計画の変更についてご説明します。

これは、国民保護法第34条に基づきご報告するもので、昨年7月に厚生労働省から「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の整備について」の検討要請を受け、長崎県国民保護協議会へ計画の変更案を諮問し、異議がない旨の答申があり、その後、内閣総理大臣に対し協議を行い、令和5年4月18日に計画の変更について異議がない旨、閣議決定されました。

変更の主な内容としましては、医療系及び保健・福祉系活動チームの被災地派遣調整や受援調整、被災地・避難所での保健医療福祉活動に関する情報連携等について、全体をマネジメントする調整本部を設置したことなどです。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【坂口委員長】次に、補足説明を求めます。

【永峯人事課長】私からは第53号議案につきまして、補足してご説明を申し上げます。

資料については、A4縦の「一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例について」といった表題を振っております資料をご覧ください。

まず、今回の条例改正についてでございますが、要旨の欄にも記載いたしております。国において「人事院規則」、あるいは「新型インフルエンザ等対策特別措置法」、こういったものが改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

内容につきましては、第3の欄に記載をいたしております。

まず、(1)の部分でございますが、一般職員の特殊勤務手当に関する条例について、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業手当の特例、これが国においても廃止をされたということがございますので、この国の取扱いに準じて廃止をしようとするものでございます。

これまでの支給の内容につきましては、括弧の中に記載いたしております。手当額につきましては日額3,000円、身体接触等がある場合は4,000円、対象作業については記載のとおりでございます。支給実績、知事部局の分を上段に記載いたしておりますが、令和3年度が件数が最も多かったという状況で、令和5年度につきましては実績がないということでございます。

続いて(2)の部分でございます。こちらは国の「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正にあわせまして、災害派遣手当等に関する条例、この中でこの法律の条項等を引用いたしておりますので、そういった条項、さらには手当名を変更しようとするものでございます。

施行日については、一番下の第4のところに記載のとおりでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【太田債権管理室長】権利の放棄について、補足してご説明をいたします。

権利の放棄に係る議案の概要をお開きください。

今回、第61号議案及び第62号議案の2件の権利の放棄の議案を上程させていただいております。議案ごとに債権放棄しようとする理由等に

ついてご説明をいたします。

まず、第61号議案は、林政課所管の林業改善資金貸付金の未納額及び違約金でございます。

債務者は、立木購入のため、平成14年度に490万円の貸付けを受けましたが、償還開始の予定時期から支払がなされず、その後、平成18年から令和2年までの間に連帯保証人2名のうちの1名から合計103万5,000円の償還がなされ、未納額につきましては、資料記載の386万5,000円、違約金は846万5,904円でございます。

債務者は、令和2年1月に死亡いたしまして、償還を行っておりました連帯保証人が相続人となっております。この方が令和5年4月に破産免責決定が確定をいたしまして、法的に債務の支払義務がなくなっております。

なお、債権管理室におきまして、債務者の配偶者、子及び兄弟姉妹など、相続人となるべき方19名全員に確認をいたしましたところ、相続を放棄していること、また、もう一方の連帯保証人が消滅時効を援用したということを確認しておりまして、本債権について法的に支払い義務のある者が不在となり、また、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能となっているものでございます。

続きまして、第62号議案でございます。

この議案は、港湾課所管の比田勝港（舟志地区）野積場使用に伴う不当利得返還金でございます。

債務者が許可を得ず野積場を使用した期間約2年3か月に対する使用料相当額174万3,000円に対する未納金、資料記載の165万3,000円及び遅延損害金125万9,416円であります。

債務者である法人は平成18年に解散済みで、事業再開の見込みがなく、その無限責任社員は令和5年4月に破産免責決定が確定し、本債権に

ついて、法的に支払い義務のある者が不在となり、また、充当可能な財産もないことから、債権の回収が不能となっております。

なお、第61号議案と第62号議案の違約金並びに遅延損害金につきましては、本来、元金が完済された時点でその額を計算し、調定のうえ債務者に請求するものであることから、県の収入未済額に計上されているものではございません。なお、金額は、本定例会閉会日現在で計算をいたしております。

以上の理由によりまして、今回2件について、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決をいただいたうえで権利の放棄を行おうとするものです。

以上で補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【饗庭委員】 第53号議案について質問させていただきます。

この特殊勤務手当に関する条例の一部を今回廃止するという事は、国において行われたということで十分理解しております。この新型コロナウイルス感染症も5類になっている状況ではありますけれども、今また第9波がきていると。今後、いろんなウイルスでまたこういうことが起こるかと思えます。その場合には、前回は未知のことで手当が遅れて出たと思うんですけども、次にそういうことが発生した場合に、すぐ条例ができるようにしていただければと思いますが、どのように進めていくか教えてください。

【永峯人事課長】 まず、前回の対応の部分から

少しご説明をさせていただきますが、令和2年2月に国の方でこの新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定をされました。その後、国においては、速やかに3月に規則が改正されて、こういった手当の特例が支給されるという状況になっております。

ただ、本県の場合は、この特殊勤務手当につきましては条例で規定をしているといった状況がございますので、直近の6月定例会に条例議案をかけさせていただいてこの特例を設けたということでございます。その際には、2月1日に遡って支給ができるように、そういった規定を設けて対応させていただいたところでございますので、2月以降発生した業務については、この手当については支給がなされたというところがございます。

今後、また、同様の新たな感染症等が発生するといったようなことも当然考えられますので、そういった場合には職員の負担に対する手当ということは当然また必要になってこようかと思っております。国の取扱いでございますとか、ほかの都道府県の取扱い、そういったところも見ながら、速やかに対応してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】遡って支給されているということで理解したいと思っております。そして、今後も何かあった場合にはすぐできるということで理解します。

1点だけ、令和5年は実績なしということだったですけども、そういう対応する必要がなかったと理解していいんでしょうか。

【永峯人事課長】そういった対象となるような業務が発生していないということでございます。

【坂口委員長】ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第53号議案のうち関係部分、第61号議案、第62号議案及び報告第17号については、原案のとおり可決、承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、議案は原案のとおり、それぞれ可決、承認すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」及び「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、説明を求めます。

【黒島秘書課長】私から「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております秘書・広報戦略部関係の資料についてご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

1,000万円以上の契約案件につきまして、令和5年2月から令和5年5月までの実績は、記載のとおりの2件となっております。

資料の説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【鳥谷総務文書課長】私からは、まず、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員

との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出しております総務部関係の資料についてご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。令和5年2月から令和5年5月までの実績は計7件であり、各契約の内容は資料に記載のとおりであります。また、3ページから5ページにつきましては、入札結果一覧表を添付いたしております。

6ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告でございますが、令和5年2月から令和5年5月までの実績は、長崎県行政不服審査会が2件、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県個人情報保護審査会が3件、長崎県情報公開審査会が4件、長崎県出資団体点検評価委員会が1件の計11件となっております。それぞれの会議の結果につきましては、7ページから18ページにお示ししております。

続きまして、去る6月上旬に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係の要望結果をご説明いたします。

令和6年度政府施策に関する提案・要望について、総務部関係をご覧ください。

総務部関係におきましては、「地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実」について、「離島地区における次期総合行政ネットワーク（LGWAN）の整備」についての2項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、総務省に対し、知事、副議長、総務部長により要望を行いました。このうち「地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実」については、新型コロナウイルス感染症収束後、地方財政の平時化に伴い

地方交付税を削減することのないよう十分な財源確保を図ることや、地方財政計画における「地方創生推進費」等の継続及び離島・半島を多く有することなど、本県の実情を説明のうえ、本県など条件不利地域への配慮について強く要望を行いました。

これに対し、松本総務大臣からは「地方財政が平時化する中においても、安定的な行政運営ができるよう引き続き一般財源総額の確保に取り組んでまいりたい。また、「地方創生推進費」等についても、条件不利地域に配慮しながら対応していきたい」とのご意見をいただきました。

以上が総務部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【飛永防災企画課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき本委員会に提出いたしました危機管理部関係の本年2月から5月までの実績に関する政策等決議資料についてご説明いたします。

県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業者に対し内示を行った補助金については、該当ありません。

1,000万円以上の契約案件につきましては、資料2ページに記載のとおり、長崎県消防学校給食業務委託、令和5年度長崎県防災行政無線施設保守業務、長崎県防災情報システム運用保守業務委託、令和5年度長崎県防災ヘリコプター運航管理業務委託の4件でございます。

決議、意見書に対する処理状況については該

当ありません。

続きまして、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年2月から5月に県議会議長宛にも同様の要望が行われたものにつきましては、松浦市からの要望が1件あり、それらに対する県の取扱いにつきましては、資料5ページから6ページに記載のとおりです。

附属機関等会議結果報告並びに県参与の委嘱については、該当ありません。

以上をもちまして、危機管理部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

次に、去る6月7日に実施いたしました令和6年度政府施策に関する提案・要望につきまして、政府施策提案・要望（差替）の資料に基づき、危機管理部関係の要望結果をご説明いたします。

危機管理部関係におきましては、「佐世保港におけるすみ分けの早期実現等」「自衛隊に係る防衛施設整備等の推進」「原子力災害対策」「雲仙砂防管理センター及び九州大学地震火山観測研究センターの充実強化」の4項目について要望を実施いたしました。

要望実績といたしましては、防衛省、内閣府、文部科学省に対し、知事、副議長、危機管理部長により要望を行いました。

このうち、佐世保港におけるすみ分けの早期実現等、自衛隊に係る防衛施設整備等の推進については、井野防衛副大臣から「前畑弾薬庫の移転・返還については米軍との調整に時間がかかっていることは重々認識しており、早期に話を進めていきたい」とのご意見をいただきました。

また、6月20日には、危機管理部長が九州防衛

局に出向き、要望活動を行ったところでございます。

以上が危機管理部関係の要望結果であります。今回の政府施策に関する提案・要望の実現に向け、引き続き取組を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

【坂口委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、15番、17番、19番、20番でございます。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

【大倉委員】 秘書・広報戦略部関係の1,000万円以上の契約状況の広報テレビ番組に関して質問いたします。

KTNとNIBで契約金が合わせて6,000万円ほどなんですけれども、この「みじかなナガサキ」という番組が県民の方にどこまで浸透しているのかという部分を伺いたいと思っております。世帯視聴率など、もちろん放送局とか時間帯でも違うと思うんですけれども、平均で出ているのでしょうか、教えてください。

【松浦広報課長】 再放送を除きまして、令和4年度1年間の平均視聴率、民放大手4社の平均視聴率は9.8%でございます。

【大倉委員】 9.8%は、結構驚きました。相当

高い数字です。正直、私が以前「Pint」という番組のキャスターをしていた時よりも高いです。すごいですね。これは、言える範囲でいいんですが、例えば一つの局が15%、一つの局が5%とか、そんなに違って平均9.8%なのか、押しなべて9%ぐらいとっているのか、その辺はどうなんでしょうか。

【松浦広報課長】最も高いところで11.2%、最も低いところで9.2%ですので、押しなべて9%、10%前後になるかと思います。

【大倉委員】わかりました。この数字を見れば一定県民の皆さんに浸透しているということが理解できました。

ただ、テレビの視聴時間というのが、平日、土日、祝日も含めてインターネットに負けているというニュースもこの間出ました。ですから、この6,000万円をかけるというのは、やっぱり必要性をきちんと説明できなければいけない。ちゃんとそれが必要だと思うんです。だけれども、今伺った視聴率でいきますと、テレビというのはまだまだコンテンツとしては十分PR力があるという認識でよろしいんでしょうか。

【小川ながさきPR戦略課長】今、委員からご指摘いただきましたテレビの広報番組ですけれども、県としましては、テレビをはじめとしまして紙媒体の全世帯広報誌ですとか、県のホームページですとか、SNS等々での情報発信を今やってきているという状況でございます。

それらの中で、引き続き、効果的な情報発信には努めていきたいと考えているところでございます。

【大倉委員】県政を県民に届ける効果がしっかりとあるなら、私は何も問題がないと思っております。ただ、放送局出身の私の肌感覚で言わせていただければ、正直、行政の仕事というの

は結構お金が高いんですよね、あえて言わせてもらいます。でも、それだけの効果を生む媒体にはしっかりと広告費を投入すればいいと思うんですけれども、そうじゃないところの税金はやっぱり省いていかなければいけないという、無駄をしっかりと省いていくべきところは省いていくというところは必要だと思うんですが、そのあたりのご見解がもしもあればお願いいたします。

【松浦広報課長】委員ご指摘のとおり、無駄を省いていくという視点は大変重要であると考えております。

そのため、私どもといたしましては、テレビ番組につきましては、まず、今回で言えばKTNに番組の制作と放送をお願いしております。昨年度の状況で申しますと、それ以外の民放の大手3局につきましては、放送の方をお願いいたしておりました。

そうした状況であったんですけれども、昨年度まで放送のみの契約につきましては、相手方が特定されるということで随意契約で契約をさせていただいておりましたが、県の取組の発信につきましては、より効果的、かつ多様化させることが必要との考えから、今年度の契約分から各放送局の取組をご提案いただくプロポーザル方式を採用させていただいております。

その結果、各社に企画内容の競争をさせていただきまして、提案が優良であった2者と契約を締結させていただきました。

その結果でございますけれども、今年度の契約内容につきましては、全体として昨年度より番組の放送回数が増加いたしております。加えて、CMやSNSを活用した番組宣伝、自社制作の情報番組内での県政情報の発信等、より効果的で多様な取組になったものと受け止めていますと



ころでございます。

【大倉委員】こういった広報番組が、事例でもしあればなんですけれども、県民の方にしっかり届いているなという、それがしっかりと実例としてわかるような、そういったものというのがあれば教えてもらいたいんですが、どうでしょうか。

【松浦広報課長】行動変容につながっているかどうかというところかと思えますけれども、行動変容で申し上げますと、先日、私どもにとりまして大変喜ばしいといえますか、広報魂が震えるような話をお聞きしましたのでご紹介させていただきます。

県政テレビ番組の今年1月の放送分にまつわるお話でございます。この週は、消防団に入ろうということでご紹介させていただいたところでございます。その番組の中で、新しく消防団に入られた方のインタビュー等をお撮りしました。その方は現役の大学生だったんですが、話をお聞きしたところ、オンエアはしませんでした。その方が消防団に入ったきっかけは、実は去年の県政番組を見て消防団に入ろうと、地域貢献をしたいということで、それがきっかけだったということでございました。また、その番組を見て消防団に入られた方が、今度は次の年の消防団の番組の方でご協力をいただけたということで、大変私どもとしても喜ばしく思ったところでございます。

併せまして、テレビにつきましては終わったコンテンツ、「オワコン」だというご批判をされる方もいらっしゃいますけれども、まだまだ十分効果があるものだというふうに受け止めているところでございます。

【大倉委員】ほっとしました。やっぱりちゃんと伝わって届いて、そして行動変容につながる

と、理想的な形だと思います。実は、正直、広報番組の費用対効果というのを私は心配していたんですけれども、安心しましたので、引き続き県民の皆さんにしっかりと広報が届くような番組づくりを、そして、ちゃんと充当するところは充当するというところを引き続きよろしくお願いいたします。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【田中委員】今の話なんですけれども、入札そのものについてお聞きしますが、予定価格、入札書比較価格とか、その後の総合評価、この関係をもう少し理解できるように説明してもらえないでしょうか。

それから、今の答弁の中で2者落札的な言葉がちょっと出てきたんですけども、これによるとあれでしょう。第1回、高い方が落札しているわけね。それは総合評価の関係で逆転したという理解はするけれども、総合評価そのものの技術評価点等がこれだけ差が出たとか、価格評価点にこれだけ差が出たとかというそこら辺を含めてご答弁願います。

【松浦広報課長】まず、1番の総合評価の方ににつきましては、制作と放送を委託したものでございます。予定価格につきましては、入札結果一覧表に記載のとおり5,100万円程度の予定価格でございました。その結果、1者が落札をしたものでございます。

技術評価点は300点です。価格評価点は100点という割合で評価をさせていただいたものでございます。

それと2番の「みじかなナガサキ」の放送等業務委託、こちらにつきましては、先ほど2者とご契約をさせていただいたと申し上げましたけれども、1者についてはこちらに記載のとおりなんです。もう1者につきましては、契約金額が

1,000万円以下になっておりますので、ここには記載をしていないという状況でございます。

【田中委員】ちょっと私は理解できないんだけど、予定価格は5,131万円、それから入札書比較価格4,664万円というのが出てくる。この入札書比較価格というのが、私は初めての経験なのでね、こういうのは。

それと、入札金額が逆転しているのは総合評価だと思うけれども、1点についてどのくらいの逆転があっただろうか。そういうことでしょうか。普通は、落札は低い方が取るわけでしょうか。高い方が取っている。それは総合評価でひっくり返ったんだという理解はできるけれども、点数が五十何点か開いているから、その点数が1点どのくらいの関係でひっくり返ったというようなところまで説明してもらえませんかという話です。

【松浦広報課長】大変失礼いたしました。

予定価格と入札書比較価格でございますが、入札書比較価格の方は税抜きで記載をさせていただいております。その下の入札結果につきましても、これは税抜きの金額になります。ですので、1,000万円以上の契約状況一覧の方につきましては税込みの金額ですので、少し契約金額の方が消費税分増えているという状況になっております。

【坂口委員長】それと総合評価の逆転については。

【松浦広報課長】逆転につきましては、記載のとおり技術評価点で大分差がつかましたので、価格の差を覆したことによって、落札者の方と契約をさせていただいたということでございます。

【田中委員】だから、おのおの違っはくるけれども、この場合は1点でどのくらいの金額が

逆転していくかと。50点あればどのくらいで逆転するんですよというそこら辺まで参考までに聞かせてもらえたらという話です。

【松浦広報課長】確認をいたしまして、後ほどご説明させていただきたいと思います。

【田中委員】その件は後で聞くけれども、本格的にこういうテレビ広報を県がやるようになった歴史はどのくらいありましたかね。まだそんなにはないと思うんだ。

【松浦広報課長】大変申し訳ありません、併せて確認をさせていただければと考えております。

【田中委員】あえて私が質問したのは、私の一般質問で、県がそれを適用してくれて本格的なテレビ広報を始められたなという自負があるもんだから改めて聞いたんだけれども、それは結構です。

【坂口委員長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】総務部管財課の県庁舎の清掃業務の入札についてお尋ねしたいと思います。

まずもって、県内の企業を育成する立場で、できるだけ県内で発注したいという方針とされているんですが、この10者の中で県外も入っていますけれども、なぜ県内に絞らないのかというのをまず1点お答えください。

【山道管財課長】当入札、清掃の入札につきましては、金額によってWTOの対象案件となっております。これにつきましては、地場を優先するというような地域要件をつけられない契約内容となっておりますので、このような結果となっております。

【前田委員】WTOは、金額は幾ら以上になっているのか、まずそれを一つお聞きしたいのと、そうは言いながらも、入札の条件の中で資格者のところが多分ありますよね。それは県内資格

者とかに限定されていないんですか。

【山道管財課長】WTOにつきましては3,000万円がその基準となっております。当該契約につきましては、複数年の契約であります。1億3,400万円の契約となっておりますが、単年度で申し上げますと、3,000万円の金額基準となっております。

併せまして、地域要件がつけられないというのは、外国企業の参入等がございますので、公告の中でもその条件というのは付していないという状況でございます。

【前田委員】 そうしたら、この無効が3つ入っている。この無効というのはどういうことでしょうか。

【山道管財課長】 この無効につきましては、10件の応札のうち3件が無効ということとなっております。そのうち2件につきましては、入札をする際に入札保証保険という保険契約を結んでおりますが、その保険契約を超える応札をしたということで、それを無効としております。

もう一つの無効の件数につきましては、最低制限価格が設けられないWTOの案件でございますが、低入札価格調査制度の対象としていることから、この際に価格の根拠、応札された金額の根拠を確認したところ、その調査に応じていただけなかったということで無効といたしたものでございます。

【前田委員】 わかりました。一番聞きたかったことを今から質問するんですけども、その最低制限を引けないという中で、一定多分県の方は予定価格を引いて、認識が違っていたらご指導いただきたいんですけども、予定価格を引いて、それ以下の場合だったら多分低入札価格調査、本当に十分な質を担保して施工できるのかという調査に入ると思っていて、その中で4

者失格になっています。落札者と一番そこに近いところと言えば300万円ぐらいしかその差がないわけですよね。その中で、本当に低入札価格調査をまず誰がやったのかということと、そこに専門的な方がいらっしまったのかということを含めて、この300万円の幅の中で、低入札価格調査で失格するというのがあまりイメージがわからないんですね。そこに大きく差があったら、要は仕様というか、施工のあれが違うから、これじゃ十分な清掃ができないですよということでの判断というのは利くと思うんですけども、こんな4者もあって、その差もわずかな中で低入札価格調査による失格というのが、相手方が納得されるのかということも含めて疑問を感じているんですけども、このあたりはご説明できる範囲でご答弁いただきたいと思います。

【山道管財課長】 まず、低入札価格調査制度でございますが、これは委員ご指摘のとおり、履行がなされないおそれがあると認められる場合、金額によって認められないおそれがあるということでこの調査を行ったところではございますが、この調査につきましては管財課職員の方で調査をいたしてヒアリングを実施しております。

内容といたしましては、その価格で入札した理由及び積算の内訳、それと業務員の確保の見通し、次に、清掃器具の確保の見通し、また、契約履行実績等を調査いたしました。

今回、金額のご指摘ではあるんですけども、この失格となった要素としましては、応札した額とその根拠となる内訳書が、違算等がありそれが一致しなかったと。応札した内訳をお尋ねしているにもかかわらず、その根拠となる資料の提出がなかったというものでございます。それで、ヒアリング等も行いましたが、そのご説明はい

ただけなかったという状況でございましたので、これを失格という判断をいたしました。

【前田委員】今の最後の説明のところは、これは全者そうだったということですか、4者とも。

【山道管財課長】そのとおりでございます。

【坂口委員長】ほかに質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に「政府施策に関する提案・要望の実施結果」について、ご質問はありませんか。

【外間委員】危機管理部関係の令和6年度政府施策に関する提案・要望の実施結果について確認です。

要望項目について、佐世保港のすみ分けの早期実現、自衛隊に係る防衛施設整備等の推進も含めて危機管理部で4項目要望に行かれたということですが、一つ確認したいのは、新しく組織として「基地対策・国民保護課」という課を設置されて、それでその課の機能と役割を基に港のすみ分けと自衛隊に係る装備品等の整備の推進の要望に初めて今回行かれたのか。あるいは、もっと前からずっとこういった要望は危機管理部としてやってきたよということなのか、その確認をさせてください。

【今富危機管理部長】要望項目としましては、今年度、この基地関係について新たにというわけではございませんで、これについては引き続きということで継続しての要望項目となっております。

【外間委員】わかりました。では、こういった防衛関係に関する要望は継続してやってきておられるということですが、この2番目の自衛隊に係る防衛施設整備等の推進ということで、今回の要望については、特に防衛費が増額になっているということで、増額に伴う装備品等のメ

ニューも増額して、基地を抱える本県としては、相当な増額メニューをもって臨まれたと思いますけれども、本県として、今回の要望が防衛費増額に伴うさらなるメニューの追加ということがお示しできますでしょうか。

【庄司基地対策・国民保護課長】地元企業の受注拡大についてですけれども、私どもで要望をしてみいました。

防衛省において、担当の局長の方から、整備計画では契約額が2.5倍、施設整備が4.6倍、修理費が2倍になるというお話をいただきました。整備数、予算額が増額されておりますので、防衛省といたしましても、地元の企業にご協力をいただきたいというお言葉をいただきましたので、地元企業の受注拡大が期待できるものと受け止めております。

【外間委員】そのことをお聞きしたかったのであります。期待できるようでありますので、ぜひとも、引き続き、国に対する働きかけを行っていただきたいと思います。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般についてご質問はありませんか。

【饗庭委員】では、議案外について何点か質問をさせていただきたいと思います。

最初に、総務部の職員の不祥事についてお伺いしたいと思います。

やはり平和を願う県民の皆さんが大変この事件でショックを受けておられるということもございまして、それが県職員の方であったということにもすごくショックであるというふうに言われております。

なぜということとはわからないかとは思いますが、すけれども、このようなことになった職員の方の状況がわかれば教えてください。

【永峯人事課長】先ほど総務部長説明の中でも申し上げましたが、まずもって県の職員がそういった全国にも報道されるような、そしてまた、全国の皆様に衝撃を与えるような事態を引き起こしてしまったということに対しまして、改めてお詫びを申し上げる次第でございます。

私どものところにも、通常不祥事があった場合には県民の方々から様々なご意見をいただくということが多いわけですが、今回の事案に関しましては、県外の方も含めて様々なご意見を頂戴しているということで、改めて事案の重大さというところを受け止めているところでございます。

本人の状況でございますけれども、これも先般、不祥事が起きた際に記者会見で申し上げたところでございますが、まだ入庁3年目の若い職員で、今の職場には今年の4月から転勤をして勤務しているということでございまして、なかなかまだ業務に十分慣れていないという状況ではなかったというところはございます。ただ、しっかり自分の担当業務については処理をしていたということではあったんですけれども、5月23日から精神的な疾患で病気休暇を取得して、その病気休暇の期間中に今回の事案が発生したという状況でございます。

まだ、本人については、警察署の方に留置されている状況でございまして、所属も含めて県側としてはまだ接触ができていないという状況でございます。したがって、こういった動機、気持ちで今回のような事案を引き起こしたのかといったようなところについて、まだ確認がとれていないというところではございますが、記

者会見の際にも報道機関の方々から、特定の信条でありますとか、そういった要素というのはなかったのかというようなことをご質問があったわけですが、職場も含めて偏った信条、そういったものが本人にあったということは、少なくとも外見からは見受けられなかったということございまして、今後、本人とも話をする中で、こういった経過でこういった事案になったのかというところは確認してまいりたいと考えております。

【饗庭委員】まだ、本人に確認はできていないということで理解したいと思います。

この方が5月23日から休職をされているということですので、その方に対して人事課としてどのようなフォローをしてこられたのか、お伺いします。

【永峯人事課長】まず、少し制度的な部分を上申しますと、5月23日からは、まず休職に入る前の段階の病気休暇という状況、これはいわゆる特別休暇というものでございまして、この病気休暇でなかなか療養がかなわなかった場合に病気休職処分に入っていきというような流れでございます。具体的に日数で申し上げますと、基本的な病気の場合は90日取得が可能で、今回のような精神疾患といった、少し長期療養が必要な病気につきましては180日間の休暇が認められているところでございます。その後の休職については、制度上は3年間まで療養ができるというような状況でございます。

今回のケースにつきましては、その病気休暇に入ったばかりというところではございました。これまで、所属の方からは本人に対しまして、病状がどうであるとか、復帰に向けてこういった状況かというところにつきましては、一定のタイミングで確認をしていたということでご

ざいまして、私ども人事課の方から直接アプローチをするということはなかったんですけれども、所属の方からは、必要に応じて状況について確認をしていたという状況でございます。

【饗庭委員】所属の方からフォローをしていたということかと思うんですけれども、やはり休職された、特に精神疾患の方はいろんなところで不安とかも抱えておられるので、最初の方にかなりフォローすることが必要かなというふうに思っているんですね。

その中で、今現在、休職中の方が何人くらいいらっしゃるのか、教えてください。

【永峯人事課長】令和4年度の数字で申し上げますが、精神疾患による病気休職者につきましては32名という状況でございます。その前の年、令和3年度につきましては33名、さらにその前の年、令和2年度につきましては34名ということでございますので、数としてはほぼ横ばいというところで推移している状況でございます。

【饗庭委員】せっかく県庁に入られて、意欲があって入られたことと思うんですが、休職されている方もずっと横ばいで、なかなか減っていないというところでは、もっと対策が必要かなと思います。

その中で、退職された方もいらっしゃるのか教えてください。

【永峯人事課長】令和4年度の状況でございますけれども、休職の状態のまま退職に至ったという職員については7名の職員がおります。

ただ、先ほど申し上げました休職期間はもともと3年というところが設けられておりますが、その3年間治療された結果、なかなか回復が難しく、その期間が間近に迫って退職をされたという職員については一人という状況でござ

いまして、その他の職員につきましては、まだ期間に少し余裕がある中で、それぞれご家庭の事情ですとか、それぞれのご判断がある中で退職に至ったという状況と認識をいたしております。

【饗庭委員】そうですね、せっかく入った職場でもありますので、皆さんでそれぞれ支援をしながら、休職に至らないのが一番いいんですけれども、そういうことを努めていただければと思います。

その中で、今、長時間労働とかもあり、職員が不足している状況が続いておられるかと思うんですけれども、職員の欠員というのは何名になるのか、教えてください。

【徳永新行政推進室長】職員の欠員の状況でございますが、令和5年4月現在で66名の欠員が生じている状況でございます。職種別に見ますと、獣医師が16名、一般事務が14名、農業職が11名などでございます。

欠員が生じている所属におきましては、代替の職員といたしまして臨時的任用職員、あるいは会計年度任用職員を雇用するなどの対応を行っているところでございます。

【饗庭委員】特に、獣医師の方が全国的にも不足しているという状況かと思っておりますけれども、この欠員を、代替職員も入っておられるということですが、その分やはりほかの職員にも負担がかかっているかと思っておりますが、今後、どうやってこの欠員を減らしていくというか、欠員のところに職員として雇用するというのはどのようにして進めていくのか、教えてください。

【徳永新行政推進室長】まず、欠員が生じている理由として大きく2つございまして、業務上の主な理由といたしまして、例えば年度当初に

なかなか見込めなかった業務が発生するみたいなどころがございまして、一つは新型コロナウイルス感染症への継続的な対応がどのくらい必要なかというところがなかなか見通せなかったこと、あるいは、例えば昨年9月中旬に本県開催が決定いたしましたG7保健大臣会合への臨時的な対応とか、そういったところがありますので、こういった所属の方に優先的に人員配置を行ったことが一つございます。

もう一つは、獣医師をはじめ一部の職種については、昨年度実施いたしました職員採用試験において、必要な採用数が確保できなかったということとか、あとは年度末に自己都合退職とか、再任用の方が満了前に辞めてしまうとか、そういったところの状況かと考えております。

業務の見通しみたいなところは、なるべく見通しの精度を上げていく、職員の採用数の確保につきましては、関係部局とも協力いたしまして、必要数の確保について様々な対応を行っているところでございます。

【饗庭委員】欠員をなるべく減らしていただければと思います。

次に、秘書・広報戦略部関係の議案外の方で「選ばれる長崎県」の実現をということですが、片や、この間から長崎県の「未来大国」ということを出しておられるかと思うんです。その中でどのようにそこと関連性を持ってつくっていくのか、教えてください。

【小川ながさきPR戦略課長】「選ばれる長崎県」ということでございますけれども、県としては、情報の流通ですとか、地域間競争が非常に厳しくなっていく中で、いろんな分野で長崎を選んでいただくためには、どのような情報を、どのような方に、どうやってお伝えしていくかということが非常に重要な視点だと考え

ております。

その中で、今お尋ねがございましたビジョン、「未来大国」ということでございますけれども、その部分につきましても、それぞれの分野での県としての魅力とか強みといったところを県内外の皆様方にお伝えをしていくということになっていきますので、そのビジョンにつきましても、全体的な「選ばれる長崎県」の広報といった中で位置づけしながらしっかりと取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【饗庭委員】その中で、「選ばれる長崎県」として今作られているイメージ、どんなふうにして皆さんにPRしたら、本当にいいところはたくさんあると思うんですが、どこをPRしていこうと考えておられるのかお伺いします。

【小川ながさきPR戦略課長】今、「未来大国」といったところで大きな柱を立てておりますけれども、それをベースにしまして、そのほかの部分でもマーケティングという視点もございまして。情報を受けられる皆さんがどのような情報を欲していて、我々がどのような情報をお伝えすることによって共感していただいて長崎に目を向けていただけるかという考えを持っておりますので、そういった視点を持ちながら情報発信に努めてまいりたいと考えております。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】饗庭委員のご質問にお答えします。今のながさきPR戦略課長の話に補足でございます。

「選ばれる長崎県」、このイメージづくりをどうしていくか、非常に重要なことだと認識しております。そういった中におきまして、このビジョン、先般からご議論いただいておりますし、今後も議論をしていただく。

今ながさきPR戦略課長が申し上げましたけれども、どうやってこれを伝えていくか、選ん

でいただけるかということに関しましては、当然ながら人口減少の問題、交流人口拡大の問題、企業誘致の問題、あらゆる分野におきまして、まずは長崎県民に誇りを持っていただく。さらに、県外、国外におきましては、やはり長崎はいいところだと、ここに行ってみたい、住んでみたい、そういったことになるようにしていく必要があるかと思えます。

ただ、この部分につきましては、非常にやはり難しい課題だと思っていますので、現在、先ほど申し上げましたけれども、マーケティングの観点であるとか、庁内でもいろんな議論を始めているところがございますので、この点につきましてしっかりと取り組んでいけるよう議論を進めてまいりたいと考えております。

【饗庭委員】夢を言っていたいているんですけども、やはりするからには本当にどんなところをとというのが必要かと思うんですね。だから、全般的なことはここにも書いてあるので、今考えているところで、こういうところから進めていこうというのがあれば、再度教えてください。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】大変申し訳ございませんが、今、まさにそこを議論していく過程にありますので具体的なところを申し上げることはできません。

ただ、マーケティングをしようといった時に、まずは長崎県の魅力がどこにあるのかといったことの問題であったり、情報の収集、それから分析というのをまずは始めて行こうと思っています。具体の分野につきましては、大変恐縮でございますが、今、お答えができないことはご理解いただければと思います。

【饗庭委員】では、今後、具体的なところが出たらお示しをいただければと思います。

もう一点、危機管理部のところでお尋ねをします。

令和5年度長崎総合防災訓練を実施された後に、「この結果、防災関係機関における対応能力の向上や連携の強化、地域住民の防災意識の高揚などが図られたと考えております」と記載されておりますけれども、これからまた7.23大水害が起きた7月もきますし、台風とかも来るので、今後想定しない災害が起こるかと思いますが、これを基にどのようなことがこの防災意識として皆さんと共有できたのか、お伺いします。

【飛永防災企画課長】今年5月に開催いたしました消防防災訓練でございますが、こちらは対馬市峰港において開催をさせていただいたものでございました。

この対馬の特徴といたしまして、まず災害が起きた場合には、まず島内にいる勢力、いわゆる救助勢力だけで対応しなければならないという特徴がございます。そこでいかに応急的な対応ができるか否かということが、まず訓練の大きな目的の一つでございました。

その次に、対馬において必要になりますのは、島外からいかにして救援部隊を派遣していくのか。これを行うに当たりましては、海上自衛隊や県警、あるいはDMAT、こういった方々との連携が必要になります。輸送部隊と応援部隊の連携というものが必要になります。これも今回の訓練において大きなテーマでございました。

さらにもう一点ございますのは、小さな集落が点在をしている地形でございますので、道路が寸断されることによりまして、それぞれの集落が孤立をいたします。こうした集落にいらっしゃる負傷者等々を、いかにして救援・救助していくかということ、この大きな3点が対馬に



において重要なテーマでございまして、訓練におきましては、所期のテーマに基づきまして訓練が行われまして、それぞれにおきまして成果を上げることができたと考えております。

今後、こうした今回の離島における総合防災訓練の結果を踏まえ、これを活かしながら今後の県内の防災においても活用、横展開させていく必要があるだろうと考えております。

【坂口委員長】饗庭委員、お時間がきておりますので、最後をお願いします。

【饗庭委員】私がお聞きしたかったのは、その中で地域住民の共通認識がどこまで高まったのかなど。やはり地域住民がそれぞれ防災意識を持つことが非常に大事だと思っておりますので、その点をお願いします。

【飛永防災企画課長】委員ご指摘のとおり、地元の住民の方における防災意識の向上というものは大変重要であると考えております。特に、大災害時におきましては、最も人の命を救ったのは自助であり共助であるという調査結果も出ておりますので、いわゆる自主防災組織等々の組織力の向上といったものは重要であると考えております。

今回の対馬の防災訓練におきまして、直接的に自主防災活動への影響が必ずしも明確にあったということではないかもしれませんが、より多くの方、今回、小さな集落、峰町でございましたけれども、対馬市の方がバスを仕立ていただきまして、地域の方がたくさん会場の方に見えていただきました。その中で救助部隊の訓練等々をご覧いただいておりますので、こういった意味での防災意識の向上ということには一定程度つながっているのではないかと考えております。

【小林委員】大瀬良部長、あなたに質問をした

いんだけれども、まず、今の関連です。今回こういう新たな部として秘書課と広報ですか、この戦略チームを作られたと。改めて確認をしたいと思うけれども、この目的を明快に部長が答弁してください。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】私が認識しておりますこの部の設置目的ということでございませうけれども、基本的には県の魅力発信等を、知事のトップセールスといったものを分野横断的に進めていくに当たって戦略的に実施していく体制の強化、そのために今回の組織を立ち上げた。それを受けまして、私といたしまして、この効果をどう発現していくのか、秘書課、広報課、さらにながさきPR戦略課というのを新たに設けていますので、それを有機的にどうつなげていくかということで、それが私の職分であると認識しております。

【小林委員】要するに、あなたは調整役みたいなことを言っているんだな。今、あなたが言っていることは調整役だよ、あそこあそこをくつつけるとか。要は、あなたも新聞に書いていたけれども、そういう県の魅力の発信、それから知事のトップセールスを推進すると。こういうところで各部とか課をつなげていくとか、こんなことを言っているわけだ。実際、あなたの言葉から、自分たちがこういう部をつくって、そしてここで何をやるのかという中で、その「選ばれる長崎県」になる、長崎県の魅力を発信する、知事のトップセールスができればいいようにやるとか、こういうところの目的はわかるけれども、その目的をどういうふうにしてするかということを今日ここで語らんと、そういうことから考えてみた時に、もうちょっと中身の濃い答弁をせんと、あなたは一番今脚光を浴びているんだぞ。一番あなたは県庁で選ばれる人にな

るかならんかの瀬戸際だよ。だから、そういうことからして、もうちょっと具体的な中身を語るができないといけない。

では、まず聞くけれども、このブランディングの推進、ブランディングとは一体何ですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】ブランディング、私が物の本等で今勉強している中で、自分自身の中で煮詰めていっていることでございます。

まずは、長崎県の地位というもののイメージをどう上げていくかと、そのところがまずブランディングの基本だと思っております。ただし、今、小林委員からご指摘ありましたけれども、私の答弁がより具体的になっていないということでございます。その点は確かにご指摘のとおりで、今検討中でございますので、なかなか詳しいことは言えませんけれども、より長崎県が全国の中でも、長崎ってこういうところだ、例えば具体例の一つでいきますと、全国の中におきまして長崎というイメージ、言葉を聞いた時に多く出てくるのが、やはり「カステラ」、「ちゃんぼん・皿うどん」、それから「原爆」といった言葉が出てきます。そういった意味では、知名度は長崎県というのは高いと思っております。ただ、委員の皆様、我々県民としまして、長崎の良さというものはそれだけじゃないんだと考えております。ですから、そこにつきまして、ブランディングというのは、最終的にこのいろんなイメージの中で、長崎に行けばとか、長崎というのはこんないいところだということの全国的な地位、そのイメージを上げるというふうに認識しております。

ただ、具体的なことに関しましては、もっと戦略的に民間の知識等も借りながらやっていきたいというふうに認識しております。

【小林委員】今言うようにブランディング、と

ても大事な表現ですよ。今、いろんなトップ企業はブランディングをやっているんです。ブランドをどうやってつくるかと。他と比べて、ここはやっぱり長崎県として、他が超えることができない、これは長崎県の最高のブランドだと、こういうものをつくらんばいかんと。だから、カステラだとか、ちゃんぼんだとか、そういうところのブランドというのは、ずっと代々やってきたんだけれども、県庁として、長崎県として、全国に長崎県をどうやって知らしめて、そして移住だ、あるいは定住だ、そういう長崎県のプラスになるような行動をとっていただかなければいけない。そんなような中身を、今日あなたからここで聞ければ非常にありがたいと思ったが、昨日、懇親会であなたの顔を見たら聞けないだろうなと思ったけど、やっぱり聞けなかった。もうちょっと勉強しなさいよ。

それから、今もお話があったけれども、アサヒビールかどこか知らんが、いわゆる民間からこうやって次長職で参画していただいている、この目的は何ですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】やはりこれまで概念的に私が申し上げてきましたが、私もこれまで過去に広報課の担当者であったということで、広報、PRに関して携わってきたところでございます。そういった中におきまして、過去におきましても民間の知恵等をお借りしながらというのはありましたけれども、やはり我々行政主体の職員、しっかり勉強して取り組んでいけないといけないと思っております。さらに努力は必要でございますけれども、やはり我々がより弱いというか、視点の中でマーケティングであったり、これまで我々も例えばターゲットという観点のマーケティング視点の中でやってきているところでございますが、ここがやっぱり

今弱いという中で、今回、次長を採用しております。ですから、そのマーケティング等の具体の戦略等をつくっていくところについて、私は今回次長に期待しているところでございます。

【小林委員】民間から、今回そうやって次長を呼んだという発想はあなたが出したことか。それともほかから出てきたのか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】これにつきましては、私は昨年度の段階では秘書課長でございましたけれども、庁内の中で広報分野の中からも、もともとございましたので、これは私ということではございません。

【小林委員】そうすると、あなたを中心として他の県庁職員の中からもそういう話があったんだということを言っているわけだね。そうだね。ちゃんと私の言うことを聞いておきなさいよ。何を考えているのか。知事の顔が見えるか。知事は関係ないのか。もう一回はつきり、そこだけ。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】今、小林委員から2点ご指摘があったかと思えます。

まず、1点目、私を中心にとということではございません。庁内の広報分野等の中で出てきたというのがまず1点目のご質問のお答えになります。

それから、2点目、知事はどうなんだということではございますが、当然採用等、組織を動かすに当たっては、知事に限らず三役の中でも議論があっているとお聞きしています。

【小林委員】なぜ民間からの話をするかということ、あなたも県庁マンでいらっしやったからわかると思いますが、たしか金子県政の時に、民間から3人、しかも交通公社とか、いろんなところから3人、民間から県庁に来てもらった。しか

も、驚くなかれ、3人とも部長職だよ、一番大事なところの。これも率直に言って、県庁の方々に頭下げてきていた人が、いきなり県庁マンになって県庁の部長だよ、3人とも。それに対して県庁の職員の方々が、我々が信頼する県庁の方々が、何か知らんが組織の縦割りというのが非常に厳しいのかどうかわからんけれども、そんな人にみんな頭ぺこぺこ下げてね、なんかね、全くもって経験のないのが県庁に来てそのまま指示を出して、それに黙々と従うような、頭を下げてばなしみたいな県庁の職員の姿を見てきて、結果的によかったかと言えば全然よくなかったんだよ。

しかも、部長に3人だから、次は部長ではないかと待っておったのに、3人も部長がぼんと民間から来て、いきなり何の下積みもしないで、いきなり部長職に就任し、いわゆる次は部長じゃないかと思って期待をしていた人たちがそこで夢破れる。遅れる。こういうことで全体的に見た時にこの結果が、3人民間から連れてきて、結果的に何が残ったのか、何がよかったのかと、こういうようなことであると思うんです。

あなたは今、県庁の中の一番の弱み、こういうところを民間からやってもらうんだと、こういう話をしているけれども、ここのところはよく注意して物を言わないと、県庁のどこが悪いのか。どこが弱いのか。あなたが弱いんじゃないのか。大体あなたが部長に就任される。横の中原次長さん、この方には何の罪もない、来てくれと言われるから来たわけでしょうから。これは大体年間幾らぐらいの給料ですか。

【永峯人事課長】中原次長の受入れに関しましては、アサヒビールの方と協定を結び、負担金としてお支払いをするような形態になってございまして、社会保険料を除きの金額になります

が、約1,200万円という状況でございます。

【小林委員】社会保険も給料やろうもん。社会保険も、要するに県庁が負担せんばいかん2分の1のことを言っているのか。

【永峯人事課長】おっしゃるとおり、事業主として負担すべきものでございまして、それを含めると約1,600万円という金額になります。

【小林委員】1,600万円、要するに、こうやって総支給額でいつも言っておきながら、1,200万円というのは手取りのことか。普通で言う手取りのこと。1,600万円が通常言うところの総支給額。これは税金と、それから福利厚生等を入れたこの金額をもって総支給額というが、これが1,600万円。そして税金と福利厚生の2分の1を引いた時の金額が1,200万円になりますと。総支給額1,600万円、400万円がそういう税金と福利厚生の2分の1の持ち出しと、こういうことで解釈してよろしいんですか。

【永峯人事課長】手取りという表現でまいりますと、アサヒビールの方から本人に支給されている金額というのは私ども把握いたしてございませんが、社会保険料を含めまして県として負担している金額は1,600万円ということでございます。

【小林委員】1,600万円というのは安くはないですよ。ひょっとしてよ、何もあなたにいじわるするわけじゃないけれども、県庁の職員で全部やれるんじゃないかと、こう思っているんだけどね。しかも、この中原さんはえらい迷惑しているんじゃないか。そのくらいのことが県庁でできんとかと、言わんけれども内心で思っておるかもしれん。いつまでおるんですか。そして、どんな役割を果たすんですか。これをもう一回明確に言っていただきたい。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】まず、任期につ

いてでございますが、今年の6月1日から来年度の3月末で今のところ出向元のアサヒビールとの協定があります。

それから、ミッションにつきましては、先ほど少し申し上げましたけれども、次長には広報の戦略等の具体的な戦略づくり、それから各種助言といったところでございます。

【小林委員】部長、やっぱり成果を出さんばいかんよ。1,600万円も一般財源から出すんだらう。県民の税金だらう。あえて県庁職員じゃなくして、別枠から連れてきて、かつて経験して、さっき言ったようにいろんな意味であんまりプラスにならなかった。何も具体的に事が進んだかと言えば、残念ながら事が進まなかったと。何のために民間を県庁の中に入れて、その成果をと。こういうところで成果が全く出ない。やる気をなくすような県庁マンのやり方ではどうにもならん。だから、3月までというの、来年の3月まででしょう。今年度ということでしょう。そういうような形でやってもらう。

ならば、あなたが、部長がしっかりして、やっぱりこの次長は来てもらってよかったと。しかし、その後ろにいらっしゃる課長さんたち、みんないい人ばかりじゃないか。さっき何と言ったかな。広報魂が震えたみたい、あんなことを言えるような人がおるじゃないか。だから、この1,600万円、これは総トータルすると相当な金額になる。何のために来たかということがわからなくなるようなことではなくして、さすがやっぱり呼んだだけあると、大瀬良部長は大したもんだと、こう言われるような形でやってもらわんと、他の皆さん方に申し訳ないと思うんだよ。

時間がないからちょっと急ぐけれども、この県政情報のわかりやすい発信に取り組んでおり

ます。令和4年度の実績を見ましたら、全世帯広報誌のアンケートにおいて「わかりやすい」と答えた人の割合が96.4%と。こんな96.4%、これは何の数字か、どこからもってきた96.4%よ。何名にこのアンケートをし、これで答えた人がどのくらいで96.4%になったのか。このアンケートに幾ら金をかけたのか。

【松浦広報課長】ご指摘のアンケートにつきましては、全世帯広報誌、県内で49万部配布をしておりますが、そちらの方に記載しているアンケートについてお答えをいただいたものでございます。

令和4年度の数字で申し上げますと、全体で2万2,511名の方からアンケートにお答えをいただきまして、その結果、2万1,700名の方から「わかりやすい」というお答えをいただいたという状況でございます。（発言する者あり）

広報誌発行全体で申し上げますと、今年度の数字で8,800万円程度でございます。

【小林委員】

それで、この96.4%は49万部いつも発行しているわけ、49万部。そして大体8,800万円くらいかかるわけ。そして、この中から2万2,000人がいわゆるアンケートに答えていただいたと。これをもって96.4%と。ただ96.4%だけ書いてあるもんだから、そんなにたくさんの方が「わかりやすい」という形で答えてくれるんだろうかと。私は見てそうは思わんけどね、字が小さいし。もうちょっときちんとやってもらったらいんじゃないかと。そういう状況から、この2万2,000人の96.4%をもってあなた方は合格と思っているんですか、どうですか。

【松浦広報課長】毎月49万部に対して、年間で2万2,000ですので、母数としては十分ではないかもしれませんが、私どもが行っている

アンケートとしては、最も幅広に行っているものと受け止めております。

【小林委員】 それでは、時間がないから、また午後に回します。大瀬良さんとは今日はしっかり意見の交換をさせてもらいたいと思っている。だから、そういうことで次々に後半に、今日はぎりぎりまでやらせていただきたいと思いますと思っているけれども。

そこで、今のような、もうちょっと我々に正しい情報を教えてもらわんと、やっぱり96.4%なんていうのは、これは何というか、天文学的な数字だよ、この種のアンケートで。もうちょっと正確に、正直に、適正に、やっぱり議会議をなめないでいただきたい。みんな寝ているばかりじゃないんだから、しっかり頑張ろうとしているんだ、県民のために。そういう点をもうちょっと謙虚に受け止めて、もうちょっと正しい報告をきちんとしていただきたいと思います、このことを特にお願いして、また午後にお会いしましょう。

【永峯人事課長】 先ほど、アサヒビールへの負担金1,600万円と申し上げましたが、申し訳ございません、私、当初の概算の金額で把握していたものでございまして、最終的に締結をした金額といたしましては1,380万円ということでございますので訂正をさせていただきます。社会保険料込みの金額を1,600万円と申し上げていた数字は1,380万円ということでございます。申し訳ございません。

【坂口委員長】 しばらく休憩いたします。

-----  
午後 零時 1分 休憩

-----  
午後 零時 1分 再開  
-----

【坂口委員長】 再開いたします。

午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時

30分より委員会を再開いたします。

しばらく休憩いたします。

-----  
午後 零時 2分 休憩

-----  
午後 1時32分 再開  
-----

【坂口委員長】 委員会を再開いたします。

まず、冒頭で、午前中の小林委員の発言の中で一部不適切な部分がありましたので、議事録を修正させていただきますのでご了承願います。

では、質疑を再開いたします。

質問のある方、いらっしゃいませんか。

【山村委員】 県南振興局庁舎整備について質問させていただきたいと思います。

諫早駅前の方に県南振興局を整備するという計画があって、議案外所管事項の中でも、今、実施設計中と書かれておりますが、令和8年度の完成だと思っています。現在の進捗状況と完成に向けてのスケジュールを簡単に教えていただければと思います。

【森管財課企画監】 現在は、基本設計を終え、諫早市における駅周辺整備事業との調整を図りながら、来年1月末の完成を目指し、営繕課にて実施設計を行っているところです。

その後、工事発注の手続きを行い、令和7年から工事に着手する予定としており、令和8年度頃の庁舎完成を目指してまいります。

【山村委員】 令和8年度完成に向けて、今進められていると思います。諫早駅の駅周辺整備事業との絡みの中でやっていただいているものと思っておりますが、地元が諫早駅前でいろいろさせていただいている関係でお話を聞くところによると、なかなか整備の状況が見えてこないとか、将来どうなっていくかというのが、諫早市ともうまく話がついて地元ともやってな

いという中で、これだけ大きなものができてきますし、周辺の地域の方々も期待しています。500人を超えるぐらいの方々が駅周辺で働いていただけるということになってきますので、まちづくりにとってはすごくインパクトのある事業だと思っています。

そこで、諫早市と県ときちんと、せっかく県の事業としてこれだけの投資をしていくわけですから、駅周辺も含めて諫早市全体、県央地区全体が活性化するような事業になってほしいという思いも込めて発言させていただきたいんです。やはり地元なり諫早市なりと県が協議をしながら、まちづくりをやっていくんだということでお話を進めていただけないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

【森管財課企画監】 委員ご指摘のとおり、諫早市との協力は不可欠であると私どもも思っております。現在、県南振興局建設予定地周辺に、諫早駅北側地域と諫早駅を結ぶ主要な幹線道路といたしまして市道永昌東栄田線の道路の詳細設計が諫早市において進められており、これに伴い敷地境界や排水計画など、様々な課題を諫早市とともに協議中でございます。今後も引き続き、諫早市との連携を図りながら、計画に沿った庁舎整備を進めてまいりたいと思っております。

【山村委員】 ぜひよろしく願います。

今、地域の地元の方々、永昌東町商店街の皆さんとか、商売をやっている方々もたくさんいて、すごくまちづくりには熱い地域でございますので、ぜひ官民の連携というのも視野に入れながら諫早市との調整を行っていただければと思います。どうぞよろしく願います。

以上です。

【坂口委員長】 ほかに質疑のある方はいらっし

やいませんか。

【前田委員】新たに秘書・広報戦略部ができたということで、中原次長、民間から来られているのでお尋ねしたいと思っているんです。通告もしてなくて恐縮なんですけれども、午前中の質疑の中で部長の方から、ちゃんぼん、カステラ、原爆みたいなお話も出てきましたけれども、着任されてどういうふうに長崎の魅力を今感じられているのかということが一つと、もう一つは民間から来た中の知見とかを活かしていく中で、今後、具体的に今の行政の情報発信のあり方を見た時に、民間と比べてどういう点が少し足らざるところがあるのか、もしくは自分としてこういう視点でやってみたいということがあったら少しお考えを、この際ですから聞かせてください。

【中原秘書・広報戦略部次長】ご質問ありがとうございます。

まず、長崎の魅力というものをどう感じているかというご質問でした。

私、長崎に、引っ越しなどをすませ赴任してから約2週間でございます。その2週間の間、もちろん県庁の方々との打合せや、マスコミの方々へのご挨拶回わりをしてご意見をいただいたりしてきました。あとは自分で歩けるだけ街を歩いたりなど、その程度の範囲で、まだ十分に色々見知ったとは思えませんが、まず、長崎は非常にいろいろなモノがございます。モノというのは食べ物もそうですし、自然や風景もそうです。私の住んでいるマンションの窓から、海も山も見えます。こうした変化に富んだ自然や風景、おいしい食べ物、何よりも長崎の方々、優しい方が多く、他所から入ってきた人にも優しく接していただけるものがあります。

あと、これは知事に挨拶させていただいて話

した中で、やはり知事はじめ県庁の皆さんには、長崎県には現在いろいろな課題があるのだが、そうした中でもチャレンジしていきたいという強い気持ちがあるというところ、こうした県の考えている、チャレンジしていく、新しいことにも挑戦しよりよく変えていきたいという気持ち、こうしたところに魅力を感じます。それから、先ほども言いましたけれども、まだ、もしかしたら十分県外には伝えきれてないかもしれませんが、自然や風景、文化、風土、歴史などに非常に多様性とその寛容性をもった県ではないかという点に魅力を感じております。

それから、民間から来て、そうしたことでどういうふうにやっていくのかというご質問がありました。これにつきましては、なかなか自分の考え方を自己分析するというのも難しくはございますが、ざっくり申し上げますと、やはり民間企業は営利を中心に動いている組織でございます。営利を中心ということではなくて、営利を継続して得ていくためには、どういう方々に、どのような我々の独自性を持った商品を、どのように届けていくかというのを考えて、それを継続して続けられなければビジネスに負けてしまいます。また、近年は、SDGs的な取り組みも満たさなくては継続してビジネスすることはできません。

一方、県など地方自治体の組織では、非常に幅広い県民の方々、県外の方々、様々なステークホルダーの方々に、多様な行政サービスを範囲を広く提供していますので、どうしても誰に向けて、誰がお客様かというのが漠然としがちになるとは思います。それぞれのサービスの提供する相手先について、誰に届けるべきなのか、誰にわかっていただくべきなのかというのを常々考えて、情報のマーケティングをやっている

けるよう、今、我々広報の2課の課長といろいろ協議して、やり方を考えているところでございます。

【前田委員】とても大事な視点だと思うので、ぜひご自身の知見も活かして存分にご活躍いただきたいと思います。まずもって、長崎市だけが長崎じゃありませんので、県内くまなく、離島も含めて、まずは足を運んでいただきたいと思います。

人事課長に1点だけ質問したいと思いますが、こういった形で、今回、中原次長が民間から来ていますけれども、各企業と連携協定を結ぶ中で人事の交流、いわゆるそういったことに対しても結構活発にやっていると思っているんですけども、こうやって企業から人が入ってくるというのは今どのくらいあるのかということと、逆に県の方から企業側に出ていっているというのは、現状どんなふうな活動状況なのか、少しわかれば教えてください。

【永峯人事課長】まず、民間企業からの職員の受入れの状況でございますが、様々な形態がございますということは午前中少し申し上げました。企業との協定に基づく派遣であったり、あるいは相互交流という形で、お互いに人事交流という形で職員を交流し合うというケースもございます。あるいは、民間企業から研修派遣という形で来ていただくような状況もございますが、現状申し上げますと、民間企業から人事交流という形で受入れているところが1社でございます。それから、協定書の中で受入れを行っているものが2社ございます。それから、任期付きの職員として、県の職員として採用するといったケースもございますが、ここの部分についても2社ございまして、そのうち1社につきましては、先日報道でも、5月1日付の辞令交付をオ

ープンでさせていただきましたけれども、企業版ふるさと納税といった形の中で生命保険会社の方に任期付きの職員として来ていただいているといったケースがございます。それと、研修という形で企業からの一方通行のような形で来ていただいているところが全部で6名いらっしゃいます。

一方で、県から企業への出向でございますが、これも研修派遣、それから相互交流を含めまして、今現在16名の職員が民間企業の方で勤務しているという状況でございます。

【前田委員】数字ありがとうございます。

民間の知見を活かして、県政の中で頑張ってくださいというのは非常にありがたいと思うんですけども、そもそも県政自体の仕事の質のスキルが高くないと、学びたいと思って民間から来ることはありませんので、そういう意味では研修が6名というお話でしたから、どんどん民間からも長崎県政の中で学びたいんだと、若い人たちを研修させてくれというような、庁舎全体がそういうふうになるように、県政の実務も含めてスキルを上げていただきたいということ要望しておきますし、活発に交流をやってほしいということを申し添えておきたいと思えます。

以上です。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【外間委員】広報課にお尋ねいたします。

午前中に小林委員から広報誌49万部の配布物8,800万円の予算について、アンケートの結果、わかりやすくいいという回答が96.4%あった件について、そのお話を聞きながら、改めてその8,800万円の予算の49万部、この内訳を紹介してください。

【松浦広報課長】8,800万円の契約状況の内訳



につきましては、まず広報誌のデザイン、こちらが950万円程度になっております。併せまして印刷代、これが一番高うございまして約5,000万円、配送及び仕分け作業に2,000万円かかっております。あと点字・音訳の方も契約してございまして、そちらが400万円かかっております。

【外間委員】実は、18年ほど町内会長をやっています、定例会で毎回この県民だより、広報誌を皆様方にお配りをするお役をいただいております、着実にうちの町の150世帯全の方々に配付されていると。これが佐世保市には700町ぐらいあって、恐らく町内会長がそれぞれの定例会でこれらの広報誌をお配りするというので、間違いなく県民に行き届いているという広報誌でありますので、この広報媒体は非常に有効であると思っております。

ですから、毎月定例会のたびに送るものでありますので、もう一度49万部掛ける12回、今お話があったデザイン、配送、全て8,800万円で年間賄っているという数字なのかどうかお伺いします。

【松浦広報課長】委員がおっしゃったとおりでございます。

【外間委員】そのようなことで、地域に住む人たちのボランティアによって県の広報誌がくまなく行き届いているということ、自分も町内会の一員としてご報告しておきたいと思っております。

それから、広報課にお尋ねですけれども、もう一つ県が発信している県のホームページですね。これも情報発信としては大変重要なツールであると私も認識をしております。ただ、この使い勝手が、本当に自分が見たい、知りたところに行き着くには、なかなか届かないところが非常に多いと。私以外にも、見たい、聞きた

いという人が県のホームページに入る時に、なかなか目的達成できないという人が結構いるんですよ。何とかこの辺を改善できないものなのか、ホームページについて広報課長の見解があればお願いいたします。

【松浦広報課長】まず、県のホームページの現状につきましてご説明をさせていただきたいと思っております。

県の公式ホームページにつきましては、運営システムがもう制作から10年を経過しております、今後、操作性の低下とか、セキュリティ上の問題も懸念されているところでございます。このため、抜本的なりリニューアルが必要と私どもは考えておりました、抜本的なりリニューアルとなりますと、通常3年から5年程度の期間が必要とは言われておりますが、昨年度、専門業者のお力をお借りしまして、まず課題の洗い出しを行ったところでございます。その中で、コンテンツが多く情報を探しづらいとか、情報を探すための入り口がわかりづらいなど、委員のご指摘と同様の課題を指摘されている状況でございます。ウェブサイトの使いやすさ、情報の探しやすさの向上を今後求めていかなければならないと考えております。

こうした課題を解消するべく、今後はアクセス数の少ないページなど不要なページを削除するとともに、見たいページにたどり着きやすい構造に設計をしまして、令和7年度中を目標に抜本的なりリニューアルに取り組んでまいりたいと考えております。

【坂口委員長】ほかに質疑はございませんか。

【大倉委員】私も秘書・広報戦略部関連の質問がございまして。午前中の小林委員の質問に関連するんですけれども、この広報誌のアンケートです。この文章がよくわからないので教えても

らいたいんですけれども、96%以上が「わかりやすい」と回答したと。ただ、県の事業の目的や内容が「伝わっている」と回答した人の割合が50%と。ということは、裏を返せば半分の人には県の事業や目的、内容が伝わっていないと私は思うんですね。非常に相反する結果としか思えなくて、「わかりやすい」のが96%、でも、事業は「伝わらない」のが半分、これはどういうことなのか、教えてください。

【松浦広報課長】最初に95%のお話をさせていただきます。こちらにつきましては、午前中も答弁させていただきましたけれども、全世帯広報誌のアンケートということでご回答いただいているところでございます。このため、広報誌を一度ご覧になった上でご回答いただいておりますので、少し高めに出る部分もあるのかなというふうには受け止めているところでございます。

一方で50%の方ですが、こちらの方につきましては、県政モニターとしてご登録いただいている皆様にWebでアンケートをおとりしたものでございます。95%まではいっておりませんが、この目標を設定する際に、直近の5年間の平均が43%程度でございました。ですので、これを少しずつでも上げていきたいということで、まずは50%を目標に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【大倉委員】そもそも、アンケートが別ものなんでしょうね。一緒だと思っていました。この50%の方はWebのアンケートということですね。

じゃ、例えばアンケートの中身、具体的にどんな人が対象者だったのか、年齢とかサンプリングの場所とか、そういったことというのは詳しく教えていただけませんか。

【楽原県民センター長】長崎Web県政アンケ

ートは、県民の皆様の声をお聞きする広聴の手法の一つとして、その枠組みを県民センターで所管しておりますので、私の方からお答えさせていただきます。

Web県政アンケートは、公募でモニターとして登録していただいた県民の方を対象に、インターネット上でアンケートを実施する調査方法でございます。

お尋ねのありました、どういった方がモニターになっているのかということでございますけれども、この県政モニター登録は公募で行っておりまして、現在のモニターは県内在住の満18歳以上の方338人でございます。人口比率を反映した地域バランスから300人を目安に公募を行いまして、約500人近くの応募をいただきました。地域バランス、それから男女比、年代の構成を人口比率に合わせまして調整を行い、338人の方にモニターとしてご協力をいただいております。

現在のモニターの方の任期は2年となっております。昨年度、今年度ご協力をいただいている状況でございます。

【大倉委員】18歳以上の338人の方を対象にWebアンケートを行ったということで、その338人の半分の県民は事業内容がわからないと、伝わってないという回答だということだと思うんですが、これは情報発信に大きな課題があると私は思うんですね。結局、伝えたというのと伝わったは全然別問題です。伝わってないわけです。伝わってないんだったら行動変容にもつながらないわけですから、半分の人に伝わってないというのは、これはどういう事業内容が伝わってないのか、その辺の分析はされていますか。

【松浦広報課長】アンケートの伝わっていない

方につきまして、こういった点が伝わっていないかということで、さらに回答を求める選択肢を用意しております。その中で個別の事業をいろいろ並べてはいるんですけども、それぞれに満遍なく伝わっていないというご回答をいただいている状況でございます。

ですので、今年度の実施につきましては、設問の仕方を変えて、しっかりと回答いただけるような内容にして、もう一度やってみたいと考えております。

【大倉委員】それぞれに満遍なく伝わっていないのは問題ですよ。県の事業は様々ありますね。それは、自由記述とかがなかったということなんですか。具体的に何もわからないんですか。

【松浦広報課長】自由記述ではなくて、例えば諫早湾干拓事業とか石木ダム関係とか産業振興とか、そういった県の事業をそれぞれ選択肢として並べまして、そこに丸をつけていただくような形のアンケートになっております。

【大倉委員】例えば、石木ダム事業とあって、石木ダム事業に対して丸をつけるんですか。石木ダム事業が理解できている人は丸ということなんですか。よくわからないので教えてください。

【松浦広報課長】大変失礼しました。まず、「伝わっていますか」という設問がございます。それで「伝わっていない」と答えた方々に対して、「どういったものが伝わっていませんか」というお尋ねの仕方をしております。

【大倉委員】わかりました。多分アンケートの質問の仕方にこれは大きな課題があると思いますので、ぜひ今年度はそこは変えてください。

それから、そもそも広報でいろいろ、テレビとかラジオとかWebとか、いろんな媒体でやっていると思うんですけども、それぞれの媒体

によつての伝わり方が多分違うと思うんですよ。ですから、PR予算なんか多分傾斜をつけているのは当然だと思うんですが、テレビだと視聴率、ラジオだと聴取率、Webだとリーチ数とか、そういったものでわかりやすく結果が出てくると思うんですが、そのあたりの分析はそもそもされているんでしょうか。

【小川ながさきPR戦略課長】今、ご指摘いただきました、それぞれの媒体ごとのリーチ数ですとか検証というところですけども、今日、午前中の答弁でも少しさせていただきましたが、テレビの視聴率につきましては9%程度とれている部分ですとか、SNSについてはインスタグラムやツイッターといったところの数値はとれているんですけども、その他のラジオや紙の広報誌あたりについての細かいところはなかなかとれてないという状況がございましたので、先ほど申しました県政アンケートの中で、そのあたりも今後はしっかり分析できるような形の設問をすることで、検証と見直しといったことにつなげていきたいと考えております。

【大倉委員】検証、見直しをぜひ続けていってください。

それと、この50%の方で、しつこくてごめんなさい。次年度の目標が52%以上という、52%以上というのは非常に低いと思うんですけども、この根拠は何でしょうか。

【松浦広報課長】まず、全体の目標、真ん中あたりに記載があります目標ですけども、この2つ目のところで「伝わっている」と答えた方の割合は、令和3年度から令和7年度の5か年で、平均で50%以上と、これを今のところ目標とさせていただきます。

右側の欄に記載しておりますが、令和3年度と4年度の平均が46.55%ですので、5か年で

50%を達成するためには、残された3か年でそれぞれ50%以上を達成していかなければいけないような状況になっております。このため、今年度の目標につきましては52%以上ということで設定をさせていただいております。

【大倉委員】現実的な数字ということで目標設定をしているということですね。ぜひ52%と言わずに、どんどん高い目標に向かってPRしていただきたいと思います。

それと別の部署で総務部関連でもご質問があります。

これも「長崎県行財政運営プラン2025」に掲げる項目のうち、職員の働き方改革、長時間労働の是正に向けた取組に関してなんですが、これは時間外勤務、月45時間超の職員数に関してなんですけれども、これも目標だった令和元年度比10%減と。これは全くもって逆行しているんですね。増加率がどんどんではないですけれども、非常に増えていると。これはどうしてこんなに逆行しているんでしょうか。

【永峯人事課長】月45時間超の時間外勤務者の状況でございますが、この長時間労働の是正、時間外勤務の縮減といったところにつきましては、この間、随分前から取組を進めてきたところでございます。やはり働きやすい職場環境づくりといった視点でまいりますと、非常に重要なポイントであろうかということで、私どももこれまで様々な取組を進めてきたところでございまして、この令和元年度までは時間外勤務も含めました年間総労働時間といったところにつきましては、徐々にではございますが、減少傾向にあったところでございます。この元年度の数値を基本といたしまして、この行財政運営プランの中では目標を掲げたわけでございますが、令和2年度以降については、やはり新型

コロナウイルス感染症への対応、感染症対策そのものといったところもございまして、経済対策として度重なる補正予算の編成といったところもございました。

そしてまた、令和2年、令和3年の夏場には、大雨による豪雨災害もございまして、そういったところへの対応が発生をし、目標値からは少しかけ離れた数値になってございます。

ただ、今後の状況を少し展望というところでお話をさせていただきますと、令和5年度、今年度の4月、5月の同じ45時間超の時間外勤務を行った職員数を調べてみたところでまいりますと、昨年度が4月、5月合わせて347名という数字でしたが、今年度につきましては213名ということで134名の減少、率で申し上げますと40%近く減ってきているところでございますので、やはりコロナ禍が少し落ち着きを見せている中で、この数字につきましても徐々に落ち着いていくのではなかろうかと考えているところでございます。

【大倉委員】コロナも5類におさまってきたわけですから、時間外勤務はなるべく少なくなるような取組をよろしくお願いいたします。

それと、令和4年度を取組として、部下の職員が所属長なんかにはフィードバックする制度、この取組はいわゆる逆評価制度だと思っておりますけれども、画期的ではあると思っておりますが、要するに部下が上司にフィードバックする、評価するというのはなかなか難しい面があると思っておりますね。忖度があるんじゃないかとか、逆に職場の風通しが悪くなるんじゃないかとか、そのあたりの懸念とかは大丈夫なんでしょうか。

【永峯人事課長】この時間外労働の縮減に向けては、様々な取組を進めているところでございまして、ご指摘の職員によるマネジメントチェ

ックも、これは新たな取組として昨年度から始めたところでございます。

初年度ということで試行という形で取組を進めているところでございますが、ご指摘がございましたとおり、いわゆる逆評価的なそういった位置づけになりますと、やはり職場の中も少し雰囲気はどうなるんだというような懸念もございます。なので、今のやり方といたしましては、例えば所属の課長でありますとか、所長でありますとか、その個人がどうかというのを見るというやり方ではなくて、所属のマネジメントというものは、その所属長がトップではありますけれども、ほかの例えば課長補佐の職員であったり、班長の職員であったり、そういった様々な職員の中でマネジメントがなされているというところがございますので、その部下職員には所属全体がどういう運営がなされているかというような視点で意見を出してくれという形でやっております。なので、まだ1回の実施ではございますけれども、そのことによって何か職場の雰囲気が悪くなったであるとか、そういった声というのは私どものところには届いておりませんし、逆に評価の項目と申しますか、点数をつける項目が、組織の目標とかが職場の中で共有されているかということであったり、働きやすい環境づくりがなされているかというところがございますので、そういった項目が点数化されて、見える化されてフィードバックされるといったところについては、所属の管理職についても気づきが得られるという声もいただいているような状況でございます。

【大倉委員】時間外労働の縮減に向けてという取組の一つで、職場の空気は悪くなってないということですから、これが職場の空気が悪いから早く帰るといのは本末転倒ですので、そう

ではない形で、互いに尊重し合いながら健全な職場環境づくり、働き方改革へつなげていってください。

また別の項目ですけれども、エンゲージメントに関する意識調査に関するものですが、エンゲージメントをちょっと調べたら、仲間意識であるとか愛社精神などという言葉で置き換えられるものということがわかりました。エンゲージメントというのは、民間企業で言いますと、非常に営業利益の伸びにつながると言われているようなのですが、エンゲージメントを行政で取り入れる、営業利益の民間企業とは違う行政で取り入れるというのはしっかりこないんですけれども、どうしてこのエンゲージメントを入れるんでしょうか。

【徳永新行政推進室長】まず、エンゲージメント調査を実施するきっかけは、この行財政運営プランを策定する際に、民間の有識者の方からそういう取組があるというご紹介をいただきまして、ちょうど挑戦する県庁に変革していくという目標を掲げている中で、そういった職員のエンゲージメントの状態の把握とか向上を計画的に進めてみてはどうかということでこの取組を始めたところでございます。確かにエンゲージメント調査は、民間企業の方で導入が始められているような段階でありまして、公務員、公務の分野ではまだまだ一般的ではない新しい取組だと思っております。ただ、一般的にエンゲージメントが高い組織は、収益性、民間で言うと営利の部分ですね、それにとどまらず、生産性とか質の高いサービスを提供できるとか、イノベーションに強いなどもされておりまして、必ずしも民間だけに適用するものではないと思っておりますが、公務の分野についてはまだまだ一般的ではありませんので、そういった

得られた成果などの研究を進めながら、具体的な対応など、そういったところを引き続きやってまいりたいと考えております。

【大倉委員】エンゲージメントの調査のどういふところと県庁は比べて、例えば民間企業と行政機関、全部含めて、県庁は今こういう状況ですよという調査なんですか。これはどんな調査なんですか。

【徳永新行政推進室長】こちらは民間の組織・人事のコンサルティング会社の方に委託をしたものでございまして、その会社が開発したモチベーションクラウドというデジタル診断サービスというのを利用させていただいております。こちらにつきましては、委託業者において、これまで過去数十年間で約1万社以上の国内のデータベースを有しております、そのうち、今回1,000人から5,000人規模の他企業と比較したというような調査でございます。

【大倉委員】1万社のデータをもとに、民間も行政機関も含めた中で長崎県庁との比較的なものと考えたらいいんですかね。

【徳永新行政推進室長】もともと、ほぼ民間企業のデータベースだというふうには我々は理解しております、一部の基礎自治体の調査は行っているということはお聞きしておりますが、そのデータベースの蓄積はほとんど民間企業だと理解をしております。

【坂口委員長】大倉委員、時間がきていますので、まとめをお願いします。

【大倉委員】ほぼ民間企業と比較するということ、それがどれだけ行政機関と比較して意味があるのかどうかちょっとわからないんですけども、そこは民間の大事なところを行政が取り入れるということも確かに必要ですので、そこはいいと思います。

ただ、全体スコアよりも平均が低いのが気になるので心配なんです。大丈夫なんですか。

【徳永新行政推進室長】確かに平均が50ポイントで47.3ということで、平均より低いという状況でございます。

こちらにつきましては、調査結果をさらに深掘りいたしまして、専門業者の聞き取りなどを通じて調査結果の検証と活用策についてというのは、関係課でワーキングとかつくっていますので、そういったところで研究を深めてまいりたいと思いますし、単純にスコアだけじゃなくて、組織上の強み・弱みというのも得られる調査でございまして、例えば調査で得られました結果として、強みとして、上司が気楽に相談できるオープンなフランクな対応とか、職場においてメンバー同士がうまく連携しながら仕事をするということについては、組織上の強みだということが出ております。

逆に弱みとして、役所全体のまとまり感や一体感というところ、横の連携が弱いというようなところが出ております。

それ以外で職場環境みたいところで、弱みということで、例えばICT環境については本庁舎においてはWi-Fi環境などの整備を図られているところであるんですが、一方、地方機関ではその期待度に対する満足度が低いという結果が出てきておりますので、そういった結果も研究しながら、今後の活用とか研究を深めてまいりたいと考えております。

【大倉委員】県庁の仕事は、基本的には縦割りのイメージがありますので、やはり横断的にというその部分が弱みというのが見えてきたんだったら、やっぱり意味があると思いますので、ぜひ横断的な部分の弱みをつぶしていけるような仕事にかえていってください。ありがとうございます

ざいます。

【坂口委員長】ほかにありませんか。

【田中委員】私の一般質問の延長になるかもわからないけれども、特別職、知事、副知事に関してちょっとお聞きしたいと思います。

一つは私自身の常識というか、今までずっと政治活動してきた、議員活動してきました。その中で首長、知事、市長もあったけれども、この首長のイメージが私は本当変わってしまった、従来のイメージとね。首長のイメージがね。そういう観点で大石知事のイメージも、個人のイメージも変わったし、長崎県政の今の知事のイメージも変わってしまった。

この三役特別職は非常勤という扱いになるのかな。私は、若干常勤的な扱いだと思うんだけど、そこら辺のことからちょっと聞かせてください。

【永峯人事課長】特別職という身分はそういった状況でございまして、常勤か非常勤かということでもまいりますと、知事、副知事につきましては勤務時間といった概念が基本的にはございませんので、そういう意味で常勤、非常勤という区別はないんですが、一方で、やはり職員の勤務時間に基本的には合わせて出勤しているということでございまして、勤務時間という概念はございませんが、非常勤ということも少し概念としては合わないのかなと感じております。

【田中委員】我々も一種の特別職なんだ、議員もね。だけれども、議員の時のイメージと、例えば議長、副議長になった時のイメージは、働き方というか、勤務体系というか、変わっていきます。議長の時は、やっぱりある程度常勤的な考えで私はやらせてもらった。だから、朝でいうと10時から5時までくらいが私の勤務時間かと思っていたんです、当時ね。なぜ10時から

いうと、8時半に家を出ても10時にしか県庁に着かないわけだからね。5時に帰っても6時半しか帰れんわけだからね。だから、6時間ぐらいても9時間ぐらい働いているような感じになったんだけれどもね。

特に知事、副知事はまた別ですかね、知事と副知事は。送り迎えはしてないんですか、三役の送り迎えは。聞かせてください。

【永峯人事課長】特別職という位置づけにおきましては、知事と副知事に違いはございませんので、先ほど申し上げた勤務時間の適用がないというところは同じでございます。

送り迎えにつきましては、三役につきましては現状実施しているという状況でございます。

【田中委員】土曜、日曜の問題も出てくるね。しかし、土曜、日曜でも公務となればちゃんと対応する。大体私は秘書課に聞いたかったんだけど、そっちの方の法的な問題とか何とかじゃなくて、通常の今までのイメージからするとね、向こうの方に聞きたいんだけど、どうなんですか。土曜、日曜でも公務と政務という使い分けをされると、どこまでが公務で、どこから政務なのかという感じもするし。私ごとの時には一切我々も関与するつもりはないけれどもね。

ただ、何とかな、通常、皆さん方の概念からすると、9時から5時までくらいは拘束されるというか、役所に出てきて寝ているわけいかんわけでしょうから、三役だってね。自由だというわけにもいかん。そういうことからすると、土曜、日曜の関係と勤務実態的なものを若干報告願えないかな。特に、今年の3月、4月、お聞かせください。

【黒島秘書課長】ご質問にございましたスケジュール関係につきましては、私どもも平日

でございますと職員の勤務時間ということがございますので、9時から5時45分、18時ぐらいまでを前提にスケジュール等の調整をさせていただいているところでございます。

また、土曜、日曜、祝日等につきましても、行事の関係でご案内があった場合につきましては、県内外を問わず、行政機関でありますとか、各種団体から数多くのご依頼がいただいているところでございますので、この公務については全ての依頼に対応することはなかなか難しい状況ではございますが、行事の目的等勘案いたしまして、ご出席、対応について調整をさせていただいているところでございます。

また、3月、4月につきましても同様の形で、私どもは公務の部分について、まずは調整をさせていただいているという状況でございます。

【田中委員】そこら辺の境界というかね、公務と政務。

もう一つは、例えば知事が県庁にいる時間は、秘書課も大体放って帰れないだろう、知事が私ごとで残っていたとしてもね。秘書課は定刻ですからと言って帰ってしまうわけにもいかんだろうからね。送り迎えの関係もあるだろうから。そこら辺でやっぱりある程度のけじめは必要なんだよ、けじめは。幾ら知事といえども。そこら辺の関係をちゃんと秘書課は話ができるような体制になっているのかどうか。言われるだけなのか。こちらからもちゃんと、いや、こういうことで困りますよということを言えるかどうか。そこら辺の雰囲気も含めてちょっと聞かせてもらえないかな。こんな質問をするのは、私も初めてだ、45年議員しているけど。

【黒島秘書課長】秘書課におきましては、公職としての知事の秘書業務を所管しているところでございますので、公務以外の部分については

私どもといたしましても詳細等については把握してないという状況でございます。

私どもといたしましては、先ほどもご答弁させていただきましたが、公務の関係、いろいろご案内等あっている、また関係各課と会議等調整、そうしたところをまずは調整をさせていただきまして、スケジュール等を決めていっているという状況でございます。

【田中委員】ちょっとイメージがわからないんだけど、要は、知事が私ごとといえども、知事室におられる以上は、やっぱりあなたたちも対応しなきゃいかん。逆もあるかなと思う。知事が早く帰るからといって、それじゃもう何も言わんでいいんですかと。「明日休むよ」と言えばそれでいいのかという話。

ある程度の時間、知事として県庁におってもらわなきゃいかん、あなたたちはレクチャーの時間とか何とかもあるだろうから、用事がなくなっただけ。

私も議長の時に、出席のランプがつくと、当局からいろいろなレクチャーで来るからね。県庁に行けば、議会に行けば、もう時間もないくらいにある。

知事も若干、失礼だけれども、まだそう経験ないわけだから、いろいろな勉強もしてもらわないといかん。そういう感じであなたたち秘書課として、ある程度知事をコントロールするという言い方は悪いけれども、大体何時から何時までぐらいはひとつ対応してくださいというようなことでやっているのかどうか。知事が自分勝手にどうでもできるのかと、何でもできるのかと、そこら辺の感触を聞いているんです。

【黒島秘書課長】まず、公務の私どもが所管しております部分につきましては、公職としての知事の秘書業務の部分でございますが、そうし



た部分につきましては、行事等、また会議等、常に先のスケジュール等が入ってきている状況でございますので、そうしたところを優先的に私どももスケジュールとして調整をさせていただきまして、知事の方にはあらかじめお渡しするというようなことをやっているところでございます。

したがいまして、公務としての業務というところで、私どもも提示をさせていただいておまして、そうしたところで、それ以外の部分については私ども把握してないところはあるかと思っております。

【田中委員】ちょっとニュアンス的に難しい感じで、いろいろ質問も気を使わなきゃいかんだけども。

我々もそうだけど、知事もやっぱり365日、24時間知事なのよ。土曜、日曜もない。だから、その範疇で、長崎県の知事としてふさわしい、「選ばれる長崎県」とか出たけれども、そういう概念で考えるならば、やっぱり行動は慎重にしなければいけません。

それから、今日はちょっと用があるからと言って簡単に昼から帰ってもらったりなんかするのも、本当はあなたたちももうちょっと、斟酌というとおかしいけど、ちょっと時間つくってくださいとかいう話にね。少しルーズになっているような感じがする、あの2月、3月の行動を聞くとね。現実、あちこちに行かれているわけだから。

それについて、あなたたちは、県庁から知事が出ていければ、あとは知りませんと言う。しかし、これは問題があるのよ、知事はやっぱり。なぜならば、警察だって、警護とは言わんけれども、ある程度知事、公職に対するものは持っておられると思いますよ。私の議長の時も

あれっと思うぐらいに、家の近くを警察の駐在のパトロールなんかちょこちょこ来てくれていた。やっぱり公職としてちゃんとやるようなシステムになっているのよ。あんまり私ばかりやってもらったら本当困る、私ごとばかり。

公務のあり方というものについて、やっぱりもうちょっと私は慎重であるべきだと思うんだけどもね。公務と政務の扱い、これは部長にちょっと見解を聞いておこうかな。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】ただいまご指摘のことでございますが、我々、先ほど秘書課長が申しましたとおり、公務についてまずはしっかりと対応しているところでございます。

その上で、先ほどはじめをとということでございますが、我々秘書課の職員含めまして、知事含めまして、公務に対するけじめというのはつけているつもりでございます。

【田中委員】ところが、知事は、政務と言って、一切県が関係ないと言うわけにはいかないと思うぞ、政務といえど。どこが政務なのかというのが私はわからない。どこが政務なのか。

今まで、私の常識の範疇の知事、市長だったから、こんな疑問を持ったことないけれども、初めてこの知事は、長崎県の知事は、私の感覚からすると変わっているなど。私のイメージから全然。やっぱり知事ですよ、長崎県の。一番偉いんですよ、極端に言うと。

例えば、議会が終わった後でも、我々の会派室にちょっと顔を出される時だって、議員は全部立って迎えるような雰囲気よ。やっぱり知事にはちゃんと対応している人は多いんだよ。それに対して知事も、もう少しやっぱり公というものを考えてもらわないと。政務とはどういうことを言うんですか。帰られた後が政務だから、そのことについては一切わかりませんと言うの

なら、それはそれで構わんけれども、見解を聞かせてください。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】政務については、大変申し訳ございませんが、私はコメントする立場にございません。

【田中委員】 そうかな。もう少し、あなたたちも、知事といえども悪いものは悪い、悪いというのはおかしいけれども、「それはちょっと、あんまり無理せん方がいいですよ」とか、そのくらい言えるような雰囲気やらないと、秘書課もたまらないだろう。

議会は、議会事務局があって、正副議長の行動にしたってちゃんと把握するし、そんな個人的にどうのということはあるまい。道筋にしたって、簡単に今日はちょっとあそこに遊びに行こうやなんて言うわけいかんわけだから。公用車使っているわけだから、公用車を。公用車の使い方についても、あなたたちは一切問題ないと言うから、それ以上は詮索しないけれども、「えっ、そうなのか」「どこで乗り換えているのか」という話までね。やっぱり信頼関係が崩れると、そこまで頭がいてしまうんだ、信頼関係。だから、質問をしても、あなたたちは答弁がしづらいような範疇でもあるから、ひとまず終わるけれども、要は長崎県のプライドというのがあって、やっぱり長崎県の。我々は持っている、議会としても議員としても。

だから、今、大石知事の考えている知事職と言うイメージと、我々が今までずっと、高田さんも含めてね、高田、金子、中村とこうきた知事のイメージとちょっと違う、今度の知事は。私の感触では全然違う。言葉は悪いけど、困ったもんだなという感覚ですよ。困ったもんだな。だから、あなたたちが言う「選ばれる長崎県」と、本当に選ばれる長崎県になるかなと。

それから、知事の仕事ってもっとあるはずだよ、いろんな懸案事項を抱えているわけだから。選挙にかまけてと言うわけじゃないけれども、選挙にそんな介入する時間なんかあんまりないはずだ。そうでしょう。

私が一般質問でやったように、新幹線だって動かない。これもやっぱり知事が頑張らなきゃいかん。IRだって動かない。石木ダムだって動かない。懸案事項は、やっぱり知事になる前からわかっているわけだから、勉強して、知事になったらこうやるぞと。もう1年以上経過すればね、やっぱり長崎県知事大石賢吾としてのイメージをアップできるような仕事をしてもらわないと。そういう陳情とか何とか、通り一遍でやるもんじゃないですよ、この懸案事項を抱えているのは。特別、目的を持ったら、毎日でもあちこちに回って、お願いして回るとか、いろいろな方法はあるわけだ。それが行われているのかなと。

だから、秘書課は決められた仕事を消化するだけでいいのかとなると、私はそうじゃなくて、もう少し知事に対しても、こういう懸案事項を抱えているんだから、むしろ各課に話をしながら、要望をどんどん増やして、他県にも国の方にも要望に行くような、そういう長崎県の力が上がるようなことをやってもらわないと。

最後にしますが、知事が、首長が二元代表制の地方議会において、議決権を持っている県議会の議員に対して、あまり介入するというのは道義的にはよくない。法的には私も知らない。しかし、議決権があるのに、知事にお世話になれば、やっぱり、そういうことはないとは思いますが、一般質問でも言ったように。議員はそんなことで左右されることはないと思うけれども、そういうところまで、議決権まであるような県

議会に対してやっぱり介入すべきじゃないし、もう一つは知事、長崎県知事が県下の首長選挙に介入するのはあんまりよくない。自分が知事でしょう。直接長崎市、佐世保市以下あるわけだ、町までね。そこに知事が介入すると、やっぱり民意があんまり反映できないようなことだってあり得る、私の頭では。そこら辺まで含めて、まとめて部長の見解を聞いておきたい。その地方議会の選挙への介入、首長への介入。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】公務につきましては、知事は、私どもも同じでございますが、しっかり対応させていただいているものと、まずは認識しております。

政務につきましては、繰り返しになりますが、私がコメントする立場にはございません。

【坂口委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】総務部長、あなたは6月16日に総務部長名で「敷地内禁煙について」という通知を職員各位にあててやりましたか。それをやったならば何回やったんですか。

【大田総務部長】敷地内禁煙に関する通知、日付は心もとないところでありますが、通知させていただいております。1回だと承知をしております。

【小林委員】1回だけですか。

【大田総務部長】通知としては1回でございますが、メールもその前に送らせていただいておりますので、周知という意味では2回という形だろうと思います。

【小林委員】正確に話してくれよ。2回こうやって周知を徹底するために出しているわけだね。

このいわゆる敷地内禁煙について、2回通知を出したと。本来ならば1回ぐらいでいいだろうけれども、2回出したと。これはどういうこ

とで2回になっているんですか。

【大田総務部長】経過としましては、私のところに敷地内禁煙、議会棟の喫煙室になりますけれども、そちらにおきまして職員が喫煙をしているといった情報が寄せられておりましたので、私としては、まずは寄せられたところのすぐの対応としまして、メールで改めて周知を徹底するとともに、文書におきましても同様の内容でございますけれども、後日送付をさせていただいたというところでございます。

【小林委員】つまり議会や県民からも、そういうことで指摘があっていると。だから、2度こういって通知をしたと、こういうことになっておりますね。

大体「敷地内禁煙について」ということについては、この議会棟の喫煙所、これは県議会議員だけが利用できて、職員はどんな肩書であろうとも、それはできない。そういうようなことで県議会議員だけができる場所ですか。

【大田総務部長】私が職員あてに通知をさせた趣旨としましては、議会棟というのは議員の皆様がご利用されるということで、議員の皆様とのお客様といたしますか、議会の関係の方々にご利用なされるというのが、もともとのこの議会棟の喫煙所の趣旨だということがございますので、そういったところにおきまして、県職員がそういった利用をすべきでないということの趣旨で通知を差し上げました。

【小林委員】そうすれば、県の職員はそこを使ったらだめなんだね。今言ったけどね。そういう確認をいたします。

ところが、あなたのところに、県民からも指摘があっているが、いわゆる議会棟喫煙所を職員が利用しておるとかというような、あなたに対してこの辺の指摘というか、そういう情報が届

いたわけだね、もう一回確認しておく。

【大田総務部長】私のところにいただいております。

【小林委員】そうすると、実は私のところにも連絡がきたんだよ。県庁の幹部が、このいわゆる敷地内禁煙、これをこの場所で喫煙をしていると。そのやり方がいいかどうかということは別問題、今日は。

ただ、そういうことで職員はそこを使ってはダメだと、こういうことがきちんと連絡をされているにもかかわらず、実は職員のある者がこれをやっている。こういうのは基本的には通知違反ということになるんですか。

【大田総務部長】具体の例は、私、承知をしないで恐縮でございますけれども、6月16、すみません、ちょっと日付は。私の通知より以前の時にもそういったことのお話はしておりましたけれども、なかなか周知が行き届いてなかったという反省を踏まえまして、そういった通知を改めてさせていただいたということでございます。

仮にそこで吸っていたという事実がありますと、その通知は守っていただけてないということになると思いますけれども、それが即ち、例えば処分ですとか服務上の問題になるかということにつきましては、例えば継続性ですとか、あるいはどういった認識でおったのかとかいった個別の事情をお聞きする必要があるというふうに考えております。

【小林委員】まず、私が問題にしたいのは、やっぱりあれじゃないのか、そういう職員の方に総務部長名で通知をしても、それが守られないというところについてはどう思っているのか。

【大田総務部長】通知後に仮に守られていないということがございますと、それはひとえに私

の力不足ということになると思いますので、そこがしっかり守られるような工夫というのを改めて検討したいと思っています。

【小林委員】その私の力不足とかいうよりも、そんなふうに君は捉えているのか、本当に、まともに捉えているのか、そんなふうに。自分の力不足だと。県庁はそんなに、そうやって通知が届かないところなのか。そんな県庁なのかということを君は言っているんだぞ。それでいいのか。

【大田総務部長】通知を受け取った方の認識というのは、私もなかなか踏み込めない部分でございます。基本的には、我々行政マンでございますので、通知といったものにつきましてはしっかりと理解した上でそれを遵守していくということだと思っておりますけれども、それが徹底されてないと、周知が仮に徹底されてなくて、認識のところが届いていないということがあるとすれば、私の力不足ということで申し上げたものであります。

【小林委員】やっぱりこれは職務上の通知違反だよな。職務上の通知違反に当たると、こう私は思うんだけど、どうか。

【大田総務部長】先ほどの若干繰り返しになってしまいますけれども、通知の状況が守られていないということがございますと、それは通知が守られていない状態だというふうに思っておりますけれども、それが即ち処分ですとか、そういったことにつながるかどうかというのは個別の事情をよく聞いてみる必要があると思っております。

【小林委員】個別の事情が何かあるわけか。

要するに2度にわたって、この場所でたばこを吸ったらダメですよと、こういうことを県庁の職員の皆さん方に、いい、悪いは別として、

一応あなた方がそういう方向を出したわけだから、それを通知するというようなことだから、それはやっぱり遵守していただかなければいかんじゃないのかと、こう思うんですけどどうですか。

【大田総務部長】私も県民に対する姿勢というところもございまして、私名で出させていただきました通知につきましては、ぜひ遵守をいただきたいと思っております。

【小林委員】だから、事情を聞かないと、いや大体行政の状況は、行政のシステムということは、やっぱりこうやって通知違反、職務上の通知違反に当たるとすれば、これは処分というものが出てくる可能性はあるわけだろう。そんな処分の可能性がないようなそういうものが、要するに職務上の通知違反と、こういうようなことに、大体通知をしてそれを守らなければ通知違反ということは、いとも簡単じゃないか、行政のこの流れの中で。

それを処分につながるかどうかということとは、まだそういう背景を聞きながらということだけれども、基本的に通知に違反したらいかんわけで、それは内容をよく聞いてからのことであるかもしれないが、基本的にはこうやって、流れは通知違反されたら処分の対象になるというこれが一般的じゃないのか。

【大田総務部長】一般論によってしまって恐縮ですけれども、通知というものの自体は、趣旨としてそれを遵守いただきたいというもので当然お出しをしますけれども、先ほど少し申し上げましたとおり、それが当人にとってどのような理解を得ているかということも一方あると思っております。それは一般の行政行為についてもそうだと思います。

そういった意味で、個別の事情をよくお聞き

して、それがどういうことで仮にそういうことが、通知以降、私のところでお聞きしたものですから、仮にそういうことがあるとすれば、こういった経緯でそれに至ったのかということをよく聞いてみる必要があると思います。

【小林委員】もう一回言うけどね、あなたは頭が悪くないんだから、ちゃんと伝えていることは伝わっていると思うんだけども。

通知が徹底しない、通知を破るということは、職務上の通知違反に当たるんでしょう。

【大田総務部長】個別の事情がどうあったかは別として、その通知が守られていない状態だというのは間違いだと思います。

【小林委員】あんまりね、言葉を遠回しにせんかね、違反は違反じゃないか。そんなようことは当たり前なこと、職務上のこういうことは普通あることだよ。やっぱり違反したら、ちゃんときちんと注意をすとか、それなりの処分も辞さないということだってあるじゃないか。だから、そういうことで、きちんとしたあなたの2度にわたる通知に違反するということは、やっぱりよろしくないよ。

こういうことをまず押さえて次の質問に移りたいんだけど、実は私のところに連絡があったのは、いわゆる県庁の何とかな、幹部職員、ある程度の立場にある人がこういう通知違反を起こしていると、こういうことの連絡がきて、名前まで出ておるわけだよ。

そこでね、大瀬良部長、あなたの名前が私のところに届いているんだけど、率直な話、「敷地内禁煙について」という通知がありながら、そのいわゆる場所で、あなたがたばこをこうやって喫煙されたというか、そういうことがありましたか、ありませんでしたか、お尋ねします。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】以前行ったことはある記憶があります。ただし、2度目の通知というような話の後等ではございません。

【小林委員】以前行ったことがあるということは、1回でもそこでたばこを吸ったということを確認したということでしょうか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】時間外に行ったことがございます。

【小林委員】もうちょっとストレートに言ってくれんかな。行ったということは認めているわけで。時間外であろうが時間内であろうが、これは24時間入れるのかどうか、行ったことがないから私もわからんけども。

そこでたばこを吸ったということについては、事実関係を認められますか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】事実があったことは認めます。

【小林委員】そういうふうに正直に話した方がいいんですよ。もうちゃんと見た人もおるし、これをあなたがもし仮に否定されとったら大変なことになるぞ。

1回目だけ、行った時にたばこは吸ったと。2回目は行ったけれども、たばこは吸わなかったと、こういう解釈でよろしいんですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】入った記憶はございません。

【小林委員】ちょっと委員長、今の発言さっきは1回は入ったことがあるというような答弁をしまして、今は行ったことがないとか、おっしゃるから。

【小林委員】ちょっと休憩をお願いします。

【坂口委員長】一旦休憩いたします。

-----  
午後 2時45分 休憩

-----  
午後 2時46分 再開  
-----

【坂口委員長】再開いたします。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】6月16日通知以降、最初の通知以降は行ったことはありません。それ以前の話としまして、4月の時には行ったことが、そういったことはあります。

【小林委員】1回目行ってよくて、2回目の通知の後によくはないとか、そんなことを言っているんじゃないんだぞ。

要は、1回目であろうが2回目であろうが、基本的にはそこに行くなという通知がきているわけだから、そういう点からしてあなたは1回行って、そこでたばこを吸ったと、こういう状況でありますね。違うんですか。また変わるんですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】答弁が変わることではなくて、先ほど総務部長の方から6月16日が1回目というふうに話がありましたけれども、そういう観点でいきますと6月16日以降は、私は記憶ございません。1回目の通知以降は、記憶はございません。（発言する者あり）

【坂口委員長】一旦休憩いたします。

-----  
午後 2時47分 休憩

-----  
午後 2時49分 再開  
-----

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

【小林委員】そうすると、そういうように1回目はそういうことで4月。4月は忙しかったわな、本当にいろいろと。そういう点から考えて、その時に行ったわけだ。それでたばこを吸ったわけだよ。その時には、大体行くなというようなことは、きちんとそういうことの行くなという、そこで吸ってもらっては困るという通知は人事課長名できているわけだよ。そこはあなたの立場としても知らんというわけにはいかんたい。

そういうことで、結局2回目は総務部長名で出すということは、いわゆる遵守されていないということであるからということで、先ほど言ったようにやったわけだよ。

だから、この2回目に行っていなくても、2回目に行っていないから1回目行ったことは何も関係ないということではないんだな。

だから、そういう点から考えてみて、これは総務部長が、秘書課長であった、あるいは今そうやって秘書・広報戦略部長のこういう立場の人が、こういうような形で明らかになり、それも本人からじゃなくして、見た人の通知でこれが明らかになったということ。

また、あなたが2回目に出されたのが、いわゆる遵守されていないという、誰かが、あなたは誰かはその時わからなかったかどうか知らんが、そういうので遵守されていないからということで2回目出したわけだよ。

これは、先ほどから言っているように、事情を聞いて、通知違反に当たるか当たらないかというようなことについてはどうですか。

【大田総務部長】先ほど少しご説明させていただきました、4月に完全禁煙の実施に合わせて人事課長から、ある意味一般論といえますが、移行しますのでしっかり気をつけてくださいということでお出しをしておりました。

私のところに届いた情報としましては、個人名というのは実はそれほどございませんで、もうかなりの数の方々がそこで吸っているんだというような情報をいただいております。

そこで、まさに先ほどの周知徹底の不足ということを感じまして、そこは知事ともしっかり相談をしまして、改めて通知を出させていたというところがございます。

【小林委員】だからね、そういう秘書・広報戦

略部長たる部長ですよ。しかも知事の側近中の側近じゃないか。誰よりも遵守せんといかん人じゃないのかなと私は思うんだよ。だから、4月だったからいい、6月以降だからと、そういうわけにはいかんだろう。

だから、そうやって4月からでも同じようなことで、吸ってはだめな場所、たばこを吸ってはいけない場所、これをきちんとそうやって人事課長でも、あるいは総務部長でもやっている状況、そのところを破っているということは事実になった。

このところについては、なんでその4月にそうやってだめだというところを、知事の側近中の側近である大瀬良現部長が、なぜ行ったのかということについては、きちんと事情を聴取して、どういうことだったということの次議会ぐらいではきちんと説明をしてもらいたいと思うけれども。そうじゃないと、きちんと道筋が立たんと私は思うが、そこについてはどうですか。

【大田総務部長】私を含めまして、部長職、県庁の幹部の中心でございますので、やはり範となるべき存在だと思っております。こういった形の事実を、ご指摘を今いただきましたので、どのような形でお返しをできるかというのを委員長とも、またご相談して対応させていただきたいと思っております。

【小林委員】次のこの委員会でその内容をきちんと説明してくださいと言っているんだ。そのことについて、何と言った、今。委員長と相談してどうするの。やってくださいと言っているんだよ、当たり前のことを。明らかにせんばいかんやろう。どうなんですか。

【大田総務部長】ご指摘の内容、申し訳ございません、議会運営の関係だと私は認識をいたし

ましたので、委員長とどういった形でこの場でお返しができるかということについて、ご相談させていただきたいと思います。

【小林委員】 やっぱり立場の人だからね、大瀬良さんだということが私のところに届いているわけよ。そういうことがあっているということについては、やっぱりこれは重大に受け止めなければいかんと思うんだよ。そうせんと、全職員の皆さん方に対しても申し訳ないし、これを通知されてきた方々にとっても、どういう対応を県はしたのかと。上の者に甘く、下の者には厳しいみたいなそういううがった捉え方をされるのは、決して好ましいことではない。

だから、そういう一般的な職務上の通知違反と、これに当たることは間違いないわけだから、それは事情がどういう事情があったのか、かれこれは聞いてみる必要があるかもしれませんけれども、やっぱり皆さん方が納得のいくような形の中でこれをきちんと処理してもらいたいと、こういうふうを考えておりますので、その辺のところは筋が通るように、みんなが納得できるようにひとつやっってもらうことを強く要請をしておきたいと思います。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 改めまして、私がたばこを吸ったことに関しまして、深くお詫び申し上げます。以上でございます。

【坂口委員長】 ほかに質疑はございませんか。ないようであれば、3巡目ですので簡潔にお願いします。

【小林委員】 本当は、まだほかにやりたいんだけど、さっき田中委員から話があったので、私も同じようなことを、ずっと一般質問以来、ああいう答弁拒否的な態度でよかとやろうかと。ああいう者が議会の中で初めて経験するものだから、公務とそういう私的なこと、このい

わゆる政治的なことと公務と、何かきれいに2つに分かれて、そして、公務のことについては答弁するけれども、政治的なこと、政務については一切答弁しないと。こういう姿勢は、やっぱりこれまで長い間、ずっと県政に携わってきて、率直に言って初めてのことで、やっぱり非常に違和感を覚えている。こんな議会軽視でよかとやろうかと、こう思うわけです。そう思わん人はいないんじゃないのかと思うけども。私は、やっぱり議会軽視、答弁拒否みたいなことが議会の中で行われないように、我々は二元代表制の中できちんと緊張感を持ってやらなきゃいかんということをはっきりしておきたいと思うんです。

そこで大瀬良さん、あなた、知事の秘書になられて、今まで秘書課長、今回部長になられました。今回、我々が心配しますのは、政務や公務以外で知事との連絡体制というのは、公務以外でこれが政務だからと、こう言われた時に、この連絡の仕方についてはどのようにされてきたのか、これからはどうするのか、お尋ねをします。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 連絡体制についてでございます。公務以外のところでも知事と直接連絡等をとるような体制の中でやってまいりました。今後もその体制については、緊急時の連絡ということもあり得ますので、それについては引き続き対応していきたいと思っております。

【小林委員】 あのね、ちょっと改めて聞きますけれども、この政務の時には、いわゆる県庁の秘書課は誰も知事に同行してないのか、その辺をもう一回明らかにしてください。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 公務以外のところでは同行しておりません。



【小林委員】 そうするとね、例えば今言うように緊急態勢、自然災害、何か知事に決裁を仰んばいかんということは必ずあると思うんだよ。そういう状況になってきた時に、携帯電話が今頃はありますけれども、しかし、携帯電話も全て100%つながるかといえばそうでもない時もある。実際、我々が日常経験していると思うんです。

だから、そういう点から考えていけば、やっぱりいざという時に、そういうことがたびたび、もう政務の時は一切誰もつかない。あるいは東京出張とか、そういう県外に知事が出張した時に、例えばもう何時からは帰ってよかと、一人で知事が行動すると、こういうことがあっているんですか、どうですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 そういうこともあっているかと思います。

【小林委員】 そういうこともあってたかというのは、時々あっているのか、全部あっているのか、ここを聞きたいわけだよ。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 つぶさに私が随行しているわけではございませんので、私は把握しておりません。

【小林委員】 どうしてそういう答弁をするのかね、部長たるものが。今まで秘書課長としてずっとついてきてさ、大瀬良さん、本当にまじめに聞いてください。そういう時もありました、全部あなたが、自分がついているわけではないのでわかりませんと言っているんだぞ。こんな姿勢で、長崎県の県庁の秘書課の姿勢としていいのかどうかと、そういうようなところでいいかどうかということをもう一度答えてください。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 公務以外のところで、現実的に把握できないところはあります

けれども、ただ、委員ご指摘で緊急時というのも、これまでも特に連絡体制に問題はあっておりません。ただ、やっぱり何が起こり得るかわからないという観点におきましては、連絡体制として携帯以外に何ができるのかというのは、検討していきたいと思いますが、いずれにしましても、私の認識は今そういうところでございます。

【小林委員】 だから、今言ったように、これは非常に県民の立場からも県議会としても、知事との連絡がもし仮にとれないというようなことがあった時にどうするかと。知事との緊密な体制というのは、やっぱり秘書課の方はしっかりそこは確保してもらっとかんといかんと。

今回、こうやって県議会議員選挙に絡んで、政務については一切関係してないというようなことが明らかになったわけですね。本当に関係してないのかどうかということ、これは、私は正直言って不思議に思っているんです。そんなことはあり得ないぞ。知事の行動を、いやしくも部長たるあなた、当時の秘書課長が何にも政務のことは知らない、こんなようなことを県民の皆様方全てに真顔で言えるかどうか、これはどうですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 把握できておりません。

【小林委員】 何ですか、把握できておりませんというのは。私が今言っていることに答えてもらいたい。いざという時に、やっぱり長崎県のトップリーダーである知事と連絡がとれる体制にあらなければいかんというのが、大体一般の県民の皆様方の常識ではないかと思っているんです。だから、そういう個人的な、それは知事といえども、誰といえども、ちゃんと公私の私のところについての必要性はわからないわけで

もないんです。全部が全部ということを書いてあるわけじゃなくて、いざ、こうやって今自然災害が多い時、あるいは北朝鮮からいつあんなものが飛んでくるかもわからんとか、もう世の中は、これから先何があるかわからんような状況の今日の現状だから、やっぱり今まで以上にその辺の連携プレーは、連携体制は、これはもう絶対に求められることであると。だから、そういう点からしてみても、やはりいざという時の連携体制を秘書課の部長として、あなたは責任持って知事と話をし、今のままでいいのかどうかということについては、もう一度知事の意見を聞きながら、しかし、あるべき姿、県民の皆様方にきちんと伝えながら事を進めていかなければいけんのじゃないかと思うんですけども、どうですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 これまでにおきましても、知事と連絡がとれなかったことはございません。ただ、今ご指摘のように、さらにそれ以上のところで何ができるのかということについては、私の方も検討はしてみたいと思います。

【小林委員】 あなたの言葉だけじゃだめですよ。本当、県民の皆さんは、あなた方秘書課と知事が連携とれない時があるとか、あるいは、たまさか今、携帯でかけた時にそれがつながったからよかったかもしれませんが、やっぱりその点から考えていくと、今後、気象の状況とか、かれこれからして、携帯が全て連絡が必ずできるという保障はありませんよ。だからこそ、これからはどうしなければいけないかということの、そういう緊急の連絡体制はやっぱり一工夫も二工夫もして、絶対に県民の皆さん方に迷惑をかけないように、知事としてのきちんとしたリーダーシップの役割を果たしてもらいたいと

思いますから、この点については、どっちみち総務委員会でまだ次の機会でも聞かせてもらいますから、この辺のところはしっかりやってもらいたいと思うんです。

それから、私は、今回の質問の中で、知事が答弁を、そういう政務のことについては答弁しないと、こういうようなことで、そういうことが果たして通るか通らんかということをおっしゃっているわけだけれども。ただ、やっぱり内容に虚偽の答弁があってはいかんと思うんです。これは大瀬良さん、あなたもよくわかっていると思うんです。自分が今回、県議会議員選挙にこのような形で関与したことについては、やっぱり知事がはっきりしていることは、まず基本的に大石県政に理解を示していると、これが一つ。それから2つ目については、要請があったところについて日程が許す限り、ということをおっしゃっていますね、答弁で。では、その要請を受けたところだけそうやって知事は応援に行かれたのか、そこはどうですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 私は全く把握しておりませんので、コメントはできません。

【小林委員】 あんまり誠実はないな。あなた、秘書課長とか、今の秘書・広報戦略部長として、知事の一番そばにおいて全てのことがわかっておらなければいけないことを把握していないということについては、例えば、行った時、もし仮に知らなかったとしても、翌日の新聞とか報道等において、あるいは話の流れにおいて、知事が誰のところをいつ頃来ておったと、こういう話はきちんとあなたのところにも伝わるべきだよ。また、伝わると思うよ。そういうことを全く知らない。そうやって伝わってこないということ、まともに我々に真顔であなたはおっしゃっているんですか。そういう議会でうそとか

虚偽とかというようなことは一番許されんことだから、そういうことからして、全く自分があずかり知らないことだということを言い切れますか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 答弁、繰り返しになりますけれども、私は承知できることはありませんでした。なお、今、委員からありました新聞等で見るとというのは確かにございました。以上でございます。

【小林委員】 新聞等で見たり、そうやって報道等で見たりすることはあっただろうと。そういうようなことで知るだけで、そういう選挙の応援とか、かれこれに知事が時間を割いて行かれることについては、政務のことだから、秘書課については部長としても全くこういうことについては関係ないと、知らないということでこれが素通りできるかどうか、ここのところについてはどうですか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 繰り返しになりますが、私が知っている範囲は、先ほど申し上げたとおりでございます。

【小林委員】 私は、先ほどからうその答弁が一番よくないと言っているけれども、現実に知事が応援に来られた県議会議員で当選された方、あるいは落選された方に聞いてみると、要請もしていないのに知事が来た。もっと遺憾千万なのは、断ったのに来た。そして、マイクを握った。こんな破廉恥な、こんな知事の権威を損なわしめるような、そんなようなことがあっているということについてはどうですか、知っていますか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 そういったお話をお聞きしましたが、私自身は、もともとどういった対応をされているかというのは承知しております。

【小林委員】 あなた、職務怠慢と言われても仕方ないかもしれんね。こんな新聞なんかにも、どんどん書いてあるような内容で、新聞なんか見てないんですか、あなたは。そんな話を聞いてないですか。いろんな人が話していますよ。県議会議員の複数の人たちも、私が具体的に直接聞いたけれども、要請していないのに来た。また、ある方は、断ったにもかかわらずマイクをとったとか、全然知事が議会で答弁していること、要請を受けたところだけ行ったみたいなことを言っているけれども、全然要請もしていないのに本人が来た。こんなようなことで議会で、答弁がある意味ではごまかしていると言われても仕方がないんじゃないかという現実の姿がありますよ。そんなことは全くご存じないということで、あなたの立場でまかり通って、こんな知っておかなければいかんようなこと、現実にどんなことが起こっているか、そういうようなことについて知らぬ存ぜぬという形で、これがまかり通るとは私は思わんのだけでも、もう一回正直に答弁してください。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 存じ上げないことは、大変申し訳ございませんが、存じ上げておりません。新聞で見た範囲というのはわかりますが、いずれにしても、知事のその時その時の行動について、私は把握しておりません。

【小林委員】 そうすれば、やっぱり条例に基づいて、知事のことも含め、あなたのことも含めて、やっぱり重大にきちんと訴えていかなくちやいかん。私は私の名前で、そこまであなたが言うならば、こんなに常識から考えてみて、ちょっと理解ができないような答弁を、まさに県民を代表する県議会のこの場において、こういう話をあなたがするというものについては、もうちょっとね、県政は一体どうなっているのか

と。知事が一番側近の者が知っておかなければならんようなそういう情報についても、全くもってこれを知らない。知ろうともしないし、知らない。これであなたの役割が果たせるんですかと。当たり前の県民の声として、私はまた議会人の一人として、あるべき姿から考えてみた時に、あなたにそういう話をしているわけです。

今、いろいろ公開条例が各県にあります。青森県の時はこうだった、東京の時はこうだったと、いろんな条例の中身をきちんと精査をして、そして全部、今、公開をしなさいという結論が出ています。これを私はきちんとやらせていただきます、私の名前で。そして、本当にうそを言っているか、うそを言っていないかと、こういうようなところについてはきちんとやってみたいと思います。

それから、最後に公用車を使って行くというところもありますけれども、例えば昼間が公務と、その後は政務と、こういった場合に、そういうところについてのいわゆる公用車の使い方がどうなっているのかと。ここについても公用車の記録をきちんと出すことができるかどうか。ここもやっぱりあなた方が出さなければ、私は出すような、要するに県議会の条例とか、その他の条例をきちんと精査して、きちんと訴えてやっていきたいと思います。この点については、本当に私は残念だと思います。しかし、あくまでもあなた方が言っていることが本当なのか。私が今指摘をして明らかにすべきこと、何回、誰のところに応援に行ったかと、そういうところの議会での正式な質問に対して、それに答えないというところ、答えないということは、何も個人情報ではないじゃないですか。どこで要するに演説会に出ておったとか、どこで

街頭演説をやったとか、みんなこれは衆目するところであります。だから、こうやって個人情報隠さなければいけないところは何も無いわけです。

だから、そういう点から見て、政務だから答弁ができないと、政務だから何も知らない、ということがまかり通るわけではない。こういうところもしっかり我々は、今回、いろんなことについて勉強させてもらう機会を得た、あなた方のおかげで。だから、そういう点から考えてみても、条例に基づいてしっかりやっていきたい、こういうようなことです。

それから、あなたが自分で日程をやったという3月11日。3月11日、自分で日程を作ったという答弁をしているじゃないですか、議会で。この間、一般質問の中山 巧議員の質問に、そうやって自分が日程を作ったということで、自分がそうやって知事には至るところを回ってほしいと、だから、そういうところで自分が予定表を作って知事に行ってもらうようにしたということ、覚えていますか。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】 1点だけ話をさせていたただきたいのですが、答弁で私は、日程を私が作ったとは、まずは申し上げておりません。その際の質問は、私の今の記憶でございませぬけれども、公務で行ったのかどうだったのかといったことに記憶はありませんかということだったので、公務で行かせていただきましたという話をさせていただいております。

【小林委員】 この3月11日は公務ということで、あなた答弁しているんですよ。なんで知事に聞いているのに、あなたがそこでこうやって答弁をせんといかんのかということも、これもなかなか理解できないけれども、見とって知事から答弁せろみたいなことをあなたは言われよ

ったよ。だから、そういうことで答弁したんだろうと思うけれども、これは公務だよ。公務ということであなたはもう答弁している、間違いなく公務。

そして、あなたのそういう答弁した内容というのが、やっぱり知事にはいろんなところを回っていただいて県政を推進するプラスにしてもらいたいと、こういうようなことをあなたは答弁しているんです。だから、自分で日程を作ったんだろうと思うんだけどね、こういうことで。

そうすると、ちょっと一つ聞くけれども、土曜、日曜日という時に、こういう土曜日とかなんかにそういう公務を入れて、いろんなところを視察に回ることがあるのかどうか、そこだけ最後にちょっと聞いておきたい。

【大瀬良秘書・広報戦略部長】この間の答弁は、まずは視察は公務としてさせていただいたという趣旨でございます。

それから、2点目のご質問でございますが、土曜日とかにあるかということでございますが、そういうこともあり得ます。

【坂口委員長】以上で、議案外の審査を終わらせていただきます。

次に、意見書審査を行います。

「地方財政の充実強化を求める意見書（案）」提出の提案がっておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔資料配付〕

それでは、大場委員より、意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【大場委員】それでは、「地方財政の充実強化を求める意見書（案）」について、趣旨説明を行わせていただきます。

「地方財政の充実強化を求める意見書（案）」は、お手元に配付している意見書をまずご覧い

ただきたいと思います。

本意見書は、県が国に対して政府施策要望を行っていることを踏まえ、県政推進のために地方財政の充実強化が大変重要であることから、毎年この時期に提出をしているところであります。

令和6年度の政府施策に関する提案・要望書において、地方創生・人口減少対策に必要な財源措置の充実について、昨年の意見書をベースにして新型コロナウイルス感染症収束後の財源確保といった、昨年からの環境変化を踏まえた構成としております。

内容は、1番から3番の項目は基本的な事項として従前どおりの意見を述べさせていただいております。

4番につきましては、感染収束後、地方財政の平時化に伴いまして、地方交付税を削減することのないよう特段の配慮や新たな財源措置などの十分対策を求めるものであります。

5番、6番につきましては、地方創生の推進に必要な財源措置や地方創生関連予算の十分な確保を求めるとともに、特に、本県は離島・半島など条件不利地域を多く有しております。人口減少や高齢化が全国よりも進展している状況であることから、地方交付税の算定についても配慮を求めるものであります。

7番につきましては会計年度任用職員制度に伴います財政措置を、また、8番については地方の基金残高が増加しているとの理由だけをもって地方交付税の削減を行わないよう、それぞれ継続して要請を行うものであります。

以上、説明とさせていただきます。

委員各位のご賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【坂口委員長】ただいま説明がありました「地

方財政の充実・強化を求める意見書（案）」について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご意見がないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時21分 休憩

午後 3時21分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」を提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】ご異議なしと認めます。

よって、「地方財政の充実・強化を求める意見書（案）」については、提出することに決定されました。

なお、文案等の作成については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それでは、正副委員長にご一任願います。

以上で、委員会の審査が終了いたしましたので、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時22分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、秘書・広報戦略部、総務部及び危機管理部関係の審査を終了いたします。

引き続き、委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。お疲れさまでした。

午後 3時21分 休憩

午後 3時21分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午後 3時22分 休憩

午後 3時26分 再開

【坂口委員長】委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【坂口委員長】それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

以上をもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後 3時27分 閉会

# 総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和5年6月27日

総務委員会委員長 坂口 慎一

議長 徳永 達也 様

記

## 1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 53 号 議 案	一般職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第 54 号 議 案	長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	原案可決
第 55 号 議 案	長崎県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 61 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
第 62 号 議 案	権利の放棄について	原案可決
報 告 第 17 号	長崎県税条例の一部を改正する条例	承 認

計 6 件 (原案可決 5 件・承認 1 件)

## 2 請 願

番 号	件 名	審査結果
第 2 号	長崎県への I R 区域認定申請の取り下げ要請を求める請願	不 採 択

計 1 件 (不採択 1 件)

委 員 長 坂 口 慎 一

副 委 員 長 中 村 一 三

署 名 委 員 大 場 博 文

署 名 委 員 饗 庭 敦 子

---

書 記 山 口 祐 一 郎

書 記 高 柳 雄 一 郎

速 記 (有)長崎速記センター